

第360回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月 9日	木	本会議	開会 会期の決定（15日間） 議案の上程22件（予算8、条例7、その他6、報告1） 提出者の説明 濱田知事 委員長報告 決算特別委員長報告（26件） 採決（359第14号—359第16号、359報第1号—359報第23号） 自治功労者表彰状の伝達
10日	金	休 会	議案精査
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	休 会	議案精査
14日	火	本会議	質疑並びに一般質問 西内(隆)議員 橋本議員 岡田議員
15日	水	本会議	質疑並びに一般質問 金岡議員 米田議員 野町議員
16日	木	本会議	質疑並びに一般質問 今城議員 弘田議員 委員会付託
17日	金	休 会	委員会審査
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	休 会	委員会審査
21日	火	休 会	委員会審査
22日	水	休 会	
			委員長報告 採決 議案の追加上程（第22号） 提出者の説明 濱田知事 採決 議案の上程（議発第1号） 採決

23日	木	本会議	議案の上程（議発第2号） 討論 坂本議員 採決 議員辞職の件 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任 継続審査の件 議席の一部変更 閉会
-----	---	-----	--

第360回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月9日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	6
委員長報告	
金岡産業振興土木委員長	14
決算特別委員長報告	
三石決算特別委員長	17
採決	23
自治功労者表彰状の伝達	23
森田議長	24
濱田知事	24
塚地議員	24

第2日（12月14日）

出席議員	27
欠席議員	27
説明のため出席した者	27
事務局職員出席者	28
議事日程	28
諸般の報告	29

質疑並びに一般質問

西内(隆)議員	29
1 政治姿勢（2年間の感想、県政上の課題、ビジョン、衆議院議員総選挙の結果の受け止め、県選出国会議員への期待、岸田総理の所信表明演説の受け止め）について	29
2 新型コロナウイルス感染症対策（3回目のワクチン接種における課題と対応、第6波以降の対策、県経済への支援、政府の水際対策への所見）について	31
3 台湾有事について	32
4 中山間対策（集落实態調査の概況と活用方法）について	34
5 子供たちの近視について	34
6 よさこいの振興について	35
7 国史（母国の物語の共有意義）について	36
濱田知事	38
浦田危機管理部長	43
尾下中山間振興・交通部長	44
伊藤教育長	44
山脇観光振興部長	45
西内(隆)議員	45
橋本議員	46
1 政治姿勢（2年間の行政成果と課題、ポストコロナを見据えた道筋の提示、国債残高1,000兆円突破に対する認識、新型コロナワクチン接種後に亡くなった方の遺族に対する思い、広域道路ネットワーク計画における構想路線の早期着工に向けた国への働きかけ）について	46
2 環境影響評価（環境影響評価法施行令の改正による環境影響評価条例施行規則の見直し、県内における地域住民と事業者の間での反対運動やトラブル、事業計画への地域の声の反映、新たな再生可能エネルギー発電所建設に関する反対運動やトラブルに対する関わり方）について	48
3 防災・減災対策などのインフラ整備の加速化について	49
4 里親・養子縁組制度（国の目標に届かない委託率、普及啓発や新規開拓に向けた取組、支援）について	50
5 中山間地域等直接支払・多面的機能支払制度（交付金の用途をめぐる問題、運用や報告を他に依存している団体への交付、有効に使える農村全体合議の仕組み、市町村の現場力低下への対応）について	50
6 新事業チャレンジ支援事業費補助金について	51
7 水産業の現状と漁場の有効活用の促進（現状認識、今後の見通し、課題と新規参入事業者と地元との調整）について	52
8 危険なバス停（交通事故の有無、県警察の向き合い方と対策上の問題、関係	

機関との総合的な調整) について	52
濱田知事	53
中村林業振興・環境部長	56
森田土木部長	58
山地子ども・福祉政策部長	58
杉村農業振興部長	59
松岡商工労働部長	61
松村水産振興部長	61
熊坂警察本部長	62
橋本議員	63
濱田知事	64
杉村農業振興部長	64
橋本議員	64
岡田議員	65
1 憲法（自殺者の急増と背景、社会のひずみへの対処、成立過程と土佐の自由民権運動、主権者教育における重要性、武力によらない平和貢献への認識）について	65
2 米軍機の低空飛行（本山保育所上空での訓練映像を見た思い、実態把握の器械設置の進捗状況、中止及び事前通告の要請、日米地位協定見直しの実現に向けた決意と取組）について	66
3 政府の経済対策（住民税非課税世帯等への給付金の対象拡大、現金による一括給付、事業復活支援金の対象拡大、看護師の抜本的な処遇改善、補正予算での防衛費計上への所見）について	67
4 地方創生（国と地方の関係、暮らしへの施策、学費引下げなどの要望、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価基準、県民主体の取組、地域支援企画員の役割及び市町村との連携と地域支援を担う人材育成）について	69
5 過疎地域に対する取組について	71
6 物部川の濁水問題（対策の取組状況、濁水対策検討委員の追加理由と目的、ダムの改良とその効果、森林環境保全事業の進め方）について	71
7 鳥獣被害対策（専門員事業の評価と課題への取組、狩猟者登録の増加と捕獲目標達成への取組、三嶺で鹿が増加した要因、食害の把握と頭数管理）について	73
濱田知事	74
伊藤教育長	80
浦田危機管理部長	80
尾下中山間振興・交通部長	81
森田土木部長	82

中村林業振興・環境部長	83
岡田議員	84

第3日（12月15日）

出席議員	85
欠席議員	85
説明のため出席した者	85
事務局職員出席者	86
議事日程	86
諸般の報告	87
質疑並びに一般質問	
金岡議員	87
1 中山間地域の将来（現状認識、疲弊の要因、重要性、インフラ整備を含めた農林業の育成、社会インフラの整備、農家への所得補償制度の導入、交付金等の事務作業の負担軽減、耕作放棄地の放牧利用推進のための特別な支援策、集落協定に参加していない農家への支援、地域の農地を維持するための組織で活躍する方々への支援、福祉政策の観点からの支援、市町村による住居・田畑の住民意向調査への支援、国道・県道の早急な整備）について	87
2 林業（伐採従事者の確保、平均給与・収入の現状と改善、木質バイオマスの安定供給、林業の安定化、再生林の現状・問題点と今後の取組、県全体のゾーニングの必要性、持続可能な林業の姿）について	91
3 プラスチックごみ（海水の汚染状況や海洋動物等への影響と対策、今後の対策）について	93
濱田知事	94
杉村農業振興部長	97
中村林業振興・環境部長	99
森田土木部長	103
山地子ども・福祉政策部長	104
金岡議員	104
米田議員	105
1 コロナ禍の病院再編（残業なく対応できる医師数の必要性、感染症・集中治療専門医の増員と重症ベッドの確保、コロナ対応の教訓やリダンダンシーの考え方の地域医療構想への反映、医療資源が逼迫しないための取組、PCR検査実施による陽性者の早期発見）について	105
2 教育職員の変形労働時間制（本県教育職員の労働時間、職員団体との交渉、	

適用しないことを求める意見書議案を可決した市町村議会と市町村教育委員会の姿勢や判断、教職員や保護者への説明、条例化の見送り) について	106
3 GIGAスクール構想(情報モラル教育と健康面の配慮、費用負担への支援、教員の裁量・専門性を基本としたデジタル教材活用) について	107
4 土砂災害(熱海市の大規模土石流被害、盛土による災害防止のための総点検の対象箇所と中間報告結果、公共工事の建設残土処理、土砂災害警戒区域の指定及び公表とソフト対策の取組、補助制度の拡充と技術者育成・確保に向けた支援強化の提言、自伐型・小規模分散型林業への転換) について	108
5 介護保険(補足給付の対象人数と縮小・除外された人数及び影響、県民の痛み・不安への受け止めと補足給付見直しの中止・撤回の提言、滞納処分・給付制限の状況、処分を行う現場の状況、経済的困難にある人が介護を受けられない仕組みの改善の提言、保険料・利用料減免制度の拡充・創設、国庫負担割合引上げの提言) について	110
濱田知事	112
家保健康政策部長	115
伊藤教育長	116
森田土木部長	119
中村林業振興・環境部長	120
山地子ども・福祉政策部長	121
米田議員	122
伊藤教育長	123
濱田知事	123
米田議員	124
野町議員	124
1 高知版地域包括ケアシステムの構築(コロナ禍がもたらした影響と課題及び今後の対応、政府の看護・介護職などの賃金引上げに対する評価、「高知家@ライン」の改良、東部地域への看護師養成機能も含めた多機能支援施設の設置、サテライト教室設置への支援と市町村との連携、東部地域での在宅患者に対する服薬支援) について	124
2 ウイズコロナ下での社会経済活動の再開(ワクチン・検査パッケージの活用と周知、高知家あんしん会食推進の店認証制度の認証状況と今後の取組、商店街におけるウイズ・アフターコロナを見据えた支援、ネット販売との競合と地域事業者のデジタル化支援) について	126
3 ふるさと納税制度の活用促進による地域産業の活性化(指定取消処分の教訓と制度の在り方、地域活性化への効果と今後の活用、地域産業振興における今後の活用、市町村間の連携強化への支援、市町村における寄附金の使い道の見える化) について	128

4 道路整備に伴う交通渋滞や交通事故への対策（住民の要望を踏まえた取組、公共交通機関の通勤・通学利用者を増やす取組、芸西村から安芸市にかけての交通渋滞解消に向けた取組）について……………	129
5 農業振興（人・農地プランの実質化の進捗状況と未完了市町村への支援、課題を踏まえた取組、園芸ハウス団地の用地確保の取組状況と推進策、露地園芸作物の振興、国の施設園芸セーフティネット構築事業や収入保険制度への加入状況・割合と県独自の支援策、園芸用ハウスの整備コスト低減対策の成果と今後の取組、2050年カーボンニュートラルに向けた施設園芸におけるエネルギー転換）について……………	130
濱田知事……………	132
家保健康政策部長……………	134
浦田危機管理部長……………	135
松岡商工労働部長……………	136
徳重総務部長……………	137
沖本産業振興推進部長……………	138
熊坂警察本部長……………	138
尾下中山間振興・交通部長……………	138
森田土木部長……………	139
杉村農業振興部長……………	139
野町議員……………	142
徳重総務部長……………	142
野町議員……………	142

第4日（12月16日）

出席議員……………	143
欠席議員……………	143
説明のため出席した者……………	143
事務局職員出席者……………	144
議事日程……………	144
諸般の報告……………	145
質疑並びに一般質問	
今城議員……………	145
1 政治姿勢（2年間の感想と今後の反転攻勢に向けた方策、都道府県魅力度ランキング調査への評価と魅力度アップへの取組、公務員の定年引上げ制度導入の課題と取組）について……………	145

2	産業教育（産業系専門高校の生徒数確保、専門学科の定員見直しと計画的な改編）について……………	146
3	警察行政（新型コロナウイルス感染症対策の給付金に係る詐欺摘発に向けた取組、薬物乱用低年齢化への対応、学校における薬物の危険性の指導・教育、安全運転サポートカー限定免許創設に向けた制度の普及）について……………	147
4	水産振興（モジャコの充足率の推移とブリの資源量の評価及び来年度の天然種苗確保への取組、ブリ人工種苗生産状況と今後の活用、アフターコロナに向けた輸出拡大、外国人技能実習生及び外国人労働力の確保と活用、入国後講習の実施機関の必要性）について……………	148
5	土木行政（四国横断自動車道の宿毛－内海間の早期事業化、幡多西南地域道路の整備効果、河川整備計画における治水対策の進捗管理、県管理道路の適切な維持管理）について……………	149
6	サイバー攻撃への対応（県立病院における対策、情報システムの甚大な障害を想定した業務継続計画の策定）について……………	151
	濱田知事……………	151
	徳重総務部長……………	153
	伊藤教育長……………	153
	熊坂警察本部長……………	155
	松村水産振興部長……………	155
	松岡商工労働部長……………	157
	森田土木部長……………	157
	橋口公営企業局長……………	159
	今城議員……………	159
	弘田議員……………	160
1	道路整備（新たな財源の必要性、奈半利室戸道路に期待される効果と幡多西南地域道路を含めた今後の取組、政策提言を続けていくことの意義と効果、県議会議員の議会質問や陳情活動の受け止めと対応、BバイCの便益に新たな指標を加えること）について……………	160
2	働く場所の確保（県内企業が移転を希望する場合の対応、市町村との意識の共有、三津地区における大型定置網漁業の存続への取組と今後の見通し、将来につなげるための取組、地域振興への思いに関する市町村への伝達及び施策の共有、木質バイオマス発電事業に対する支援、施設園芸ハウスへの木質バイオマス燃料による小型熱電併給システムの導入、市町村と連携した地域振興への支援）について……………	161
3	移住者への支援（海洋深層水を活用した事業計画の実現に向けた支援、市町村と連携した移住・定住を支援する取組、空き家を活用した住まいのニーズに見合った支援制度）について……………	165

4 台湾との交流（深めていくことの意義と進め方）について……………	166
濱田知事……………	167
森田土木部長……………	169
松岡商工労働部長……………	170
松村水産振興部長……………	170
沖本産業振興推進部長……………	171
中村林業振興・環境部長……………	172
杉村農業振興部長……………	172
尾下中山間振興・交通部長……………	173
弘田議員……………	174
議案の付託……………	174
請願の付託……………	174

第5日（12月23日）

出席議員……………	177
欠席議員……………	177
説明のため出席した者……………	177
事務局職員出席者……………	178
議事日程……………	178
諸般の報告……………	179
委員長報告	
西森危機管理文化厚生委員長……………	179
野町商工農林水産委員長……………	181
金岡産業振興土木委員長……………	183
下村総務委員長……………	185
採決……………	187
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第22号）……………	189
濱田知事……………	189
議案の上程、採決（議発第1号 意見書議案）……………	189
議案の上程、討論、採決（議発第2号 意見書議案）……………	190
坂本議員……………	190
議員辞職の件……………	192
依光議員……………	192
新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任……………	193
継続審査の件……………	193

議席の一部変更	194
閉会の挨拶	
森田議長	194
濱田知事	195

巻末掲載文書

委員会報告書	197
令和2年度高知県歳入歳出決算審査報告書	199
令和2年度高知県公営企業会計決算審査報告書	209
意見書に関する結果について	215
議案の提出について	218
人事委員会回答書	220
議案付託表	221
請願文書表	225
議案の追加提出について	231
意見書議案の提出について	
議発第1号 原油価格・エネルギー価格の安定化・低廉化を求める意見書議案	232
議発第2号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書 議案	234
継続審査調査の申出書	237
議席の一部変更（案）	239
決算特別委員会審査結果一覧表	240
委員会審査結果一覧表	242
議決一覧表	244

招 集 告 示

高知県告示第1025号

高知県議会定例会を、令和3年12月9日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和3年12月2日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	上 治 堂 司 君	2番	土 森 正 一 君
3番	上 田 貢太郎 君	4番	今 城 誠 司 君
5番	金 岡 佳 時 君	6番	下 村 勝 幸 君
7番	田 中 徹 君	8番	土 居 央 君
9番	野 町 雅 樹 君	10番	浜 田 豪 太 君
11番	横 山 文 人 君	12番	西 内 隆 純 君
13番	加 藤 漠 君	14番	西 内 健 君
15番	弘 田 兼 一 君	16番	明 神 健 夫 君
17番	依 光 晃一郎 君	18番	梶 原 大 介 君
19番	桑 名 龍 吾 君	20番	森 田 英 二 君
21番	三 石 文 隆 君	23番	西 森 雅 和 君
24番	黒 岩 正 好 君	25番	大 石 宗 君
26番	武 石 利 彦 君	27番	田 所 裕 介 君
28番	石 井 孝 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君	38番	桑 鶴 太 朗 君

第360回高知県議会定例会会議録

令和3年12月9日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上 治 堂 司 君
 2番 土 森 正 一 君
 3番 上 田 貢太郎 君
 4番 今 城 誠 司 君
 5番 金 岡 佳 時 君
 6番 下 村 勝 幸 君
 7番 田 中 徹 君
 8番 土 居 央 君
 9番 野 町 雅 樹 君
 10番 浜 田 豪 太 君
 11番 横 山 文 人 君
 12番 西 内 隆 純 君
 13番 加 藤 漠 君
 14番 西 内 健 君
 15番 弘 田 兼 一 君
 16番 明 神 健 夫 君
 17番 依 光 晃一郎 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 大 石 宗 君
 26番 武 石 利 彦 君
 27番 田 所 裕 介 君
 28番 石 井 孝 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君
 38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 井 上 浩 之 君
 総 務 部 長 徳 重 覚 君
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
 健康政策部長 家 保 英 隆 君
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
 文化生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 山 脇 深 君
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
 水産振興部長 松 村 晃 充 君
 土木部長 森 田 徹 雄 君
 会計管理者 井 上 達 男 君
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人事委員長 秋 元 厚 志 君
 人事委員会事務局 澤 田 博 睦 君
 公安委員長 西 山 彰 一 君
 警察本部長 熊 坂 隆 君
 代表監査委員 植 田 茂 君

監 査 委 員 中 村 知 佐 君
事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 1 号)

令和3年12月9日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
 - 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
 - 第 2 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
 - 第 3 号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
 - 第 4 号 令和3年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第 5 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計補正予算
 - 第 6 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 8 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議

案

- 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 令和4年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 15 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 県有財産(南国日章産業団地)の処分に関する議案
- 第 18 号 (新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 20 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 21 号 令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 第 4 号
 - 359第14号 令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
 - 359第15号 令和2年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案

359第16号	令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案	359報第17号	令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
359報第1号	令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算	359報第18号	令和2年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
359報第2号	令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算	359報第19号	令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
359報第3号	令和2年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算	359報第20号	令和2年度高知県流域下水道事業会計決算
359報第4号	令和2年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算	359報第21号	令和2年度高知県電気事業会計決算
359報第5号	令和2年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算	359報第22号	令和2年度高知県工業用水道事業会計決算
359報第6号	令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算	359報第23号	令和2年度高知県病院事業会計決算
359報第7号	令和2年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算		
359報第8号	令和2年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算		
359報第9号	令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算		
359報第10号	令和2年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算		
359報第11号	令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算		
359報第12号	令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算		
359報第13号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算		
359報第14号	令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算		
359報第15号	令和2年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算		
359報第16号	令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算		



午前10時開会 開議

○議長（森田英二君） ただいまから令和3年12月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

産業振興土木委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事からさきの9月議会定例会開会日に提出されました報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」について、さきにお配りいたしてありますとおり一部を訂正したい旨の申出があり、決算特別委員会に送付しておきましたので御了承願います。

また、知事からさきの9月議会定例会開会日に報第1号から報第19号までと併せて提出されました令和2年度決算説明資料について、さきにお配りいたしてありますとおり、訂正したい旨の申出があり、その正誤表を決算特別委員会に送付しておきましたので御了承願います。

〔委員会報告書、令和2年度高知県歳入歳出決算審査報告書、令和2年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末197、199、209、240、215ページに掲載〕

————— ❦❦❦ —————

会議録署名議員の指名

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君をお願いいたします。

- 8番 土 居 央 君
- 14番 西 内 健 君
- 38番 桑 鶴 太 朗 君

————— ❦❦❦ —————

会期の決定

○議長（森田英二君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月23日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月23日までの15日間と決しました。

————— ❦❦❦ —————

議案の上程、提出者の説明

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末218ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第21号「令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上22件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、令和3年12月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のお理解と御協力をお願いしたいと考えてお

ります。

先月、国において、財政支出が過去最大の55兆7,000億円となる新たな経済対策並びに総額35兆9,000億円余りの補正予算案が閣議決定されました。新たな経済対策には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に加え、ウイズコロナ下での社会経済活動の再開、クリーンエネルギーの推進による経済と環境の好循環の実現、デジタル技術を活用した地方の活性化、国民の生命・財産を守るための国土強靱化の推進といった施策が盛り込まれております。さらに、経済対策の裏づけとなる補正予算案では、本県などが強く求めてきた地方創生臨時交付金が6兆8,000億円計上されることとなりました。

これらは本県における新型コロナウイルス感染症への対応や、デジタル化、グリーン化などの取組を力強く後押しするものであり、大いに評価をしております。県といたしましては、本県経済対策に基づく国の予算を最大限に活用し、感染症への対応をさらに進めるとともに、社会経済活動の回復や県勢浮揚に向けた取組を一層加速したいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

県内の感染状況は、ここ2か月ほど落ち着いた状況にあるものと捉えております。こうした中、先月12日国において、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像が決定されました。この全体像では、第5波における急速な感染拡大を踏まえ、医療提供体制のさらなる確保やワクチン接種の促進、感染拡大期における社会経済活動の継続などに取り組む方針が示されております。

本県におきましても、国の方針や第5波における経験を踏まえ、次なる感染拡大に対する備えをしっかりと行うとともに、社会経済活動の回復に取り組んでまいります。

また、世界各国で急速に感染が拡大しております新たな変異株、オミクロン株が、先月末国内で初めて確認されました。このオミクロン株はデルタ株などと比べて感染力が高い、あるいは既存のワクチンが効きにくいといった可能性が指摘されており、今後国内における感染の拡大も懸念されます。

現在、国においては、外国人の新規入国を原則停止するなど水際対策を徹底し、監視や情報収集を行っているところです。本県においても新たな科学的知見を注視するとともに、感染を迅速に把握できるよう、衛生環境研究所において変異株のPCR検査及びゲノム解析の実施に向けた準備を整えております。また、オミクロン株の感染者や感染が疑われる方、あるいは濃厚接触者が県内で確認された場合には、国の対応方針に沿って迅速かつ適切に対応し、感染拡大の防止を図ってまいります。

次なる感染拡大に備えるため、先月30日これまでの計画を大幅に拡充した保健・医療提供体制確保計画を策定いたしました。この計画では、新型コロナウイルスの陽性判明後速やかに健康観察や診療を開始できるよう、保健所の体制強化を盛り込んでいます。また、治療を必要とする方に迅速かつ確実に入院いただけるよう、入院病床を最大301床に拡充いたしました。あわせて、患者急増時には、緊急的な対応として高知医療センターに隣接するやまももを活用し、臨時医療施設を開設することとしております。加えて、軽症者などが療養するための宿泊施設について、高知市で新たな施設を追加するなど、さらなる拡充に取り組んでいるところです。

引き続き、一般医療との両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症の診断から療養を終えるまで切れ目ない対応ができるよう保健・医療提供体制を強化してまいります。

感染拡大防止や重症化の抑制に重要となるワ

クチン接種については、県内における12歳以上の2回目の接種率が今月5日時点で83.8%に達し、希望する方にはおおむね行き渡ったものと考えております。

こうした中、今月1日からは県内においても、2回目接種後おおむね8か月が経過した18歳以上の方を対象として、まずは医療従事者を中心に3回目の接種が始まりました。この3回目接種に関し、先月開催された全国知事会では、ファイザー社製ワクチンの配分前倒しや、ワクチン間における交接種の安全性の周知を求める意見が多く出されました。こうした議論を踏まえ、先月30日には堀内国務大臣に対して、知事会のワクチンチームリーダーとして緊急提言を行い、現場の課題をしっかりと訴えたところです。

また、先日総理の所信表明において、新たな変異株への対応に万全を期す観点から、接種時期の前倒しについて言及がありました。接種時期の前倒しを行うに当たっては、それに見合うワクチンの供給や接種体制の確保、市町村事務への影響といった課題があります。このため、国に対して、前倒しに関する具体的な方針と課題に対する対応策を早急に明らかにしていただくよう求めてまいりたいと考えております。

引き続き、国や市町村と緊密に連携しながら、3回目の接種が円滑に進むよう取り組んでまいります。

感染拡大防止と社会経済活動との両立に関しては、先月国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、病床確保やワクチン接種の促進などを前提に、医療の逼迫度合いに重点を置いた新たなレベル分類が示されたところです。加えて、新たな国の基本的対処方針では、ワクチン・検査パッケージを活用した飲食やイベント、移動などに係る行動制限の緩和が盛り込まれました。この対処方針などを踏まえ、先般本県においても、新型コロナウイルス感染症対応

の目安及び各ステージにおける行動制限の緩和なども含めた対応方針の見直しを行いました。

今後は、感染拡大期においてもできるだけ日常生活や社会経済活動を継続できるよう、ワクチン・検査パッケージの活用を進めるとともに、今月6日時点で1,762店舗が認証を受けた、高知家あんしん会食推進の店認証制度のさらなる普及に取り組んでまいります。

健康上の理由などでワクチン接種を受けられない方がワクチン・検査パッケージなどを活用する際には、抗原検査やPCR検査による陰性結果の確認が必要となります。このため、こうした方がより身近な地域で無料の検査を受けられるよう、できるだけ多くの市町村への検査所の設置を目指して、県内の薬局などの御協力をいただきながら準備を進めております。

また、市中感染のリスクが高いと判断される状況下においては、感染に不安を感じる無症状者に対する検査を無料で実施します。これまでも感染拡大時に、ワクチン接種を終えていない無症状の方を対象として無料の検査を実施してきたところであり、新たな国の対処方針に基づき、ワクチン接種の有無に関係なく検査が受けられるよう、対象を広げてまいります。

今議会では、国の経済対策への対応などのため、総額266億円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額55億円余りの債務負担行為の追加及び補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち、感染予防、感染拡大防止に関しては、感染拡大時に臨時医療施設を開設するなど医療提供体制を強化するほか、ワクチン・検査パッケージの利用に必要となる検査などを無料化いたします。

次に、経済影響対策に関しては、生活福祉資金の特例貸付の申請受付期間延長に必要な原資の積み増しを行います。また、経済活動の回復

に向けて、観光トク割キャンペーンなどの観光需要喚起策を拡充します。加えて、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護事業といったインフラ整備を加速してまいります。このほか、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設本体工事に必要となる予算などを計上しております。

続いて、基本政策の取組などについて御説明申し上げます。まず初めに、経済の活性化についてであります。

産業振興計画については、これまで農業、林業、水産業、商工業、観光の5つの専門分野と、各分野を横断した地産地消・地産外商戦略の展開など5つの連携テーマを設定し、取組を進めてまいりました。その結果、各分野の地産外商は飛躍的に拡大し、減少傾向にあった各種生産額も増加傾向をたどるようになるなど、人口減少下においても拡大する経済へと構造転換を果たしつつあるものと考えております。

一方、このたびのコロナ禍を受けて社会や経済の構造変化が進む中将来にわたり県経済の持続的な成長を実現していくためには、地産外商をさらに発展させることはもとより、時代の変化を的確に捉え、施策を進化させていかなければなりません。このため、来年度に向けてはウイズコロナ、アフターコロナ時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化といった視点により、各分野の取組をもう一段強化いたします。あわせて、連携テーマについてもこの3つの視点を軸に再編し、分野を越えた新たな取組を生み出したいと考えております。

今後の成長において特に重要となるデジタル化については、各産業分野でデジタル技術導入による生産性向上や省力化などの取組を着実に進めているところです。

まず、農業分野では、Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及に向けて、データ駆動型農業の取組を進めております。本年度はIOPクラウドに蓄積されたハウス内の環境データや作物の生育データなどを多角的に分析し、県内43か所の圃場において、栽培技術や経営の最適化に関する実証事業を行っているところです。こうした取組を通じて営農支援を行う農家数は、本年度末には目標の200戸を超える見込みとなっております。今後は、分析に基づいた営農指導体制の充実により、データ駆動型農業を実践する農家のさらなる拡大を図り、来年度中にIOPクラウドの本格運用を開始したいと考えております。

次に、林業分野では、森林資源情報や所有者情報をはじめとする様々なデータを関係者間で共有できるよう、来年度中の森林クラウドの運用開始に向けて取組を進めているところです。今後は、林業事業者がクラウドを活用して路網計画を作成するといった実証事業などを実施し、施業の効率化や省力化につなげてまいります。

水産業分野では、高知マリンイノベーションの取組において、メジカの漁場予測システムの開発など7つのプロジェクトを進めております。こうした取組に加え、より収益性の高い漁業経営の実現を目指して、出漁前に漁獲物の種類や数量を予測し、あわせて市場での価格や燃料費などの操業コストから利益を見える化するシステムの開発を新たに進めてまいります。

商工業分野では、産業振興センター内に中小企業のデジタル化を支援する専門部署を設置し、経営課題の解決に向けた伴走支援などに取り組んでいるところです。また、県内企業のモデル事例創出の取組では、受注から製造、出荷といった各工程の進捗状況を部門間で共有するシステムの導入により、生産性の向上につなげる事例が生まれるなど、成果が現れております。今後、

モデル事例で確認できた効果やノウハウを県内全域へ広げるとともに、企業のデジタル化を担う人材の育成をさらに強化することにより、県内企業のデジタル化を一層促進してまいります。

新たな産業の創出や技術革新において鍵となるグリーン化の取組では、本県におけるカーボンニュートラルの実現に向けた具体的な施策の計画として、例えば再生可能エネルギーの導入促進、木材利用の拡大、製造業におけるプラスチック代替素材の活用促進などを盛り込んだアクションプランの策定を進めております。

こうした中、本年10月国の地球温暖化対策計画が改定され、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標について、2013年度比26%減から46%減へと大幅な見直しが行われました。これを受け、本県においても目標を29%以上削減から47%以上削減へと引き上げたいと考えております。一昨日には有識者などで構成する高知県脱炭素社会推進協議会に、この新たな削減目標とアクションプランの素案をお諮りし、御意見をいただいたところです。

引き続き、協議会や予算編成での議論を通じて、アクションプランが実効性のあるものとなるよう、さらに施策を練り上げてまいります。あわせて、来年度はグリーン化の促進を産業振興計画の連携テーマに位置づけた上で、産学官民のプロジェクトを立ち上げ、本県の特徴を生かした新たなイノベーションの創出を図ってまいります。

人口減少により国内マーケットの縮小が避けられない中、地産外商を拡大していくためには、海外市場へ積極的に打って出る必要があります。現在、コロナ禍による様々な制約を受けておりますものの、アフターコロナも見据え、海外に配置したビジネスサポーターを活用して、展示会に県産ユズ果汁を出展するなど、輸出拡大の取組を着実に進めているところです。

来年度は、グローバル化の促進を連携テーマに位置づけ、民間事業者にも参画をいただきながら、農林水産物や食品の輸出拡大を目指した取組を強化してまいりたいと考えております。

観光分野では、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていることから、全国的に徐々に県外観光の機運が高まってきております。また、国においては、今後の感染状況なども踏まえながら、Go To Travel事業を再開する方針が示されたところです。こうした環境の変化を捉え、度重なる感染拡大の影響により大きく落ち込んだ本県観光需要の速やかな回復につなげるべく、迅速に対策を講じてまいります。

まずは、即効性の高い需要喚起策として、県内在住者を対象に展開している観光トク割キャンペーンについて、今月中に隣接県在住者まで対象を広げ、期間も来年のゴールデンウィーク前まで延長したいと考えております。あわせて、交通費用を助成する観光リカバリーキャンペーンについて、同様に期間を延長するほか、Go To Travelの再開も見据え、来月より対象エリアを西日本の府県から全国へと拡大してまいります。

一方、旅行先に本県を選んでいただくためには、観光地としての魅力を高める取組も重要です。先月より開催しております高知城を舞台とした大規模なイルミネーションイベント、NAKED FLOWERSでは、開始から20日間で2万人近くの方に御来場いただいております。こうした盛り上がり県内全域に広げられるよう、県内各地で開催される光の演出を駆使した様々な夜間イベントについても、高知光のフェスタと題して一体的にプロモーションを行っているところです。

さらに、来年1月以降本県の強みである食を切り口として、リョーマの休日キャンペーンを拡充します。旬の食を中心として、地域の食文化や、それに関わる人にスポットを当てたイン

パクトのある企画を季節ごとに実施するなど、切れ目のない誘客が図られるようしっかりと取り組んでまいります。

東洋町から徳島県海陽町を結ぶ阿佐海岸鉄道において、線路と道路の両方を走行できるデュアル・モード・ビークル、いわゆるDMVの運行が今年25日から開始されることとなりました。世界初の本格的な営業運行となるこのDMVは、地域の皆様の移動手段としてだけでなく、観光振興の起爆剤としても期待されるところです。県といたしましても、県東部の市町村や徳島県など関係の方々と連携して、地域の観光資源と組み合わせた誘客を進めてまいります。

本年度から本格的にスタートさせた関西圏との経済連携の強化については、コロナ禍により活動に大きな制約を受ける中、様々な工夫を重ねながら各プロジェクトの取組を進めてまいりました。その結果、観光推進プロジェクトでは、大阪観光局などと連携した新たなモニターツアーの実施や、人気のイルミネーションイベント、OSAKA光のルネサンス2021における本県観光のPRといった取組が進んでおります。このほか、食品等外商拡大プロジェクトでは、飲食店への販売などが苦戦を強いられている一方、量販店における水産物の販売や木材の出荷が順調に推移するなど、一定の成果も見られるところです。

また、本年10月には関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を開催し、来年度の強化策に関する意見交換を行いました。今後、会議でいただいた御意見も踏まえ、コロナ禍による消費者ニーズの変化などに対応した取組を着実に進め、戦略に掲げる目標の達成につなげてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

第4期日本一の健康長寿県構想に基づく取組

のうち、在宅療養体制の充実に関しては、本年度施策を強化し、医療機関の人材育成や初期投資への支援などに取り組んでいるところです。

一方、中山間地域で将来にわたり在宅療養が選択できる環境を維持していくためには、医療機関や医療・介護人材の不足、移動が困難な方に対するサービスの確保といった課題に対応する必要があります。このため、医療や介護の質を担保しながら効率的なサービスの提供が図られるよう、デジタル技術の積極的な活用を進めてまいります。

具体的には、医療機関や介護事業所など多職種間での情報連携が進むよう、「高知家@ライン」の県内全域への展開を加速させます。加えて、オンライン診療について、移動や診察待ちにかかる時間の削減といった患者の負担軽減につながることから、住民の皆様のニーズや医療機関の御意見を伺いながら、導入に向けた支援策を検討してまいります。

ひきこもりをはじめヤングケアラーや生理の貧困といった課題は、その原因が複雑化、複合化しており、障害や介護、子育てといった各窓口がそれぞれの支援サービスを提供するだけでは十分な解決を図ることが困難な状況にあります。

こうしたことから、様々な課題に対して各分野で一層の連携を図るため、包摂的な地域社会の構築に向けた連携検討チームを本年10月庁内に立ち上げました。このチームにおいて、ひきこもりやヤングケアラーの方などへの支援に関する方向性を共有するとともに、具体的な目標や施策について検討を行い、取組のさらなる強化を図ってまいります。

あわせて、高知県社会福祉協議会と連携し、市町村との意見交換を通じて助言を行うなど、市町村における包括的な支援体制の整備についてしっかりと後押ししてまいります。

本県の東部地域においては、かねてから医療提供体制の確保に必要な医療・介護人材の不足が大きな課題となっております。

こうした中、検討を進めてまいりました東部地域における看護師の養成については、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、大学などでオンライン授業が広く実施されていることも踏まえ、民間の看護専門学校との遠隔授業が受けられるサテライト教室の設置により対応を図りたいと考えております。

また、並行して、地域包括ケアシステムの構築に向け、多機能支援施設の整備についても検討を進めているところです。具体的には、訪問看護支援センターを設けるとともに、看護師の復職支援や就職あっせん、訪問介護人材の育成などを行う機能を備えることで医療・介護人材の確保を図り、在宅療養体制の充実につなげてまいります。

こうした看護師養成施設と多機能支援施設の一体的な整備について、東部地域の市町村長などで組織する高知県東部地域医療確保対策協議会の御意見も踏まえて、引き続き検討を進めてまいります。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

小中学校における学力向上の取組に関しては、本年度の全国学力・学習状況調査の結果、全国順位は過去最高となったものの、子供たちの思考力、判断力、表現力が定着していないことが改めて課題として確認されました。このため、直ちにできる対応として、今回の調査結果に基づき、話す、聞く、読む、書くといった言語活動の実践を重視した授業動画を作成、配信し、授業の改善に取り組んでおります。加えて、本県独自の学力定着状況調査の結果を詳細に検証し、迅速に次の対策を講じるなど、PDCAを回しながら児童生徒の学力の向上を図ってまい

ります。

また、高等学校においては、生徒の学力の定着度合いを測定する学びの基礎診断の結果、まだ基礎的学力が十分に定着していないことなどが課題として明らかになりました。その原因は、新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休業などにより授業時間数が限られ、学習指導の時間が十分に取れなかったことにあると考えられます。

このため、現在学習内容の復習に必要な時間を確保するなど、生徒の理解度を意識した授業改善を図るとともに、学習支援員などの外部人材を活用した授業や補習を行っております。今後は、本年度中に整備されるタブレット端末を効果的に活用し、生徒一人一人の学力に応じた学習活動を充実させることができるよう、次年度に向けて具体策を取りまとめてまいります。

文部科学省による令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が本年10月に公表され、全国的に不登校の児童生徒の増加傾向が続いていることが明らかとなりました。中でも本県においては、小中学校の不登校児童生徒数が過去最多となり、大変厳しい状況にあるものと受け止めております。

不登校の理由は、本人の不安や生活リズムの乱れ、家庭環境の変化など様々です。また、その要因や背景は年々複雑化・多様化しております。このため、学校全体の不登校への対応力向上を図ることはもとより、学校と県、市町村などの関係機関による連携をより一層緊密にしていく必要があると考えております。今後は、これまでの対策をいま一度検証し、効果のあった施策のさらなる展開を図るとともに、学校と関係機関との連携について早急に具体策を検討してまいります。

学校における働き方改革については、校務支

援システムを活用した勤務時間の管理をはじめ、研修による教職員の意識改革、調査や事業の見直しによる業務量の縮減、部活動指導員といった専門スタッフの活用などを進めてまいりました。この間の取組により、学校現場においては計画的、効率的に業務を遂行しようとする意識が広がりつつありますが、長時間労働の改善が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

今後は、事務職員の専門性を生かした学校経営への積極的な参画により教員の負担軽減を図るとともに、ICTを活用した業務改善、外部人材の配置拡充などをより一層進めていく必要があると考えております。

また、今議会には、繁忙期に延長した勤務時間を長期休業期間などにまとめて休日として取得することができるよう、1年単位の変形労働時間制を導入するための条例改正議案を提出しております。この制度の導入により、教員がより柔軟な働き方を選択できるようになるものと考えております。

こうした取組を通じて、学校における働き方改革を総合的に推進し、教職の魅力をさらに高めることで有為な人材の確保につなげてまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、本年度までの3年間を計画期間とする第4期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、全力で取り組んでまいりました。その結果、津波避難空間の整備や避難所の確保、外部からの応援を円滑に受け入れるための受援態勢の整備など命を守る、命をつなぐ対策は大きく進んでおります。加えて、市町村が発災後速やかに復興に着手し、住民の生活再建を図るための事前復興まちづくり計画策定指針の取りまとめといった、生活を立ち上げる対策も進んできております。

しかしながら、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、依然として多くの課題があり、現在アドバイザーの協力も得ながら、第4期計画における取組の成果や課題の分析、総括を行っているところです。アドバイザーの方々からは、地域の防災対策を推進するための自助の取組に関する積極的な啓発の必要性や、復旧のボトルネックとなり得る商業施設の早期復旧の重要性など様々な御意見をいただきました。

今後、こうした御意見なども参考に、第5期計画における取組の充実強化を検討してまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

四国8の字ネットワークについては、本年度県西部の未事業化区間である宿毛―内海間の都市計画手続を進めてまいりました。先月開催された高知県都市計画審議会において、本線と宿毛新港インター線について原案のとおり議決されたことから、間もなく都市計画決定の告示を行う予定としております。

また、今月4日には国道33号高知西バイパスが全線開通いたしました。いの町市街地での交通混雑の緩和や、大規模災害発生時における信頼性の高い緊急輸送道路の確保につながるなど、様々な効果が期待されるところです。

今後とも、地域経済の活性化や地域防災力の向上など多方面へ波及効果をもたらす四国8の字ネットワークなどの整備促進に向け、沿線市町村や他県とも連携し、国などに対して積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

本年度は、10年ぶりに小規模集落を対象とした実態調査を実施しております。現在、集落の代表者への聞き取り調査などを進めるとともに、明らかとなった課題や伺った御意見を庁内関係

部局で共有し、必要な対策について協議を行っているところです。

こうした中、調査の中間取りまとめからは、深刻な担い手不足から移住者の受入れを求める声や、日常生活での不便さを訴える声など切実な御意見が多く見られました。このため、移住者の受入れに必要な支援として、空き家の有効活用などの住宅確保策を強化するほか、デジタル技術を活用した生活環境の向上といった新たな施策について検討を進めております。

また、先月5日に黒潮町で行われた聞き取り調査へ私も参加し、中山間地域での暮らしの実態などについて、直接お話を聞かせていただきました。その中で、地域によってニーズや課題は様々であり、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援策の必要性を強く感じたところです。

引き続き、調査結果を詳細に分析し、これまでの対策の効果を検証するとともに、県民の皆様の声をしっかりと受け止め、全庁を挙げた中山間対策の抜本強化につなげてまいります。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について御説明申し上げます。

本年3月に完了した基本設計では、施設整備などに関する県や市町村の費用負担が当初の見込みより多額となっておりました。このため、4月以降実施設計を進める中において、施設の安全性を最優先としながらも、仕様の見直しや部材の変更などを行い、事業費の圧縮に努めてきたところです。

その結果、総事業費は99億9,000万円の見込みとなり、先月17日には有識者や行政関係者で構成する専門委員会において、施設の安全性や経済性といった観点から、実施設計の内容などについて御確認をいただきました。あわせて、関係市町村にも順次説明を行い、御理解をいただいております。

こうした状況や現施設の埋立終了時期を踏まえ、施設本体工事の早期着手に向けて、今議会に関連の予算案を提出させていただいております。引き続き、地元の皆様はもとより、佐川町、佐川町議会、さらには県内市町村や関係団体などの御理解と御協力を賜りながら、施設整備について着実かつ丁寧に進めてまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和3年度高知県一般会計補正予算など8件です。

条例議案は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案など7件です。

その他の議案は、令和4年度当せん金付証券の発売総額に関する議案など6件です。

報告議案は、令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の1件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



委員長報告

○議長（森田英二君） この際、閉会中における委員会審査について産業振興土木委員長の報告を求めます。

産業振興土木委員長金岡佳時君。

（産業振興土木委員長金岡佳時君登壇）

○産業振興土木委員長（金岡佳時君） 産業振興土木委員会は閉会中の11月22日に委員会を開催し、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合から、コロナ禍の中で大変厳しい事業環境が長引いている旅館・ホテル事業者の状況等について、緊急の聞き取り調査及び意見交換を行いました。

また、今月の2日にはとさでん交通株式会社

に出向き、コロナ禍が経営に及ぼしている影響について、同様の聞き取り調査をいたしました。これらの概要について御報告いたします。

まず、旅館ホテル組合から聞き取りました宿泊部門、宴会部門の直近の稼働の状況についてです。

宿泊部門については、高知観光リカバリーキャンペーンの効果や、延期になっていた修学旅行がこの時期になってようやく少しずつ入るようになってきており、総じて宿泊客数は戻ってきつつある状況ではあります。ただ、県西部においては、宿毛市で小学校と市庁舎の造成など公共事業が多いため、平日のビジネス客の宿泊が好調な一方、団体ツアーなどの需要がほとんどないままの状況が続くなど、地域により様相は異なっていました。宴会部門については、ブライダル部門も人数が絞られ、忘年会・新年会シーズンが近いというのに、その予約状況は極めて低調であるとのことでした。

次に、これまでの支援施策の効果についてです。

宿泊客の交通費にキャッシュバックを行う高知観光リカバリーキャンペーンは非常に好評で、今般のキャンペーン期間の延長や対象エリア拡大の措置は、その事業効果を一層発揮しているとのことでした。県内在住者における県内旅行の経費に対して助成等をする高知観光トク割キャンペーンについても、特に県西部地域で多くの個人客の誘客につながっていると、これもまた高い評価でした。また、「Go To Travel キャンペーン」についても即効性があるほか、人口が集積する地域から地方へお金が回り、経済波及効果も大きいといった利点があるという評価であり、早期の事業再開と長期の事業展開を期待するとのことでした。

次に、現状の課題についてであります。

喫緊の課題は、さきにも述べました宴会需要

の低迷です。事業者側において、あるいは利用者の協力も得て、コロナ感染防止に最大限の対策を講じているものの、8月、9月の感染拡大期において、早々に忘年会、新年会の中止を決めた団体等が多いとのことでありました。このため、年末年始の書き入れどきにおける宴会の予約が極端に少ないという状況が、今も大きな悩みとなっています。

また、旅館ホテル組合の役員の皆さんが強調されておりましたのは、たとえ利用客が回復したとしても、各事業者の業績を回復するには3年とか5年とかの期間を要するというものであります。旅館、ホテル等の宿泊業というのは、営業形態上、トップシーズンで失った客をそう簡単に取り戻すなどということはできないため、オフシーズンの稼働率を高めるなどの経営努力をもって、なおコロナ禍によるこれまでの損失分を補填するには長期間を要する。また、都市部ではインバウンド観光、オリ・パラ需要を見込んでホテルが整備され、供給過多、価格競争の状況が生じており、全国で観光客の奪い合いの激化が見込まれるとのことでした。

さらに、これまで旅館、ホテルで働いていたパート従業員やアルバイトの学生などがコロナ禍で離職しており、今後の事業展開の中で人材の確保が課題となっているとのことでありました。

次に、行政施策への要望についてです。

まず、旅館・ホテル業は施設整備に多大な先行投資を行い、またそれを計画どおりに返済していく業態であります。しかし、今その上にコロナの影響でさらなる負債を抱えたことを踏まえて考えるとき、無利子期間や返済据置期間あるいは返済期間の延長等を望みたいとのことでした。

また、高知観光リカバリーキャンペーンについてもさらなる期間延長を、高知観光トク割キャ

ンペーンについては中四国や西日本全体を対象とするよう、エリアの拡大も望みたいとのことでした。国の施策である「Go To Travel キャンペーン」については、早期の再開と長期の実施に向け、さらに積極的に取り組んでほしい、また税制の優遇措置についても国に働きかけてほしいとのことでした。そして、これらの支援施策については、さきに述べたとおり業績回復に長期を要する業態であるため、たとえ支援の度合いが薄いものになっても構わないので、業界の立ち直りのためにも長い期間の支援実施をお願いしたいとのことでした。

そのほか、人材確保のための若者のU・Iターンの取組や、水洗トイレ改修のための感染防止対策工事費助成の期限延長の要望等もありました。さらに、県内の学校の修学旅行について、目的地として県内にも目を向けるよう働きかけてもらいたいという要望もいただきました。

次に、これらの説明を受け、委員から出た意見、提案についてです。

まず、さきに述べた行政施策への要望については、大いに賛同できる、東部、中部、西部で状況が異なる面があり、きめの細かい行政対応が必要であるといった意見がありました。

また、喫緊の課題となっている年末年始の宴会については、旅館、ホテルもコロナ感染防止の対策を講じ、県下の感染は小康状態となっているのに、忘年会・新年会開催の意欲は冷え込んだままとなっており、言わばコロナの呪縛といった状況にある。宴会の需要を喚起し、官民が足並みをそろえて県経済を回すため、忘年会、新年会を大いにやろうといったことを、この時期に行政あるいは本議会としても情報発信すべきだといった意見が複数の委員からありました。

これに対し、別の委員からは、必要性は賛同するが、医学的な根拠を示さないと理解が得ら

れないのではないかと。ワクチン・検査パッケージのような取組も始められており、あまり前めりになるのも懸念があるとの意見もありました。

このほか、宿泊客の誘客のためには、キャンペーンの実施だけでなく、例えば夕方に短時間でもよさこい踊りが見られるようにするなど、宿泊の動機づけとなる仕掛けが必要ではないか、中国・四国エリアの中で、相互に教育旅行を行き合うような取組が有効なのではないか、宴会の参加者を対象に、帰りの便の交通費を助成するようにはできないかといった意見や提案等も多くあり、本県の活力の主軸とも言える観光業への官民協力によるてこ入れの必要性が述べられました。

次に、とさでん交通株式会社での聞き取り調査についてであります。

とさでん交通では、路線バス、路面電車の公共交通部門の赤字を高速バス、貸切りバス、空港関係業務など収益部門の黒字で賄うという財務構造でした。しかしながら、今年度10月末までの高速バスの売上げは、対前々年比で19%、貸切りバスでは28%の水準にまで落ちるなど、コロナ禍により従前の収益部門も多額の赤字に転じ、資金繰りあるいは債務超過も懸念される状況となっております。依然、コロナの再拡大、軽油単価の上昇といった懸念材料はあるものの、先月、今月における貸切りバスの受注が良好であることなどにより、直近の収支予想では、今年度の最終損益の赤字額は縮減し、年度末までの資金繰り、債務超過の懸念は回避できそうだとの説明でした。

財務状況の今後の見通しについても詳しい説明を受けましたが、来年度も最終損益は赤字で、資金ショートと債務超過が懸念される運営状況にあるということで、行政の支援を望むとのことでした。

これらの説明を受け、コロナ禍による経営環境の悪化と財務面での窮状、またそれらの中期的な見通しについては理解できましたし、県内の公共交通ネットワークの維持におけるさでんグループの果たす機能に鑑み、その存続が基本になることについても認識を深めたところです。一方で、経営改善を進めるに当たり、利用客の目線に立った利便性の向上、乗ってもらうための工夫という面においては、さらに検討を深めてもらいたいと感じられました。

それぞれの委員から、バス、路面電車の減便により使い勝手が悪くなっている。高知市中心部だけの利便性を考えるのではなく、例えば宴会シーズンには遅い時間帯の臨時便を出すなどの企画が必要ではないかといった意見や、こういうふうに変更されれば便利といった提案を広く募るようにしてはどうかという意見がありました。また、会社存続の支援の必要性は認識しているが、その前提は県民の移動手段の確保が担保されていることであり、利便性の向上はしっかりと追求して欲しいという意見、さらに乗ってもらう工夫を講じることにより会社を応援する方が増え、ひいては税金による支援についての県民の理解も広がると思うので、そういった観点で改善策の検討を深めてもらいたいという意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。



決算特別委員長報告

○議長（森田英二君） 日程第4、359第14号「令和2年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」から同第16号「令和2年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び359報第1号「令和2年度高知

県一般会計歳入歳出決算」から同報第23号「令和2年度高知県病院事業会計決算」まで、以上26件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長三石文隆君。

（決算特別委員長三石文隆君登壇）

○決算特別委員長（三石文隆君） 令和3年9月県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました令和2年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、令和2年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、令和2年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和2年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算及び各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、

各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

なお、令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算については、知事から議案の訂正願が提出され、これを承認しました。また、議案と併せて提出されました令和2年度決算説明資料等においても、記載事項に誤りが見られました。提出資料の誤りについては、これまでの決算特別委員会においても意見を付して対応を求めています。今回も誤りが発生したことは大変遺憾であります。今後はこのようなことがないように、原因究明の上で再発防止に努め、緊張感を持って業務に当たるとともに、決算議案及び資料の提出に当たっては、十分精査することを強く求めます。

まず、行財政運営等についてであります。

令和2年度は、本県が目指す姿の実現に向け、共感と前進を県政運営の基本姿勢として、経済の活性化など5つの基本政策と中山間対策の充実強化など3つの横断的な政策に沿った各種の施策をさらに発展させ、県政を一段高いステージへ引き上げるべく取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症に対して、県民の健康、生活を守ることを第一に、かつ県経済へのダメージを最小限に食い止めることができるよう必要な対策を講じています。

決算状況については、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症対応に関する国庫支出金・補助金等が増加しています。経常収支比率や将来負担比率は前年度に比べ改善していますが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くと見込まれることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要があります。

情報化関連の委託業務については、入札やプロポーザル方式による調達を行うなど競争原理を確保するとともに、調達支援アドバイザーの

助言・指導を仰ぎ業務の適正化に取り組んでいます。今後デジタル化が一層進展する中で、情報システム等の調達に当たっては、より専門的な知識が必要となることから、専門家の知見を取り入れ、さらに適正な調達ができる仕組みを検討するよう望みます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、患者受入れや感染拡大防止対策に必要な経費について医療機関等へ支援を行ったほか、医療従事者などへ慰労金等を交付するとともに、宿泊療養施設の確保等を行っています。

経済影響対策としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活が困窮している世帯に対する生活福祉資金の特例貸付への補助等を行うとともに、自立相談支援機関の体制強化を図っています。

また、経済への影響を最小限に食い止め、V字回復に向けた事業活動の再開を目指し、事業の継続と雇用の維持、経済活動の回復、社会の構造変化への対応について、協力金や給付金等の支給、新たな融資や補助金等の創設を行うなど、各フェーズに応じた支援を行っています。その他、感染拡大防止に向けた施設の衛生設備等の改修や、オンラインを活用した事業の実施など、新型コロナウイルス感染症対策に県全体で取り組んでいます。

今後も新型コロナウイルス感染症への対応については、国の交付金等も有効に活用しながら、時期に応じた必要な対策をさらに進めていくことを望みます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

住民等の命を津波から守るためには、素早い避難が重要になりますが、津波浸水想定区域には液状化が発生する可能性の高い地域が広範囲

に分布しており、避難路にも影響が及ぶことが想定されます。については、市町村が地域ごとの状況を踏まえ、より実効性のある対策を打てるよう支援することを望みます。

地域防災の要である消防団の体制強化については、様々な団員確保対策に取り組んでいますが、依然として団員数は減少を続けています。については、地域防災力の維持のため、市町村等と協議・連携して地域の实情に沿った取組を進めることを望みます。

市町村が行う避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、補助金等による支援を行っていますが、令和2年度末の作成率は21.1%にとどまっています。災害対策基本法の改正により計画作成が市町村の努力義務となるなど、計画作成の加速化が一層求められることから、主体となる市町村の状況やニーズを把握しながら取組を進めることを望みます。

事業者地震対策促進事業については、事業者の災害への備えとして、従業員規模が50名以上の企業を基本にBCPの策定を支援しており、令和2年度末時点で対象企業の約4分の3が策定しています。従業員規模が50名未満の中小事業者においても計画の策定が進むよう、関係機関と連携の上でさらなる取組を求めます。

次に、保健・福祉・医療対策等についてであります。

子供の頃からの健康的な生活習慣の定着に向けた取組については、小学生から高校生までを対象とした健康教育の副読本を作成、配付しています。各学校における副読本の活用率は100%となっていますが、指標として掲げる子供の朝食欠食率は十分に改善されていません。については、教育委員会と連携を密にし、各学校における副読本の具体的な活用状況を把握しながら、学校における健康教育がより効果的に行われるよう取組を進めることを求めます。

令和2年度から開始した妊よう性温存治療費補助金については、若い世代のがん患者に対して、将来子供を授かる可能性を残すための治療に要する経費を助成したのですが、周知が十分でなかったこともあり実績は想定を下回っています。令和3年度からは単価の引上げや対象者の拡大もあることから、医療機関等とも連携して情報提供に努めるなど、妊孕性の温存を望む方に必要な支援が行き届くよう取組を進めることを望みます。

ひきこもり対策については、本人及びその家族に対する多面的な支援が適切に行われることが重要となります。については、引き続き伴走支援に取り組むとともに、市町村や社会福祉協議会等と連携しながら、支援を必要とする方の負担が軽減されるよう取組を進めることを望みます。

次に、地域の振興等についてであります。

地域おこし協力隊については、交流セミナーを開催する等の確保対策により、令和2年度には全国第3位となる220の方が県内各地で活動し、定住率は66%と全国平均を上回っていますが、任期終了後の仕事や生活面で不安があるとの声も聞かれます。については、協力隊員相互、あるいは地域に定住している協力隊のOBやOGとのネットワークの形成を進め、協力隊員が不安なく任務に当たり、定住率がさらに高まるよう取り組むことを望みます。

移住促進の取組では、新型コロナウイルス感染症の影響で行動が制限される中、本県への移住者が年間963組、1,394人という成果を上げていますが、一方でコロナ禍を機に人々の意識が変化し、地方への移住が注目され、移住者が増えている県もあります。については、本県に移住した方々の属性や、移住先として本県に関心を寄せている方々のニーズをより深く分析し、市町村と一体となって本県の魅力や具体的な生活

像などを効果的に情報発信するよう望みます。

次に、商工業の振興についてであります。

就職氷河期世代サポート事業については、ジョブカフェこうちにおいて、就職氷河期世代サポート企業とのマッチングにつなげる座談会や仕事体験などの取組を行っています。就職氷河期世代の求職者は様々な経歴や特性を有することから、企業側が求める人材や能力の把握に努め、よりよいマッチングにつなげることを望みます。

外国人材の受入れ環境整備については、外国人生活相談センターの設置のほか、県内の事業所及び監理団体に対し外国人雇用実態調査を実施し、雇用状況等の把握に努めています。コロナ禍で外国人材を取り巻く状況は世界的に変動しており、県内の事業所等もこうした変化に合わせた対応を求められますことから、きめ細かな支援を実施するよう望みます。

次に、観光の振興等についてであります。

地域観光商品の造成については、土佐の観光創生塾の開催等を通じ、観光事業者の観光商品づくりを支援し、84件の商品が販売に至っていますが、その販売面では苦戦している商品もあります。ついては、ウイズコロナ、アフターコロナの状況下で多くの旅行者に選択される観光商品という観点で一層魅力を高め、コロナ収束時には一気に売り込みを行えるよう取り組んでいくことを望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

農福連携の取組については、研修会や農作業体験会の開催により、令和2年度は500名を超える障害者等が農家や集出荷場で就労するなど、地域ごとに広がりを見せていますが、十分な意思疎通が難しいなどの様々な問題で離農する事例もあります。ついては、就労の定着に向け、農業と福祉の相互理解をさらに深め、障害の特性に応じた丁寧で粘り強い支援を望みます。

高知県で注意すべき外来種リストについては、侵略的な外来種をまとめたパンフレットやリーフレットを作成し、関係機関に配布して普及啓発に努めています。引き続き普及啓発に努めるとともに、本来の目的の一つでもある駆除や防除の対策を行うための基礎資料として、より活用されるよう、市町村と連携し、さらなる取組を望みます。

県1漁協構想の取組については、令和2年度に高知県漁協の経営が大きく悪化したことから、合併に向けた協議を休止し、まずは経営改善を支援した上で、経営が安定した段階で合併協議を再開するとしています。経営改善には支所や市場の統廃合による経営基盤の強化が不可欠であり、各ブロックで協議を進めています。市場統合の検討を進めるに当たっては、単に各支所の収支状況を指標にするだけでなく、その必要性など組合員や関係事業者の意見を幅広く聞きながら進めることで、地域の実情に合わせた丁寧な取組が行われることを望みます。

小型底定置網漁業については、高齢の漁業者や新規就業者でも取り組みやすい、土佐湾での新たな漁法として試験操業が行われましたが、漁獲量は十分と言えない状況であります。ついては、漁業関係者と連携して試験操業の検証を行うとともに、県内漁場で普及が進むよう必要な支援を行うことを望みます。

次に、社会基盤の整備等についてであります。

砂防堰堤については、土砂災害から人命や財産を守るために重要な施設ですが、上流側に土砂が堆積してしまい、十分に機能しないことが懸念されるものがあります。ついては、堆積した土砂の除去や、堰堤をメンテナンスが有利な透過構造とするための検討など、万全な機能の確保を図るよう望みます。

公営住宅の住戸改善については、ドアが引き戸であるかどうかなどの問題があり、車椅子等

を利用する高齢者の入居が難しい状況があります。ついては、高齢化が進む中で、公営住宅が高齢者等の住みやすい環境となるよう、より一層のバリアフリー化を検討することを望みます。

最後に、教育についてであります。

遠隔教育システムについては、中山間地域等の生徒の多様な進路希望を実現できるよう、教育センターを配信拠点として遠隔授業や補習等を実施し、その成果も現れています。ついては、今後もデジタルの強みを生かし、複数校への同時配信や学校間での配信の拡充なども検討しながら、さらに成果が上がるよう取組を進めることを望みます。

教職員の研修については、教育センターで実施する基本研修や専門研修などに各学校から参加していますが、参加者のみのスキルアップにとどまらず、広く学校全体で生かされることが重要であります。ついては、研修後に学校内で研修成果が共有されるよう、市町村教育委員会や関係機関に働きかけを行うことを望みます。

いじめや不登校など悩みを抱える児童生徒や保護者の支援として、心の教育センターでは相談対応を行うとともに、民間事業者への委託により夜間、休日の電話相談、SNS等を活用した相談事業を実施しています。相談を受けた後の対応が重要となることから、委託事業者や関係機関との連携を十分に図りながら支援を行うことを望みます。

子供たちの文化芸術への関心を醸成する教育普及活動の充実については、文化施設と学校などの教育機関が連携して取り組むことが必要であります。ついては、各施設が実施する優れた取組の横展開等により、県内の小中学生や高校生が豊かな感性や創造性を育むことができるよう取組を進めることを望みます。令和2年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、令和2年度公営企業会計決算について

であります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております令和2年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分、病院事業会計の資本剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行については不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、流域下水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、総収益が15億1,473万円余、総費用が14億1,695万円余で、総収益から総費用を差し引いた純利益は9,777万円余となっております。当年度には浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化施設整備が完了し、今後は下水処理後に排出される下水汚泥の削減や消化ガスの売却益も見込まれます。引き続き、流域住民の生活環境の改善と浦戸湾流域の環境保全を図るため、安定的かつ効率的な経営に努めるとともに、南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策に計画的に取り組む

よう望みます。

次に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が4億5,171万円余となっており、前年度に比べて3億3,580万円余増加しています。これは、四国電力株式会社との契約更改で売電単価が上がったことや、出水期に平年を大きく上回る降雨があり供給電力量が増加したことなどにより、総収益が増加したことによるものであります。近年、気候変動の影響により降雨量が増大しており、水力発電事業においては、事前放流など流域治水の取組についても対応する必要があります。については、台風や豪雨をはじめとする異常気象による事業への影響も考慮しながら、健全経営の維持と営業利益の確保に取り組むよう望みます。また、小水力発電の一層の普及拡大については、市町村の取組や国の動向等に留意しながら引き続き取り組むことを望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が2,311万円余となっており、前年度に比べて7,218万円余減少しています。これは、令和元年度の香南市工業用水道事業との統合による香南市からの寄附金を計上したことにより、一時的に増加していた特別利益が減少したことなどによるものであります。

鏡川工業用水道事業については、需要の低迷に対応するため、継続して企業訪問等の営業活動を実施していますが、前年度に比べ、給水事業所数、給水量ともに減少しています。耐用年数の経過に伴う管路の更新などの課題もあることから、既存の給水事業所の状況等も踏まえ、中長期的な視点を持って効率的な経営に努めるよう望みます。

香南工業用水道事業については、前年度に比べ給水量は増加していますが、当初計画してい

た給水量には届いていません。については、関係部局等と連携し、新たな給水事業所の獲得を含めた給水量の拡大に向けて取り組むよう望みます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損失が1億4,646万円余となっており、赤字額は前年度に比べ4,739万円余増加しています。これは、主に新型コロナウイルス感染症関連の補助金により医業外収益が増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少により医業収益が減少したことなどによるものであります。

高知県立病院第6期経営健全化計画において、病院事業全体の目標としていた令和2年度までの経常損益の黒字化は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け患者数が減少したことなどにより達成できませんでした。令和3年度から令和7年度までを期間とする第7期経営健全化計画においては、令和7年度までに病院事業全体で経常収支の黒字が達成できる経営を目指すこととしています。

収支改善については、令和2年度から外部コンサルティングを導入し、収益向上や委託費の見直し等に取り組んでおり、診療報酬上の新たな加算の取得など一定の成果も現れています。引き続き、公立病院が果たす役割を踏まえながら、経営の効率化や健全経営に努めることを望みます。

また、地域の福祉の増進、医療サービスの向上に向け、職員一人一人の能力が十分に発揮できるよう、理念の共有や情報伝達等を徹底し、しっかりとした組織運営に努めるよう求めます。令和2年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



採 決

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、359第14号議案から同第16号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。359報第1号「令和2年度高知県一般会計歳入歳出決算」については、知事から一部を訂正したい旨の申出があり、委員長報告は承認であります。この申出を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、本議案の一部を訂正することについては、委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、ただいま一部訂正を承認いたしました359報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、359報第2号議案から同報第23号議案まで、以上22件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、以上22件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。



自治功労者表彰状の伝達

○議長（森田英二君） ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から在職30年以上、塚地佐智さん、在職10年以上、加藤漠君、同じく西内健君、同じく弘田兼一君、同じく明神健夫君、同じく依光晃一郎君、以上6名の方々が自治功労者として表彰を受けられました。

これより、受賞者を代表していただきまして、塚地佐智さんにその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

塚地佐智殿

あなたは高知県議会議員として在職30以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

令和3年10月28日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。(拍手)

なお、加藤漠君、西内健君、弘田兼一君、明神健夫君、依光晃一郎君に対するものは、在職10年以上と記載されているほかは同文でありますので、御承願います。

高いところからではございますが、一言お喜びを申し上げます。

このたび、塚地佐智議員におかれましては議員在職30年以上、加藤漠議員、西内健議員、弘田兼一議員、明神健夫議員、依光晃一郎議員におかれましては議員在職10年以上の長きにわたり地方自治の発展に貢献されましたその御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。先ほどその表彰状を伝達申し上げたところでございますが、ここで改めまして心からお喜びを申し上げます。

どうか今後とも御自身の健康を大切にされながら、その豊富な経験と深い見識をもちまして、県勢発展のために、なお一層の御尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますがお喜びの言葉といたします。

誠におめでとうございます。

知事から御祝辞をいただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました皆様に、心からお喜びを申し上げます。

塚地佐智議員におかれましては30年以上、加藤漠議員、西内健議員、弘田兼一議員、明神健夫議員、依光晃一郎議員におかれましては10年以上にわたりまして県議会議員として在職をさ

れ、数々の要職を歴任されますなど地方自治と県勢の発展に努めてこられました。皆様の多大なる御尽力に深く感謝を申し上げますとともに、輝かしい榮譽をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

皆様が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、東日本大震災や、それを契機とした災害への危機感の高まり、今なお全世界に影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症など、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大きな変化がありました。

このような中で、今回受賞された皆様方におかれましては、常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場で発揮してこられましたことに対して心から敬意を表します。

今後もさらなる県勢浮揚に向けて、産業振興計画の推進をはじめとする各種の施策に全力で取り組んでまいり所存です。引き続き、執行部に対しまして多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

どうか今後とも十分に御自愛をされますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

誠におめでとうございます。

○議長(森田英二君) 次に、受賞者を代表されまして、塚地佐智さんから御挨拶があります。

(37番塚地佐智君登壇)

○37番(塚地佐智君) 高いところからではございますが、受賞に際しまして一言お礼を申し上げます。

このたびは、私をはじめ6名が全国都道府県議会議長会から永年勤続による自治功労者として表彰をいただき、誠に身に余る光栄と喜びの

気持ちでいっぱいでございます。また、ただいまは議長並びに知事から、丁重な、そして過分なお褒めの言葉を頂戴いたしまして、大変恐縮しているところでございます。私どもがこうして自治功労者として表彰を受けられますのも、ひとえに県民の皆様をはじめ先輩・同僚議員の方々並びに執行部の皆様や報道関係の方々の大変温かい御指導、御支援のたまものでございまして、心から感謝を申し上げます。

本日のこの受賞に恥じることはないよう、私ども議員は議会活動を通じて県民の皆様の声を県政に反映させるとともに、監視機能の強化や積極的な政策提言を行い、国に向け地方の状況をしっかりと届けて、地域の活性化に向けて一層の努力を重ねていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

特に、国のまん延防止等重点措置の適用地域となるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けました県経済につきましては、感染拡大防止への備えも拡充しつつ、徐々に回復を図っていかねばなりません。

今後におきましても、県民一人一人が心豊かに安心して暮らし続けられるよう、県勢の浮揚に向けまして、微力ではありますが全力を尽くしてまいりたいと存じますので、引き続き皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、心からお礼を申し上げて、謝辞といたします。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、自治功労者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○議長(森田英二君) お諮りいたします。

明10日から13日までの4日間は議案精査等の

ため本会議を休会し、12月14日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月14日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時39分散会

令和3年12月14日（火曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 西 山 彰 一 君
- 警察本部長 熊 坂 隆 君
- 代表監査委員 植 田 茂 君
- 監査委員局長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年12月14日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和3年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県ホストタウン新型コロナウイルス

ルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 令和4年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 15 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 県有財産(南国日章産業団地)の処分に関する議案
- 第 18 号 (新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 20 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 21 号 令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

第7号議案及び第12号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律等の改正の趣旨を考慮したものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末220ページに
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第21号「令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上22件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

12番西内隆純君。

（12番西内隆純君登壇）

○12番（西内隆純君） 議長のお許しをいただきましたので、自由民主党を代表して質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

歳月の流れは大変早いもので、濱田知事が初当選されてから、はや2年が経過をいたしました。この間を思い起こしてみますと、本当に多くの出来事がありました。新型コロナウイルス感染症を筆頭に、東京オリンピック・パラリンピックの延期と開催、レジ袋有料化、安倍内閣

から菅内閣、そして岸田内閣へ、立皇嗣の礼もございました。高知県内では先日の高知西バイパス開通をはじめとして、高知南国道路開通、竜とそばかすの姫の公開、具体の分散開催、SA TOUMIや公文書館のオープン、土佐あかうし・Tosa Rouge Beef初出荷など枚挙にいとまがありません。

この間、濱田知事におかれましては、高知県のリーダーとして様々な県政課題に果敢に挑まれておりました。コロナ禍にあっては思いどおりに物事が運ばなかった局面も数々あったことでしょう。新型コロナウイルス感染者数が爆発的に増加する中、感染症拡大防止のために断腸の思いで自粛や時短を呼びかける姿は、多くの県民の心を打ちました。

また、「濱田が参りました」、「再び、濱田が参りました」と県内各地に足を運び、いろいろな現場を見て、たくさんの意見交換をされて様々な刺激を受ける中でお考え、お感じになったことがあろうかと思えます。

濱田知事に、知事を2年間務められての感想をお尋ねいたします。

あわせて、2年間の取組の中で知事が気づかれた県政上の課題についてお尋ねいたします。

2年前、知事就任直後の12月定例会において、加藤漢議員からの質問に答える形で、知事としての意気込みや夢を聞かせていただきました。少しばかり緊張された面持ちで御答弁されておりましたことを思い起こします。知事は、もっと高知を元気にしたい、若者が誇りを持って定住できる魅力あふれる県にしたい、生まれ育った大好きなふるさと高知のために頑張りたい、尾崎県政の方向性を継承し、さらに新しい時代の視点に立って、県民と共に活力ある高知県、共感と前進の県政を実現していくのだと答弁されました。

加藤議員とのやり取りが示すように、政治と

は政治家が夢を語り、共感を得た多くの仲間と夢の実現に向けて汗をかいて、世の中を変えていく、治めていく行為のことと思います。コロナ禍が長期化の様相を呈する中、多くの県民が高知のこれからについて不安を感じていると思います。だからこそ、私たちがまばゆいばかりの夢を、希望にあふれたこれからの高知を語るなければなりません。今まさに折り返し地点にあって、改めて知事のアップデートされた夢や意気込みについてお聞かせください。

県民をどこへ導かれようとしているのか、濱田知事のビジョンについてお尋ねいたします。

さて、本年の10月末には、国のかじ取りを決める上で極めて重要な第49回衆議院議員総選挙が実施されました。自民苦戦のマスコミの事前予想が外れ、15席減らしたものの261議席確保と、単独過半数を維持しました。一方で、日本維新の会が議席を大幅に伸ばし、これにより改憲勢力は選挙前の310議席から345議席と、改憲に必要な3分の2に当たる310議席を大きく超えることとなりました。

日本経済新聞の調査によれば、比例の政党別得票率は全国の市町村別に見た場合、1,464の全体の84%の自治体で前回は上回っています。この結果、自民党は、今回小選挙区トータルで約2,760万票を獲得し、前回よりも約110万票を積み増しました。また、朝日新聞の調査では、自民党はどの世代からも満遍なく支持を得ており、中でも10代、20代の若者の支持が40%台と堅調であったことが明らかとなりました。

また、SNS上では投票を呼びかけるハッシュタグがトレンド入りしたそうです。その影響もあってかは分かりかねますが、18歳と19歳の投票率は43%で、前回は2.52ポイント上回りました。これからの担う若者たちが将来を真剣に考えて行動し、投じてくれた一票の重みをしっかりと受け止め、責任政党としての責務を果たし

ていかねばと決意を新たにいたしました。

濱田知事におかれましても、本県の小選挙区と四国比例をはじめとして、衆議院選の趨勢について関心を持って見守られたことと拝察いたします。

衆議院議員総選挙の結果の受け止めについて知事にお伺いいたします。

皆さん御存じのとおり、高知県の小選挙区では中谷元候補と前知事の尾崎正直候補が、野党候補者にダブルスコアの大勝を果たしました。中谷元先生におかれましては、国際的な人権問題を所管する新設の首相補佐官に着任されました。中国政府による新疆ウイグル自治区や香港などでの人権弾圧に対応するため、外務省や法務省など関係する省庁を横断し、人権問題に関する情報収集や分析を担われるとお聞きしております。大変重要な職務と拝察いたします。御活躍を御期待申し上げます。

四国比例代表では、福井照候補は誠に残念な結果となってしまいましたが、山本有二候補と友党公明党からは、先日まで県議会で御一緒しておりました山崎正恭候補が当選されました。誠におめでとうございます。

加えまして、参議院の先生方は自民党籍でございますから、高知県選出国會議員は全て与党系となります。先生方におかれましては、それぞれの得意分野において高知のため、日本のために御活躍くださるものと御祈念、御期待申し上げます。

オール与党系となった高知県選出国會議員に期待することについて知事にお尋ねいたします。

さて、12月6日の臨時国会において所信表明演説が行われ、その中で岸田総理のカラー、新しい資本主義についてお話がありました。岸田総理は、成長も分配も実現する、人に温かい資本主義、人への配分をコストではなく未来への投資と捉えなくてはならないと述べられました。

かつて内閣府参与を務められた原丈人氏の影響を色濃く受けているものと思われます。

原氏は新しい資本主義や公益資本主義を提唱し、株主至上主義に傾きつつある現在の資本主義に警鐘を鳴らしました。会社が物言う株主によって短期の利益ばかりを求められる現状を改め、中長期の投資をベースに、開発や基礎研究などにしっかりと取り組み、安定して利益を生み出すことのできる環境を整えなければならない、そして会社は公器でなければならない、ゆえに社員や顧客、仕入先、株主、地域社会、地球など会社を支えるあらゆるメンバーに会社の利益を分配する、三方よしでなければならないと説かれました。新しい資本主義が日本によって結実し、世界の新自由主義的な流れに一石を投じることが出来ますよう御期待申し上げます。

安全保障については、従来の枠組みに加えて、敵基地攻撃能力の獲得を選択肢から排除しないとして、安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画の新たな策定に取り組むといった踏み込んだ発言をされました。高市政調会長の発信を受けて、この国もついにと言うべきか、ここまで追い詰められてと言うべきか、ようやくリアリズムに立脚した安全保障政策を語る事ができるようになったと感じました。敗戦から76年という長い歳月を要したことを思うとき、ひととき感慨深いものがあります。

デジタル田園都市国家構想について、地方の人口減、高齢化、産業空洞化などの課題を解決していくに当たり、デジタル技術の活用が不可欠です。しかし、本県の実情に代表されるように、肝腎の中山間過疎地や人手不足にあえぐ地域においては、デジタル技術を活用したくとも、高速かつ膨大な通信量に応えられる通信インフラが十分に整備されていません。

そこで、デジタル田園都市国家構想では、3年程度で海底ケーブルで日本を周回させ、あわ

せて各地に設置する大規模データセンター、光ファイバー、5Gの整備を進めることとされています。これからの地方、とりわけ過疎地において起死回生の一手となることが期待されます。述べてましたとおり、私は現政権のもろもろの政策に大いに期待を寄せております。

濱田知事におかれましては、岸田総理の所信表明演説をどのように受け止められたか、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

8月中旬頃より本県においても新型コロナの感染者数が急激に増加し、8月下旬には1日当たりの新規感染者数が100名を超えるに至りました。判断指標のステージは非常事態に達し、医療崩壊が心配される状況となりましたが、医療関係者をはじめとして関係各位の献身的な御尽力により無事に乗り切ることができました。おかげさまで、現在県内では感染者数ゼロ名の日が続いております。事ここに至ることができたのは、感染症の拡大防止のための県民や事業者各位の協力はもちろんのこと、4月からのワクチン接種の効果を抜きに語ることはできません。

その3回目のワクチン接種が、12月1日より医療従事者を対象に先行して実施されています。第6波を乗り越える鍵の一つが本ワクチン接種に託されていることは疑いようもありません。ただ、この3回目の接種に当たっては、交互接種やワクチンの確保など、幾つか課題があると考えております。

これまでの国の方針としては、2回目、3回目の接種間隔は原則8か月となっておりましたが、先日の総理の所信表明において、オミクロン株へのワクチン効果を一定程度見極めた上で、優先度に応じモデルナを活用して6か月への前倒しをするという方針が示されました。オミクロン株の出現により、これまでの方針に変更が

あり、3回目の接種を8か月経過後を前提に準備していた市町村も、計画の変更が必要な状態となっておりまいました。

そこで、3回目のワクチン接種における課題と県の対応について知事にお尋ねいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症との闘いも間もなく丸2年になろうとしています。この間の変異の速さや感染力の強さから考えても、今後しばらくの間、新型コロナウイルス感染症と闘い続けなければならないであろうことは想像に難くありません。医療体制の整備、ワクチンや経口薬等の開発、マスクや手洗い、3密回避などの感染拡大防止のノウハウ蓄積等により、以前ほど新型コロナ感染症に翻弄されることはないものと期待いたします。

このたび、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安に修正を加え、さらに高知県保健・医療提供体制確保計画も策定の運びとなりました。これらの動きを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の第6波以降にどのように立ち向かわれるおつもりか、濱田知事にお尋ねいたします。

また、コロナ禍が長期化する中で消費は低迷し、県経済は依然として厳しい状況にあります。加えて、世界的にワクチン接種が進む中で急激に需要が回復したことにより需給バランスが崩れ、様々な分野で原材料、製品、サービスの価格が高騰を続けています。半導体不足からの製品供給遅れ、原油の高騰からのエネルギーコストの上昇、コンテナ不足による物流停滞、木材需要急拡大によるウッドショック、サービス業の担い手不足など、もろもろの影響を受けたこのたびの高騰は、ダイレクトに家計や企業経営を脅かしています。

長期化するコロナ禍にあって、県経済をどのように支えていくおつもりか、濱田知事にお伺いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の次なる不安要素といえば、新たな変異種オミクロン株であります。同株は南アフリカとその周辺諸国を飛び出した後、すさまじい感染力によりあらゆる地域で拡散し、デルタ株と置き換わっているようです。欧州ではワクチン接種が進んでいても、ここに至って過去最多の感染者数を記録する国が出てきています。懸念される変異株に位置づけられたオミクロン株は、特性についてまだ十分な知見が蓄積されておりません。

政府は最大の警戒感の下、水際対策として11月末から全ての外国人の入国を原則禁止といたしました。帰国者についても一時は到着便の新規予約の停止措置を掲げましたが、一転二転の後、1日当たりの入国者数を3,500人以下とする制限措置といたしました。

しかし、このような措置を永久に続けることはできませんし、たとえ人の流れを抑えたとしても、近い将来何らかの形でオミクロン株のある程度の国内流行を許すことになると思われます。既に国内では同株の新規感染者が確認されております。また、県内では、昨日濃厚接触者として県内の宿泊療養施設に1名入所したとの発表がありました。事ほどさようですから、私が申し上げたようなことは政府も重々承知の上であろうと思います。であれば、今般の水際対策の目的とするところはどこにあると考えるべきか。

政府が実施している水際対策についての御所見を危機管理部長にお尋ねいたします。

台湾有事についてお尋ねいたします。

先般、神戸で開催された日台交流サミットに参加をいたしました。以前より本県は、経済面では観光誘致を中心に台湾と積極的な関係づくりを進めてまいりました。また、文化面では台湾最大の祭りであるランタンフェスティバルに本県のよさこいチームが出場し、本県のよさこ

い祭りに新竹県のチームが参加するなどの交流を実施しています。

台湾の民主化に汗をかかれた李登輝氏は坂本龍馬の大ファンであり、生前は高知にも足を運んでくださいました。また、東日本大震災をはじめとして日本が自然災害に見舞われた際には、台湾より本当に感謝し切れないほどの御支援をいただいております。そして、かつては日本の一部であったことから、台湾で生まれ育ったという方も県下にいらっしゃいます。

このような幾重にも折り重なる御縁もあり、多くの高知県民が中華人民共和国、中国のとどまることの知らない野心によって、建国以来最も危険な状況に置かれている台湾の状況を憂慮し、心を痛めていることと存じます。中華人民共和国は、一つの中国のスローガンの下、台湾をのみ込もうとしています。その悲願とも言える目的を達成するため、台湾に対して領空・領海侵犯などの軍事的プレッシャーを与え、さらには外交、経済を駆使した恫喝をちゅうちょなく実行しています。

つい先日のことですが、中国は、リトアニアが台湾を新たに国家として承認したことに対する報復措置として、多国籍企業に対して、リトアニアとの関係を絶たなければ中国市場から締め出すと警告を發しました。これに従い、既にリトアニアのサプライヤーとの取引をキャンセルした企業も出たそうです。

さらに、中国は、その野心に他の国々が干渉できないようにするために、膨大な軍事費をつぎ込み、驚異的なスピードで軍事力を増大させています。中国が最近配備にこぎ着けた核搭載可能な潜水艦発射弾道ミサイル、JL3型SLBMは、最大射程1万2,000キロメートルと推定されています。その射程範囲内にはアメリカのワシントンはもちろんのこと、ヨーロッパの国々の首都が収まります。

中国は早急に台湾を支配下に置き、JL3を搭載した原子力潜水艦を自由に太平洋に航行させることのできる環境をつくらうとしています。仮に実現すれば、核ミサイルの発射を阻止することはまず不可能となり、中国から核攻撃を受けるリスクの増加により、各国の中国に対しての核戦力の優位性が低下します。東アジアに領土や何らかの権益を有する国々は中国の干渉に対抗できず、それらを放棄せざるを得ない状況に追い込まれると予測されます。

このような事態を回避すべく、アメリカや東アジア、ヨーロッパの国々は現在一致協力して中国包囲網を形成しつつあります。本年の8月には、イギリスは空母打撃群をインド太平洋地域に派遣し、日本、さらにアメリカやオランダを加えて初めての共同訓練を行いました。また、記憶に新しいかとは思いますが、オーストラリアがフランスから原子力潜水艦を調達する旨の契約をほごにいたしました。その後アメリカから調達することとなった最大の理由は、中国の海洋進出に対処可能な性能を有する原子力潜水艦を確保するためでありました。さらには、台湾には現在アメリカ軍が訓練を名目に駐留しています。

日本に関して言えば、台湾が中国にのみ込まれた場合、致命的な安全保障上の問題が発生いたします。日本に関係するタンカーが台湾周辺を航行できなくなるおそれがあるだけでなく、アメリカの核の傘が有名無実と化し、日本が中国の実質的支配下、影響下に置かれることとなります。香港やウイグルの例を思い起こせば、日本にとって最も避けたい最悪のシナリオです。

日台交流サミットの講演に立たれた元在沖縄海兵隊政務外交部次長、ロバート・D・エルドリッチ氏は、台湾有事は最大で6年、最短で2年以内に起きる可能性が高いと述べられました。その際には、中国は並行して尖閣や沖縄あるい

は日本本土に対して何らかの軍事的アクションを仕掛けてくるのが蓋然的とお話もありました。サイバー攻撃によるライフライン破壊など、本県も他人事ではありません。台湾有事とは、まさに日本有事であるとの思いを強くいたしました。

台湾有事を我々の問題であると真剣に受け止める必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

集落实態調査の取りまとめについて質問を行います。中山間に点在する50世帯未満の集落約1,500か所を対象に、10年ぶりの住民からの聞き取り調査が行われました。中山間の集落が日に日に活力を失いつつある現実を打破していくため、取りまとめを基に対策を検討し、活性化に向けて取り組むものとお聞きしております。取りまとめ途中の概要版を拝見しましたところ、平素より議員各位が中山間で見聞きし、課題として発信する内容とほぼ一致するものとお見受けいたします。課題の存在が調査により裏づけられたものと評価いたします。

一方で、調査で示された地域の代表的な課題を詳細に追いますと、県や市町村によって課題別に既に何かしらの対策が講じられているものもあるように思われます。ここにさらに一段高いレベルの結果を出していくためには、調査結果に対してもレベルの一段高い活用方法を見いだしていく必要があると考えます。

そこで、集落实態調査の取りまとめの概況と今後の活用方法について中山間振興・交通部長にお尋ねいたします。

次に、子供たちの近視についてお尋ねいたします。

昨今、近視による子供の視力低下が世界でも社会問題化しています。アジアでは約60年間で20代以下の近視が4倍となり、2050年には世界人口の約半数が近視になるという予測がありま

す。特に、東アジアの中国、香港、台湾、韓国、シンガポールといった国々で近視が急激に増加し、10代の近視の割合は80%以上に達しています。中国では既に都市部に住む人の失明の原因の第1位が近視となっております。西側諸国の近視の割合は30%から50%ですが、増加傾向にあり、数年後には東アジア並みになるという予測もあります。このような事態を背景に、WHO——世界保健機関は深刻な公衆衛生上の懸念を表明しました。また、各国の政府も危機感を抱き、近視についての研究が盛んに行われています。

近視に悩む子供たちは、日本でも増加の一途をたどっています。裸眼視力1.0未満の割合は、12歳で55.19%、17歳で64.43%に達しています。私たちの身近にあふれるデジタルデバイス、スマートフォン、タブレット、携帯ゲーム機により生活は便利にはなりましたが、30センチ以内の近くのものを見る近見作業時間が大幅に増加いたしました。例えば、GIGAスクール構想が進む中、子供たちがタブレット端末に触れる機会も増加しています。さらには、コロナ禍によりおうち時間が増えたことで、デジタルデバイス利用による近見作業時間が増加し、結果、近視の子供が増加したとのニュースも拝見しました。

近見作業増加により近視になるメカニズムはどのようなもののでしょうか。目は通常、網膜の上で像の焦点が合うように、レンズに当たる水晶体の厚さを調節しています。しかし、近距離を見る場合、焦点が網膜の奥に行き過ぎることがあります。この状態が長く続いた場合、焦点合わせに順応するために、眼球の前後の長さ、眼軸長が伸び近視が進行すると考えられています。

近視は視力が低下するだけでなく、眼軸長の伸びにより網膜や視神経が傷つき、緑内障、網

膜剥離になる可能性があります。また、最新の研究によると、脳が得る情報のおよそ8割を目からの情報が占めていることから、近視になることにより脳への刺激が減り、認知症になりやすいと報告されています。さらには、鬱や不安障害、睡眠障害との関係性も指摘されています。様々な病気の入り口になり得ることから、糖尿病同様に近視も生活習慣病と言って差し支えないと思われま

す。さきに述べましたように、世界では既に近視を減らすことを目的とした様々な研究や対策が進められています。世界で最も近視の割合が高い国の一つシンガポールでは、150億円以上の予算を投じ、国立眼科センターにおいて研究が行われています。その結果、アトロピンという点眼薬が近視の進行を遅らせることが分かってきました。オーストラリアの国立大学の研究では、光を浴びるとドーパミンが目の内部に分泌され、眼軸の伸びが抑えられることが報告されています。

関連するお話として、20歳以下の8割が近視の台湾では、子供700人を対象とした実験により、明るさ1,000ルクス以上の光を週11時間以上浴びた子供は近視になりにくいことを突き止めました。一般的に屋内では300ルクス程度、窓際でも800ルクス程度であり、屋外でなければ1,000ルクスはまず達成できません。なお、屋外では日陰でも数千ルクスに達します。そこで、台湾政府は法律を改正し、体育の授業を週150分屋外で行うことを義務づけました。そのほかの授業を加えて、1,000ルクス下で1日2時間を目標としています。その取組の結果、視力0.8未満の小学生の割合が、実施前と比較して5%以上減少したと報告されております。子供の近視が増加傾向にある実態と世界の流れを背景に、文科省も調査に着手したと承知をしております。本県の子供たちの目の健康が気がかりなところ

です。高知県の子供たちの近視の現状と対策について教育長にお尋ねいたします。

次に、よさこいの振興についてお尋ねいたします。

実は私、今年2年ぶりによさこい踊りを踊らせていただきました。よさこい祭振興会のよさこい祭りは昨年に続き本年もコロナ禍により残念ながら中止となりましたが、高知県理容生活衛生同業組合、り組の皆さんと地域や学校のイベント、こうち旅広場などを間借りしてよさこい踊りを披露させていただきました。やはり体を動かすのはいいものです。ぜひ知事にもどこかの機会に踊っていただきたいと思

います。よさこいに参加するとなれば、少なくとも半年、早いところで1年も以前から準備をスタートさせなければなりません。その上で、コロナ禍によって中止に追い込まれる可能性もありますから、運営側も、また参加者も大変な覚悟が必要です。今年度は、り組のように規模を問わずイベントを探し出し、そこで踊る機会を得ることで、チームのモチベーションの維持を図るケースをお見かけしました。また、中には学生が申し送りでバトン参加を繰り返すことで、毎年の踊り子を確保してきたといった事情から、2年連続の欠場はチーム存続に関わる

として、実施に踏み切った事例もあるようにお聞きしております。もし、また来年度のよさこい祭りがコロナ禍によって三たび中止になったとしても、それは感染拡大防止の観点から仕方のないことと思います。しかし、先ほど申しましたように、三たび中止にしてそれで終わりでは、よさこい踊りの未来、存続に関わってくる可能性があります。よさこい踊り存続のため、県関係の観光イベント内で踊りを披露できる機会をあらかじめ準備しておくなどの方法も一考に値すると思われま

ます。

今後のよさこい振興の在り方について観光振興部長にお尋ねいたします。

最後に、議員1期目に行った質問を濱田知事にも行いたいと思います。以前お聞きくださった議員方には、しばらくお付き合いいただきたくお願い申し上げます。

どのような組織、グループでも対処すべき課題が大きいほど、また大きな結果が求められるほど、たくさんの方が強固に連携して課題解決に取り組む必要があります。連携を効果的なものとするためには、信頼関係に基づく闊達なコミュニケーションが重要です。さらには、そのベースとなる信頼の強度を上げるために、仲間意識、帰属意識を高めなければなりません。

御記憶にあるかもしれませんが、私はかつて脳科学分野の研究を参考に、オキシトシンの活用について議会質問を行いました。オキシトシンは脳の報酬回路から支払われる幸せホルモン、愛情ホルモンと呼ばれる化学物質であります。他者からの共感や認知により分泌が進み、人と人のつながりを強める、互いの愛着を形成するなどの働きを有します。つまり、知事のスローガンであるところの他者との共感、他者との物語の共有が進めば、オキシトシンの分泌により、互いの仲間意識やグループへの帰属意識を高めることができます。

これを踏まえて、私が日本人の仲間意識、帰属意識を高めるに最適と考える共有すべき物語、古事記、日本書紀についてお話をさせていただきます。古事記は、一般に現存する日本最古の歴史書であり、その序によれば、和銅5年、西暦712年に稗田阿礼が暗唱したものを太安万侶が編さんし、元明天皇に献上されたことで成立したとされています。天地開闢から推古天皇の記事を記述しています。日本書紀は、養老4年、西暦720年に完成した日本に現存する最古の正史で

す。神代から持統天皇の時代までを扱い、漢文、編年体で記述されています。その記述方法の違いから、古事記が国内向けの書物として天皇家の正当性を示すもの、日本書紀が国外向けに発信するための公式の国史を記したものとして、それぞれ作成されたと考えられています。

以下、古事記と日本書紀の概要をかいつまんで御紹介いたします。

私たちの祖先は、高天原と言われる神々の住まわれる理想郷があると考えました。そこにいらっしゃる2柱の神、イザナギとイザナミがお創りになられたのが現在の世界です。私たちはこの2柱の神の子孫ということになります。

書物には、たくさんの神々と彼らに関連したエピソードが登場します。記された出来事の多くは、してはいけないこと、してもよいことを、祖先が子孫らに諭すような訓話的な内容です。それらが物語の中で積み重なる中で、日本人が理想とする高天原の輪郭、つまり日本人の理想とする姿が明らかとなっていきます。

あるとき、最も尊いとされる光を象徴する女神、アマテラスオオミカミが誕生されますと、理想世界の高天原を地上世界に実現するために、孫のニニギノミコトを地上にお遣わしになります。これを天孫降臨といいます。天孫降臨の際には、三大神勅と三種の神器をニニギノミコトに託されます。

三大神勅の1つ目は天壤無窮の神勅です。日本は私の子孫が天皇となる国です。その皇位は天地とともに永遠に栄えるでしょうと皇位の正当性を伝えられました。2つ目は宝鏡奉斎の神勅。アマテラスオオミカミはニニギノミコトに三種の神器の一つである鏡を下された際、我すなわちアマテラスオオミカミを見るがごとくせよと仰せになりました。3つ目は斎庭稲穂の神勅。私が高天原で育てた神聖な稲穂をあなたに授けましようとして、稲を地上に授けられたこ

とを伝える神勅です。毎年秋、宮中や全国の神社で行われる新嘗祭は、アマテラスオオミカミからの贈物である米の収穫を感謝するお祭りです。戦後、新嘗祭は勤労感謝の日と名前を変えさせられました。

さて、2つ目の宝鏡奉斎の神勅では、姿を映す鏡をアマテラスオオミカミそのものであると思ひ、祭りなさいと渡されました。つまり、鏡に映る自身の姿はアマテラスオオミカミと重なっていなければならないということを示唆しています。ニニギノミコトの孫となる初代天皇の神武天皇をはじめとして、歴代の天皇は鏡に映る姿をアマテラスオオミカミに常に重ねることにより、日本人の理想の姿を体現し、導かれる役割を負われてきたわけであります。過去どんなに日本が乱れても天皇、皇室の導きの下に立ち直れた理由がここにあります。

古事記の語る結びの概念を紹介させていただきます。古事記の出だしには、高天原にまず全ての本源を表すアメノミナカヌシノカミ、次にタカミムスビノカミ、カミムスビノカミがいらっしやるとあります。これらは3つで1つで、その姿は目には見えません。古代日本人は全てをつかさどる完成されたアメノミナカヌシノカミ1柱では、世界に変化がもたらされないの、結びという生産、創造の働きの力を象徴する神様、タカミムスビノカミ、カミムスビノカミの2柱が必要と考えました。2柱は互いに相補的な存在です。その例と言えは男と女、右と左、火と水といったものが挙げられます。

単体では不完全ですが、2つ以上の力が存在することにより作用し、新しいものが生み出されていく、これが結びの精神です。左右の手が合わさって作られるおむすび、おにぎりの語源でもあります。古来より、日本が仏教をはじめとして外来の様々なものを自国のものとして取り込み、さらに改変することで自国の発展に役

立てることができた理由を、この結びの概念に求めることができます。日本人はもとより排他的ではありません。

もう一つ余談をお話しさせていただきます。我が国においては自称無宗教の人がほとんどであります。しかし、周囲に注意を払えば、私たちは生まれながらにして日本書紀、古事記をルーツとする神道から生まれた文化や伝統の影響を強く受けながら日々を営んでいることに気づかされます。例えば、神道に見られる左上位の概念。お茶碗を左側に置き、左手に持つのはアマテラスオオミカミが授けてくださったお米が上位に来なければならないからです。焼き魚も頭を上位の左側に向けます。宴席の配席や舞台の上手、下手、左大臣と右大臣の序列も同じ考え方に端を発しています。

そのほか、日本人の汚れに対する忌避感、湯舟を好む習慣など、しきたりや風習、感性など多くの事柄が神道の影響を色濃く受けています。これらの事実は、神道が宗教というよりは日本人の生き方そのものの伝承であるということを証明しています。

最後に、古事記、日本書紀が今日まで語り継がれてきた意味について考えてみたいと思います。古事記、日本書紀が作成された時代や、その後においても、紙は大変な貴重品でした。また、文字の読み書きができる人も今ほど多くはありません。そのような環境下であって、古事記、日本書紀は今日までの少なくとも1,300年もの間、それぞれの時代に生きた人々のたゆまぬ努力により大切に残されてきました。その価値があると認められたからこそ守り継がれてきたと言えます。

千数百年、今日に至るまで価値があると認められ続けた物語、それは日本人はかくあるべきという先人の遺言、あるいは日本人の守るべき真理と言い換えることができるでしょう。いに

しえより伝わる文化や伝統がなぜ大切なのかという問いの答えもここにあると私は考えます。

神話にルーツを持つ世界最古の王朝、皇室を頂く国日本、その始まりの物語を通して先人の思いを知れば知るほど、日本のことが好きにならずにはいられません。古事記、日本書紀の学びから、私たちが自分たちは何者かについて向き合い、さらに物語の共有が進むとすればどんなにすばらしいか、立ち塞がる課題を前に、より強固な連携の下に取り組むことができるでしょうし、必定よりよい結果につながるものと確信いたします。

日本人が母国の物語を共有することの意義について濱田知事の所感をお伺いいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西内隆純議員の御質問にお答えをいたします。

まず、知事を2年間務めた感想と県政上の課題についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

改めて振り返りますと、知事就任後の2年間は、やはり新型コロナウイルス感染症への対応に追われた日々であったというふうに感じます。私自身これまで誰も経験したことのない難題を前に、時に悩みながら、感染の拡大防止と社会経済活動との両立に向けまして全力を傾けてまいりました。まさに走りながら次の一手を考えなければならない、そんな2年間であったように思います。

一方、県民座談会などを通じまして、多くの県民の皆さんと触れ合い、様々な御意見やお話をお伺いしてきた2年間でもございました。特に、各地で懸命に頑張っておられる方々の姿には、私自身も勇気づけられ、多くの県民の皆さんの期待に応えなければならない、その思いを強くしたところであります。

また、この間、県勢浮揚に向けた取組につい

ても工夫を凝らしながら進めてまいりました。その結果、スタートを切ることができた新たな施策もあります。一方で、関西圏との経済連携の取組は着手はしたものの、思うように進捗しておらない面もありまして、今後の課題として重く受け止めております。

こうした2年間を通じて気づいた県政上の課題について申し上げますと、まず中山間地域の厳しい状況がございます。これまで全市町村を回らせていただきまして、多くの地域を訪問いたしました。その中で肌で感じた中山間地域の現状は、私の想像をはるかに超えるものがございました。改めて、中山間地域での生活を守り、産業をつくるということの困難さ、また重要さを認識したところです。さらに、人口減少、少子高齢化がもたらす産業や地域の担い手不足といたしました本県の構造的な問題もございました。県勢浮揚に向けて避けて通れないこうした課題の解決は、いまだ道半ばと言って過言ではないと存じます。

また、各地に足を運ぶ中で感じましたことは、県外の方々に十分に知られていない魅力的な人や産品、そして豊かな自然などがまだまだ県内には眠っているということでもあります。こうした地域の潜在力をより一層引き出しまして、本県のよさや強みを全国に、さらには世界に向けて広くPRしていかなければいけないと考えます。

今月からは知事として任期の後半に入っております。今後の県政運営に当たりましては、新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いながらも、本県の抱えます積年の課題にスピード感を持って取り組んでいかなければならないとの思いを強くしております。

引き続き、県民の皆様の声に耳を傾けますとともに、時代の変化を先取りし、絶えず施策を進化させながら、県勢浮揚に向けて全力で取り

組んでまいります。

次に、私のビジョンについてお尋ねがございました。

私は知事就任直後の12月県議会におきまして、これまでの県政をしっかりと継承すること、また3つの目指すべき姿の実現に向けて県政を発展させることを表明いたしました。3つの目指すべき姿と申しますのは、第1に、いきいきと仕事ができる高知であります。その実現に向けて、産業振興計画によって新たな雇用を創出してまいります。第2に、いきいきと生活ができる高知であります。教育の充実や子育て支援、日本一の健康長寿県づくりの取組などを進めてまいります。第3に、安全・安心な高知であります。南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、そしてインフラ整備を推進してまいりますこととしております。

これらが私の実現をしたい高知県、本県の将来像でありまして、いわゆるビジョンと言えるものだというふうに考えております。2年を経た現在にありまして、この思いをさらに強くしております。具体的に申しますと、第1のいきいきと仕事ができる高知につきましては、新たな技術、そしてイノベーションにより、生産性の向上や高付加価値化を図っていくということが急務だと考えます。全国に負けない質の高い仕事を生み出すことで、若者を引きつける高知にしたい、そういう思いであります。

第2に、いきいきと生活ができる高知に関しましては、中山間地域の多い本県でありましても、例えば医療や介護、教育や子育て支援、こういったサービスが効果的に提供できるような体制を整えたい、そして住み慣れた地域で住み続けられる高知にしたい、そうした思いを抱いております。

第3の安全・安心な高知につきましては、産業や生活の土台となりますインフラの整備を進

めますとともに、近い将来の発生が確実視されております南海トラフ地震などへの着実な備えをいたしまして、県民の皆さんの生命、財産がしっかりと守られる、そんな高知にしたいという思いであります。

こうした将来像につきまして、県民の皆さんの共感を得ながら、共に前進をしてまいりたいと考えております。

また、今般のコロナ禍によりまして、社会や経済の構造が大きく転換をしてきておりますように、時代は常に変化をしていくものだというふうに捉えております。このため、時代の変化を県勢浮揚に結びつけるべく、県のリーダーとして私自身が世の中の大きな潮流を見極め、本県の進むべき道を指し示してまいりたいと考えております。

こうしたビジョンの下、50年後、100年後も県民の皆さんが誇れる高知県を目指しまして、県民の皆さんと共に未来へ向けて歩んでまいります決意であります。

次に、さきの衆議院議員総選挙の結果の受け止めと、県選出国會議員への期待についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

さきの衆議院議員総選挙におきましては、自民党と公明党の連立与党で過半数を超える議席を確保することとなりました。このことは、自公連立政権が取り組んでこられた各政策や新型コロナウイルス感染症への対応に対しまして、有権者の皆さんから一定の信任が得られた結果ではないかというふうに受け止めております。

政府・与党におかれましては、岸田総理が述べられましたように、国民の声を丁寧に聞きながら、新型コロナウイルスへの対応や経済対策などを着実に実行していただきたいというふうに考えております。加えて、地方の声にも十分に耳を傾けていただきまして、地方創生の推進

あるいは国土強靱化など、山積をいたします諸課題に真正面から取り組んでいただくということを期待いたしております。

また、今回の選挙では、本県の関係議員といたしまして4名の方が当選をされました。いずれの方も政権与党に籍を置かれまして、また本県の実情に精通をし、かつ豊富な経験をお持ちの方々であります。私自身大変心強く感じているところであります。

県選出の国会議員の皆様には、選挙を通じてお聞きになられた県民の声をしっかりと国政へ届けていただきたい、そして地方から日本を元気にしていただきたいというふうに思います。あわせて、課題先進県であります本県の実情あるいは課題解決に向けた提言を国に届けられまして、制度改正や新たな政策の実現につなげていただくといった形で、国と県との橋渡し役を果たしていただくということを期待いたしております。

次に、岸田総理の所信表明演説の受け止めについてお尋ねがございました。

臨時国会におきます岸田総理の所信表明演説におきましては、さきの総選挙の結果を受け、今後新型コロナの克服や経済の再生に挑む総理の強い決意が述べられたものというふうに受け止めております。

このうち新型コロナウイルス対応におきましては、最悪の事態を想定し、新たな変異株に迅速に対応するとともに、再度の感染拡大に備えて医療提供体制を確保する方針などが示されました。引き続き、地方と緊密に連携を図りながら、感染拡大防止への備えを進めていただきたいと考えております。

また、新型コロナで落ち込みました経済活動が通常に戻るには、もう少し時間がかかるということ踏まえまして、断固たる決意で事業の継続と雇用を守り抜くというふうに述べられて

おります。国会で審議中の補正予算案におきましては、生活に困窮されている方々あるいは影響を受けた事業者の方々への給付金などが盛り込まれております。速やかな予算の成立が図られることを期待いたすものであります。

このほか、総理が目指されます新しい資本主義の実現の中で、デジタル田園都市国家構想の推進によりまして、デジタルによる地域の活性化を進めると力強く述べられました。あわせて、人類共通の社会課題である気候変動問題を新たな市場を生む成長分野へと大きく転換をする方針などが示されております。これらの方針は、本県の県勢浮揚に向けた政策課題の柱でありますデジタル化、グリーン化などの施策の追い風になるものというふうに考えております。

現在、我が国は新型コロナウイルスへの対応はもとよりであります。経済の回復や地方創生の推進、少子高齢化による人口減少、さらには外交、安全保障など様々な重要課題に直面をしております。岸田総理には引き続き地方との丁寧な対話を通じまして、こうした喫緊の課題にリーダーシップを発揮し、真正面から取り組んでいただくことを期待いたしております。

次に、3回目の新型コロナウイルス対応のワクチン接種に向けた課題と県の対応についてお尋ねがございました。

12月から3回目のワクチンの接種が開始をされましたけれども、大きく2つの課題があるというふうに認識をいたしております。1つ目は、いわゆる交接種とワクチン確保に対する課題であります。3回目の接種につきましては、1回目、2回目のワクチンと異なるメーカーのワクチンを接種する、いわゆる交接種が認められております。この交接種を行うということ前提をいたしまして、本県に国から3月の末までの接種分として配分されるワクチンは、ファイザー社製が60%、モデルナ社製が40%となっ

ております。しかしながら、一方で3月の末までに接種の対象となる方のほとんどが、これまで2回につきましてはファイザー社製を接種しておられるという実態がございます。したがって、これらの方々が前回と同じメーカーを希望する場合、ファイザー社製のワクチンが不足をするという結果が予想されるところでございます。

このため、先日全国知事会のワクチンチームリーダーといたしまして、国に対し、ファイザー社製ワクチンの配分の前倒しの要請を行いました。現在、国におきましてファイザー社との前倒しの交渉を進めておられると聞いておりますけれども、現状では必ずしも希望するメーカーのワクチンが接種できないということが想定をされているわけであります。こうした状況も国民の皆さんによく御理解をいただいた上で、安心して接種を進めていただけるように、交互相種の安全性あるいは効果などにつきまして、国が責任を持って明らかにし、またPRをしていくということを求めてまいります。

課題の2つ目は、接種間隔の前倒しに関わる問題であります。現在は、原則2回目の接種後8か月を経過した方を対象に接種を進めております。一方で、オミクロン株の出現によりまして、接種間隔の前倒しが国において検討されているという状況にあります。感染リスクの変化に伴います対応としては理解できるわけですが、その一方でこうした前倒しということになりますと、市町村の接種券の発送計画や接種の体制の変更の必要が出てまいるという問題に加えまして、ワクチン総量の確保も課題となってくるわけであります。このため国に対しましては、前倒しに関します具体的な方針、そしてワクチン確保などの課題に対する対応を早急に示すことを求めてまいる考えであります。

県といたしましては、できるだけ多くの県民

の皆さんに円滑に接種をしていただけますように、市町村と連携し、様々な場面で機動的な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の第6波以降にどのように立ち向かうのかというお尋ねがございました。

今年の夏のいわゆる第5波におきましては、本県でもこれまでに例のない新規感染者の急増を経験いたしました。このため一定程度以上の医療ケアが必要な方、あるいは重症化リスクの高い方に入院療養や宿泊療養の資源を集中的に振り向けるために、それ以外の感染者の方々には自宅療養をお願いするというに至りました。

こうした経験を踏まえ、第6波への備えといたしまして、病床や宿泊療養施設をさらに確保するといった努力に加えまして、自宅療養患者の方々への対応強化策、そして臨時の医療施設の設置について検討を重ねてまいったところであります。検討いたしました結果、第5波と比較して感染力が2倍となった場合にも対応ができるような、高知県保健・医療提供体制確保計画を策定し、保健・医療の提供体制の充実を図ったところであります。

具体的には、まず治療を必要とする方が迅速かつ確実に入院ができますように、ピーク時の入院病床を9月1日時点に比べて約3割増となります301床に拡充いたしました。あわせて、特別警戒のステージ以降の感染拡大期におきましては、医師会などと連携して、高知医療センターに隣接をいたしますやまももに、臨時の医療施設32床を運用するということといたしております。臨時の医療施設では、重症化リスクのある方への中和抗体薬治療などを実施するという計画でございます。

また、宿泊療養施設につきましても、高知市内に新たに1施設を追加して、合わせて4施設、

385室を確保いたしました。この確保の居室数は、9月1日時点に比べまして約6割増となっております。感染した方々が安心して療養できる体制を強化したところであります。

このように、第5波の時点と比べまして大幅に医療提供体制を拡充したところではございますけれども、患者の方々が急増する時期には、やむを得ず自宅療養をお願いするといった場面も想定をいたしております。その場合におきましても、安心して自宅療養がいただける環境を整え、感染判明時から速やかに健康観察や生活面の支援が行えるように、保健所の体制を確保することが重要だと考えております。

このため、必要に応じて市町村保健師などの外部人材の協力を得ることなどによりまして、保健所の体制を強化してまいります。また、第5波の経験を生かしまして、感染状況に応じた高知市保健所を含みます各保健所の体制強化を可視化いたしましたタイムラインを策定し、業務量の増大にもスムーズに対応ができるようにしてまいります。あわせて、患者情報の電子化も促進をいたしまして、保健所業務の一層の効率化も図ってまいりたいと考えております。

今後、オミクロン株によります状況の変化なども注視をしながら、さらなる病床や宿泊療養施設の確保、そして保健所の体制強化に努めまして、今後の感染拡大に万全を期してまいります。

次に、長期化をするコロナ禍におきます県経済への対応につきましてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本県の経済は観光関連産業をはじめといたしまして飲食業や農業、水産業など様々な分野でその影響が長期化をし、厳しい状況が続いております。こうした状況に加えて、原油価格の高騰などによりまして、運送業や製造業、建設業、さらには施設園芸といった第1次産業におきま

しても影響が出始めている、そうした状況だというふうに向っているところでございます。

こうした状況が長引きますと、資金需要が高まります年末あるいは年度末にかけては、事業者の方々の資金繰りへの影響が懸念をされるところであります。このため、原油価格高騰の影響を受けております事業者の資金繰りの支援に向けまして、県の制度融資の一部のメニューに償還期間、そして据置期間の延長等の特例措置を導入いたしました。加えまして、先行きを見通せない不安から廃業を検討されておられる方々からの相談件数が増えております。こうしたことから事業承継に関しても金融機関と連携をいたしまして、積極的に取り組んでまいります。

また、観光需要を喚起いたしますために、高知観光トク割キャンペーンの対象範囲を隣接県に拡大いたしますと同時に、交通費用を助成するキャンペーンと併せて期間を延長してまいります。さらに、需要が大きく落ち込んでおります結婚披露宴や大規模な宴会に関しましては、ワクチン・検査パッケージの手法の活用を促してまいりたいと考えております。

今後、県経済を再び成長軌道に乗せていくためには、こうした喫緊の課題への対応に加えて、一歩先を見据えた取組が必要となっております。このため、コロナ禍にありましても成長が期待できますデジタル化、グリーン化、グローバル化といった視点の下に、産学官民連携によります新たな産業創出にも挑戦をしてまいります。こうした取組を通じまして、県内産業の事業の継続と雇用を守りますとともに、県全体の産業の底上げを図ってまいりたいと考えております。

次に、台湾有事の受け止めについてお尋ねがございました。

台湾の主権や領土に関する問題は、歴史的な

経緯を背景にいたしまして複雑化をしているところでもあります。こうした中、我が国と台湾との関係は、非政府間の実務関係として維持をされております。近年では、台湾周辺での中国の軍事活動が活発化をいたしまして、本年度の防衛白書においては、中台間の軍事的緊張が高まる可能性も否定できない状況になっているというふうにされているところでございます。

万が一、台湾が有事となった場合には、与那国島などは台湾から100キロ程度しか離れておらないということもございます。このため、台湾の有事は、日本の平和と安全にも重大な影響を及ぼすのではないかと懸念の声が高まってきているものと考えております。

こうした中、日本政府は、台湾海峡の平和と安定が日本の安全保障はもとより国際社会の安定にとっても重要だと考え、台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待するという立場にございます。

本県は、台北市に県の台湾オフィスを設置するなど、活発な経済交流や文化交流を通じまして、台湾との友好的な関係を構築してまいりました。私といたしましても、日本政府においては、台湾問題の平和的な解決に向けて御尽力をいただきたいと強く思っているところであります。

最後に、日本人が母国の物語を共有することの意義についてお尋ねがございました。

議員から御紹介がありました古事記や日本書紀には、悠久の時の流れを経て現在に引き継がれてきた中で、和を貴ぶ精神など古来より日本人が大切にしてきた普遍的な真理が説かれているというふうに考えております。また、これも御紹介がございました複数の力が合わさることにより新しいものが生まれ、世界がよりよくなっていくという結びの精神などの話は、現代においても全く色あせないものだというふうに感じ

るところでございます。

我々は、祖先のたゆまぬ努力、そして知識の積み重ねによりまして、現代社会の繁栄という果実を享受しております。このため歴史を振り返り共有するという作業を通じまして、こうした先人たちの業績を再認識し、これから進むべき方向性を見定めることができるというふうに考えます。

今後、地方が直面をしております人口減少、高齢化などの構造的な課題に対処をしていきます上で、地域の住民の英知を結集し、地域全体が思いを一つにして活性化に取り組むことが求められております。そのためには、自分たちの故郷に愛着を持ち、家族をはじめ他人を尊重いたしましたり、あるいは自分たちが生まれ育ってきた歴史、伝統を大切にしながら、仲間意識、帰属意識を醸成することが望ましいものというふうに考えております。

私が知事に就任をして2年が経過をいたしましたけれども、今後の県政運営を進めます上で大切な故郷の活力を底上げしていくと、そして皆様が誇りを持って住めるような魅力あふれる県にしたいとの思いを改めて強くしているところであります。地域でのつながりや支え合いの力を大切にいたしまして、官民の協働、そして市町村政との連携・協調、こういったものを通じながら、地域全体で課題の解決を図りたいと考えております。

引き続き、共感と前進を県政運営の基本姿勢といたしまして、県民の皆さんと価値観や進むべき方向性を共有していくということによりまして、共に元気な高知県づくりを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(危機管理部長浦田敏郎君登壇)

○危機管理部長(浦田敏郎君) 政府が実施している新型コロナウイルスの水際対策についてお

尋ねがございました。

新型コロナウイルスの新たな変異株であるオミクロン株が南アフリカで確認されたと先月25日に発表されて以降、世界各国で感染が確認されておりますが、感染力や病原性の強さ、既存のワクチンの効果の有無といった特性は、まだはっきりとは分かっておりません。こうした新たな変異株に対しては、まずは水際対策を強化し、流入を防ぐことが重要であると考えます。

現在、国においては、11月末から当面1か月間、特段の事情がある場合を除き、全ての国、地域からの外国人の新規入国を一時停止しています。また、全ての入国者の検疫を強化するなど、オミクロン株についての情報がある程度明らかになるまでの緊急避難的な予防措置として、迅速かつ適切な対応をいただいていると考えております。こうした水際対策の強化により、ウイルスの流入を完全に防ぐということは困難と思われませんが、感染拡大を遅らせる効果は十分あると考えています。

県といたしましても、国内における感染拡大を抑制している間に医療提供体制を整え、市町村と連携して3回目のワクチン接種を進めるなど、新たな変異株に備えてまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) 集落実態調査の取りまとめの概況と今後の活用方法についてお尋ねがございました。

今年度実施しております集落実態調査のうち、集落の代表者への聞き取り調査は、11月末時点で調査対象の約1,500集落のうち1,158集落で調査が終了しております。また、約100集落を対象としました世帯アンケート調査は、調査票の配付が完了し、順次回収を進めているところです。

これまでの集計結果では、地域の担い手不足や人口減少、高齢化による集落の活力の低下が共通の課題としまして現れております。また、

日常生活を送っていく上での不便さなど、中山間地域の厳しい現状を改めて確認することができました。

今後の調査結果で、より明らかになってまいりますこれらの課題につきましては、デジタル技術の活用や集落活動センターとの連携、小規模集落の維持・活性化の仕組みづくりなど、新たな視点での対策を検討してまいります。また、喫緊の課題への対策につきましては、令和4年度予算に反映してまいりたいと考えております。

また、この調査は市町村の全面的な御協力の下、市町村職員の皆さんにも参加していただいております。調査結果につきましては市町村にもフィードバックさせていただき、各市町村での集落対策、人材育成、生活環境整備などにも活用していただきたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 本県の子供たちの近視の現状と対策についてお尋ねがございました。

昨年度、文部科学省が実施しました学校保健統計調査の結果によりますと、高知県の児童生徒のうち学校生活への影響が生じるおそれがあるとされる裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合は、6歳で22.1%、12歳で52.2%、15歳で65.8%と、年齢が上がるにつれて増加をしております。これは全国平均とほぼ同じ水準となっております。また、10年前と比較しますと、全国的な傾向と同様に、裸眼視力1.0未満の者の割合が高くなっており、児童生徒の視力低下は重要な課題であると認識をしております。

こうした状況から、これまでも学校では、健康診断後に眼科の受診を勧めることや、目の健康を保つための保健指導を実施してまいりました。また、県教育委員会では、このたびの1人1台タブレット端末の整備に合わせまして、今年3月には目に優しい教室環境の整備等の留意点をまとめた研修用動画を作成いたしました。

さらに、10月には教室でタブレット端末を使用する際に目に負担のかからない正しい姿勢の確認や、目を休めることなどについての掲示物を作成し、県立学校や市町村教育委員会に配付するとともに、活用について周知をしたところでございます。

また、本年度文部科学省は、視力低下が進行する時期となる小中学生約9,000名を対象に、近視実態調査研究事業を実施しております。この事業では医療関係者等の協力の下、視力の実態について詳細を把握するための調査を行い、遠視、近視、乱視等の視力悪化の詳細やライフスタイルとの関連を明らかにし、有効な対策を検討した上で、社会全体で児童生徒の視力低下を防ぐ啓発資料を作成することとなっております。

今後は、これまでの取組と併せまして、文部科学省で作成される啓発資料も活用しながら、児童生徒の近視への対策を充実してまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 今後のよさこい振興の在り方についてお尋ねがございました。

よさこい祭りが2年連続で中止になりましたことは、踊る機会が失われた踊り子やチームを運営する皆様にとりまして大変大きな影響があったと思います。また、競演場や演舞場を運営する地元商店街の方々や、よさこいに関わる宿泊や飲食、理美容、バス、地方車や衣装の製作など、関連する多くの業界の方々には与えた経済的な影響も非常に大きかったと認識しています。

このため、来年のよさこい祭りにつきましては、以前のように熱気あふれる祭りとして再び開催されますよう、よさこい祭振興会や競演場連合会、高知市観光協会や高知市など関係者の方々と現在協議を重ねているところです。

議員からお話のありました、よさこい祭り以外でも踊りを披露できる機会を確保していくこ

とは、今後それぞれの踊り子チームが安心して参加の準備を進めていく上におきましても、また県民の方々がよさこい祭りに接する機会が増えるといった点におきましても大変重要なことだと思います。

県では、これまで龍馬マラソンなどの大きなイベントでは、よさこい踊りの披露の場を設けてきましたが、今後はこうした機会をさらに増やしていきたいと思っております。例えば、こうち旅広場で食1グランプリのような集客イベントを開催する際に、隣のステージで順番に演舞をしていただければ、相当多くのチームがよさこい踊りを披露することができますので、早速取り組みたいと思っております。

また、県内各地の様々なイベントによさこい演舞を組み込んでいただいて、一年を通じていろんな場所でよさこい祭りに接することができるようになれば、よさこいのさらなる発展にもつながるものと思っておりますので、市町村や主催団体の方々にも今後働きかけていきたいというふうに思います。

○12番(西内隆純君) それぞれ御答弁ありがとうございました。

私が質問した中で、日本人が母国の物語を共有することの意義について知事に質問させていただきましたけれども、その中で知事からお答えのあった、歴史を振り返る中で、自らの今の立ち位置を確認するということができる。そして、それを基にこれからの未来に進んでいけるというお話がありました。単に仲間意識、帰属意識を強化するだけでなく、そういう意味においても文化、伝統をしっかりと我々が学んでいくことには意義があるということ、私もすみません、言及していなかったもので、触れていただいていたありがとうございました。

それ以外で、オミクロン株なんですけれども。大変動向が気になることではございますけれど

も、オミクロン株はじめこのコロナ全般にだんだんと我々のほうでどういうふうに対処していけばいいのか、あるいはそのコロナ自体の特性みたいなものが分かりつつあるような気がします。しっかりとそういった研究の中で感染症を拡大させないための取組が県民、事業者の中にも浸透してきておると。また、お話の中にありました医療提供体制も充実し、ワクチン接種率も向上しております。経口薬の開発なんかは今後の開発が待たれるところではございます。

そういったことで予断は許されませんが、このコロナウイルス感染症との付き合い方といいますか、うまくコントロールしつつ、今後の日常を取り戻すことのできる道筋がだんだんと見えてきたのではないかというふうに思っております。この流れをしっかりとキープして、今後知事が御答弁くださいました夢と意気込み、目指すべき県勢の部分、これを実現するために、我々議会と執行部が丁々発止の議論を交えながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、本年度は我々の同僚議員が多く新たなステージに羽ばたかれていきましたし、また羽ばたかれようとしております。少し寂しくはありますけれども、それぞれ志、また能力もある議員方ですから、おのおのの立場で高知のため、日本のために御活躍する姿をぜひ拝見したいと思います。応援したいと思います。改めまして、御活躍を心より祈念申し上げます。

以上をもちまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(森田英二君) 暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩



午後1時再開

○副議長(加藤漠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

30番橋本敏男君。

(30番橋本敏男君登壇)

○30番(橋本敏男君) 県民の会の橋本敏男でございます。お許しをいただきましたので、順次一般質問に入らせていただきたいと思います。今回は県民の会を代表しての質問ということになります。どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

まずは、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

共感と前進を県政運営の基本姿勢として、前知事が進めてきた経済の活性化をはじめ5つの基本政策などを継承し、県勢の発展につなげるとした濱田県政も、折り返し地点の2年間で過ぎ去ろうとしています。

まずは、濱田県政前半の2年間で濱田カラーを出すことができたのか、独自の色に染め上げることができそうか、行政成果と課題について知事の所見を求めます。

コロナ禍の間に、マスク着用は必須、仕事はリモートワークが主流で、食についてはテイクアウトやデリバリーが増え、我々の暮らしや地域は大きく変わってしまいました。また、令和2年国勢調査によると、高知県の総人口は約69万人で、平成27年と比べ5%の減少となり、減少率は全国4番目の高さとなっています。県民は、長引くコロナ禍に加え、人口減少に歯止めがかからず、閉塞感が漂う中濱田知事のリーダーシップによる発進力をこれまで以上に期待していると思います。

このような県民の期待に応えるためには、ポストコロナを見据え、高知の未来を切り開くための道筋を示すべきだと思いますが、知事の答

弁を求めます。

新たな経済対策などを盛り込んだ過去最大の2021年度補正予算35兆9,895億円が可決されました。しかしながら、その補正予算の6割は国債を充当しており、つまり国の借金で賄われています。政府は、今回の補正予算と年末にまとめる2022年度予算を一体的に編成し、16か月予算として切れ目のない財政出動で景気を下支えることによって、新型コロナウイルス感染症で傷ついた経済へのダメージの回復を早急に図りたいとの思いが読み取れます。他方で、2020年度の予算は2021年度への繰越しが約30兆円にも達していることから、だぶついたお金が据置きになっており、必要なところに素早く手当てをすることが課題と言えます。

コロナ禍においての生活困窮者や、コロナ禍で売上げが減った中小企業者への支援、先端半導体の国内生産拠点確保のための補助金、保育士や介護職員、看護師らの賃金引上げといった政策の意義は理解はできます。しかしながら、18歳以下に10万円相当の給付を行うに当たり、5万円はクーポンでの給付に批判が殺到し、現金一括にした場合に比べ、クーポン給付の場合は事務的な経費が約967億円余計にかかることが明らかになりました。

吉村洋文大阪府知事は、10万円の給付を全て現金にして、浮いた967億円を現金で、経済的に厳しい人たちに支援したほうが良いと批判するなど、専門家の多くも、経済学的にもクーポンにする意味はないと指摘をしています。さらには、事務を担う自治体からは、クーポンは準備に時間がかかり、新学期に間に合わないなど見直しを求める声も上がっていました。

昨日の予算委員会で岸田総理は、18歳以下の子供への合計10万円相当給付について、年内の現金一括給付を容認するとの方針を表明し、一転事実上の方向転換をすることになりました。

政府の対応が二転三転したことは否めない事実で、コロナ対策で巨額な費用を投じることに対し、目的意識のずれが生じてきているのではないかと指摘もあり、そのツケは全て国民が背負うこととなります。

一般会計の歳出が過去最大となった補正予算の財源を確保するため、政府が新たに発行する国債は22兆円余りになっており、2021年度の末の国債発行残高は初めて1,000兆円を超える見通しとなっています。今回の予算措置で一時的に家計が潤うにしても、財源は借金頼みであり、将来世代にも負担がのしかかってくる事実を忘れてはならないというふうに思います。さらに、団塊の世代が後期高齢者になり始める2022年度からは、社会保障費の増加ペースが加速する状況にあり、近い将来には地方財政への影響が不安視されています。

知事は今回の補正予算を高く評価するとしていますが、国債発行残高1,000兆円を突破することに対する認識について知事の答弁を求めておきたいと思います。

厚労省は、10月24日までに報告があった接種後の死亡事例は全国で1,325人、このうち接種と死亡との因果関係は、情報不足などで評価できないが1,317人と99.4%を占め、認められないが8人、否定できないがゼロとなっています。つまり、全国で接種が原因で死亡したと確認された事例は一件もないということになります。

高知県内でコロナワクチン接種後に死亡が確認されたのは、15例が確認されています。高知新聞に2021年11月25日から連載が始まった「夫はなぜ死んだ コロナワクチンを考える」に目を通してみました。夫はなぜ死んだの、答えは今も霧に包まれたまま、手の届かないところにあると、遺族が疑念と後悔の感情が入り交じる心境を高知新聞の記者に語ったことから始まり、ワクチンの効果とリスクを考えさせられる記事

となっています。

一連の対応についての疑念と後悔が事細かく取材されており、病理解剖をお願いしたときの医師の対応や、ワクチンの因果関係の否定など、医師と遺族とのやり取りがリアルに記事にされていました。遺族は、父は打った直後に亡くなったのに関係が分からないと言われても、その理由が知りたいのに国はと、死因を誰よりも知りたい遺族が蚊帳の外に置かれている現状を嘆いています。

コロナワクチンの3回目のブースター接種が進む陰で、悲しみと疑念を抱えた遺族がいることを忘れてはならないと思いますが、知事の所感を求めておきたいと思います。

知事は、今議会冒頭の提案理由説明で、インフラの充実と有効活用について、地域経済の活性化や地域防災力の向上など、多方面へ波及効果をもたらす四国8の字ネットワークなどの整備促進に向け、沿線市町村や他県とも連携し、国などに対して積極的に政策提案を行ってまいりますと決意を述べられました。

確かに、四国8の字ネットワークなどの整備促進は本県にとって重要な取組ではありますが、四国8の字から外れた市町村にも力点を置いていただければありがたいと思います。具体的には、知事が進める広域道路ネットワークを強力に進めていただきたいと思います。

特に、高知県の広域道路ネットワーク計画に位置づけられた高知広域環状道路、奈半利室戸道路、幡多西南地域道路の構想路線について、早期着工を目指し調査に着手するよう強く国に働きかけていただきたいと思います。知事の所見を求めたいと思います。

次に、環境影響評価についてお尋ねをさせていただきます。

国は、再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会の規

制改革実施計画を踏まえ、風力発電施設を新設する際のアセス実施対象について、環境影響評価法施行令を一部改正し、10月4日に公布され、10月31日に施行されています。

この改正は、風力発電所建設において、第1種事業の規模を現行の1万キロワット以上から5万キロワット以上に緩和、第2種事業の規模を0.75万キロワット以上1万キロワット未満から、3.75万キロワット以上5万キロワット未満に引き上げる措置を講じました。しかしながら、環境影響評価制度は地域や住民の特性を踏まえて定められる高知県環境影響評価条例が一体となって形成、運用されてきたことから、改正された対象外となる事業について、県条例が整備されるまでは経過措置期間が設けられることになっています。

高知県環境影響評価条例施行規則では、環境影響評価の対象となる第2種事業の規模を国の環境影響評価法施行令より低く設定して、小規模な事業でも環境に配慮してきましたが、環境影響評価法施行令が一部改正されたことによりどのように変わっていくのか、林業振興・環境部長の答弁を求めたいと思います。

県内においても、FIT法が制定されてから再生可能エネルギー発電施設建設をめぐり、県民トラブルが多発している現状があります。再生可能エネルギー発電所建設は、低圧から高圧、さらには環境影響評価法の適用を受ける大規模開発や適用外の小規模な開発等々様々でございます。大規模開発を行う場合には、国の環境影響評価法や県条例などでアセスメントの検討がなされ、法制上の制約を受けることにはなりますが、それから外れる開発については環境影響評価法の影響を受けないこととなります。

特に、太陽光発電所の大規模開発については、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行され、太陽電池発電所

の設置または変更の事業が法の対象事業に追加されることとなります。それを受け県は高知県環境影響評価条例施行規則を改正し、環境影響評価の対象となる第2種事業の規模を、環境影響評価法では3万キロワットと規定されているものを2万キロワットと小さく設定し、比較的小規模な事業でも環境に配慮するようにしています。県内における再生可能エネルギー発電所建設に対して反対運動やトラブルが起きている事案のほとんどが、環境影響評価法対象外の中小規模の開発に当たります。

そこで、法対象外も含め、県内において地域住民と事業者との間で反対運動やトラブルが起きている事案について林業振興・環境部長に示していただきたいと思えます。

環境影響評価制度は、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすか、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表することとなっています。また、公表後には一般の方々や地方公共団体などから意見を聴取し、その結果を踏まえて、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていくものでございます。

こうした制度の趣旨を踏まえ、事業計画に対し地域の声がどのように反映されていくのか、林業振興・環境部長の答弁を求めます。

大規模開発を行う場合には、環境の保全に十分配慮するため、環境影響評価は義務づけられてはおりますが、環境影響評価法は事業の実施に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保することを目的とするものであり、事業実施の可否について判断するものとはなってございません。

加えて、環境影響評価法適用外の中小開発については、太陽光発電事業に関して県はガイドラインを策定し対応していますが、お願いベースでしかなく、国のFIT事業の認定要件にお

いても地域との合意は認定要件にはなっていません。また、林地開発の許可についても、法律上問題がなければ許可しなければならないという前提があり、地域との合意は要件とはなっていないとされております。

四万十市では、メガソーラー建設に関連して業者と自治体で裁判闘争になっている事案や、私の地元土佐清水市では、大規模風力発電施設建設に絡んでの反対運動など、住民と業者の対立は日増しに高くなっています。

県内において、新たな再生可能エネルギー発電所建設に絡む反対運動やトラブルに対する県の関わり方について林業振興・環境部長の答弁を求めます。

次に、防災・減災対策などのインフラ整備の加速化についてお尋ねをしてみたいです。

国の経済対策補正予算を最大限活用し、感染拡大防止対策を着実に実施するとともに、社会経済活動の回復に向けた施策の強化と、あわせて防災・減災に資するインフラ整備を加速するとして、一般会計総額235億円余りの補正予算が追加提案されました。その補正予算のインフラ整備予算は約200億円と、昨年度の2月補正には届かないものの、12月補正としては平成以降で2番目の規模感のある大型補正となっています。

国の補正に合わせた県の対応ということになりますので、ここでの補正予算の多くは来年度に繰越しとなることは皆さん御承知のとおりでございます。昨年は2月県議会において約300億円が補正され、その全てが次年度に繰越しされたというふうに思われますが、それに続いて今回の大型補正です。国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などによって、公共事業予算規模は大きく膨らみ、大変ありがたいことではございますが、この予算を効率よく使いこなせるか心配になりま

す。年度末近くの補正であるため繰越しを余儀なくされ、準備期間が非常に短く、タイトな状況下の中での発注作業になります。さらには、コロナ禍ということもあり、建設作業員や技術者の不足に加え、資材の調達難や高騰などが考えられます。

そして、建設事業者などの少ない地域によっては対応できず、不調や不落が多くなってくのではないかと心配もございますが、県としてどのように向き合うのか、土木部長の答弁を求めたいと思います。

次に、里親・養子縁組制度についてお尋ねをしてみたいです。

高知県には、経済状況や養育環境など様々な事情により家庭で生活することができない、児童福祉施設や里親家庭で暮らす子供たちが約400人いますが、家庭的な環境で暮らしている子供は多くありません。多くの子供たちは乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設に集団で暮らしているというのが実態です。

社会的養育の充実については、平成28年に児童福祉法の改正を行い、子供の家庭養育優先原則が明記されました。高知県においても令和2年度から令和11年度までの10年間にわたる高知県社会的養育推進計画が策定され、できるだけ家庭的な環境で養育するため、里親委託や施設の小規模化、地域分散化などの環境整備を推進することになっています。

児童福祉法の改正によって、子供の家庭養育優先原則が明記をされていますが、親元で暮らせない子供の里親委託は、国が目標とする委託率、3歳未満は5年以内に75%の達成を見込む計画が全国で6か所にとどまっております。国の認識とは大きく乖離しているように見えます。

本県の計画では、今後10年間で3歳児未満65%、就学前60%と計画されておりますが、なぜ国の目標に届かないのか、子ども・福祉政策部

長の答弁を求めておきたいと思います。

里親制度や特別養子縁組制度が普及しないのは、圧倒的な情報不足が一つの原因でもありと言われており、里親には経済的な支援も多く、短期委託も可能であるなど、制度への理解が進めば、多くの子供が家庭を得られる可能性があるというふうに思います。

県の里親制度や特別養子縁組制度の情報発信に対する取組、さらには制度の普及啓発や新規の開拓にどう取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長の答弁を求めます。

里親や特別養子縁組が成立したとしても、養育上の悩みや不安が付きまとうことになるというふうに言われています。1人で抱え込み孤立することがないように、定期的な家庭訪問をはじめいろいろな機会を通じての相談支援や、養育技術向上のための研修会の実施、里親同士の相互交流などの支援が必要であると思いますが、どのような支援を行っているのか、子ども・福祉政策部長の答弁を求めます。

次に、中山間地域等直接支払・多面的機能支払制度についてお尋ねをしてみたいです。

農村の維持が目的の一つであるはずの中山間地域等直接支払制度で、交付金の使途や配分をめぐるトラブルが相次ぎ、一部で集落の分断を引き起こしている実態について、全国紙・毎日新聞が1面で報じました。それは大分県の小さな集落を舞台にした村八分訴訟から始まり、その背景にあるのは、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払など、中山間の農村を守るための交付金制度が各地で分断を生んでいる実態が見えてきたという内容です。

中山間地域等直接支払制度では、集落ごとに協定を締結し、農地の面積や傾斜に応じて交付金が支払われる仕組みで、集落協定書を交わし、構成員を登録し、その登録員の合意によって共同活動や個人配分の計画書を策定して、交付金

の用途は決められることになっています。

大分県宇佐市における農村の事件では、協定書の構成員に知らぬ間に登録され、もらってもない個人配分の交付金5万円が支給されたことになっており、税金だけが徴収されていたことが分かり、市に制度の説明を求めても、全て地域で決めるので行政はタッチしませんと切り捨てられたといえます。

記者が受入れ団体の会長に交付金の使い道を問いただすと、個人配分の交付金は配っておらず、協定書の押印についても自分でついたかもしれないと話したといえます。さらに、会長は、受入れ団体における帳簿上の金の出入りを合わせるために家の前を舗装したり、瓦を張り替えたりしたとも明らかにしました。これら事業は農地などの保全により農業・農村の維持を図ることが目的で、地域の絆、合意形成を前提にした信頼関係によって成り立っている事業で、農村の自主的な活動を支援するすばらしい制度であると思います。

この制度を守り育てていくという前提で、この問題をどのように受け止めているのか、また交付金の使い道をチェックする自治体としてどう向き合うのか、農業振興部長の答弁を求めます。

農村では、高齢化による労働人口の減少や他地域からの移住者などで、昔の社会構造がかなり変化をしている実態がありますが、まだまだ昔の閉鎖的だった農村を担ってきた年配の発信力が強かったりするところでは、このような制度をうまく活用することができない状況があると聞きます。しかも、会計や報告書の策定についても対応することができず、他に依存している実態があることは行政側も承知の上で、事業を行っているところも少なくないと聞きます。

中山間地域等直接支払・多面的機能支払制度は地域が自主的に農村機能の維持を合議の下で

行っている事業で、適正な制度の運用を行っていくためにも、収支実績の確認や議事録の策定など、交付金の実施状況に関わる基本的なことについて、最低限の事務は担っていただく必要があると思います。

交付金が国や県、市町村の公金であることを踏まえると、人口減少、高齢化を理由に適正な制度の運用や報告が他に依存している団体に交付することはいかなるものかというふうに思いますが、農業振興部長の見解を求めたいと思います。

農村は、既に農業をやっている人だけの居場所ではなく、新たな持続可能な農村社会に向けた取組が求められています。それには農村地域にある多種多様な活動の組織を組み合わせ、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等を適正に有効に使える農村全体合議の仕組みが求められますが、農業振興部長の所見を求めておきたいと思います。

交付金の使い道の末端チェック機関は市町村ということになりますが、市町村職員の人手不足は深刻で、十分な監視機能が果たしているのか、どこまで団体の詳細を把握しているのかは甚だ疑問です。市町村の現場力低下をどうカバーするかは、制度を統括する意味で欠かせない視点でございしますが、県としてどのように向き合っていくのか、農業振興部長の答弁を求めたいと思います。

次に、新事業チャレンジ支援事業費補助金についてお尋ねをしてみたいです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、中小企業等の事業再構築を支援することを目的に、国は事業再構築補助金制度を創設し、経済の構造転換を進めています。

本県においても、6月補正予算で国の事業再構築補助金に類する新事業チャレンジ支援事業費補助金が組まれました。この補助金は事業再構築補助金制度を補完するもので、意欲のある県内の中小企業者の挑戦をカバーし、持続的な運営や成長拡大の後押しを図るものと理解をしています。非常に厳しいコロナ禍にあって、必死に活路を見いだそうと新たな事業にチャレンジし、前に進もうとする中小企業を支援する大変有意義な制度であると評価いたします。

しかしながら、このコロナ禍でのサプライチェーンの寸断などがボトルネックとなって、様々な資材や半導体の不足がチャレンジ支援事業に影響を及ぼしているとお聞きをしています。具体的に言うと、せっかく内示をいただいて準備を進めても、世界的半導体不足のため設備が手に入らない、また見積もっていた資材が急激に高騰して確保が難しい、だから補助事業実施期間内に事業完結ができないおそれがあると心配している事業者の声を聞きました。

もし補助事業実施期間内に完結できないとしても、世界的な動向の中個々の努力では対応するには限界があり、まさにこのことは不可抗力であると思います。そうであるならば、この新事業チャレンジ支援事業の補助事業実施期間の延長に柔軟に対応すべきだというふうに思いますが、商工労働部長の答弁を求めたいと思います。

次に、水産業の現状と漁場の有効活用の促進についてをお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症で多くの人たちの生活ががらっと変わってしまいました。コロナの影響による魚価の下落に加え、不漁や燃油、資材の高騰が追い打ちをかけ、漁業者は途方に暮れています。また一方で、コロナ禍で販売先を失い、売上げが減少し、経営に行き詰まる仲買人など、水産業を陰になりひなたになり支え

てきた多くの関係者が悲鳴を上げています。

まずは、水産振興部長の現状認識について求めておきたいと思います。

また、コロナのような厳しい状況下においても、水産業が将来にわたって持続的に発展し続けるためには、水産資源の回復に向けた取組をはじめ優良漁場の活用を最大限に図る必要があります。高知県において定置網漁業の生産量は、県全体の沿岸漁業の約4割を占めており、水産物の供給と漁村の雇用を支える重要な漁業であります。定置網の未利用漁場を有効に活用することは、漁獲のアップや市場のにぎわい、何よりも就労をはじめとした地域の活性化など、多様な効果が期待できると漁村も歓迎してくれるのではないかと思います。

県として、長い時間を費やして対象漁場の調査をはじめ、事業者の誘致や地元の調整など様々な手を尽くしてこられたと認識していますが、その見通しについて水産振興部長の答弁を求めたいと思います。

また、漁場の有効活用を促進する中での課題は何か、新たな参入者と地元の調整には問題がないのか、水産振興部長の答弁を求めます。

最後に、危険なバス停についてお尋ねをいたします。

12月10日の朝、NHKの報道番組で危険なバス停が紹介されていました。停車したバスによって死角が生じ、交通事故を誘発するおそれのあるバス停が危険なバス停とされ、安全対策が急務と位置づけられています。そのきっかけとなったのは3年前、2018年に横浜市で発生した、バスを降りて道路を渡ろうとした女の子が対向車にはねられて死亡した事故でした。

国も2019年11月に乗合バス事業者に、信号機のない横断歩道のそばにあり、停車時にバスが横断歩道にかかるバス停の数や状況を報告するよう求め、バス停付近の事故リスクを判定した

上で、特に危険度の高いバス停の名称や所在地を公表する方針を決め、調査することになりました。

国土交通省は3月19日にまとめた調査の結果、該当するバス停は全国に約1万か所あることが分かり、危険なバス停と位置づけられたバス停の改善を図るといたしました。そのうちの10府県の15か所では、既に停車したバスが要因の人身事故も起きていることが分かるなど、危険なバス停の全都道府県の状況が明らかになりました。国土交通省は安全対策の進捗状況も調べ、順次公表するとしています。

本県では、危険なバス停として55か所が2021年9月30日現在で報告をされています。その内訳は、危険度が高い順にABCとランクづけがあり、Aのバスの車体が横断歩道にかかるか停車したバスが原因で人身事故が発生したところが14か所、Bの横断歩道の前後5メートルの範囲に車体がかかるか交差点に車体がかかるところが37か所、Cの交差点の前後5メートルの範囲に車体がかかるところが4か所となっています。

そこで、本県の55か所あった危険なバス停が起因したことによって起こった事故はなかったのか、まずは警察本部長に示していただきたいというふうに思います。

全国的には危険なバス停解消のため、移設などの対応がなされたところで、全国で該当するバス停は1万か所、そのうち1,400か所、13%が対策済みと報道されていましたが、まだまだ抜本的な解消には程遠い状況であると言わざるを得ません。

確かにバス停を移設するという事は簡単にはできるものではなく、道路交通法を厳守することは無論ですが、道路管理者や警察への確認、さらにはその場所の住民や地権者の了解を得なければなりません。バス停設置には地域住民た

ちの要望や議論もあり、地域や利用者によかれと思ひ設置されたところがほとんどだろうというふうに思います。

さらに、危険なバス停と位置づけられている中には数年、長いものでは数十年も前からバス停が置かれているところも少なくないと思います。その間には周囲の環境も大きく変わり、昔は安全であったバス停の周囲が変化していき、地域住民の安全のために横断歩道が後から描かれるようなケースもあると思います。そのバス停の周囲に家が建ち、そこで暮らす人が増え、交通量やバスの利用者も増加し、紆余曲折、様々な歴史の中で危険なバス停となってしまったとも考えられます。

しかしながら、事は人の命に関わることで、事故が起きてからではなく、事故が起きるまでに対策を取らなければなりません。もう二度と3年前に起きた横浜市の、ゆり愛ちゃんのような不幸な事故を起こすようなことがあってはならないと思います。人の命、特に子供の命は社会が、大人が守ってやらなければならないと思います。

人の命を守る観点から、危険なバス停問題に対して県警としてどう向き合うのか、対策を進めていく上で問題となるのは何か、なぜ危険なバス停の解消が進まないのか、警察本部長の見解を併せて求めます。

危険なバス停については、県警だけの対処で済む問題ではなく、国、県、市町村などの道路管理者や地域住民の生活全般にも関わる問題であり、総合的な調整が必要となりますが、知事の所見を求めて、第1回の質問を終わりたいと思います。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、2年間の行政成果と課題、ポストコロ

ナを見据えた道筋の提示についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

一昨年の12月に私が知事に就任をしてから、今月ではや2年を迎えました。改めて振り返りましても、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に力を注いだ2年間であったというふうに感じております。

一方、コロナ禍にありましても、前県政から継承した5つの基本政策と3つの横断的な政策をさらに発展させるべく、様々な工夫を凝らしながら取り組んでまいりました。その結果、カーボンニュートラルの実現に向けたアクションプランの策定に着手をいたしましたほか、糖尿病性腎症対策あるいは在宅療養体制の充実に係ります新たな施策についてスタートを切ることができました。加えまして、小中学生の学力向上あるいは南海トラフ地震発生時の受援計画の策定などで一定の成果が見られていると考えております。

しかしながら、新型コロナにより落ち込みました県経済の回復にはまだ時間を要します。また、公約に掲げました関西戦略の実行についても思うように進捗をしていないというのが事実であります。さらに、厳しさを増します中山間地域あるいは担い手不足といたしました本県が抱えます様々な課題への対応もいまだ道半ばといった形であります。

このため、今後の県政運営に当たりましては、感染拡大防止に万全を期しながら、社会経済活動の再開に軸足を移しまして、早期に県経済の回復を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、コロナ禍によります社会経済の構造変化などが進む中におきまして、県勢の発展を成し遂げますためには、時代の潮流を捉えまして、先手を打って施策を進化させていかなければなりません。かねてより私がウイズコロナ、

アフターコロナ時代のキーワードだと考えておりますのは、デジタル化、グリーン化、グローバル化であります。この3つのキーワードによりまして、5つの基本政策などをもう一段強化し、着実に県勢浮揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、国債の残高が1,000兆円を突破することに対する認識についてお尋ねがございました。

今回の国の補正予算は、ウイズコロナの下で一日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図ること、そして成長と分配の好循環を実現いたしまして、経済を自律的な成長軌道に乗せることを目的としたものというふうに認識をいたしております。

御指摘のありましたとおり、国は今回の補正予算の財源として、国債を22兆円発行することといたしております。本年度末には残高が1,000兆円を突破する見通しとなっております。このため、今後歳出改革やデジタル技術の活用によります事務の効率化といった取組はもちろんでございますが、こうした取組に加えて、財政の健全化についての議論が必要になるというふうに考えております。

一方で、骨太の方針2021におきましても、2025年度の国、地方を合わせたプライマリーバランス黒字化という財政健全化目標は堅持をする方針が示されております。さらに、岸田総理の所信表明演説におきましては、経済をしっかりと立て直し、財政健全化に向けて取り組むとされているところであります。手順の問題として、まず経済の回復、その次に財政健全化という順番を考えておられるというふうに理解をしております。

なお、地方財政につきましては2024年、令和6年度までの3年間、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額につきまして、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質

的に同水準を確保するということが、この骨太の方針の中でも明記をされているところがございます。このため、地方の財政運営に直ちに直接的な影響があるとは考えておりませんが、本県の財政状況は、地方交付税制度など国の動向に大きく左右をされるという構造がございます。したがって、引き続き国の財政健全化に関します動向については注視をしたいと思いますと考えております。

次に、コロナのワクチン接種後に亡くなられた方の御遺族に対するの思いはどうかというお尋ねがございました。

12月5日時点で本県の接種数は約108万6,000件に及びますけれども、このうち医療機関から国に対しまして181件のアナフィラキシーなどの疑い報告がございました。そのうち15名の方が亡くなられているということは御指摘あったとおりでございます。御遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。また、ワクチン接種後に体調不良を起こして、つらい思いをされた県民の皆様方も相当数おられると思います。心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

医療機関から報告されました副反応の疑い事例につきましては、国の専門家部会におきまして評価が行われ、因果関係を分析いただける仕組みが出来上がっているところがございます。ただ、この因果関係を究明していくには、亡くなられた方の年齢、基礎疾患の有無、亡くなられたときの状況や経過、直接的な死因など詳細な情報、様々な情報が必要となるというふうに言われておきまして、国の専門家部会においても、情報不足等によりまして因果関係が評価できない例が多数となっているのは周知の事実でございます。

これまで県内でお亡くなりになりました方々のうち14名の方については、この専門家の評価によりまして情報不足により、ワクチンと死

亡との因果関係が評価できないというふうにされており、残るお一人につきましては、今後調査予定というふうに聞いているところがございます。

こうした状況でございます。御遺族の方々にとりましては、大変割り切れない思いがあるのは当然のことと私自身も受け止めております。ワクチン接種に関わります我々行政に携わる者におきましては、そうした御遺族の思いに寄り添っていくと、そういう姿勢が求められているというふうに考えます。

次に、広域道路ネットワーク計画に位置づけられました幡多西南地域道路などの構想路線の早期着工を目指して、調査に着手するよう国に働きかけるべきではないかといったお尋ねがございました。

近年の社会情勢の変化でございますとか、新たな社会経済の要請に応じていくというためには、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化などが求められているところがございます。

こうした状況を踏まえまして、本年6月に国において今後の四国地域の道路の在り方を示しました四国地域新広域道路交通ビジョンが策定をされたところがございます。あわせまして、このビジョンを基に、今後おおむね20年から30年の中長期的な視点で検討を行いました四国地域新広域道路交通計画も策定をされたところであります。

この計画におきまして、御指摘もありましたように、本県の幡多西南地域道路などが構想路線という形で位置づけられております。国によりますと、この新広域道路交通計画に位置づけられました構想路線は、将来高規格道路に指定をされ、検討状況に応じて基本計画、整備計画を策定すると、そういった扱いとされているところであります。

一方、この新広域道路交通計画におきまして

は、四国8の字ネットワークが既に高規格道路として位置づけられており、大規模災害への備えを高め、また地域の経済活動を支える重要な社会基盤として、この8の字ネットワークを優先的に整備するということが求められている状況だと考えております。

このため、これまでも県政の最重要課題の一つとして、8の字ネットワークの整備促進に取り組んでまいりました。この8の字ネットワークの整備に一定のめどがつかしました段階で、国の動きを注視しながら、構想路線の調査の着手に向けまして働きかけを行ってまいりたいと考えております。

最後に、いわゆる危険なバス停の問題に関するお尋ねがございました。

高知県におきましてはこの問題について、四国運輸局の高知運輸支局が中心となりまして、令和2年11月に高知県バス停留所安全性確保合同検討会という組織が設置をされました。この検討会には、国、県、市町村の道路管理者のほか、バス協会ですとか県の公共交通を扱う部局などが参加をいたしているところでございます。この検討会におきましては、改善が必要なバス停留所の情報を共有していくこと、そして安全性の優先度に応じまして講じるべき安全対策の内容を取りまとめること、その上で進捗状況を確認すること、こういった活動を行うことといたしております。

具体的な安全対策として想定されておりますのは、バス停や横断歩道の移設または廃止、あるいはバス停付近へのガードレールの設置などといったハード面での対策、そして住民の皆さんへの注意喚起などのソフト面の対策、こういったものがございます。県内におきましては、当初この安全対策が必要なバス停は56か所ございましたが、この検討会の取組により、1か所の移設が完了をし、そして今後横断歩道の1か所

を廃止する予定が決まっているというふうにお聞きをいたしております。

県といたしましては、議員から御指摘もありましたように、痛ましい事故が繰り返されることのないように、今後もこの検討会の取組を通じまして関係機関と連携をし、危険箇所を一つ一つなくしていく努力を粘り強く続けてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) まず、環境影響評価法施行令が一部改正されたことにより、環境影響評価条例施行規則はどのように変わっていくのかのお尋ねがございました。

議員のお話にありましてとおり、環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメント制度につきましては、本年10月の政令の改正により法の対象となる風力発電施設の規模要件が引き上げられております。

県では、法の環境アセス制度を補完するものとして条例を制定しており、その対象事業の規模要件を条例施行規則において、第1種事業は法と同じ規模、第2種事業は法の50%としているところでございます。今回の政令改正に伴う風力発電施設の規模要件につきましても、従来の考え方に基づいて法に準じた引上げを行うことが基本となります。

一方、令和元年の政令改正により、太陽光発電施設が法の対象に追加された際には、高知県の実情を踏まえ、第1種事業につきましては法より厳しい基準を設定し、条例施行規則の対象としております。また、地域の意見を反映できる仕組みを持つ環境アセス制度の対象であっても、一部の事業につきましては地域住民等の反対運動が起こっている状況も承知しております。

このため、今回の規模要件の検討に当たりましては、こうした状況も踏まえ、また新たな制

度導入を検討している国の動向あるいは他の都道府県の動向につきまして情報収集を行い、専門家の方々の御意見もお聞きしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、地域住民と事業者との間で反対運動やトラブルが起きている事案についてお尋ねがございました。

再生可能エネルギーの発電所建設に関して、県に対し事業計画の中止や事業者に対する指導を求める要望書などが提出されている事例といたしまして、土佐市における太陽光発電事業、四万十市と四万十町の境における大型風力発電事業、四万十市における太陽光発電事業がございました。また、議員のお話にございました土佐清水市と三原村の境における大型風力発電事業につきましては、事業中止を求める署名活動が呼びかけられているということを知っております。

次に、環境影響評価制度の趣旨を踏まえ、事業計画に対し地域の声がどのように反映されていくのかのお尋ねがございました。

議員のお話にありましたとおり、環境アセス制度は事業計画に関わりのある地域の皆様や地方公共団体の意見を酌み上げ、その意見を事業計画に反映させるという仕組みになっております。そのため、手続や調査などが進んでいく段階に応じて、事業者は方法書や準備書などの図書を公表するとともに、地域の皆様に対象とする説明会を開催し、御意見を伺うこととなっております。

県といたしましては、こうした地域の皆様の御意見に真摯に耳を傾け、環境への影響が最小限にとどめられるよう取り組んでいく必要があると考えております。このため、県としての意見を取りまとめる際に開催する環境影響評価技術審査会では、地域の皆様からの御意見を詳細に説明するとともに、その御意見を踏まえ、

知事としての意見を事業者や国に申し上げているところでございます。また、この知事の意見が国の事業者への勧告の際に勘案されるという仕組みになっております。

最後に、新たな再生可能エネルギー発電所建設に関する反対運動やトラブルに対する県の関わり方についてお尋ねがございました。

再生可能エネルギー発電事業を推進するに当たっては、当該事業が地域と調和したものとなることが重要であると考えております。このため県では、平成28年3月に太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインを策定し、太陽光発電事業が地域と調和したものとなるよう、工事の着手までに地域との合意を得た上で進めていただくことを求めているところでございます。

また、国におきましても、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法に基づく事業計画策定ガイドラインを平成29年3月に策定しております。この中で、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることを求めているところでございます。

しかしながら、全国的に見ましても、事業者と地域住民とのコミュニケーション不足により関係が悪化し、反対運動を受けた計画の修正、撤回を余儀なくされる事態が生じております。このため県といたしましては、引き続き事業者に対し様々な機会を通じて、地域と十分なコミュニケーションを図り、事業が地域と調和したものとなるよう、市町村とも連携し働きかけに努めてまいります。

他方、こうした問題は全国的な課題でもあること、また国のガイドラインにおきましても、地域との調和は努力義務となっており、法的拘

東力がないことなどから、全国一律に適用される法律によりまして、その実効性を強化することが望ましいと考えております。このため、全国知事会を通じまして、事業計画の認定に際し、地域住民への事前説明や、その結果の国等への報告を義務づけるなどの法整備を図るよう、引き続き求めてまいりたいと考えております。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) 防災・減災対策などのインフラ整備の加速化についてどのように向き合うのかのお尋ねがございました。

県では、これまで平成30年7月豪雨や「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による事業費の増大に対応するため、発注規模を拡大して工事件数を減らすことや、予定価格の事前公表の範囲を拡大させるなど、建設事業者が受注しやすい環境を整えてまいりました。また、本年度におきましても現場への配置が義務づけられております主任技術者の兼務要件の緩和や、現場代理人の工事期間中での変更を可能にするなど、限られた人員を効率的に配置できるよう制度改正を行ってきたところでございます。

現在、鋼材などの建設資材に一部調達の遅れが生じておりますものの、工事の進捗に大きな影響はなく、この11月末には今年2月に補正でいただいた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算の9割以上を発注することができております。また、この12月議会に補正予算を提案することで、昨年度よりは早い時期に発注することが可能となり、来年度当初の端境期にも切れ目なく工事を進めることができるため、建設事業者のさらなる受注環境の改善につながるものと考えているところでございます。

今後も建設業界などの御意見をお聞きしながら、5か年加速化対策を含む公共事業予算を円

滑に執行できるよう、入札の状況や事業の執行状況などを注視しながら、必要な改善に努めてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、本県の里親等委託率が国の目標に届いていないことについてお尋ねがございました。

里親等委託率は、里親に委託している児童に加え、乳児院、児童養護施設等に措置されている児童数を分母として、里親等委託児童数の割合で算出しているもので、本年9月末の本県の里親等委託率は23.7%となっております。

国は、平成29年に策定された新しい社会的養育ビジョンにおいて、3歳児未満はおおむね5年以内に75%、3歳児以上就学前はおおむね7年以内に75%、学童期以降はおおむね10年以内に50%を目標としております。本県の計画では、令和11年度末に3歳児未満は65%、3歳児以上就学前は60%、学童期以降は50%としており、将来的には国の目標を達成することを目指しております。

本県と国との目標の乖離につきましては、本県の児童養護施設数が全国と比べて充足していること、また施設には心身や医療面での専門的なケアを受けることが望ましい子供を約7割受け入れていることから、子供の利益を最優先に考えた社会的養育を推進していくため、本県の実態を考慮した目標を設定しております。

本県の目標は、全国と比較すると3歳児未満の里親等委託率では全国19位と中位に位置しております。目標の達成に向けまして、家庭的な養育が望ましい児童は可能な限り里親に委託できるよう、里親登録数の増加や支援の充実などにより、里親等委託を推進してまいります。

また、施設においてもできる限り家庭的な環境で養育できるよう、施設の小規模化、地域分散化に取り組んでおり、既に11施設中9施設で、

定員6名以下の小規模グループケアを実施しているところでは、これらの取組を通じて、子供の利益を最優先に、家庭的な養育の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、里親制度の普及啓発や新規開拓に向けた取組についてお尋ねがございました。

里親制度の普及や定着を進めていくためには、里親を担っていただく登録者を増やしていくとともに、里親制度に対する地域の理解を広げていくことが重要です。そのため、里親登録を増やす取組として、平成30年度から里親家庭サポートセンターに里親リクルーター2名を配置し、子供の養育に関心が高い方々などを中心に、制度の広報や登録者の開拓に取り組んでおります。

里親には現在114組が登録しており、里親等委託率の目標達成に向けて毎年25組の新規登録を目指しております。本年度は、量販店等でのパネル展の開催や児童委員研修会等において14回の説明を行うなど、積極的に啓発活動を行っており、現時点で20組に登録をいただいております。

一方、里親制度では委託後に里親と里子の関係が悪化すると、双方に大きな負担が生じますので、里親登録の前に制度を十分に理解していただくことが大切です。このため、里親リクルーターが行う説明会では、養子縁組里親や、夏休みや週末などに数日程度里子を受け入れる週末里親などの各種制度を丁寧に説明した上で、参加者と個別に面談をさせていただいております。本年度は5回の説明会に19組が参加いただきました。また、10月の里親月間に合わせてメディアを活用した広報活動を集中的に行うなど、広く地域の方々に向けた啓発活動に取り組んでおります。

今後もこれらの取組を通じまして、里親登録者の増加や里親制度の普及、定着に努めてまいります。

最後に、里親への支援についてお尋ねがございました。

里親の皆様には社会的養護の担い手として、日頃から子供の利益に配慮した養育に尽力をいただいております。里親に委託される子供には、厳しい家庭の背景があることから、里親の皆様が養育に悩んだときには1人で抱え込まず、様々な方々とつながり、孤立しないことが大変重要です。このため、高知県社会的養育推進計画において、里親養育への支援を取組に位置づけ、定期的な家庭訪問や個別の支援を実施しております。

具体的には、里親家庭サポートセンターに相談支援員を配置し、児童相談所の専任職員と連携して、約60組の委託里親を年3回以上定期的に訪問し、養育状況の確認や相談支援を行っております。さらに、委託里親をきめ細かく支援するため、本年度からセンターの相談支援員を1名増員するとともに、子供の心理的ケアなどを担う心理訪問支援員を新たに配置し、8名の体制で委託里親との信頼関係を築きながら、里子も含めたサポートを行っております。

来年度は、育児疲れや育児不安、休息が必要な場合に利用できるレスパイトケアを充実していきたいと考えております。また、里親のスキルアップや里親同士のネットワークを広げる取組として、定期的な研修会に加え、里親同士で行う勉強会を新たに実施するなど、研修会や交流会の開催に力を入れてまいります。

今後も里親が孤立することなく、安心して養育ができるよう、きめ細かな支援の充実に取り組んでまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、中山間地域等直接支払制度における交付金の使途をめぐる問題についてお尋ねがございました。

本制度は、農業の生産条件が不利な地域にお

ける農業生産活動を支援するものであり、本県の大半を占める中山間地域の農業を守るとともに、地域の活性化を図る上でも重要な制度でございます。

制度を活用するに当たっては、集落の目指すべき方向や、そのための活動内容、交付金の使途などについて集落内で話し合い、協定書を作成することとなっております。その上で、議員のお話にありました事例は、交付金の不適切な使用であることはもちろんのこと、地域での話し合いの下、農地や農村の保全を図るといった本制度の意義が根本から揺らぎかねない事例であると受け止めております。

また、全国では本事例以外でも会計検査院から交付金の不適切な支出について多くの指摘を受けております。その要因の一つとして、制度開始から20年たち、交付金の運用に関する関係者のコンプライアンス意識が希薄になっていることが考えられます。

県としては、今後交付金の適正な執行を促す啓発のチラシを作成し、市町村が開催する集落協定の代表者への説明会や協定の総会などを通じて、改めて制度の趣旨をしっかりと理解していただくとともに、交付金の適正な執行などの周知徹底を図ってまいります。また、市町村や県が行う検査において、こうした不適切な事例を参考にして、検査のチェックシートを充実させるなど、適正な運用が図られるよう、検査体制の強化も図ってまいりたいと考えております。

次に、制度の運用や報告を他の団体に委託していることについてお尋ねがございました。

中山間地域等直接支払や多面的機能支払制度は、地域で話し合いを行い、活動内容や交付金の使途についての合意の下、地域で取り組んでいく活動を支援するものであり、適正な制度の運用を行っていくためにも、交付金に関わる事務は地域で担うことが基本であると認識しており

ます。

一方、中山間地域では、人口減少や高齢化が深刻化しており、活動の継続が危ぶまれている地域も出てきております。その要因として、中でもまとめ役の後継者不足に加え、制度が複雑化したことにより事務量が増えたことが大きな負担となっているとの声が上がってきてもおります。

このため、県では、市町村との連携の下、活動の継続に向けた対策として、協定の広域化や事務支援の体制整備に取り組んでおります。一例を申しますと、四万十町では、第三セクターの営農支援センター四万十と一般社団法人のしまんと農楽里が中山間地域等直接支払制度の協定の構成員となって、会計や書類作成などの事務支援を行うことで、現在26協定、1,215ヘクタールでの活動の継続につながっております。

引き続き、こうした取組事例を県内に横展開を図ってまいります。議員の御指摘のとおり、事務を委託するにしても、総会資料や活動記録などの最低限の事務は地域が担うことが前提でありますので、この点をしっかりと踏まえた上で、事務支援の体制整備を進めていきたいと考えております。

次に、交付金を有効に使える農村全体での合議の仕組みについてお尋ねがございました。

人口減少や高齢化が進行する中でも、交付金を有効に活用し、将来にわたり農地や水路等の地域資源を保全していくためには、地域にある自治会や集落営農組織などの様々な組織が相互連携し、地域活動に関する取決めを地域住民の合議で決めていく、農村全体での合議の仕組みが今後ますます求められてくるものと考えております。

県内でもそうした取組事例が出始めており、例えば中山間地域等直接支払では、三原村で集落活動センターが各協定の構成員となり、交付

金事務を行っております。また、多面的機能支払では、日高村で自治会や消防団、NPO法人等で構成される村内1組織を立ち上げ、地域の小学校と連携した農業体験や地域イベントの開催により、農地保全に対する住民の意識の向上や地域の振興が図られております。

県としては、こうした取組事例を広く周知し、他の市町村へも横展開していくことで、将来にわたり持続可能な農村社会の維持につなげてまいりたいと考えております。

最後に、市町村のマンパワー不足を県としてどうカバーしていくのかとのお尋ねがございました。

当該交付金は、市町村を通じて活動組織に交付されており、市町村が行う交付金の使途などの確認検査は、交付金の適正な執行をチェックする機能として大変重要な役割を担っております。一方、県内の一部の市町村では、1人の職員が国や県の複数の事業を担当しているなど、マンパワー不足になっている実態がございます。また、当該制度においては年々制度が複雑化していることで、市町村の事務作業が増えてきており、加えて十分に制度内容を理解できていないといった声も上がってきているなど、市町村の負担増が大きな課題であることは認識しております。

このため、県では、市町村に制度の趣旨や運用方法を正しく理解してもらい、活動組織への指導に生かしていただけるよう、毎年の担当者会の開催はもちろんのこと、制度のマニュアルやQ&A集、確認検査用のチェックシートなどの充実を図り、負担軽減にもつなげてまいりたいと考えております。こうしたことにより、少しでも市町村職員の負担軽減が図られ、交付金の適正な執行のためのチェック機能の強化となるよう、県としても努めてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 新事業チャレンジ支援事業費補助金についてお尋ねがございました。

本補助金は、コロナ禍の厳しい状況の中でも新製品の開発や新市場への進出など、新たな取組に意欲的にチャレンジする事業者を力強く後押しするために創設いたしました。製造業や宿泊、飲食、卸・小売業をはじめとする幅広い分野の方々から多くの申請をいただきまして、現在約120社が新たな事業展開に果敢に挑戦されております。

お尋ねのありました補助事業の実施期間につきましては、今年度中の事業完了が必須である国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としていること、また経済対策として事業効果を早期に発現させること、この2つの観点から来年の2月中旬までとしていたところでした。

しかしながら、お話にありましたように、全国的な建築資材の不足や設備の納品遅延により、この期間内に事業を完了させることが難しい案件も出てきております。このため、期間内に事業を完了していただくことが基本ではありますが、事業者の責に帰すべきでないケースにつきましては、柔軟な対応を検討してまいりたいと考えております。

引き続き、こうした県内事業者の新たな取組が、感染拡大により影響を受けた本県経済の回復、さらには体質強化につながりますよう、関係機関と連携して、しっかりと支援してまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、水産業の現状認識についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店への営業自粛の要請などにより、県産水産物の飲食店や宿泊施設との取引は大きく減少いた

しております。特に、キンメダイなどの高級魚やマダイやカンパチなどの養殖魚において、価格の下落や出荷の停滞などが発生し、漁業者のみならず仲買人など水産流通事業者も大きな影響を受けております。

緊急事態宣言等の解除以降、こうした影響からは回復傾向にはありますものの、キンメダイやメジカなど一部の魚種の不漁や燃油価格の上昇などにより、漁業経営は依然として厳しい状況にあると認識しております。このため県では、関西の卸売市場関係者と連携して、販売が堅調であります量販店を中心とした販売促進に取り組みますとともに、高知家の魚応援の店のネットワークを生かしたフェアの開催など、飲食店への販売促進にも取り組んでおります。

あわせて、効率的な操業を目指した漁場予測や、コスト、利益を見える化するシステムの開発などに取り組むことで、本県水産業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、定置網漁場の有効活用の今後の見通しについてお尋ねがございました。

お話にございましたように、定置網漁業は、本県沿岸の漁船漁業生産量のおよそ4割を占める重要な漁業となっております。しかしながら、経営不振などによる廃業により、一部の漁場が活用されていない状況にあります。このため県では、平成30年度に活用されていない漁場の海底地形や潮流の調査を行い、その後新たな企業の参入に向けた誘致活動を行ってまいりました。

その結果、四万十町の興津地区と土佐清水市の貝ノ川地区において、それぞれ水産物の流通・販売を行う県内の企業が新規参入の意向を表明されました。県では、円滑な操業に向け、企業と地元関係者との対話の場を設定するなどの調整を行い、両地区とも参入が決定をいたしました。興津地区につきましては、本年10月1日付

で定置漁業権の免許を受け、来年春の操業開始に向けて網の敷設などの準備が進められているところでございます。貝ノ川地区につきましては、来年4月上旬の定置漁業権の免許に向けた手続を進めているところでございます。県といたしましては、引き続き事業者や地元のお声を聞きながら、円滑な操業の開始に向けて支援を行ってまいります。

最後に、漁場の有効活用を促進する中での課題と、新規参入事業者と地元との調整についてお尋ねがございました。

新たに定置網漁業を始めるためには、網や漁船の購入など多額の初期投資が必要であることに加え、操業開始後も人件費や網のメンテナンス費用などの経費も大きくかかります。こうした経費に見合う水揚げが得られるかどうかは事業参入への課題であるというふうに考えております。このため、国の事業を活用いたしまして、事業者の初期投資への負担が軽減できるよう支援を行っております。さらには、予想される水揚げに見合った漁具の構造や規模を設定することも必要となってまいります。

また、定置網漁業への新たな事業者の参入に当たりましては、事業者と地元の方々の双方の合意を得ることが重要であると考えております。今回参入が決まりました2つの地区においても、新規参入事業者と地元関係者との対話の場を設定いたしまして、十分な意見調整を図ってまいりました。

今後も定置網漁業への新たな事業者の参入に当たりましては、事業者と地元の方々のお声をしっかりと聞きし、調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) 危険なバス停が起因したことにより起こった交通事故の有無と、危険なバス停問題に対してどう向き合うのか、ま

た対策を進めていく上で問題となるのは何かなど、危険なバス停問題に関するお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

まず、県内で危険なバス停と位置づけられた箇所において、過去5年間に停車したバスが原因となる人身事故は発生しておりません。危険なバス停に関する対応については、知事が答弁された高知県バス停留所安全性確保合同検討会に県警察も参加しており、安全性の観点から必要な意見等を述べてきたところでございます。その結果、検討会での取組によって、警察関連では横断歩道の利用者が極めて少なく、地域住民の理解を得た横断歩道1か所を廃止することとしております。

県警察では、人の命を守ることを第一に考え、必要な安全対策を講じているところですが、他方で地域住民からは安心して道路を横断することができる横断歩道の存続を求める声もあり、横断歩道の移設や廃止をする場合、利用状況等の調査や地域住民との協議など、慎重に取り組まなければならない課題があります。

引き続き、関係機関と連携の下、危険なバス停の解決に向けて取り組むとともに、ドライバーに対して横断歩道における歩行者優先の呼びかけや、警察力を活用した交通指導取締りなどを実施してまいります。

○30番（橋本敏男君） それぞれ御答弁を賜りましてありがとうございます。2問目を少し行いたいと思います。どうか対応のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

まずは、知事にお聞きをいたします。ワクチン接種による死亡についてでございます。知事の答弁によりますと、遺族に寄り添った対応を今からもしていくということでございますけれども、いかんせん国そのものがなかなか因果関係について明らかにしようとしていないという

実態がございます。そういう流れの中で、遺族そのものについては非常にやるせない思いがあるんだろうというふうに思います。多分因果関係が分からない以上、一生その遺族はずっとそのことと向き合っていかなければならない、そういうふうに思います。

私は、コロナワクチンの接種についてはほとんどの人が、人にうつさない、うつしたくない、そういう思いから多分接種をいただいているんだろうなというふうに思います。そういう中で、行政がこういう事案について、やっぱり知事が言うように、しっかり寄り添った対応をぜひお願いしたいと思います。

そこで、国に対して知事のほうからも、因果関係に対しては丁寧にしっかりと遺族に寄り添って向き合うようお願いを申し上げていただきたい、そんなふうに思います。

次に、中山間地域等直接支払制度、それから多面的機能支払制度について、質問をいま一度させていただきたいというふうに思います。1回目の質問の答弁、すばらしい答弁だったというふうに私は思います。ただ、部長のほうからもお話がありましたように、農村の実態というのは高齢化、そして人口減少、維持ができなくなっている、そういう状態があるのも分かっていますし、なかなか高齢化の中で慣れていない、そういう事務を担うというのは非常にきつい、このこともよく分かります。

しかし、大分のようなとんでもない、ああいう事案がやっぱりあることも事実です。たまたま大分は、ああいうふうに全国紙にも載って大変なことにもなりましたけれども、国のほうの会見の中で、この交付金について不適切な指摘というのは多分たくさんあるんだろうなというふうに思います。

私は、高知県の中で出ているのかどうなのか分かりませんが、こういうことがないよ

うに、やっぱりしっかりと自浄作用ができるような組織であること、これが前提だと思います。そういうことに対してしっかり向き合ってもいただきたいし、また県としての指導もしっかりしていただきたい。この事業そのものは国が半分、要は県が4分の1、それから市町村が4分の1、積み上げた事業でございますので、確かに末端の事務の精査というのは市町村が担うんでしょうけれども、しっかりそこを牽制していくように、県のほうもしっかりと対応していただきたい。そのことに対して部長の答弁を求めておきたいというふうに思います。

それから、危険なバス停、なかなか難しい問題があると思います。先ほど知事のほうからもありましたけれども、ハード・ソフト、それに分かれていくと、ハードなことで移設をするというのは、なかなか至難の業なんだろうなというふうに思います。

ただ、こういう問題をその地域で共有することによって、大きな啓蒙、啓発につながっていくのではないかと、そこを使う、利用する方、事業者の方、市町村、県、そういう皆さんがその問題を共有することが、私は一番大事なことなんだろうというふうに思います。

ぜひ高知県バス停留所安全性確保合同検討会の中においても、この問題をぜひとも地域の皆さんと共有して、これは事になるならないにかかわらず、そういうことを共有していただければというふうに思います。これは要請で結構でございます。

2回目の質問を終わりたいと思います。

○知事（濱田省司君） 今回のワクチン接種に関わりまして、県内で亡くなった方が15人おられるということに関して、行政として寄り添う対応というお話でございました。

この前提となります因果関係がなかなか学術的に特定をし難いという中でございますので、

正直なところ、これを法的な関係がどうこうということできき詰めていくというのは、なかなか難しいところはあると思いますが、まさしく行政に携わる身として、また私自身も県民の皆さんにワクチン接種のメリットと、そしてリスク、それは十分理解された上で、積極的にぜひ接種をしていただきたいというふうに呼びかけた、そういった立場でもございます。そういった立場を改めましてかみしめて、国のほうに対しましてもこうした事案を改めてお伝えし、また国のほうとしても行政として何らかの寄り添った対応ができないのかということも投げかけをしまして、国との対話をしてみたいというふうに考えております。

○農業振興部長（杉村充孝君） 議員のお話もありましたように、この制度そのものは、やはり高知県にとっても中山間地域にとっても非常に重要な大切な事業でございます。ですから、制度、この交付金をずっと維持していくためにも、このルールというのはしっかり守っていかねければならないと思っております。

県としましては、今まで確かに市町村が一義的には検査をしてございますけれども、そういう例えば市町村の代表の方が地域の代表の方とお話をできる場があれば、そこにお邪魔して直接説明する機会も設けていきたいと思っております。これまで書類、書面での確認が多かったんですけども、場合によっては地域の代表者からヒアリングを行うなど、そういう対応も考えていきたいと思っております。

○30番（橋本敏男君） それぞれ適切な答弁を賜りました。

以上をもちまして、私の全ての質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（加藤漠君） 暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後3時5分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番岡田芳秀君。

（33番岡田芳秀君登壇）

○33番（岡田芳秀君） 日本共産党の岡田芳秀でございます。通告に従い、会派を代表して順次質問をさせていただきます。

初めに、憲法についてです。

新型コロナウイルスは、日本社会の脆弱な部分をあらわにしました。それは女性などの自殺の急増に表れています。2020年における総自殺者数は2万1,081人、男性は前年より23人減少した1万4,055人、逆に女性は2019年から935人増加し7,026人と2年ぶりに増加、職に就いている女性の自殺者数は2015年から2019年の平均の1,323人から大幅に増加し、1,698人となりました。若年層に至っては、小学生が14人、中学生が146人、高校生が339人の合計499人に上り、1978年の統計開始以来最多だった1986年の401人を超えました。

ジェンダーギャップ指数は、先進国最低の156か国中120位、男女の賃金格差は先進国ワースト2位、子供の精神的幸福度は先進国38か国中37位、独り親家庭の貧困率は約5割で先進国最低水準です。こういう実態が背景にあることは明らかです。

この状態は、憲法第11条の基本的人権の尊重、第13条の幸福追求権、第25条の健康で文化的な生活を営む権利がないがしろにされている表れではないか、自殺者の急増の現状とその背景をどのように認識されているのか、知事にお聞き

をいたします。

近代憲法は、政治権力の暴走や恣意的な行使を許さず、憲法によって国民の権利を守るという基本に立っています。それゆえ、政治に担当する国会議員、公務員などに憲法を尊重し擁護する義務で縛りをかけています。

女性などの自殺増をもたらす社会のひずみに対し、憲法擁護義務を負う知事としてどう対処するつもりか、お聞きをいたします。

2017年6月県議会で、国会図書館の資料も示しながら、日本国憲法の象徴天皇制、基本的人権の尊重、国民主権という基本構造に、本県の自由民権家、植木枝盛の理論が圧倒的な影響力を与えていることを明らかにし、これは高知県民の誇りではないかといただきました。また、植木枝盛は、今日の憲法9条につながる軍備縮小・廃止をすれば、福祉が増進するとその有効性を説いたこと、また第9条第2項については、幣原喜重郎首相の発案だったことも示し、日本国憲法はメード・イン・ジャパン、メード・イン・土佐だと指摘をしたところです。さらに、追加すれば、第25条第1項の生存権規定も日本の国会審議の中で追記されたものです。

当時の尾崎知事は、憲法制定の過程の史実を確認し、土佐人として誇らしいと述べ、制定から70年を経て大多数の国民が現行憲法を支持していることは確かであり、現行憲法は国民の間に定着していると答弁をされました。

日本の民権思想、特に土佐の自由民権運動を源流として成立したのが日本国憲法だと思いますが、知事の認識をお聞きいたします。

また、自由民権の思想を源流とし、侵略戦争の痛苦の反省から生まれた憲法の成立過程を学ぶことは、主権者教育にとって重要だと思いますけれども、教育長にお聞きをいたします。

2001年9月11日に米国で起きた同時多発テロへの報復として始められた戦争は、米国最長の

戦争となり、民間人を含む16万人を超える犠牲者を出し、大混乱をさせた末に、今年8月混乱を放置し、撤退せざるを得なくなりました。テロはなくなるどころか世界に拡散をされました。これら是对テロ戦争の破綻を示すものです。日本もイージス艦、補給艦などの自衛艦をインド洋に派遣し、洋上給油で米軍などを支援しました。米国と国際社会は、アフガニスタンへの20年間の軍事介入がテロ問題を解決せず、同国を一層の苦難に陥れたことから教訓を学び、同国の再建に責任を果たすべきと考えます。

この12月は、そのアフガニスタンで人道復興に尽力した中村哲さんが武装勢力の凶弾に倒れて2年を迎えます。中村氏は、記録的な干ばつに直面し、医師でありながら、まず飢餓から命を守ることが必要だと経験のない土木作業に取り組み、現地の人々と1,600もの井戸を掘り、全長30キロ近い用水路を開き、不毛の地は広大な農地となって、数十万の人々に恵みをもたらしました。

その中村氏は、9条が本当の日本の強みだと指摘をし、「9条が僕らの活動を支えてくれている、これが我々を守ってくれたんだ。武器など絶対に使用しないで平和を具現化する。それを現地の人たちも分かってくれている。現地で活動していると力の虚しさが本当に身にしみます。緑色に復活した農地に誰が爆弾を撃ち込みたいと思いますか。それを造ったのが日本人だと分かれば少し失われた親日感情はすぐ戻ってきます。それが本当の外交じゃないかと僕は確信している」と述べています。

米軍の対テロ戦争の破綻、一方で平和貢献に徹した中村哲氏の取組を教訓に、9条に基づく武力によらない平和貢献で、世界の人々の信頼と共感を得ることが真に日本の平和を擁護する道と思うが、知事の認識をお聞きいたします。

次に、米軍機の低空飛行についてです。

幼い子供たちがなぜ日常的に恐怖を感じないといけないのか。経験しないとこのつらさはなかなか分かってもらえない。怒りの声が渦巻いているのは、まるで地上で生活している人々をあざ笑っているかのように、保育所の上空で米軍機の低空飛行が繰り返されている本山保育所です。

先月11月5日にも、お昼寝の時間に戦闘機2機が上空を短時間のうちに3回飛行したとの報告が寄せられました。保育園上空を低空で爆音を放ちながら飛ぶ米軍機の動画もあります。ぜひ議場の皆さんにも御覧をいただきたいので、映像と写真を準備させていただきました。この映像と写真は、何度も県知事をはじめ防衛省、外務省にも訴え続けてきたにもかかわらず、中止されないばかりか今年さらには回数が増えており、子供たちや職員の思いを伝えるための、やむにやまれぬ思いで保育士によって撮影されたものです。

初めに、爆音をとどろかせて米軍機が飛来したときに園庭で遊んでいた子供たちの様子を写した写真です。(スクリーンを示す)1枚目と2枚目には、園児が怖がって保育士に抱きつき、その奥には不安げに空を見上げる子供の姿があります。3枚目は、昨年おやつの時間に爆音を聞き、不安で泣いている子供の姿です。そして、次の動画は、この11月5日の13時前後に飛来した米軍機です。青い屋根が本山保育所です。

知事には、事前に爆音の入った映像を御覧いただいておりますけれども、これらの映像を御覧になっての知事の思いをまず伺いたいと思います。

米軍機の低空飛行訓練の中止を求める質問は、この議場でも何度も繰り返してきました。知事名での中止要請も、歴代の知事が行ってきました。全国知事会としても、ついに日米地位協定の見直しを求める要望を提出する状況と

なっています。

しかし、今年の5月3日付高知新聞は、「米軍機 本県苦情 知らん顔」の見出しを立てて、要望が無視され続けている実態を報じています。

さらに、今年7月17日付朝日新聞では、米海兵隊岩国航空基地が取材に対し、保安上の理由により運用の詳細は言及しない、騒音が地元の方々にもたらすかもしれない不都合については、軍として遺憾に思う、高いレベルの軍事的即応態勢の維持において極めて重要かつ欠かすことのできないものと答えたと報じられております。全く見直す意思のない回答となっております。

ここ数年は、戦闘機、輸送機、オスプレイなどが、いわゆるオレンジルート以外でも四万十市、四万十町、須崎市、越知町、いの町、そして高知市などでも目撃をされています。県が集計しただけでも今年1月から65日間、195回、256機に上っています。米軍機の墜落の危険、ドクターヘリ、防災ヘリとの衝突の危険、子供たちが泣き叫ぶ恐怖を与え続けることを、私たちは黙認することはできません。

中国四国防衛局は、固定式の観測カメラを本山町の雁山に設置すること、騒音測定器を同町の建物の屋上に設置し、飛行実態の把握を行うための予算を確保したとしていましたが、現在の進捗状況はどうなっているのか、危機管理部長に伺います。

また、米軍の低空飛行訓練の中止を強く求めること、せめて事前に訓練通告が行われてしかなければとの意見がありますが、今後どのように要請していくのか、知事に伺います。

米軍の無法ぶりは、先日の青森県での燃料タンクの市街地への投下という、大惨事につながりかねない暴挙まで引き起こしています。ドイツでは、米軍にドイツ国内の航空法を守らせる強い要請を行い、低空飛行訓練が実質的に行えないことになっています。

全国知事会でも、日米地位協定の見直しが共通の要望として出されています。その実現のため、知事は今後どのような決意でどう取り組まれるのか、お聞きをいたします。

次は、政府の経済対策についてです。

岸田文雄内閣は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を閣議決定し、2021年度補正予算案を今年中にも成立させたいとしています。岸田内閣の経済対策は、Go To Travelの再開、マイナンバーカードの取得に伴うマイナポイントの付与、所得制限を設けた18歳以下への10万円給付、困窮学生への給付金、住民税非課税世帯への一律10万円の給付、困窮世帯向けの生活困窮者自立支援金の支給などが盛り込まれています。

加えて、ミサイルなどの装備を拡充する軍事費7,700億円は補正予算としては過去最大、先端半導体の国内生産拠点の確保やポスト5G関係の研究開発など、大企業への支援も並んだ総花的なものとなっています。

まず、第1の問題は、経済対策の財政支出が55.7兆円に上り、その裏づけとなる2021年度補正予算案の一般会計補正規模が35.9兆円となるなど、過去最大となる見込みにもかかわらず、国民、事業者への給付金があまりに不十分であり、必要な国民に届く支援となっていない点です。

住民税非課税世帯への10万円給付は要件が厳しく、単身者で収入がおよそ100万円以下とならなければ対象となりません。これでは、コロナ禍の影響を受けた非正規雇用労働者は、その多くが対象とならないことが強く懸念をされています。コロナ禍での生活悪化の影響は幅広い上に、誰がダメージを受けているのか、事前に把握することも難しい状況です。この状況に対応するためには、給付金が必要なところに迅速に、かつ確実に届く仕組みが求められます。

非正規労働者なども広く支援、給付の対象とするよう改めるべきと考えますが、知事の認識をお聞きします。

子育て世帯への給付も、主な稼ぎ手の収入で所得制限を設けた結果、給付の不公平が生じると指摘されています。また、半額は来春に原則クーポンでの支給となり、967億円の事務経費がかかることにも多くの疑問の声が上がっています。今回、補正予算に計上されている学生支援緊急給付金の予算額が675億円であり、それと比しても巨額の事務経費と言わなければなりません。また、16歳から18歳への給付については別途申請が必要で、5万円が届くのも年明け以降になるとも報道されています。

政府は年内に5万円を給付し、来春にクーポン5万円を配布する計画ですが、政府に対して、自治体が現金で一括給付できる予算措置を行うよう、市町村と連携して求めるべきだと考えますが、知事の御所見を伺います。

事業者への支援である事業復活支援金は、新型コロナウイルスの影響で今年11月から来年3月のいずれかの月の売上高が50%以上、または30%から50%減少した事業者——中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主ですが——を対象にしています。その上で、個人事業者の実情はどうかと事業者にお聞きをいたしますと、売上減少が30%までいかなくても、20%減少が数か月続いて困っているという事業者が少なくありません。ところが、こうした事業者には支援金はなく、次第に経営が厳しくなっているのが実情です。

売上減少が20%、25%という月が続いて経営が厳しい事業者に対して、何らかの支援が必要だと考えます。県独自の給付金の対象拡大を行う考えはないか、あるいは国に求める考えはないか、知事の御所見を聞かせてください。

また、新型コロナウイルス感染症の次なる感

染拡大を見越し、自宅療養で亡くなる方が相次いだ第5波を教訓として、医療体制の抜本強化を行うことも必要です。そのためには、医療従事者の確保が喫緊の課題です。

政府は、看護師の賃上げとして、コロナ医療に携わる医療機関に限って、当面月4,000円の賃上げを行うとしています。額が不十分な上に、地域における医療体制の維持には、コロナ医療に直接関わる医療機関以外にも大きな役割を果たしており、コロナ医療に携わる医療機関を対象を限ることは道理がありません。抜本的な看護師の処遇改善が必要です。

国に対し、さらなる看護師の抜本的な処遇改善を求める考えはないか、知事にお聞きをいたします。

そして、国の補正予算案には、新型コロナウイルス感染症と全く関連性のない軍事予算7,700億円が、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に含まれていることも大きな問題です。今年度の新規契約費として約2,500億円、過去に契約した装備品の分割払いの経費として約4,300億円をそれぞれ充て、哨戒機や輸送機のほかにミサイルや魚雷などを増やす見通しとなっています。2021年度の当初予算5兆3,422億円と今回の補正予算を合わせると、同年度の防衛費は6兆円を上回ります。

財政法上、補正予算による支出は特に緊要となった経費について行うものとされています。財政法第29条です。補正予算による軍事費計上は、安倍政権から繰り返されている補正予算を悪用した、あからさまな軍拡と指摘しなければなりません。

補正予算での軍事費計上には、財政法上要請される緊急性は全くなく、コロナ克服という政府自らが掲げた経済対策の目的からも逸脱するものと考えますが、知事の御所見を聞かせてください。

次に、地方創生についてお聞きをします。

国において、2014年11月に地方創生の根拠法となる、まち・ひと・しごと創生法が制定をされました。政府は、この地方創生法に基づき地方創生の総合戦略と、その具体的な政策化の方向を示した基本方針を定めています。そして、昨年12月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版として策定をされています。

総合戦略の目的は、将来にわたって活力ある地域社会を実現することです。そのために、1、人口減少を和らげる、そのために結婚・出産・子育ての希望をかなえる、また地方に住みたい希望を実現する。2、地域外から稼ぐために力をつけるとともに地域内経済循環を実現する、人口減少に適応した地域をつくる。3、東京一極集中を是正するというものです。また、まち・ひと・しごと創生基本方針2021では、地方創生の3つの視点として、ヒューマン、デジタル、グリーンを重視して推進するとしています。

岸田首相は、新しい資本主義を標榜していますが、この地方創生の路線は引き継がれるものと考えます。政府の政策決定を受けて本県では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し実行していますが、私は、いま一度、地方が主体性を持って政府が進める地方創生を見詰め直し、点検する必要があると考えます。

その理由は、第1に、国と地方の関係に関わる問題を含んでいるからです。もっと言うと、政府による地方創生が、国と地方の関係をゆがめていると考えるからです。

初代の地方創生担当大臣が、地方再生ではなく地方創生と言っているのは、いろいろな考え方や仕組みをつくらうとしているためだ、中央と地方、あるいは民間と政府の関係を全く違うものにしていきたいと述べたことがあります。2015年1月、経団連会長との懇談の中です。1993年6月の衆参両院での地方分権の推進に関する

決議に基づく地方分権改革を経て、国と地方自治体は対等・協力の関係になりましたが、地方創生によってそれが変わるということです。

地方創生の実施手段は選択と集中です。地方自治体に地域の総合戦略をつくらせ、結果について政府が評価、選別する。それにより、努力する自治体には資金と支援策を集中する仕組みです。一見、当たり前のように見えますが、国主導で上から地域間競争を促す戦略であり、やる気がないとみなされれば取り残されます。そして、自治体の集約や再編が余儀なくされるおそれもあります。

国連の持続可能な開発目標は、誰一人取り残さないです。自治体間の格差が広がるようなことになっては本末転倒です。また、権限を独り占めする政府の交付金という金によって、地方創生の取組が支配されるようになってしまうと、国と地方の対等な関係がゆがめられます。

地方から見て、政府の地方創生には、国と地方の対等な関係を崩す構造的な問題があると考えますが、知事の所見を伺います。

第2に、政府が進める地方創生は、これまでの経済政策、社会福祉政策に対する反省が希薄であるからです。地方衰退の要因は、東京に人、物、金が集まる東京一極集中もありますが、それだけではありません。同時に、地方が切り捨てられてきたことによるものです。

とりわけ輸入自由化の下で農林水産業が衰退したことが、地方の活力を失わせました。また、この30年間、賃金はほとんど上がらず、人手不足と言われる介護の職場でも、最低賃金レベルで働いている人が少なくありません。男女の賃金格差も残っています。非正規労働者は4割に増え、貯蓄ゼロの世帯が増えています。勤労者の可処分所得が増えなければ購買力が回復せず、地域経済はよくなりません。一方、安心してお金を使える基盤ともなる社会保障は、充実どこ

ろか病床を減らす計画です。また、将来を担う学生は高い学費を払うためにバイトに追われ、卒業すれば多額の奨学金の返済が待っています。

他方で、エネルギー政策は、地方に豊富にある再生可能エネルギーへの思い切った転換を図るのではなく、原発を温存する構えです。しきりに言われた、大企業がもうかれれば、やがて滴り落ちてくるというトリクルダウンは起きませんでした。

今だけ、金だけ、自分だけと言われる新自由主義の経済政策を改め、大企業優遇ではなく、1次産業を重視し、家計を応援する経済政策に切り替えてこそ、地方再生につながるのではないのでしょうか。何より、安定した雇用と社会保障の充実こそ、人口減少への一番の対策となります。先端技術の導入や規模拡大で生産性を上げた事業者に支援を集中するというやり方だけでは、地方の衰退に歯止めはかかりません。普通に働いて普通に暮らせる社会を持続させることが大切です。政府の地方創生には、地方を衰退させてきた、こうした問題に正面から向き合っていないと言わざるを得ません。

政府の地方創生は、地方衰退の根本をただすものになっておらず、暮らしへの施策が乏しいと考えますが、知事の認識をお聞きします。

また、そうした視点から、将来を担う学生の高い学費引下げなど、県民の要望をしっかり国に上げていくべきと考えますが、知事の考えを聞かせてください。

本県では、昨年3月に第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。この中の、人口の推移と人口減少の負のスパイラルに対応する5つの基本政策、それらを下支えする施策、そして基本目標、この関係が分かりにくい面があります。それは、日本一の健康長寿県づくり、少子化対策の抜本強化は別として、経済の活性化、教育の充実、中山間対策の充実

強化など、人口の増減とは直接つながっていないか、つながりが薄い施策もあり、こうした施策をも人口で評価するという問題です。

そのため、5つの基本政策の目標とは別に、人口増減に関わる4つの基本目標を立てています。政府の総合戦略もそういう組立てになっているので、致し方ないかもしれませんが、無理に人口との関わりに結びつけているようにも見てとれます。

人口増への貢献は重要だとしても、全ての施策を人口増への貢献で評価するのは少し無理があると考えます。個別の施策そのものが重要でもあるからです。総合戦略の評価基準について知事にお聞きをします。

地方創生の主体は何といっても県民です。そこに地方創生の鍵があると考えますが、どう県民主体の取組にしていくのか、併せて知事にお聞きをします。

地域を維持していく上で、集落連携等による地域の支え合いや活性化に向けた仕組みをつくることは重要です。そのため本県では、集落活動センターやあったかふれあいセンターの整備を進めてきました。小さな拠点として集落活動センターは、令和6年度に80か所を目標にしています。この事業を始めるには、運営主体や運営に協力していただく人を組織しなければなりません。そのために、県の地域支援企画員が市町村や関係機関、地域住民とも協力して重要な役割を果たしています。

課題は、県の地域支援企画員のような役割を担える人材を市町村や地域に育成し、全体のスキルアップを図ることではないでしょうか。こうした人材が増えることが、市町村、地域住民による内発的な力を引き出し、地域のまとまりをつくり、住民主体で事業を起こす力、安定的に事業を継続していく力を強めることにつながります。今後、さらに地域の高齢化が進むこと

から、きめ細かく支援、取りまとめができる人材の確保が重要です。

県として、県の地域支援企画員の役割、市町村との連携と地域支援の人材育成についてどのように考えているのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

次に、過疎地域に対する県の取組についてお聞きをします。

国では過疎地域の持続的な発展という理念の下、今年4月に新しい、過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法を施行しました。これを受けて本県では、8月に「高知県過疎地域持続的な発展方針（令和3年度～令和7年度）」を定めています。過疎は、一定の空間的な範囲に住んでいる人がどれだけ減っているかで表されます。その過疎地域が直面しているのは、過疎化に加え人口減少、少子高齢化です。これらは同時に進行しており、過疎・高齢化と一まとめに表現されます。

中山間地域を中心とする過疎化や高齢化が進むと、集落の自治機能が低下し、それとともに農林地や生活基盤が荒廃します。景観や文化など地域固有の資源が消滅していきます。過疎・高齢化が進む地域の方からは、買物に苦労している、バス停まで行くのが遠くて大変だと、病気になるたら心配といった声を多くお聞きします。

地域の置かれている現状、地域の人たちの要望、他方で地域のよさなども把握し、問題点や課題を整理して、横断的に共有できる仕組みを充実させることが必要であり、そして総合的な施策や事業を行い、住民の皆さんに適切な行政サービスが届くようにしなければなりません。

本県では、新過疎法に基づく過疎地域とされた自治体数は、これまでと変わりありませんでした。人口減少に歯止めをかける諸施策を行っても、なお当分の間人口減少が続く見通しです。

その間に、地域の過疎化が進行することは避けられません。こうした状況の中で、いかにして生活の質を落とさず、むしろ生活の質を向上させて、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにしていくのが県政の大きな課題です。

過疎地域の現状に対する認識、そして今後過疎対策に具体的にどう取り組むのか、知事にお聞きをいたします。

次に、物部川の濁水問題についてお聞きします。

物部川は流程71キロと、四万十川、吉野川、仁淀川に次いで県内では4番目に長い川です。源流部一帯は奥物部と言われ、県下の最高峰である三嶺、標高1,894メートルをはじめとして1,500メートル級の山々が連なり、石鎚山系と並ぶ四国の2大奥山地帯となっています。

自然豊かなこの物部川にも、他の日本の多くの川と同様に、戦後間もなくから昭和30年代にかけて電源開発の事業が入り、物部町、旧物部村大栃より上流では、住友共同電力による大小幾つかの取水堰堤や発電所が支流にでき、それより下流では永瀬、吉野、杉田の3つの県営ダムが造られていきました。地域住民に親しまれ、アユ漁も盛んなこの物部川に、20年ほど前から異変が起きています。豪雨により川の水が濁ると、なかなか元の清流に戻らなくなりました。

このため2005年度、平成17年度に国土交通省、高知県、関係機関、関係自治体で物部川濁水対策検討会が設置され、濁水の実態把握、監視、流域対策、発生源対策、貯水池対策が取り組まれてきました。また、清流と森を守ろうという官民挙げた活動も取り組まれてきています。関係者の御努力には、心より敬意を表するものです。しかし、こうした活動を行ってもなお抜本的な解決には至っておりません。

物部川で濁水問題が言われ出したのは、1993

年、平成5年に発生した大規模な山火事を原因としたものが最初です。その後、2004年、平成16年、2005年に連続して来襲した台風に伴う豪雨による土砂崩れなどが大きく影響し、出水のたびに頻繁に濁水を発生させるというパターンが続いております。

濁水の要因としては、鹿の食害、森林崩壊、ダム湖にたまった土砂などが要因として考えられます。中でも、ダム湖に泥水が流れ込んでたまることで濁水を長期化させていると見られています。長期の濁水は、自然環境や生態系に悪影響を及ぼします。日光が遮られ、水生動植物の生息環境が悪化します。石にヘドロがこびりつき、コケを食べるアユやボウズハゼなど川魚の生育に支障を来しています。また、物部川の水は農業用水としても利用されており、農業への被害も広がります。作物によっては、水をろ過して使用しなければなりません。

こうした被害を防ぐための抜本的な対策が必要です。現在の濁水対策の取組状況について土木部長にお聞きをいたします。

県は、従来の濁水対策検討委員21人に、森林組合や土地改良区代表、土砂管理や水生生物の専門家ら11人を追加したとのことですが、その理由、目的についても併せて土木部長に伺います。

10月27日に開かれた新しい濁水対策検討会では、ダム上流の川底の掘削などで除去できる土砂の量は流入量に対してごく僅かであり、ダムの改良を視野に議論が交わされた、検討会は本年度中に対策方針をまとめ、2022年度以降の具体化につなげる方針だとの報道がありました。

全国で検討されているダムの貯水池における濁水長期化対策としては、濁水の発生、流送、貯留の過程から、1 流域・発生源対策、2 河川内対策、3 貯水池内対策、4 貯水池下流対策の4つの対策があるとされています。

流域・発生源対策とは、森林整備、治山事業、地滑り防止対策、流域の乱開発の防止等により濁水の生産量を抑制することです。

河川内対策は、流域内で発生した濁水の貯水池内への流入を防ぐためのものです。溪流における側岸浸食による土砂の生産及び堆積土砂の運搬を抑制する溪流対策や、排水バイパスを設置して自然に近い形で洪水時の土砂や濁水をダム下流に流し、ダムへの流入濁水の低下を図る方法などがあります。

貯水池内対策は、湖岸浸食を防ぎ、濁水の貯水池への流入を抑制するとともに、流入した濁水については放流操作などにより、ダム下流の濁水を軽減させるものです。

貯水池下流の対策は、河川内対策と同様、濁水を流す過程における対策ですが、ダム下流における放水口下流といった限定された範囲における対策です。こうした様々な知見を有するダム工学の専門家、専門機関に加えて、国の知見なども総動員をして抜本的な対策を早急に検討する必要があると考えます。

県としてどのような知見を集めて対策を行っていくのか、またダムの改良とその効果についてどのように考えるのか、土木部長にお聞きをいたします。

また、濁水を軽減するには、水源地である上流域、中流域の森林保全が重要です。高知県は2003年4月、全国に先駆けて森林環境税を導入しました。本県は林野率が83.5%と全国一高く、森林の約6割が杉、ヒノキの人工林で、その面積は39万ヘクタールに及びます。人工林は、外材の増加による林業不振と担い手の高齢化などによって、人の手が入らず放置されているところが少なくありません。人工林の荒廃は、水源涵養機能の低下による水不足の問題や、土壌流出による川や海の生態系に影響を与えます。

高知県の森林環境税の趣旨は、県民に薄く広

く税負担をしてもらい、県民総意で山の再生に取り組むところにあります。県民への一層の周知を図り、県民参加の森づくりを促進していくことが求められます。

県は、今後濁水防止に寄与する県民参加の森づくり、森林環境保全事業をどう進めていくのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、鳥獣被害対策についてお聞きをいたします。

11月に高知市東部の住宅地や南国バイパス、南国市の香長中学校や吾岡山、大篠小学校南の住宅地などで野生の猿の目撃情報が相次ぎました。けが人がなくて幸いでしたが、平野部の住宅街に猿が出てくるのは自然環境が変化したからでしょう。最近では、私の住む南国市の南部の十市や稲生の方からも、イノシシに畑作物を荒らされたという相談が寄せられるようになりました。いずれも山裾の田畑でしたが、平野部に近いところでも鳥獣対策が必要になってきています。

本県では2012年度、平成24年度に過去最高の3億6,000万円の農林水産物への被害があり、その後、野生鳥獣による被害は減少傾向にありますが、昨年度においてもなお1億1,300万円の被害を被っています。そのため鳥獣対策は、引き続き県政の重要な課題であると考えます。なお、農地面積は近年減少傾向にあるため、被害の評価は農地面積の推移なども勘案をして行う必要があります。

本県では、2012年度から野生鳥獣に強い集落づくりをスタートさせ、JAに業務委託し、鳥獣被害対策専門員事業を行っています。専門員は、地域住民を主体とした集落ぐるみの鳥獣被害対策を進めていく役割を担っており、集落の合意形成、防護柵の設置や捕獲方法の指導などを行っています。この専門員の育成には、県がしっかり支援をしなければなりません。また、

重点支援集落を決める県と市町村、関係機関でつくる推進チームの役割も重要です。

事業自体は県の実施であり、鳥獣被害対策専門員事業の活動をどう評価しているのか、今後の課題と取組も併せて中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

本県では、生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を行う第二種特定鳥獣管理計画を作成し、イノシシ、ニホンジカの捕獲目標を立てて、農林業被害や自然生態系への被害を軽減するために取り組んでいます。計画の捕獲目標は、イノシシが年間2万頭、ニホンジカが年間3万頭。これに対する捕獲実績は、2015年実績ですが、イノシシが1万8,736頭、鹿が2万556頭です。

ここ10年の狩猟者登録は、第一種銃猟の減少が著しく、2005年度に4,000件を下回り、2015年度には2,122件となっています。一方、わな猟の登録が増加しており、2015年度に2,631件、これは1985年、昭和60年の約8倍となっています。そして、直近の10年間は毎年、合わせて約4,800件前後で推移をしてきています。年齢別では、50歳以上が9割となっており、高齢化が顕著となっています。特に60歳以上の割合が年々増加をしています。

狩猟者登録は横ばいで推移しており、イノシシや鹿の年間捕獲目標を達成するのは難しいのではないかと考えますが、狩猟者登録をどう増やし、捕獲目標達成へどのように取り組むのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

次に、三嶺におけるニホンジカ、以下、鹿の食害対策についてお聞きをいたします。鹿は、古くから日本に生息していましたが、明治期から大正期、昭和初期にかけて全国的に乱獲が行われ、生息数は減少をたどりました。その後、1940年代から1990年代にかけて、狩猟を規制し保護する時代が続きました。この保護政策とと

もに、山村を取り巻く経済社会の変化が合わさって、鹿は1980年代から徐々に増加し始め、1990年代、そして2000年代には全国的に急激にその数を増やしています。

四国山地での鹿の急激な増加は、林業の衰退、集落の崩壊が大きく影響しています。山間奥地の森林を取り巻く環境が変化し、特に人と自然との関わりが希薄になり、狩猟を行う人が減ってきました。このことが鹿の激増につながっています。

増え過ぎた鹿によって、奥物部の三嶺では鹿の食害が深刻です。広範囲にササや樹木の下草や樹皮が食い荒らされ、一部では山林崩壊につながっています。そこから崩れた土砂が河川に流れ込むことが、物部川濁水問題の原因の一つにもなっています。また、鹿による希少植物の食害も深刻です。

三嶺は、四国に残された自然の宝庫です。県として四国の山間部で、とりわけ三嶺で鹿が増加した要因をどう理解しているのか、中山間振興・交通部長にお聞きをします。

現在、高知県では特定鳥獣保護管理計画によって、個体数管理の強化を実施しています。しかし、それを担う県下の第一種、第二種の銃猟狩猟者数は著しく減少している現実があります。また、同時に高齢化が見られます。捕獲柵は、高知県の山間部は急峻であるため、大規模な捕獲柵は困難であろうと予測をされます。

今後、捕獲実績を向上させていくには、くくりわなが最も重要な部分を占めていくことと思われれます。高知県もくくりわなを推進していますが、くくりわなは無差別であるため、雌、雄に関係なく捕獲され、またカモシカやツキノワグマといったほかの野生動物の錯誤捕獲の可能性も高いという問題を含んでいます。

三嶺の鹿の食害をどう把握しているのか、今後どのように鹿の頭数管理を行っていくのか、

中山間振興・交通部長に伺います。

以上で、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 岡田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、女性などの自殺者の急増の現状、その背景についての認識、自殺者の増加をもたらす社会のひずみへの対処についてお尋ねがございました。互いに関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

令和2年の女性の自殺者数でございますが、本県では前年に比べ3人減の33人となっております。しかし、全国では前年より935人、率にして15.4%と大幅に増加をしているのは御指摘のとおりでございます。これは生活苦や職場の人間関係、DVの被害などがコロナ禍で深刻化したものというふうな分析もされているところであります。

また、今回のコロナ禍におきましては、女性の自殺者の増加のほかにも、女性の非正規労働者の減少、シングルマザーの失業率の上昇など、弱い立場の女性が特に深刻な影響を受けているという情報がございます。こうした状況を踏まえ、県におきましては、国が緊急的な対応として打ち出しておられますひとり親家庭生活支援給付金でございますとか、地域女性活躍推進交付金を活用するなどによりまして、積極的な支援に取り組んでいるところであります。

コロナ禍におきまして、女性に特に強い影響が生じた背景には、家計を支えるのは男性といった従来の固定的な役割分担意識でございますとか、そのことによりまして女性の経済的基盤の弱さにあるというふうに思われます。このため、ただいま申し上げましたような緊急的な対応に加えまして、男女共同参画の取組を社会全体として加速していくということが、これが男性も含めて全体で取り組んでいくべき課題であると

いうふうに考えております。

こうした課題に対処するために、具体的には長時間労働の見直し、男性の育児休業の取得推進、多様なニーズに応じた就労支援といった形で、女性の視点に立った取組をより一層進めてまいる考えであります。

次に、日本国憲法の成立過程と高知県におきます自由民権運動の関係についてお尋ねがございました。

自由民権運動は、明治初めの藩閥政治、官僚政治に対する反発ということから、板垣退助、後藤象二郎らによります民選議院設立の建白書の提出に端を発して展開された運動というふうにされております。そして、こうした運動が帝国議会の開設でありますとか、大日本帝国憲法の制定をもたらしまして、ひいてはこれらが日本国憲法の成立につながったと、そういった関係にあるというふうに理解をしております。

また、国立国会図書館が公表をされております、日本国憲法の誕生によりますと、民間の憲法研究会案がGHQの草案作成に大きな影響を与えていたということが確認をされているところでございます。さらに、この憲法研究会案を作成いたしました鈴木安蔵氏はこの作成に当たり、植木枝盛が著しました「東洋大日本国国憲案」などを参考にしたというふうにされております。加えて、歴史学者の家永三郎氏は植木枝盛選集におきまして、主権在民、基本的人権の尊重、地方自治などの点で、植木枝盛草案と日本国憲法とは酷似しているというふうに評しておられるところであります。

このように我が国の立憲政治の成立過程で、土佐の自由民権運動がこれを大きく後押ししたということ、また郷土の思想家、植木枝盛の草案が現憲法の理念を先取りするものであったということが言えるというふうに考えます。私といたしましても、このように日本国憲法の成立

の先駆けといたしまして、歴史に名を刻んだ郷土の先人たちの先見性に深い尊敬の念を抱くところであります。

次に、武力によらない平和貢献についてお尋ねがございました。

我が国は、日本国憲法にうたわれております平和主義の理念に基づき、国際社会の責任ある一員といたしまして、これまでも世界の平和貢献に積極的に取り組んでおります。

具体的には、平和構築を主要な外交課題の一つといたしまして、1つには国連平和維持活動、PKO等への貢献、2つには政府開発援助、ODAを活用した現地における取組を行っているところであります。また、留学生を受け入れて優れた知識や技術の習得を促すという知的貢献や人材育成といったものが3本目の柱と考えまして、これらの3本柱により、様々な活動を展開されているというふうに承知をされております。

私も、こうした武力によらない世界各国におきます平和貢献の活動を継続していくということが、我が国の平和と安定につながるものというふうに考えております。

次に、米軍機の低空飛行訓練に関しまして、映像を見た私の思いがどうかというお尋ねがございました。

本県におきます米軍の低空訓練飛行に対しましては、これまでも県民の皆様から多くの不安の声が届いております。県といたしましても、米軍に対して超低空飛行など異常な訓練を行わないように、国を通じた要請を繰り返し行っているところであります。私の知事就任以降も、これまでに3回、外務、防衛の両大臣に対して要請を行ってまいりました。

今回、戦闘機と思われます飛行機が爆音を響かせながら保育園上空を飛ぶ映像、それに驚き涙する子供たちの写真を拝見いたしました。こ

のような住民を強い不安に陥れるような異常な訓練については、何としても中止をしていただかねばならないという思いを改めて強くしたところであります。

次に、米軍の低空飛行訓練の中止と事前通告を、今後どのように要請していくのかというお尋ねがございました。

低空飛行訓練の中止要請につきましては、住民が生命の危険を感じるような超低空飛行訓練が繰り返されるとか、また訓練回数が大幅に増加するといったような場合には、改めてこうした異常な訓練の中止を求めてまいりたいというふうに考えております。

加えまして、本県上空におけます米軍機の主な訓練ルートに当たる、いわゆるオレンジルートは、ドクターヘリ、消防防災ヘリが日常的に活動している空域でもあるわけでございます。また、オレンジルート下には、山間地域での救急患者搬送あるいは災害時の救援物資の運搬などに必要なヘリポートも多く存在をしております。米軍機の低空飛行訓練は、こうしたヘリの安全な運航を脅かすものでございます。したがって、飛行ルートや時期を事前に情報提供するように、これまでも繰り返し国に要請をしております。

一方で、米軍機の飛行訓練に関する情報は、米軍の軍事上の運用に関わる情報でもあるというのは事実でありまして、その意味で全てを明らかにするというのは軍事上困難であるという事情も、一定程度理解はできるところであります。

県といたしましては、そういうことではございますけれども、訓練に関する情報につきましても、軍事的な機密に差し支えない範囲で、工夫をして事前に提供していただきたいと考えておりまして、今後もこの趣旨を全国知事会とも連携をし、粘り強く求めてまいります。

次に、日米地位協定の見直しの実現に向けた決意と取組についてお尋ねがございました。

全国知事会におきましては、平成30年7月に基地のない都道府県も含めた知事会全体の総意といたしまして、米軍基地負担に関する提言書を取りまとめております。この提言書には、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなどを盛り込みまして、同年8月に政府に提言を行っております。この提言に関しましては、それ以降も毎年行っているところであります。

本県といたしましては、この日米地位協定の抜本的な見直しについては全国知事会の枠組みを通じて要望をしていくことが効果的であるというふうに考えており、今後も全国知事会の一員といたしまして、この提言の実現に向けて、継続的に取り組んでまいります。

次に、住民税非課税世帯等への今回の経済対策におきます給付金に関しまして、給付の対象を改めることについてお尋ねがございました。

国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるということを旨として、今回の制度を打ち出されたというふうに理解をしております。対象は、令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯ということの基本とされておりますけれども、これに加えて、コロナ禍の影響により家計が急変をし、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯も加える予定というふうにお聞きをしております。

現在、国において、具体的な制度を検討中の状態でございます。国の補正予算が成立をされ詳細が示されましたら、事業の円滑な施行に向けて市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

加えて、今回の経済対策におきましては、生

活福祉資金特例貸付や新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の申請期間が、令和4年3月まで延長されました。県といたしましては、今回新設をされる給付金の対象にされない方々につきましても、こういった延長となりました特例貸付、自立支援金などの支援策が講じられる場合もあると考えますので、こういった支援策も通じまして、厳しい状況にあります方々の生活あるいは暮らしの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、子育て世帯への給付におきます現金の一括給付についてお尋ねがございました。

今回の経済対策におきましては、コロナ禍の影響を踏まえて、子供たちを力強く支援するという観点から、子育て世帯への臨時特別給付が決定をされております。このうちクーポンによる給付、5万円分というのが想定されておりますが、これにつきましては、給付の仕組みの構築あるいは商品提供店舗の選定に時間を要するということがございますので、来年春の入学、新学期に向けた給付が難しいという事情も想定をされます。また、特に本県の中山間地域におきましては、学習支援、育児支援など、子育てサービスを提供する事業者や商品提供店舗が少ないといった課題もあるということでございます。

こうした事情もございますので、全国知事会、市長会、町村会においては、地方の意見を反映いたしまして、市町村が柔軟に対応できる仕組みとしていただきたいという旨を、11月の末に連名で国に要望し、要望書の形で提出をしたというところでございます。

この問題に関しましては、国会では昨日総理から、自治体の判断で地域の実情に応じ、年内からでも10万円の現金を一括で給付することも選択肢の一つに加えたいという、明確な方向性も示されたところでございます。県といたしま

しては、こうした方向性に沿って、今後の制度設計におきまして、各市町村の自主性が尊重される仕組みとなるということを期待いたしているところでございます。

次に、国の事業復活支援金に関しまして、県独自で対象を拡大できないかというお尋ねがございました。

本県におきましては、コロナ禍が長期化する中、国に先行して県独自の給付対象を拡大した給付金を創設いたしまして、事業者の下支援を行ってまいりました。それと同時に、国に対しては給付金の支給対象を拡大すること、給付内容を充実していくことを訴えてまいったところでもあります。こうした結果、今回の国の経済対策の事業復活支援金という形で、ようやく支給対象が拡大をされ、支給金額も拡充をされるということになったわけでございます。

こういった事情がございまして、まずは今回の国の新たな支援金を活用いただくということで、事業者の事業継続の支援を図ってまいりたいと考えております。これと同時に、需要回復の対策などを含めました各種の経済対策を県としても実施していくということで、早期に景気回復に努めてまいりたいというふうに考えております。

その上で、今後の経済状況でございますとか、国の新たな支援金制度の適用状況などを踏まえまして、また事業者の皆さんの御意見もお聞きしながら、必要な場合には、国に制度のさらなる充実などの政策提言を行ってまいる考えであります。

次に、国に対して看護師の抜本的な処遇改善を求める考えはないかという点についてお尋ねがございました。

11月19日に閣議決定されました今回の経済対策においては、公的部門におきます分配機能の強化の一環といたしまして、看護や介護などの

現場で働く方々の収入の引上げなどを図ろうという内容が盛り込まれております。

議員から御指摘がございました看護職員等処遇改善事業は、その第一歩という位置づけで、このたびの国の補正予算に計上されたものであります。内容的には、地域でコロナ医療など一定の役割を担う救急医療機関に勤務をする看護職員を対象といたしまして、来年の2月から収入を1%程度、月額にして4,000円引き上げるといったような中身と承知しております。コロナ禍の中で御尽力をいただいている看護職員の皆さんの処遇改善に資するものと期待をいたしております。

一方で、この措置は10月以降の措置をどうするかという点につきましては、今後の公的価格の見直しでございますとか、令和4年度の当初予算の編成過程におきまして、改めて検討されるという扱いとされており、この点についての国の動きを、まずは注視してまいりたいと考えております。

次に、国の補正予算での防衛費の計上について、財政法との関係でのお尋ねがございました。

財政法第29条は、内閣は予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出を行う場合、補正予算を作成し、これを国会に提出することができるというふうに規定をいたしております。お尋ねの補正予算への防衛費の計上につきまして政府は、財政法に基づき、緊要性があるものとして予算案を提出しているというふうに説明されているものと承知をいたしております。防衛費を含めて、この緊要性の有無などにつきましては、予算案の提出を受けました国会において十分な審議がなされた上で判断をされるべきものだというふうに考えております。

次に、政府の進める地方創生におきます国と地方の関係、そして施策の内容の在り方についてお尋ねがございました。関連をいたしますの

で、併せてお答えをいたします。

地方創生は、地域地域の様々な課題に対しまして、各自治体が自らその強みや弱みを分析する、そして地域の特性を生かした取組を自主的、主体的に行っていくということによりまして、その実現を目指すといったものであります。そして、こうした地方独自の取組を国が支援するということが基本的な枠組みとなっております。

本県におきましては、人口減少におきます経済の縮みが若者の県外流出、中山間地域の衰退を招き、さらにこの結果、人口減少に拍車がかかるといった負のスパイラルをたどってきた経緯がございます。この負のスパイラルを克服し、一人一人の暮らしを守るべく、産業振興計画をはじめといたしましたこれまでの取組を生かしながら、体系的な総合戦略を策定したところでございます。

この総合戦略におきましては、地産外商、観光振興、移住促進といった経済の活性化、そして出会いの機会の創出などの少子化対策、さらには中山間地域の小さな拠点となります集落活動センターの開設などを盛り込みまして、様々な取組を進めてまいりました。その結果、本県の経済は人口減少下におきましても拡大をしていくと、そういった構造に転じつつあるというふうに考えております。こうした取組を進めるに当たりまして、地方創生推進交付金など、国の施策が大きな後押しとなったということは否めない事実だというふうに考えております。

このように、全国の自治体が地域の特性を生かし、創意工夫を凝らした独自の取組を主体的に行うということが、まさに地方創生のあるべき姿というふうに考えているところでございます。

次に、この地方創生に関連をいたしまして、学生の学費引下げなど、県民の要望を国に上げていくべきではないかということについてお尋

ねがございました。

大学は、地域におきます知の拠点といたしまして、地域の将来を支えます産業、人材の育成に大きな貢献を果たすといったことなど、地方創生にとって重要な役割を担っていると考えております。そうした大学への進学について、子供たちが経済的な理由によって断念することのない環境づくりが必要であると考えます。

こうしたことを踏まえまして、県においては、全国知事会を通じまして、大学などの高等教育への進学希望をかなえるための給付型奨学金の創設などを国に提言してまいりました。その結果、国は令和2年度から、授業料等の減免制度、そして給付型奨学金の支給を併せて措置をいたします、高等教育の修学支援新制度を開始したところでございます。

県としましては、この制度の開始後も奨学金の給付額の引上げなど、制度の拡充につきまして、引き続き全国知事会を通じて国に提言をいたしているところであります。

次に、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価基準についてお尋ねがございました。

この総合戦略においては、地産外商により魅力のある仕事をつくるといった4つの基本目標を設定いたしまして、これに基づき関連する具体的な施策を盛り込んでいるところであります。こうした施策の評価基準は、例えば中山間地域の振興という基本目標につきましましては、集落活動センターの開設数を数値目標として掲げるといった形で設定をしており、それぞれの施策の目的、内容に応じて設定をしているところでございまして、一律に人口増への貢献度を評価するといったものではないところであります。

各施策につきましましては、総合戦略推進委員会などにおいて、取組の進め方、あるいは人的・財政的支援の投入量、こういった点なども含めて評価をいたしてございまして、PDCAサイク

ルによります不断の点検、検証及び見直しを行っているところであります。

次に、地方創生をどのように県民主体の取組にしていくのかというお尋ねがございました。

総合戦略などの各計画におきましては、策定段階から検証に至りますまで、有識者のほか関係する団体、市町村の皆様などに参画をいただきまして、様々な御意見をいただいております。また、その実行に当たりましては、できるだけ多くの県民の皆さんに参画をいただき、自らプレーヤーとして取り組んでいただくということが、地方創生を成し遂げる上で望ましい姿だと考えております。

これまでもこうした観点から、産業振興計画の地域アクションプランでは、地域の皆様が主体となり、地域資源を生かして加工品の開発や販売などに取り組んでいただいております。また、集落活動センターでは、住民の皆さんが主体となりまして、集落での支え合い活動、特産品づくりなど、地域の課題に応じた取組が進められているというふうに承知しております。

今後も私自身、可能な限り地域に出向きまして、より多くの県民の皆さんと対話を重ねながら、率直な御意見を反映した戦略づくり、あるいは官民協働による取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

最後に、過疎地域の現状に対する認識と今後の過疎対策の具体的な取組についてお尋ねがございました。

本県におきましては、長年にわたります総合的な過疎対策によって、産業の振興、インフラ整備など、一定の成果を上げてきたものと考えております。一方で、過疎地域では依然として人口減少に歯止めがかかりませんで、高齢化や集落の小規模化なども相まちまして、地域の活力や生活基盤が弱まるといった厳しい状況にあると考えております。

このような過疎地域の現状を踏まえまして、本県におきます過疎地域の持続的発展を図るという目的で、御指摘もありましたような、高知県過疎地域持続的発展方針を本年8月に策定いたしました。この方針では、県の5つの基本政策、横断的に関わります3つの政策、さらには地方創生の総合戦略などとも連動をさせるという考え方で、産業の振興、生活環境の整備、教育の振興など11の項目を柱として過疎対策を進めることといたしております。

現在、この方針に基づきまして、評価指標となりますKPIを設定した県計画の策定を行っております。県計画に基づく事業の実施に際しましては、進捗状況、達成状況を踏まえ、PDCAサイクルを回しながら進めてまいります。また、過疎地域のそれぞれの市町村では、県の方針に基づきまして、順次市町村計画を定めていただいております。過疎市町村の皆様と連携をして過疎対策に取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上であります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 自由民権の思想を源流とした、日本国憲法の成立過程を学ぶことの主権者教育における重要性についてお尋ねがございました。

日本国憲法の制定につきましては、小・中・高の各校種の発達段階に応じて学ぶべき内容が学習指導要領において定められております。

まず、小学校では日本国憲法の内容に関する学習と関連づけながら、戦後平和で民主的な憲法が制定され、民主的な国家として出発したことを、中学校では小学校の学習を踏まえ、日本国憲法の基本的原則などを取り上げ、平和と民主主義への期待などを背景に日本国憲法が制定されたことを、そして高等学校の歴史総合では、日本国憲法の制定や戦後の民主化改革が日本の社会に与えた影響などについて考察する学習が

行えることになっているなど、各学校段階を通じて、体系的な学びが行われることとなっております。

また、本県の中学・高校生に配付している県教育委員会作成の歴史副読本「中高生が学ぶふるさと高知の歴史」においても、植木枝盛らの国民主権、人権尊重という自由民権運動の理想が、日本国憲法に結実したことが触れられております。

子供たちが、将来主権者として自らの判断でその大事な権利を行使するようになるためには、現代社会の諸課題について多面的、多角的に考察し、公正に判断できる力や、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度などを育むことが大変重要です。

今後も、日本国憲法の制定の過程などを学ぶことに加えて、日本とその他の国や地域の動向を比較したり、相互に関連づけたりする学習活動を充実させるなど、各学校における主権者教育の推進に取り組んでまいります。

(危機管理部長浦田敏郎君登壇)

○危機管理部長(浦田敏郎君) 低空飛行訓練を観測するためのカメラ等の設置に関する進捗状況についてお尋ねがございました。

本県における米軍機による低空飛行訓練の実態について、国自らが映像などを用いて把握できるように、防衛省の中国四国防衛局において、動画撮影用の観測カメラと騒音測定器を本山町に設置すべく、準備を進めていただいております。

その進捗状況につきましては、10月に設置工事に関する契約を施工業者と締結し、現在は設置箇所や撮影の角度などについて、地元の本山町と協議を行っている段階であるということを防衛局に確認しております。また、来年の3月15日までとする工期内に設置を終え、設置後は速やかに運用を開始する予定であると伺ってお

ります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、地域支援を担う人材の育成についてお尋ねがございました。

各市町村に駐在しております地域支援企画員は、市町村や地域の皆様に寄り添い、共に考え行動することで、住民の思いを実現し課題の解決を図るなど、地域の活性化を後押ししております。

一方、人口減少や高齢化により地域のリーダーや担い手が不足する中であって、市町村職員や地域支援企画員の活動だけでは地域の活性化を進めていくことは困難になってきております。このため県では、これまでも地域づくりや集落活動を応援する地域おこし協力隊や集落支援員などの人材を確保し、地域活動の担い手やコーディネーターとして育成する取組を市町村と共に進めてまいりました。

今後、集落実態調査の結果を踏まえ、地域おこし協力隊などの活動に対して相談体制やネットワークを充実することに加え、実践的な研修会を開催するなど、サポートの強化を検討したいと考えております。また、このような地域をサポートする人材だけでなく、集落活動センターをはじめとする地域の団体の関係者や集落の後継者など、地域内の人材育成にも市町村と連携して取り組みたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策専門員の活動の評価、今後の課題と取組についてお尋ねがございました。

県では、平成24年度から集落ぐるみでの総合的な鳥獣被害対策に取り組んでおり、県内の4つの農業協同組合に配置しております16名の鳥獣被害対策専門員は、その対策を推進するコーディネーターとして重要な役割を担っております。

具体の活動としましては、被害の深刻な集落

に対して、集落ぐるみで対策を行うことへの合意形成や被害の実態把握、防護柵の設置や効果的な捕獲方法の指導など、総合的な被害対策の窓口として住民に寄り添い、きめ細やかな支援を行っているところです。

また、今後の課題といたしましては、集落でのリーダーの不在、あるいは担い手が不足していることで、集落単位での被害対策が進まない集落が存在することです。このため、今年度から周辺集落を巻き込んだ広いエリアでの合意形成を行い、集落連携による鳥獣被害対策を進めているところです。

これらの対策を進める上で、鳥獣被害対策専門員の役割はますます重要になってまいります。県としましては、専門員を対象とした研修や専門機関のサポートなどのバックアップを行い、さらなる鳥獣被害の縮減に努めてまいります。

次に、狩猟者登録の増加と捕獲目標の達成のため、どのように取り組むのかとお尋ねがございました。

令和2年度の狩猟免許交付件数5,962件に対して、狩猟者登録件数は4,528件で、その割合は75.9%にとどまっており、いわゆるペーパーハンターが一定数存在する状況です。

イノシシや鹿の捕獲目標を達成するためには、狩猟免許の取得者が狩猟者登録を行うことを促進し、狩猟の現場へいざなう必要があります。このため、くくりわなの製作講習会の開催や、狩猟の名人によるマンツーマンでの捕獲技術指導、わな猟体験ツアーなどを通じて、狩猟を行うきっかけづくりや担い手の育成を行っているところです。また、若い世代を中心に新たな狩猟者を確保するため、高等学校での出前授業や狩猟フェスタなどのイベントの開催、狩猟免許試験の初心者講習会の受講料への補助なども行っております。

この結果、狩猟免許取得者の年齢構成につき

ましては、平成23年度から令和2年度までの10年間で、50歳以上の狩猟者は減少している一方で、40歳代以下の狩猟者は526人から1,079人にまで増加しております。また、新たに狩猟免許を取得される方も年間360人程度で推移しております。

今後も、このような取組を継続することで、狩猟者登録件数の増加や捕獲目標の達成につなげてまいります。

次に、三嶺で鹿が増加した要因についてお尋ねがございました。

三嶺でのニホンジカの急激な増加は、議員からお話のありました全国的な要因に加え、四国4県の気象データや研究者の報告から、温暖化により降雪量が減少したことが大きな要因ではないかと考えております。

具体的には、ニホンジカの食害が拡大する前の三嶺では、稜線部に豊かなササ原が広がり、樹林内にも多くの下草が生い茂っておりました。2000年代に入り、温暖化が進行したことで降雪量が減少し、ササ原や下草が冬期でも雪に埋もれることがなくなり、ニホンジカにとって魅力的な冬期の餌場となりました。この餌場を求めて周囲から多くの個体が集まり、繁殖が進んだことでニホンジカの生息密度が急激に増加したと分析しております。

それらに加え、三嶺には鳥獣保護区や国有林が存在し、平成元年からは国の特別保護区も設定されておりますことから、狩猟による捕獲圧が十分にかからなかったことも、ニホンジカが増加した要因の一つと考えられます。

最後に、三嶺での鹿の食害の把握と今後の個体数管理についてお尋ねがございました。

県では、自然保護活動を行っている団体や高知大学などの研究者、関係機関などで組織されております、三嶺の森をまもるみんなの会から、三嶺でのニホンジカの食害などの情報提供をい

ただいております。

いただいた情報によりますと、被害面積などは把握されていないものの、食害により稜線部のササ原や樹林内での下草の枯れ上がりが見られたり、表皮の食害で枯れる樹木が発生しているとお聞きをしております。このような被害への対策としましては、捕獲の強化が重要であると考え、国の事業を活用した有害許可による捕獲活動への支援に加え、県独自で狩猟期における捕獲に対する報償金制度を設けるなど、一年を通じて捕獲を推進しているところです。

また、狩猟が禁止されている鳥獣保護区や国有林では、香美市や四国森林管理局が中心となりまして、ツキノワグマなど希少動物の錯誤捕獲を起こさないように、銃や囲いわなでの捕獲を実施しております。さらに、徳島県との連携事業としまして、県境での捕獲にも取り組んでいるところです。

今後も引き続き、これらの取組を継続することで、ニホンジカの個体数管理に努めてまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) まず、現在の物部川における濁水対策の取組状況についてお尋ねがございました。

永瀬ダム上流域の山腹崩壊などによりダム湖に流れ込んだ土砂は、降雨による出水のたびに濁水の発生源となっております。このため、流域の山林では国や県により、崩壊の拡大を防ぐための山腹工をはじめとする治山事業を行うとともに、森林組合などによる森林保全のための間伐も進められています。

また、県では、ダム湖内で濃度の高い濁水がとどまる水深に取水口を移動させ、ダム湖から濁水の早期排出を促す選択取水設備の運用なども行っているところです。あわせて、国土強靱化対策予算を活用し、上流の河川やダムに堆積

した土砂のしゅんせつを加速化しているところ
でございます。

次に、従来の濁水対策検討委員21人に、森林
組合や土地改良区代表、土砂管理や水生生物の
専門家ら11人を追加した理由及び目的について
お尋ねがございました。

平成16年に、物部川の濁水が長期化し、社会
問題となったことから、翌年の平成17年から濁
水対策検討会を開催し、濁水対策に関係する学
識者に御意見をいただきながら、課題の解決に
向け、土砂のしゅんせつや治山事業に取り組ん
でまいりました。しかし、これら上流域の対策
だけでは抜本的な解決には至らないことが明ら
かになってまいりました。

令和2年度に開催した検討会においては、課
題の解決に向けて、山の荒廃が進む上流域から
濁水の影響を受けている下流域まで、流域全体
で関係者の理解を得なければならないとの提言
がございました。このことを受けて今年度から、
度々発生する山腹崩壊を目の当たりにしている
森林組合や、農業用水の濁りに苦慮している土
地改良区の代表など地域の関係者、また海岸の
浸食や水生生物の生態に詳しい学識者など、新
たに11名の委員に加わっていただき、流域全体
で濁水の長期化の抜本的な解決に向けた検討を
行うこととしたものでございます。

最後に、どのような知見を集めて濁水対策を
行うのか、ダムの改良とその効果についてお尋
ねがございました。

ダム上流域で毎年のように山腹崩壊が発生し、
大量の土砂がダム湖に流れ込む状況は、濁水の
発生のみならず、水をためる容量が少なくなる
ことから、ダム本来の目的である治水機能を低
下させることにもつながります。

このことから、ダムへの堆砂を抑えるために、
大量の土砂を効果的に下流へ排出する方法の検
討が必要であると考えております。例えば、洪

水時において、ダム湖内を経由せずに土砂を下
流に排出する排砂バイパスの整備は、土砂堆積
の抑制や濁水の早期排出といった効果を発現で
きる一つの事例と考えております。

今後は、同様の課題を抱えて対策を実施した
ほかのダムの先行事例などを参考とし、国の専
門機関などから知見を得ながら、物部川に適し
た対策を検討してまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長（中村剛君） 濁水防止に
寄与する県民参加の森づくり、森林環境保全事
業をどう進めていくのか、お尋ねがございま
した。

森林は、水源の涵養や山地災害の防止、生物
多様性の保全など、多くの公益的機能を有して
おります。御指摘のありました河川の濁水防止
も、こうした公益的機能の一つであると考えて
おります。この公益的機能の維持・確保に向け
まして、県では、森林環境を保全する取組や、
県民の皆様へ森林への理解や関わりを深め広げ
る取組などを行っております。

まず、森林環境を保全する取組としましては、
荒廃森林の発生を防止するための保育間伐の実
施や、地域の活動団体が放置された竹林の伐採
などを行う里山保全活動を支援しております。

また、森林への理解や関わりを深め広げる取
組につきましては、将来を担う子供たちへの森
林環境教育として、令和2年度は県内の小中学
校67校、5,253名の児童生徒に、森林の持つ機能
や森林資源の活用などについて学んでいただき
ました。県民が参加する森林保全ボランティア
活動につきましても、令和2年度は46回、延べ
651人の皆様へ、間伐やまき作り作業などに参加
していただいたところでございます。

加えまして、森林の持つ公益的機能や森林環
境を保全することの重要性につきまして、より
広く御理解いただくため、森林環境情報誌を毎

年2回、県内全ての保育園や幼稚園、小中学校等に配布することで、家庭での周知にもつなげております。

引き続き、こうした取組を通じまして、川の濁水防止をはじめとした森林の公益的機能の重要性について、広く県民の皆様の御理解をいただきながら、森林環境保全活動を推進してまいります。

○33番（岡田芳秀君） それぞれに御丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

米軍機の低空飛行の問題ですけれども、11月5日の飛行状況、騒音について本山町役場にお聞きしますと、12時54分に飛んできたのが99デシベル、13時28分に飛んできたのが100デシベルだという記録が残されているそうです。本山町役場と保育所というのは、すぐ近くにありますが、このレベルだと極めてうるさいと、会話はほとんど不可能だというレベルでございます。寝ている子供が飛び起きて先生に抱きつく、不安を与える、泣き出すと、こういう事態がずっと続いているわけですよ。そして、この12月に入っても飛来が確認されたということもお聞きをしております。本当にこの山間部の状態、放置はできないと思います。

引き続き、強く改善を求めていくということで、知事には努めていただきたいと要請をしておきます。

そして、中山間の問題、知事も先ほど答弁の中で想像以上に厳しいと、中山間の状況もですね、認識されたと、把握されているということでございますけれども、質問の中でも取り上げました高知県過疎地域持続的発展方針、これも読みました。やっぱり人材ですね、人、地域を支える人をつくるのが大事だということもかなり強調もされております。やっぱり地域のリーダー不足、あるいは支援をする行政側の体制、これも一緒につくっていくということ、県、

市町村連携しながら一層強めていくことが、これからの高知県、一層過疎も進む、高齢化も進む中で大事だと思います。

中山間の振興なくして高知県の発展はないということも言われておりますけれども、やっぱり地域の皆さんの声をしっかりと受け止めて、地域振興を図っていただくことを強く要請をいたしまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明15日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時40分散会

令和3年12月15日（水曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会議長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員議長 古 谷 純 代 君
- 公職代理者 熊 坂 隆 君
- 警察本部長 植 田 茂 君
- 代表監査委員 中 村 知 佐 君
- 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年12月15日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和3年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県ホストタウン新型コロナウイルス

ルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 令和4年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 15 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 県有財産(南国日章産業団地)の処分に関する議案
- 第 18 号 (新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 20 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 21 号 令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理人として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第21号「令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上22件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

5番 金岡佳時君。

（5番 金岡佳時君 登壇）

○5番（金岡佳時君） 議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

今回は中山間地域の将来についてお伺いをいたします。

昨日橋本議員、そして岡田議員の質問と重複するかもしれませんが、よろしくお願いを申し上げます。まず、過疎法について振り返ってみたいと思います。過疎法は昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が10年の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり、いわゆる過疎法が制定され、各種の対策が講じられてきました。令和3年4月1日には第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。このように過疎対策は50年以上前から問題となり、以来対策が打たれてきておりますが、いまだ解

決には至っておりません。

また、1990年前後に、当時高知大学の教授でありました大野晃氏が山村集落の区分概念である限界集落を提唱いたしました。自治体において65歳以上の高齢者が地方自治体人口の過半数を占める状態を限界自治体と名づけ、限界集落はこの定義を細分化したものであります。

本県では、限界自治体に大豊町と仁淀川町が該当すると言われておりましたが、令和2年の国勢調査によれば新たに室戸市、土佐清水市、東洋町が該当するようになりました。そして、その問題は年々深刻化し、田畑や空き家となった家、道すらも草木が覆い、静かに自然に返っていく姿が多く集落で見られるようになりました。限界集落を超えた超限界集落から消滅集落へ向かうと言われたとおり、消滅集落も見られ始めています。

知事はこの状況をどのように捉えられているのか、御所見をお伺いいたします。

中山間地域には大変長い歴史を持った集落が数多く存在いたします。数百年、中には1,000年以上も田畑を耕し、木を切り出し、家畜を飼い、魚を捕り、獣を捕り、文化を生み、伝え、子から孫、ひ孫へと先人が営々と現代に至るまで生活を営んでまいりました。ところが、高度成長期以降、様相は一変いたします。中山間地域の多くの若者が、第2次産業、第3次産業の旺盛な労働力需要を満たすために都市へと向かいました。その結果、中山間地域の1次産業をはじめとする労働力は激減し、今では集落の維持活動すら困難な状況となっております。

どうしてこうなったのか、要因は数多くあり、複合的なものであろうと思いますが、中でも考えられるのが所得格差であろうと思われま。現在の状況であります。令和2年の国税庁の民間給与実態統計調査によりますと、平均給与は433万円で最も高い電気・ガス・熱供給・水道

業が約715万円、農林水産・鉱業が約300万円と
なっております。中山間地域の主力産業である
農業を考えてみましても、年収200万円を確保す
ることは至難の業であります。もちろんもっと
多くの農業収入を得ている人もおりますけれど
も、ごく少数であります。50年前からこの構図
はあまり変わっていないように思われます。

知事は、中山間地域が疲弊してきた要因をど
のように考えているのか、御所見をお伺いた
します。

中山間地域の集落や棚田の役目は終わったの
か、存続の意義はどこにあるのかなどを考えな
ければならないときが来ています。よく言われ
ているのが国土保全機能、そして水源涵養機能、
これについては論をまたないと思います。

そして、今回のコロナ禍で浮き彫りになった
のが、ウッドショックに見られたように海外か
らの輸入に頼ることの危うさであります。木材
は、直接命に関わるのではなく、むしろ国産
材の利用拡大につながる可能性もありますが、
食料はかなり深刻な問題になると思います。2020
年度の食料自給率はカロリーベースで37%と
なっていますし、近い将来、世界は食料不足に
なると言われております。今回のコロナ禍で穀
物相場が上がり、飼料や輸入肉もかなり値上が
りをしているのは報道されているとおりであり
ます。原油価格の高騰に伴う輸送コストの上昇、
円安などの要因も重なり、輸入品全体の価格が
上昇しています。

中山間地域の田畑は食料供給基地として、将
来必ず必要となってくると思われます。また、
中山間地域の農業の営みは、美しい風景を生み
出しました。さらに、多くの文化を生み豊かな
心を育ててまいりました。棚田や里山の風景は
日本の原風景であり、日本人の心の原点である
と思います。

さらに、南海トラフ地震対策について、津波

避難空間の整備や避難所の確保、受援体制の整
備、そして生活を立ち上げる対策も進んできて
いるとの報告がありました。しかし、この南海
トラフ地震の予測どおりの災害に見舞われま
すと、沿岸部は壊滅的な被害を受け、東日本大震
災の状況と同様に復旧・復興は長期に及ぶと考
えなければなりません。そのときの被災者の受
皿としての産業はどこに求めるのでしょうか。
中山間地域の農林業に求めるしかないのでは
ないでしょうか。

そのように考えますと、中山間地域は高知県
にとって極めて重要な地域であり、中山間地
域の集落はどうしても失ってはならないもの、後
世に伝え残していかなければならないもの
と考えますが、知事の御所見をお伺いた
します。

それぞれの中山間地域の役割を果たすた
めには、主力産業である農業、林業をし
っかり育てていかなければなりません。次
世代型ハウスや製材工場、チップ工場など
産業インフラの整備を含め、今後どのよ
うに取り組んでいかれるのか、それぞれ
農業振興部長、林業振興・環境部長にお
伺いをいたします。

また、同時に道路等の社会インフラの整
備も不可欠であります。今後どのように
社会インフラの整備に取り組んでいか
れるのか、土木部長にお伺いをいた
します。

中山間地域の棚田や畑は、一度荒らして
しましますと、復元が極めて困難なもの
となります。中山間地域の集落は棚田
や畑、道路や家屋までもが一体化して
おり、農業を守ることが棚田や畑を
守ることにつながり、ひいては集落
を守ることにつながります。したが
って、農家所得を上げることが農業
や集落を守ることとなります。

どうやって農業所得を上げればい
いのでしょうか。生産性を上げるこ
と、生産コストを下げるこ
と、付加価値を上げることなど市場
原理の中で考えますと、不可能と思
われる状況に突き

当たります。まず、米作であります。生産性を上げるために考えられるのが農地を集約することですが、地形や土質を考えると、そもそも地滑り地域である棚田を集約することは非常に難しい課題となっております。

また、平場ですら採算が取れないわけですから、生産コストが格段に違う中山間地域の棚田での生産で競争するということは至難の業であります。このような不利な条件を補うくらいの付加価値をつけられるのか、また生活していくに十分な所得を得られる作物を見いだせるのか、多くの農家の皆様方は懸命に努力を続けております。ある若い夫婦が新規就農し、本当に気の毒なくらい必死になって頑張っておりました。しかし、家族が増えたとき農業を諦め、集落を離れました。いわゆる自給自足をしようというような人でなければ、普通に生活することは不可能と思われまます。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度にしても、地域の環境を保持するための人件費であり、所得の向上に直接つながるものではありません。また、新規就農者の設備資金に1,000万円を支給したとしても、即座に新規就農者が増えて集落の一員となり、その土地で農業を続けていってもらえることはとても思えません。

では、どうすればよいのか。中山間地域では、冒頭に申し上げましたとおり、高齢化率が大変高くなっておりますが、比較的元気なお年寄りが多く、農業にしても林業にしても現役で働いております。そして、それぞれの現場で中心的な役割を果たしております。言わば中心経営体であります。その方々のように、今まさに農業や林業を営み、棚田や集落を守っている方々が、できるだけ長く農業を続けられるようにすることが重要なのではないのでしょうか。今活躍している方々の収入や生活が都市部の方たちと同等

以上のものにすることができれば、それを継いでいく若い方々も生まれてきます。そのために必要な施策を講ずるべきであります。中山間地域の農家に対し、欧米のように所得を補償する制度が最も有効な制度であると思えます。

このような制度の導入を強く求めるべきだと思いますが、どのような御所見をお持ちなのか、知事にお伺いをいたします。

もちろん、制度を求めたとしても簡単に導入されるとは思えません。現状では、次世代型ハウスの導入や機械化による省力化、水田センサーなどIoTの利用、さらには最適な作物、それぞれの土地に合うもので、かつ価値の高いものの発掘、そして中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などの制度を有効的に組み合わせ、少しでも所得の向上と環境の維持活動に結びつけることしかないのであります。

そうすると、制度の活用については、いかに手間がかからないようにするのが重要となってまいります。制度を導入して、その制度の事務作業などに多くの手間や経費がかかるようであれば、何のための制度か分からなくなってまいります。いかに事務作業などの負担を軽減していくのが重要となってまいります。

これらの課題に対してどのように対応していくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

現場作業の省力化について申し上げます、中山間地域の農業は総じて厳しい状況にありますが、コロナ禍によって輸入肉の値段が上がるなど、土佐あかうしは比較的希望の持てる状況にあるのではないかと思います。一方で、輸入飼料も高騰しており、対策に苦慮していると聞いています。

耕作放棄地は年々増え続け、集落協定面積は減り続けています。そこで、棚田などの耕作放棄地を放牧場にするというアイデアも生まれていますが、電柵などの設備、水飲み場をどのように

するのか、あぜやのり面は崩れないかなど、多くの懸念があり実現はされていません。単純に考えれば、牛を放牧した面積は協定面積に入り、耕作放棄地の雑草は牛の餌となり牛が処理してくれます。利用の仕方は違いますけれども、棚田は維持をされるわけでありますので、農地の維持に非常に有効的な方法であると思います。

農家の皆様が取り組みやすいように、特別な支援策を講じて強力に進めていくことはできないか、農業振興部長にお伺いをいたします。

また、中山間地域等直接支払交付金の集落協定に参加していない農家は、交付金を受けることができません。こうした農家については、ある意味、農業をやめなさい、その地域は存続を諦めてくださいと言っているのと同じであります。

こうした農家に対してどのような支援をしていくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

そもそも、中山間地域の問題は人がいないということでもあります。人・農地プランは、地域の農業、農地を子供や孫の世代にしっかりと引き継ぐためのプランであり、それを取り巻く伝統や文化、自然景観などと一緒に将来に引き継ぐものと思いますが、中山間地域ではもう既に若い世代はなく、人・農地プランの中心経営体、そして集落協定に参加している農家や集落営農組織の中心的な方々も、ほぼ60代、70代が中心で、中には80代から90代にかけての方々も活躍しておられます。

このように高齢者が中心経営体となって、地域の農地を維持する状況になっておるわけがございます。したがって、その方々がやめれば、その地域の維持もできない状況となります。新規就農者が入ってくれるにしても、それまでは高齢者の中心経営体が農地を維持していかなければなりません。その方々にいかに長く活躍していただくかが、その地域を長く存続させるこ

とにつながります。若い方々が就農し、地域を支えていただくことが理想ではありますが、今すぐ実現するとは思えません。そして、中山間地域の一部では手後れの感すらあります。直ちに支援策を講じなければなりません。

今、それぞれの組織で活躍をされている方々をどのように支えていくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

これらの方々は大変お元気であります。中山間地域で農業を営んでいる高齢者の方々は、ほとんどいわゆる福祉のお世話にはなっておりません。全て自分自身の力で生活をしております。そう考えますと、そういう方々を直接支援することは福祉政策となってまいります。

福祉政策の観点から、それぞれの組織や地域で活躍をされている方々の支援をどのように考えているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

中山間地域の集落が存続していくための理想は、若者が定住していくことでもあります。その土地で生まれ育ち、今までのように子から孫、ひ孫へとつないでいただければと願いますけれども、かなうべくもありません。今、県が進めている移住・定住策に一縷の望みをかけている状態であります。

その中で、空き家を有効活用するための支援を多くの方々が望んでいます。空き家になって長い時間がたちますと、屋根や軒は落ち、壁は剥がれるなど、手がつけられない状況となり、後は崩れていくのを待つだけとなります。周りにある道路や田畑も草木に埋もれて手の施しようがないようになります。言うまでもなく、そのようになったところに移住できるはずもなくなります。

そこで、そのような状況になる前に田畑や住居を活用できるように、市町村が各集落の全戸を対象に田畑や住居を将来どのようにしたいの

かを問う意向調査をやる必要があります。もちろん、現在空き家になっている家の管理をしている方を含めてやれば、地域の将来も見据えられますし、その情報によって民間事業者や移住希望者も積極的に動くことができます。

空き家を有効活用するために、市町村による住居や田畑を将来どうしたいのかを住民に問う意向調査を積極的に進める支援を行うべきであると考えますが、土木部長、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

中山間地域で生活をしていくということについては、都市部では考えられないことが数多くあります。近くに学校もなければ、保育園も買物をするところもなく、十分な公共交通網がありません。したがって、車を使うことが中山間地域に住むための必須条件となります。高齢者の運転免許証返納がよく話題になっておりますけれども、免許証の返納はその地域で住むことを諦めることにほかなりません。車を使うことを前提条件に、中山間地域で暮らしていくことを考えなければなりません。

とするならば、道路整備が最重要課題となりますが、全ての道路を改良するとなると莫大な整備費用がかかり、現状では迅速な整備ができるとも思えません。がしかし、その土地で住むためにはどうしても必要なことでありますし、命に関わる問題であります。

中山間地域の道路はどこも危険であります、特に転落の危険性がどこでも付きまといまいます。さらに、その危険性は車が行き会い、どちらかがバックをしなければならぬときに極めて危険な状況になります。そのような事態にならないように、行き違いができるような待避所や道路幅が必要となります。その上で途切れのないガードレールなどの安全施設の整備が急がれます。最近では、中山間地域の道に慣れていない観光客が転落、死亡するといった事故も起こっ

ております。

町村道の整備までは困難であろうと思いますが、豪雨災害時に避難道となっている国道もあります。せめて国道や県道については早急に整備をしなければならないと思いますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

中山間地域の状況と厳しさについては認識をされ、将来に向けた対策ということで、人・農地プランが立てられ、進められていることは承知をしておりますが、高知県は少子高齢化・過疎化問題では課題先進県であります。従前からある一律の施策で対応できるとは思えません。今行われている施策の先を行く施策を考えなければ、手後れになってしまいます。田畑や家が草や木々に覆われて自然に返っていく光景があちこちで見られ始めています。この現実に向き合い、対策を取っていただきますようお願いを申し上げます。

次に、林業についてお伺いをいたします。

高知県の多くの山林は10齢級から12齢級となっております。かなり大きな木も見られるようになりました。そのまま伐採せず大きな木にするという考え方もあるようですが、木が非常に大きくなり過ぎますと搬出も大変になると同時に、目の詰んだ材木以外は高価な銘木にはなりません。そればかりか、山の斜面にある木が大きくなり過ぎますと、暴風雨による災害が起こる可能性も高くなります。

本年5月から始まった木材の高騰、いわゆるウッドショックは、中国や欧米諸国の市場高揚による針葉樹需要が増加し、欧米では輸出から域内供給が優先され、日本市場への木材供給を削減せざるを得なくなったことが根底にあり、特に米国は2021年1月から9月の新設住宅着工戸数は累計121万3,600戸で、前年同期比19.5%増となり、代表的資材であるカナダ西部内陸産の4月積みSPFツーバイフォー材が史上初の

1,000ドルに乗り、一気に北米市況が値上がりし、最高値は1,800ドル近くまで暴騰しました。

そして、同様の市場現象が欧州域内でも起き、安定供給先である日本よりも域内での市場供給を優先するようになったことが大きな原因で、国産材製品もそれにつれて値上がりし、3月に比べ9月には2倍以上の値がついております。丸太も同様の値動きとなり、製品は現在も高止まりで推移しており、丸太も杉は若干下げたものの、ヒノキは製品同様、高止まったままであります。これによって今まで厳しい状況にあった林業業界も息を吹き返した格好で、製材業界は活況を呈しています。

ほかにも山林労働者の伐採現場や港湾荷役労働者の出勤制限などで素材生産量の減少、港湾荷役作業の停滞、船舶稼働率の低下、原油価格の高騰、コンテナ不足などがあり、いましばらくはこの状況が続くと思われまますので、これを機にこの状況の固定化を図らなければなりません。

今回のウッドショックで、多くの外材を取り扱っていた業者が国産材にシフトしたと聞いております。まずはこの方々に引き続いて国産材を扱ってもらうことが重要であります。それには安定供給ができるサプライチェーンの確立が重要となります。その中で川上の問題点として、伐採従事者の確保が問題となります。

伐採従事者の確保について県はどのような対策を講じているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

どの業界にも通じることですが、人材の確保について言えることは、労働に対して対価が安い業種に人材は集まらないということにあります。伐採従事者の給料、収入を上げることが人材の確保につながります。

県下の林業事業所の平均給料、伐採従事者の平均収入は幾らなのか、林業振興・環境部長に

お伺いをいたします。そして、その給料や収入を上げるためにどのようなことを行っているのか、林業振興・環境部長に併せてお伺いをいたします。

また、木質バイオマスについても、バイオマス発電施設の増加によって大量に使用されるようになっております。これは今後とも増加をされると思われまます。特に、FIT制度を使っている業者は未利用材を使わなければならないということで、未利用材は奪い合いの状況になっていると言われております。

木質バイオマスの安定供給についてどのように進めていくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

原木価格の高値安定、伐採従事者の確保、搬出手段の充実などが図られれば、国産材の持続的安定供給が可能な基盤ができます。また、木材需要を安定化するために、国産材を取り扱っていただくようになった業者の方々に、引き続き国産材を扱っていただかなければなりません。

それらの業者の注文にどのように応えていくのか、さらに大阪万博などで活況となる関西圏での木材利用に対応する建築事業者や一般ユーザーに対し、土佐材への理解をどのように深めていくのかなど、高知県林業を安定したものにするためにどのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

伐採をした後そのまま放置するわけにはまいりません。山を自然に返すという選択肢もないわけではありませんが、それぞれの中山間地域で人が住むということになりますと、そこでそれなりの業が必要となります。先人が残された林業も受け継がさせていただいて、未来に残せるものは残していかなければなりません。と考えれば、再造林は必須となります。

再造林については何度か質問をさせていただ

いております。再造林率はおおむね40%程度で推移をしていると思いますが、平成30年9月議会の質問で、再造林率が40%にとどまっている理由について、主伐時の森林所有者の収入に当たる山元立木価格が低下をしており、再び森づくりを行うことが資産形成面でプラスイメージを持たなくなっていること、高齢化や不在化などで所有林を適正に管理し、次世代に継承していくことが困難になっている中、育成に長期を要する人工林を造成することを回避しているのではないかという答弁があり、再造林を進めるためには、山元立木価格を高めて山に再投資する意欲を高めることが必要で、路網整備や高性能林業機械の導入を進め、原木生産コストの低減を図る、あわせて産業振興計画に基づき加工体制や販売体制の強化、木材需要の拡大にも取り組んでいく、さらに主伐後の森林を育成するためのコスト低減として、伐採と一体的に行うことで作業を効率化する一貫作業システムやコンテナ苗の導入などを進めていく、加えて所有者による適正管理が行われていない森林については、市町村に経営管理を委託できる森林経営管理法のスキームを支援していく等の答弁がありました。

現状はどのようになっているのか、さらに問題点はどこにあるのか、今後どのように進めていくのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

皆伐を中心に原木の増産をしていくと思われませんが、再造林については、今まではいかに再造林をしていただくか、再造林を促す条件づくりに力を注いでおりましたけれども、もう一つ大事なことは、この高知県の未来の山の姿をどのようなものにするのか、持続可能な林業をどのように確立するののかというようにデザインをすることが求められていると思います。従来からあります優良な建築用材、近頃急速に需要が

増えてきている木質バイオマス、シイタケ原木や備長炭用の原木、さらには特殊な建築用材など多種多様な需要が生まれてきています。それに応じた対応が求められておりますし、単一樹種による危険性、さらに有害鳥獣の問題もあります。

それらを考えますと、高知県全体を一つのフィールドと捉え、各地域の地質や地形、高度や気象条件を勘案し、山林所有者や各市町村の意向を聞きながら、南受けの斜面には成長の早い早生樹を、北受けの斜面には建築用の樹木を、さらにシイタケ産地にはクヌギを、山の頂上付近は自然に戻し、獣たちのすみかにということのようにゾーニングの必要があるのではないかと思います。林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

また、業として持続可能な山づくりもしていかなければなりません。コウヨウザンのような早生樹によりバイオマス需要を満たし、かつ資源の枯渇のないようにしなければなりません。木質バイオマスは発電所ができれば、廃止されるまで一定量確実に需要が見込まれます。また、杉、ヒノキのような建築用材も必要であります。経済性を持たせながら持続可能な山づくりをしていかなければなりません。

持続可能な林業の姿を具体的にどのように描いているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

次に、プラスチックごみについてお伺いをいたします。

これについても平成31年2月議会と令和元年6月議会にお伺いをしています。そのときの答弁では、環境省の調査結果として、海水1立方メートルあたりに含まれるマイクロプラスチックの量について、土佐湾中央部で2,366個、足摺沖で6,189個、室戸沖の東側で0.04個、西側で7.66個となっているということでありました。さら

に、海洋動物や人体への影響や回遊魚への影響について、今後明らかになってくるとの答弁がありました。

2年を経過してそれぞれどのような情報が入っているのか、そしてそれらに対しどのような対策が取られているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

プラスチックごみは、2年を経過しても減ることはありません。今まで出されたものの上に重ねられるわけですから、経過を見ていけばよいというわけにはまいりません。プラスチックごみを出すことをやめる以外に方法はないわけです。確かに日本のプラスチックごみの発生量は、中国や東南アジア諸国と比べると少なく、影響は小さいものかもしれませんが、出している限りは、汚染を進めていることに変わりはありません。今すぐに少しでもプラスチックごみを出さないようにすることが必要であると思います。

高知県は自然を観光資源としておりますし、林業を基幹産業にしている県でもあります。そこで、レジ袋は紙袋に、発泡スチロールのトレーは木製の舟皿やトレーに、プラスチックのストローやスプーン等を紙製品、木質由来のものへと県を挙げて替えていくことを推奨できないかと考えるところです。

プラスチックごみの対策をどのように進めていくのか、知事の御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、消滅に向かうとも言われる集落の現状認識についてのお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、令和2年の国勢調査におきましては、65歳以上の人口構成比が50%を上回る市町村が県内で5団体と

なり、前回の調査を3団体上回る結果となりました。こうしたことから、集落単位で見ましても65歳以上の高齢者が過半数を占めるような地域が増加しているものと推測をされます。また、人口減少と相まちまして、集落の小規模化がより一層進行しているものというふうに認識をしているところでございます。

あわせて、集落实態調査におきましては、集落の維持が困難となる水準と一般に言われております50世帯未満という集落の規模に着目をして、調査の対象集落を設定いたしております。10年前の調査に比べてこの対象集落数が一定増加をしているということから見ましても、集落維持の困難性がさらに高まっているというふうに考えております。

こうした集落におきましては、とりわけ地域活動の担い手不足を要因とする集落の活力の低下でございますとか、生活環境の不便さなどが著しく、これが大変厳しい現状にあるというふうに感じております。具体的に申しますと、例えば草刈りなどの共同作業あるいは集会所などの維持管理ができないといった課題、あるいは通院や日用品の確保が困難で、これが原因で集落に住み続けられないといったような深刻な課題が生じてきているというふうに認識をいたしております。

次に、こうした形で中山間地域が疲弊をしてきた要因についてどう考えるかというお尋ねがございました。

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山村を中心といたします地方から都市へと急激な人口流出をもたらしたものと考えております。すなわち、農山村におきまして主に第1次産業に従事をしておりました人々が、新規の学卒者を中心に第2次・第3次産業を主産業といたします都市部に急速に吸収されるという経過をたどったものと考えております。

特に、本県の中山間地域におきましては、農地が狭く、傾斜地が多いといったようなことから、生産条件が厳しいという状況にあります。こうした中で、十分に所得を上げることができないという状況にございました。このため、製造業などのより稼げる仕事を求めて、都市部への流出に拍車がかかったというふうに考えられるところであります。

このように、中山間地域におきましては担い手を失うということで1次産業が停滞をし、それがさらなる人口減少を引き起こすという、いわゆる負のスパイラルに陥ってまいったような形になっているというふうに考えております。こうしたことが本県の中山間地域が疲弊してきた主な要因であるというふうに考えております。

次に、中山間地域の重要性についてのお尋ねがございました。

中山間地域は、御指摘もございましたように、都市部への水や食料の供給源であります。あわせまして、農地や山林の保全により、下流域も含めた県土全体の防災・減災の機能も有しております。そうした意味で、県民の生活を支える大切な役割を担っているというふうに考えております。

また、現在我が国全体が脱炭素化によりまして持続可能な社会の実現を目指すと、そういった中にございます。こういった中で、中山間地域は、環境に優しい素材であります木材の供給でございますとか、太陽光あるいは風力、水力といった再生可能エネルギーを生み出す資源の供給源ともなっておるわけでありまして、そうした意味でこのSDGsが説かれる時代におきましての中山間地域の持つ役割というのは、ますます大きくなってきているというふうに認識をしております。

さらに申し上げますと、豊かな景観や食、歴

史、伝統芸能をはじめといたしました文化などの地域資源は、観光面におきましても都市部から人を引き寄せる大いなる魅力となるというふうに考えております。

中山間地域が今後ともこのような重要な役割を果たしていくというためには、この中山間地域で連綿と受け継がれてまいりました美しい自然や伝統などを、しっかりと後世に引き継いでいくということが必要であります。そして、そのためには何よりも今後も中山間地域に人が住み続けられる、そういう環境を整えていくということが不可欠であるというふうに考えているところであります。こうした観点から、中山間地域において産業の振興、生活環境の整備を進めるということによりまして、集落を維持・活性化していくということが急務であるというふうに考えているところであります。

次に、中山間地域の農家の所得を補償する制度の導入を国に求めることについてお尋ねがございました。

現在、県におきましては小規模集落を対象とした実態調査を実施しております。その中での回答を見ますと、かつての主要産業として多数を占めました農業と林業は、8割以上の集落で衰退をしているというふうに認識をされておりますし、また後継者は4割の集落で存在をしないといったような回答が行われているという状況でございます。こうした大変厳しい状況の中にございまして、中山間地域の基幹産業であります農業を守り、次の世代に引き継いでいくというためには、対策をさらに強化していく必要があるというふうに考えております。

この点、お話にございました欧米の所得補償制度は、輸出の競争力の強化を目的として設けられた制度でありまして、農作物の価格を低水準に抑制して輸出の競争力を持たせるという一方で、農家の収入については、直接支払いで補

填をすると、そういった仕組みが取られているところがございます。この制度を、輸出の割合が低く、欧米とは農家の経営規模や土地の条件などが大きく違う日本にそのまま導入するということは、難しいのではないかとこのように考えます。

一方、現在我が国におきましては、農家の経営を安定させて生産活動を維持するために直接的に支援をする制度として、経営所得安定対策や、御紹介もありました中山間地域等直接支払制度などの制度がございます。これらは、お話がありました欧米などの諸外国の制度も参考にしながら、日本の農業の実情に合った制度として創設がされたものというふうに認識しております。

県といたしましては、こうした様々な制度を有効に活用して、生産条件が不利な中山間地域などにおきましても農業生産活動を継続していただけるように、引き続き支援をしてまいります。

あわせて、本県の農業がもっともうかる農業、もっと楽できる農業となりますように、デジタル技術なども活用いたしまして、生産性の向上、省力化を行うということを支援していくなど、今後とも様々な施策を総動員して取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、プラスチックごみ対策をどのように進めていくのかというお尋ねがございました。

本年6月に、海洋プラスチックごみでございませうか気候変動などの問題を背景といたしまして、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定をされました。来年4月から施行の運びとなっております。この法律におきましては、プラスチック廃棄物などの排出抑制に加えまして、資源循環の促進などによりませうプラスチックの使用削減に取り組むということとなっております。

これによりまして、例えばストローや使い捨てのスプーンなどといったいわゆるワンウェイプラスチックの使用を削減するということのほか、市町村におきますプラスチック廃棄物の分別収集の促進が期待をされるところであります。こうした取組を国を挙げて推進していく中で、御提案がございましたプラスチック代替素材への転換につきましても進展をしていくものと考えているところであります。

県といたしましては、国全体の動きを踏まえ、まずは市町村によるプラスチック廃棄物の分別収集が徹底をされますよう、情報提供や助言などを行ってまいります。あわせて、法律の施行に伴い市町村負担も生じてまいりますので、こうした負担への財政支援につきましても、全国知事会を通じて国に要望してまいります。

また、本年4月に策定いたしました第5次の高知県環境基本計画におきましては、新たにプラスチックごみ対策の項目を追加し、海洋プラスチックごみのさらなる削減などを進めてまいります。

あわせて、御指摘のありましたプラスチックの代替素材の問題に関して申しますと、産業振興計画の新たな連携テーマといたしましてのプロジェクトをこの点について立ち上げたところがございます。工業分野を中心といたしまして、農林水産業の各分野と連携をしていくことで、紙や木材などを活用したプラスチック代替素材の研究開発を進めていく、さらにはこの活用促進に取り組んでいくということを考えております。

環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けましては、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの啓発や、資源の有効活用などの息の長い取組が重要となっております。引き続き粘り強く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長(杉村充孝君)** まず、中山間地域の農業振興に向けた今後の取組についてお尋ねがございました。

中山間地域の農業は、農地が狭く傾斜地が多いなど生産条件が厳しいことから、その特性を踏まえ、振興を図っていくことが重要と考えております。具体的には、次世代型ハウスをさらに進化させるNext次世代型の取組では、大規模な経営体だけでなく、中山間地域において大半を占める家族経営体も生産性の向上や省力化に取り組めるよう、開発を進めているところでございます。また、中山間地域の限られた農地の有効利用を図るため、小規模な圃場整備や狭地直しなども積極的に支援してまいります。

こうした生産性の基盤となるインフラの整備に加え、スマート農業の普及促進による省力化や効率化、さらには今年度末に策定予定の土佐茶振興計画に基づく土佐茶の振興など、中山間地域に適した作物の振興を図ってまいります。

中山間地域の農業は、本県の農業産出額の約8割を占める大変重要な産業であり、また多様かつ魅力ある食を生み出す源泉でありますことから、今後もこうした施策を一層強化しながら取組を推進してまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度などの事務作業の負担についてお尋ねがございました。

お話にありましたいわゆる日本型直接支払制度は、農業・農村の持つ多面的な機能を維持するために大変重要な施策である一方で、事業が年々拡充していく中で、より複雑な制度となっており、これに伴い、地域における事務作業の負担も増えてきております。このため、国の事業ヒアリングなどの際には、こうした地域の実情を説明するとともに、事務作業の負担軽減につながる簡易な制度にさせていただくよう要

望しております。

また、事務作業の負担が原因で地域が活動を断念するようなことがないよう、事務作業の外部委託に加え、地域内の人材の積極活用を提案しており、三原村2地区の集落協定では交付金の事務を集落活動センターが担当したり、本山町全体の多面的機能支払交付金の事務局を農業公社が担ったりする事例が増えてまいりました。

県としましては、本制度を有効に活用し、農業・農村の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、こうした事例を市町村の担当者説明会や活動されている方々が参加する研修会などの場で周知しますとともに、国に対して引き続き制度の改善を要望してまいります。

次に、耕作放棄地の放牧利用についてお尋ねがございました。

県では、平成2年から土佐町をはじめ四万十町、東洋町、土佐清水市などの耕作放棄地において、農家や畜産試験場の牛による放牧の現地実証を重ねてまいりました。この実証を通じて、耕作放棄地対策として放牧が有効であるとともに、飼料代の削減や牛の健康状態など牧場経営の面での効果や、野生鳥獣による農作物被害の軽減効果などにも期待できることを確認したところであります。あわせて、耕作放棄地を活用するために必要な電気柵の設置方法や、牛の水飲み場の確保対策などのノウハウも蓄積してまいりました。

一方で、耕作放棄地で放牧を継続するためには、ある程度の広さの農地や牛を運ぶための道路が必要であること、放牧中には栄養不足が生じやすいため、補助的に飼料を与える必要があることなども分かってまいりました。

県としましては、耕作放棄地の放牧利用の推進に向けて、取組の意向がある畜産農家に対して、技術的な支援や国の補助事業を活用した電気柵、給水施設などの整備への支援を行ってま

います。

お尋ねのありました特別な支援につきまして、まずは畜産農家などにこれまでの実証結果を伝えて、地域のニーズや課題を掘り起こしていく中で、より取り組みやすい支援策を検討してまいります。

次に、集落協定に参加していない農家に対する支援についてお尋ねがございました。

中山間地域等直接支払制度は、平地と中山間地域等の生産条件の格差を補うことを目的としておりますので、条件等はございますが、中山間地域の農業を守るために頑張られている多くの方にこの制度を御活用していただきたいと考えております。協定集落では、毎年活動内容などを決める話し合いをしておりますので、そうした際に制度の活用を希望される農家の方の協定への参加の検討を促すなど、市町村と連携し、既存の集落協定の広域化や新たな集落協定の締結を推進してまいります。

また、直接支払制度以外にも、ハウス整備や生産性の向上への支援、中山間地域に適した品目の栽培支援、さらには農業用機械の共同利用や農作業の共同化への支援など、様々な支援策を用意しております。引き続き地域で意欲を持って農業に取り組んでいただけますよう、これらの施策を個々のニーズに合わせて最大限活用して支援してまいります。

次に、それぞれの組織で活躍されている方々への支援についてお尋ねがございました。

中山間地域では、多くの若者が域外に流出し、60代以上の方々が営農や地域の活動において中心的に活躍され、また幾つもの役割を担っておられます。大変な御苦労がございだろうと頭が下がる思いであります。今後も当面の間人口減少が続くことが見込まれる中、こうした活動を継続していくためには、地域内での協働や地域外との連携といった地域全体で支えていく仕組

みづくりや、デジタル技術を活用した省力化、効率化を進めていくことが重要と考えております。

まず、仕組みづくりに関しては、中山間地域等直接支払制度の集落協定や集落営農組織などにおいて地区の広域化や組織間連携を推進しており、現在35の連携の仕組みが構築され、具体の取組が進められております。また、現在国が検討しております農村RMOは、複数の組織が農地の保全や地域資源の活用、生活支援といった様々な活動を連携して推進するという新たな仕組みであり、本県でも積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、省力化、効率化に関してはスマート農業の普及を促進しており、ドローンによる防除面積は令和元年の275ヘクタールから、今年度末には700ヘクタールを超える面積にまで拡大する見込みであります。今後もこうした施策の充実をさらに図りながら、取組をさらに加速することにより、それぞれの組織で活躍されておられる方を支援してまいります。

最後に、田畑の将来の意向に関する調査についてお尋ねがございました。

現在、市町村では、人・農地プランの実質化や中山間地域等直接支払制度の集落戦略を策定する際に、農地の所有者や耕作者に対して5年から10年後における意向調査を実施しております。また、市町村の農業委員会では定期的に営農意向調査を実施し、農家の意向の把握に努めているところでございます。これにより、現在耕作されていない田畑や、将来耕作されなくなる田畑が把握されております。県としましては、意向調査の結果が反映された人・農地プランや集落戦略の実行、農業委員会による農地利用最適化活動などの取組を支援してまいります。

なお、空き家に付随した農地につきましては、農業委員会の判断で通常より小さい面積での取

得が可能となっており、この制度を活用して農地つき空き家の提供を行い、移住者を呼び込む自治体も増えてきております。県内でも香南市や香美市において活用されており、本制度のさらなる活用も含め、市町村と連携を密にして農地の有効活用に取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) まず、中山間地域の役割を果たすための製材工場などの産業インフラ整備についてお尋ねがございました。

良質材を加工する製材工場や、低質材を発電用や製紙用の原料として加工するチップ工場などでは、一定量の木材が安定的に利用されますことから、その整備によりまして間伐などの森林整備が促進され、またその結果として、水源涵養や国土保全機能など、議員御指摘の中山間地域の役割が将来にわたり維持されることにもつながるものと考えております。

このうち、製材工場につきましては、既存の工場の規模拡大や乾燥施設の整備などにより、品質の高い製材品の生産力を高める取組を支援してまいります。また、事業者の共同による規模の大きな製材工場の整備を目指し、県内事業者の連携や協業化を進めてまいります。一方のチップ工場についても、今後の大きな需要先と考えられる木質バイオマス発電の状況や、原料となる低質材の生産状況を注視しながら、ニーズに応じた施設整備を支援してまいります。

ただ、いずれにいたしましても、新たな工場を整備し安定的に稼働させるためには、原木の増産が重要でございます。このことから、搬出間伐とともに皆伐施業地への作業道の開設、林地残材の搬出支援などによりまして、全体の原木生産量の拡大を図り、低質材の出荷量も増やすというように取り組んでいるところでございます。

こうした取組によりまして、木材の加工・利

用施設の整備を進め、良質材から低質材まで余すことなく木材を活用することで、中山間地域の主力産業である林業の振興と森林の多面的機能の発揮につなげてまいります。

次に、伐採従事者の確保についてお尋ねがございました。

林業における伐採従事者の確保につきましては、担い手の育成・確保として産業振興計画の柱の一つに位置づけ、林業大学校や高知県林業労働力確保支援センターを中心に取り組んでおります。平成27年度に開校した林業大学校の令和2年度末時点での木造設計コースを除く卒業生、これは108人で、うち県内事業者への就職者数は97人となっており、また労確センターを通じた同期間の就業者は39人となっております。しかしながら、昨今の木材需要の高まりへの対応、あるいは産業振興計画の目標を達成するためには、こうした従来の取組をさらに強化する必要があると考えております。

このため、今年度9月補正におきましては、市町村と連携した、現場作業を主体とした就業前研修、これを支援する制度を創設いたしました。また、林業の機械化やデジタル化が進み、女性なども参入しやすい労働環境となってきたこと、小規模林業に取り組む移住者なども増加しているという状況を踏まえまして、今後は様々なニーズに的確に対応できるような相談体制を充実させる、こうしたことなどによりまして、さらなる強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本県の林業事業所の平均給料、伐採従事者の平均収入は幾らなのか、また給料や収入を上げるためにどのようなことを行っているのかのお尋ねがございました。

県内の林業事業所の平均給料や平均年収に関する統計データはございませんが、令和2年度に全国森林組合連合会が県内の事業体を対象に

行ったアンケート調査の結果によりますと、回答のあった34事業体では、20代の平均年収は約280万円、30代から50代では平均手取り年収という調査であったようでございますが約350万円となっております。また、平成29年に林野庁が行いました同種の全国の林業従事者調査では、年間平均給与は343万円、全産業との格差が縮まっているとはいえ、平均に比べますと90万円程度低く、特に30代から50代にかけては差が大きくなっているという状況でございました。

このため、事業量を確保して経営基盤を強化し、その上で着実に利益を生み出し、従業員の給与改善にもつなげていく、こうした経営体制を構築するため、令和2年度からは林業事業体に対する事業戦略の策定、そしてその実践支援を行っているところでございます。

引き続き、こうした取組を進めますとともに、安全対策の徹底など労働環境改善などの支援、加えまして中堅職員の給与の増加にもつながると考えられる能力評価制度の導入などについても支援をし、若者が就業したいと思う魅力ある林業事業体の育成に取り組んでまいります。

次に、木質バイオマスの安定供給をどのように進めていくのかのお尋ねがございました。

本県の木質バイオマス関連施設への原木の供給量は、令和2年で14万立方メートルとなりまして、平成27年、大規模木質バイオマス発電所が稼働した当時6万8,000立方メートルから大きく増加しております。今後、新たに整備される施設も含めまして、県内には幾つかの木質バイオマス発電施設が検討されておりますので、木質バイオマスの需要はますます高まっていくことが想定されております。

こうした施設に供給される木質バイオマスは、原木生産の過程で生じる低質材が中心となります。そのため、先ほど申しましたように、全体の原木生産量の拡大を図りながら低質材の出荷

量を増やしてきております。

他方、F I T制度におきましては、保安林や森林経営計画に基づき出材された原木を未利用材として位置づけ、この未利用材により発電された電気は高い売電単価が適用されるということになっております。しかしながら、県内の民有林における森林経営計画の認定割合は約13%にとどまっているという状況でございまして、県としては森林資源情報のデジタルデータ化を活用しまして、林業事業者の皆様が樹種や蓄積など事前に確認し、効率的な森林経営計画の策定ができるよう取組を進めております。

こうした取組を通じまして、F I T制度に適合した未利用材などの木質バイオマスの供給量の増加を図ることで、その安定供給につなげてまいります。

次に、本県林業を安定したものにしていくための取組についてお尋ねがございました。

御質問にありました、輸入材の減少を補い、国産材にシフトした事業者に引き続き国産材、県産材を使用していただくための方策として、まず品質の確かな製材品の供給能力を向上させること、これが必要だと考えております。

このため、6月補正予算によりましては、製材事業者が新たに生産事業者と協定を締結し、緊急的に原木を調達する取組を支援し、また9月補正予算では、既存の製材工場が緊急的に行う木材乾燥施設、この整備を支援することといたしました。来年4月には、四万十町でJ A S製材品を生産する新たな工場も稼働いたしますが、こうしたさらなる加工力の強化に向けまして、製材事業者の皆様への施設整備を支援してまいります。

また、こうした加工力の強化に伴い増産されました県産材製品の販売の拡大でございまして、本年度から県の関西戦略の取組の中で、T O S A Z A Iセンターに新たに関西駐在員を配置い

たしました。この駐在員及び大阪事務所と共に、大阪万博など経済の活性化が期待される関西圏の流通拠点企業あるいはパートナー企業と連携しましてPR活動などを行い、土佐材への理解を促進し、外商をさらに拡大してまいりたいと考えております。

さらに、新たにこうした県産材の取組に至った事業者との関係、これを継続していくためには、そのニーズに対応できる、安定的に製品を供給できるサプライチェーン、この構築が重要となってまいります。高知県サプライチェーンマネジメント推進フォーラムの取組によりまして川上と川中のマッチングを進め、その中で情報共有システム等を活用したサプライチェーンマネジメントの取組支援や、他地域への横展開にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、再造林の前回答弁時と比べました現状、問題点、今後の取組につきましてお尋ねがございました。

まず、再造林面積につきましては、平成29年度答弁時の246ヘクタールに比べて、本年は約270ヘクタール、率にして約10%増加しております。一方、再造林率でございますが、こちらは原木の増産に伴い、皆伐面積、母数のほうが増えたこともありまして、3か年平均で38%にとどまっている状況でございます。

また、この間の山元立木価格の伸びでございますが、杉では全国平均は約1.1倍でございますが本県は1.22倍、ヒノキは全国平均1.15倍に対して本県は約1.16倍、若干平均を上回っているという状況でございます。

また、これまでの再造林に関する取組について申し上げますと、まず造林コストの低減ということで、苗木運搬用ドローンの導入支援、コンテナ苗の生産比率の向上、あるいは市町村の再造林補助の上乗せに対する要請などを行ってまいりました。加えまして、各林業事務所には

増産・再造林推進協議会を設置し、地域ぐるみでの再造林への働きかけを実施しておるところでございます。

しかしながら、先ほど申しました本年度の再造林面積、近年では最大と見込んでおりますものの、再造林率の目標達成はなかなか厳しいと考えております。その最大の要因といたしましては、全国平均より伸びたとはいいまして、山元立木価格、これが森林所有者の方が山へ再投資をしようと考えていただけるほどの水準に至らなかったこと、またそのために将来にわたって森林を管理する次世代、これが依然十分に育っていないことなどが考えられます。

こうした現状を踏まえますと、林業を持続可能な成長産業にしていくため、再造林率の向上などに向けました川上、川中、川下の関係者、これが連携した仕組みを構築する必要があると考えております。再造林の促進に取り組む先進地事例もございますので、こうした事例も参考にしながら、森林の集約化から伐採、再造林までの一括管理といった機能も視野に入れました新たなサプライチェーンマネジメントにつきましても研究してまいりたいと考えております。

次に、県全体のゾーニングの必要性についてお尋ねがございました。

森林の有する公益的機能と木材等生産機能を将来にわたり高度に発揮していくために、森林の整備や保全を進め、地域に適した多様な森林へと誘導していくこと、これは大変重要であると考えております。国の森林・林業基本計画におきましても、森林の有する多面的機能の発揮、林産物の供給及び利用、この両方の観点から、森林整備が適切になされ、多様な森林がバランスよく形成されることの必要性が示されております。

また、県の地域森林計画におきましても、森林の有する多面的機能に応じた森林の整備や保

全に関して、健全な森林資源の維持造成の推進など、基本的な考えを市町村にお示しさせていただいております。この県の計画を受けまして、地域の森林・林業のマスタープランでございませぬ市町村の森林整備計画におきましては、市町村が主体的に森林の持つ公益的機能や木材等生産機能などのゾーニングを行い、指向する森林の状態へ誘導していく仕組みとなっております。

県といたしましては、市町村の計画策定において地域に適した樹種の選定などについて助言を行いまして、県全体として多様な森林がバランスよく配置され、森林の有する多面的な機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう取り組んでまいります。

次に、持続可能な林業の姿についてお尋ねがございました。

本県の森林資源は、戦後造林された杉やヒノキの人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、近年主伐、間伐によります素材生産量も増加傾向にございます。

こうした中、持続的な林業経営を長期にわたって行っていくためには、間伐等の保育を適切に実施するとともに、主伐を行う場合の再造林を確実に行っていくことが重要でございます。このため、先ほど申しましたように、保育・再造林コストの低減に向けては、ドローンを活用した苗木運搬、スマート林業の活用あるいは成長に優れたエリートツリーの植栽などに取り組んでいるところでございます。

他方、杉やヒノキを建築用材として利用、伐採するまでに約50年以上の期間を要します。こうしたことから、早生樹であるコウヨウザンの導入も進めまして、木質バイオマスの原料として活用することで短期的に収入を得る、こうした取組も進めております。

このように、長期にわたる林産物の利用を主とする樹種を確実に更新すること、あわせて木

質バイオマスの原料として比較的短い期間で収入を得ることができる早生樹、これをバランスよく配置した森づくりを進めることで、御指摘の経済性を満たし、業として成り立つ山づくり、持続可能な林業を目指して取り組んでおります。

最後に、前回答弁時と比べまして、マイクロプラスチックによる海水の汚染状況あるいは動物に及ぼす影響、その対策についてお尋ねがございました。

まず、マイクロプラスチックの汚染状況でございますが、平成29年から令和元年にかけて、環境省が足摺沖から室戸沖で実施した調査によりますと、海水1立米当たりの個数は0.01から44.72までと年度により、また地点によりまして大きなばらつきがございました。これは、黒潮の流れや気象、様々な要因が影響しているものと思いますが、いずれにしましても現状ではデータの蓄積が少なく、経年的な変化を分析できるまでには至っていないという状況でございます。

次に、マイクロプラスチックの動物への影響といたしましては、異物として生体内に取り込まれることによる粒子毒性と言われる影響と、プラスチックに含まれている化学物質あるいは漂流中にプラスチックに吸着した有害な化学物質、これが生体内に取り込まれる影響の2つがあるとされております。

このうち、生体内に取り込まれる粒子毒性につきましては、これまでの研究により、食物連鎖を通じて段階的に上位の動物に移行することが報告されておりますが、それが生体内で毒性が発現する濃度などの定量的な知見は集積されておられません。また、有害な化学物質が取り込まれることによる影響については、実験室のレベルでは生体濃縮していることが確認されており、現在実際の環境中で移行あるいは動物への影響を評価する研究、これが国内外の研究機関

で進められているという状況でございます。

こうした状況の中、海洋プラスチックを削減するための県の対策としましては、まず何よりプラスチックごみ全体の排出を抑制していくこと、これが重要であると考えております。このため、3Rの啓発あるいは各種リサイクル法に基づく分別収集、再生利用の推進、加えて県民の方々の御参加による一斉清掃の取組、リバーボランティア団体の認定や活動支援などによりまして、プラスチックごみの海洋への流出の抑制に息長く、粘り強く取り組んでいるところでございます。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) まず、今後どのように中山間地域の社会インフラの整備に取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

過疎化が進む中山間地域においては、住民の安全・安心の確保や産業の振興を図る上で、社会インフラの整備にしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。これまでも1.5車線の道路整備など、中山間地域のインフラ整備を積極的に進めてきたところでございますが、まだまだ整備を要する箇所が多く残っております。

このため、県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算などを活用しながら、中山間地域の土砂災害対策や道路整備などの加速化を図ってきたところでございます。今後も引き続き、国などに対して中山間地域のインフラ整備の必要性や予算の確保を強く訴えていくとともに、有利な財源を最大限に活用しながら、地域の発展につながるインフラ整備に取り組んでまいります。

次に、空き家を将来どうしたいのかを住民に問う意向調査の支援を行うことについてお尋ねがございました。

平成30年住宅・土地統計調査によりますと、

本県の空き家率は12.8%で全国1位となっており、空き家の対策は急務と考えております。また、空き家を有効に活用することは、中山間地域での移住・定住策につながる大変重要な取組であると考えております。このため県としましては、空き家対策に取り組む市町村への支援として、空き家の改修に対する補助制度を設けるなど、空き家の有効活用の促進に取り組んでいるところでございます。

この支援の一つとして、市町村が行う空き家の実態把握調査に対する補助制度を平成28年度に創設しており、この中で空き家所有者への意向調査も実施できることとしております。これまでに、この補助制度を活用している市町村のうち18市町村が、空き家所有者への意向調査を行っており、この結果を空き家の掘り起こしにつなげております。

今後も引き続きこれまでの取組を進めるとともに、市町村の意見も聞きながら支援策の強化を図るなど、空き家の活用のさらなる促進に取り組んでまいります。

最後に、中山間地域の国道や県道を早急に整備することについてお尋ねがございました。

中山間地域にお住まいの県民の皆様の日常生活を支えるために、道路は欠かすことのできないインフラであると認識しております。現在、県が管理する国道や県道においては、5か年加速化対策などの有利な財源を最大限に活用しながら、緊急輸送道路における防災対策の推進や、地域の実情に合わせた1.5車線の道路整備などにより、整備効果の早期発現に努めているところでございます。

あわせて、中山間地域における安全・安心を確保するため、待避所やガードレールなどの整備につきましても、地域のニーズをお聞きしながら、しっかりと取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 福祉政策の観点から、中山間地域で農業を営み活躍されている高齢者の方々の支援についてお尋ねがございました。

お話のように、高齢者の方々が組織や地域で活躍されることは、福祉政策の観点からも大切な活動だと考えております。コロナ禍で地域での集いや健康づくり活動が中止となったことで、体調を崩されたり地域のつながりが弱くなったとの声をお伺いしています。

農業をはじめ高齢者の方々が積極的に社会活動に参加され、住民主体の活動が広がることは、介護予防や地域の支え合いを進めるためにも大変重要な取組です。このため、介護保険制度では、介護予防と地域の支え合い活動を一体的に推進するため、平成27年度に生活支援体制整備事業が創設され、各市町村に生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の活動を支援しているところです。本年8月現在で、県全体で72名の生活支援コーディネーターが地域地域で活動しております。

県では、この事業を推進するため、活動事例などをまとめた冊子を作成するとともに、生活支援コーディネーター研修を実施するなど、各市町村の取組を支援しております。コーディネーター研修では、事例として高齢者が主体となって野菜や果物などを道の駅で販売する産直活動に福祉分野と産業分野、地域が一体となって取り組む越知町中大平地区の取組などを紹介し、畑仕事をデイサービスと見立てて、福祉分野から畑仕事を支援することなどを提案しております。

来年度は、介護予防や地域の支え合いの拠点であるあつたかふれあいセンターなどの福祉活動と、農業の営みをはじめ高齢者の方々の社会活動が一体となって展開されるよう、こうした取組に知見を持つ専門アドバイザーの配置など、

市町村への支援体制の強化を検討してまいります。

○5番（金岡佳時君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。それぞれの事情の中で懸命に努力をされておられることは分かりました。今後も頑張っていたきたいと思います。

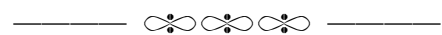
今日の答弁の中で、若干私の思いと違ったところがありました。これは恐らく高知市から中山間地域までの距離のせいでしょうか。私ども中山間地域におる者の現状認識と若干の乖離があるのではないかというふうに思った次第でございます。それで、私の思いが十分に伝わっているのかという不安も若干残っております。

しかし、こうしている間にも時間がたっております。時間がたてばたつほど、問題はより深刻なものとなっていきます。駅伝に例えますと、今繰上げスタートがされようとしているところであります。繰上げスタートがされますと、永久にたすきをつなげなくなります。その前に何とかたすきをつないでいただきますようお願いを申し上げます。

かなり勝手なお願いかもしれませんが、重ねてお願いを申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（森田英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 日本共産党の米田稔でございます。通告に従いまして順次質問を行います。

コロナ禍と病院再編等について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大と、その中で起こった医療崩壊は、日本の医療体制がいかに脆弱になっているかを明らかにしました。また、ここ数十年、人間の自然を改変する経済活動により、未知のウイルスとの遭遇、新たな感染症が次々と出現しています。そして、グローバル化した社会によって、瞬く間に地球規模で感染拡大するのが現代の感染症の特徴です。新たなオミクロン株が猛威を振り始めています。そうした下で医療崩壊を再び起こしてはならない、これはコロナ危機の痛苦の経験を踏まえた政治の重い責任です。

そこで、医師確保と公的病院の病床削減についてお聞きをします。政府は、医者が増えると医療費が膨張すると医師数の抑制を続けた結果、日本の医師数は人口1,000人当たり2.4人、OECD加盟36か国中32位、加盟国の平均、人口1,000人当たり3.4人より14万人少ない水準になっています。これがコロナ禍で医療崩壊をもたらした最大の原因です。

医師不足が大きな社会問題となり、2008年からは医学部の定員を臨時措置として1割程度増員してきましたが、それも2022年度で打ち切る予定でした。コロナ禍の医療崩壊に直面して、2023年度は維持される方向ですが、将来医師が過剰になるとして削減する方向を変えていません。

しかし、この予測は、医師が過労死ラインの時間外労働960時間のケースや、突発的なトラブルの対応など特別な事情の下、三六協定で最大認められる時間外、年720時間のケースを想定したものであり、人間らしい働き方を全く無視して試算をされたものです。厚労省が2019年の医

師の働き方改革に関する検討会でまとめた調査では、勤務医20万人のうち過労死ラインと言われる時間外労働が月平均80時間より多い医師が約4割、8万人。このうち1割、2万人は過労死ラインの2倍以上も働いていることが明らかになりました。

医師が心身ともに健康で人間らしい働き方、基本的に残業なしで対応できる医師数が必要と思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、感染症の専門医の確保の問題です。日本感染症学会は、ベッドが300床以上の医療機関には感染症医が常勤すべきとしていて、それを考慮すると4,000人ほどの専門医が必要と提言をしています。しかし、現在日本に感染症医は1,500人しかおりません。全国には400か所余りの感染症指定医療機関がありますが、昨年7月時点で専門医が常駐しているのは144か所しかありません。多くの病院では感染症の専門医以外が新型コロナの対応をしてきたのです。

日本は人口当たりの入院用のベッド数は多いですが、肝腎の重症者用のベッドが少ない。日本集中治療医学会によると、日本の重症ベッド数1万7,000床をカバーするには、最低でも4,500人の集中治療専門医が必要としています。現状は昨年7月時点で1,850人しかいません。例えば、ドイツには人口8,000万人に対して8,000人の集中治療専門医がいます。アメリカ、イタリア、フランス、韓国なども重症ベッド数が日本より多いのです。

感染症の専門医、集中治療専門医の増員、重症ベッドの確保が新たな感染症に対応するために極めて重要と思いますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

ところが、医師不足などが影響して日本は重症ベッドが少ないにもかかわらず、政府は高度急性期病床、急性期病床を20万床減らすことを目標に、新型コロナ患者の受入れに不可欠だっ

た全国の400以上もの公立・公的病院をリストアップして、削減、統廃合を推進し、そのために消費税増税分を財源にした病床削減支援給付金、今年度からは病床機能再編支援事業として単独支援給付金までつくりました。

一方、コロナ禍の医療崩壊を受け、新興感染症への対応を医療計画に位置づけることになりました。医師の偏在を是正する観点に立ち、都道府県が策定した医師確保計画、外来医療計画についても医療計画の一部となり、2024年度にスタートする次期医療計画に盛り込まれることになりました。

新型コロナウイルスへの対応では、回復した患者を中等症病床や軽症病床にシフトさせることで、重症患者を受け入れる病床を少しでも効率化させる病床調整が大きな課題となりましたが、今回のコロナ対応の教訓をどう地域医療構想に反映させるのか、健康政策部長に伺います。

新興感染症に備えつつ、平時の医療提供体制を整備していく上で、災害対策のリダンダンシーの考え方が重要ではないかと思えます。有事に備えて予備の人員、施設を事前に準備する考え方です。地域医療構想にもこの考え方が必要ではないか、健康政策部長にお聞きをいたします。

新型コロナウイルス感染症の第6波に備えた県の新方針の中で、自宅療養者がピーク時に358人になるとの想定を出しました。自宅療養は原則ゼロを目指すべきです。その肝になるのは、軽症のうちに早期に治療し、マンパワーが大きく割かれる重症にまで進行させない取組だと思います。陽性者の全員入院を実現した和歌山県、重症者を出さなかった墨田区の取組などが報道されています。

第5波を教訓に、早期に治療し、重症化を防ぎ、医療資源が逼迫しない取組の現状と課題について知事にお聞きします。

また、そのためにも広くPCR検査を実施し、

無症状も含め陽性者を早期に発見することが大事だと思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、2019年12月4日に成立した、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律を受け、教育職員の変形労働時間制度を導入できるようにする条例案が今議会に出されています。これについては、我が党の中根議員が2019年12月議会において、条例化の要件は本県の学校現場にはなく、変形労働時間制の導入は不可能であることをただしています。改めて教育長にお聞きをいたします。

政府の国会答弁では、恒常的な時間外労働がないことが前提としながら、この変形労働時間制は、活用前の年度の時間外在校等時間が月45時間まで、年間360時間までという指針を守られているなら適用を認めるとしています。本県の教育職員の労働時間は、この指針の範囲内であるのか、教育長、お答えをください。

本制度は、人類が長い闘争で勝ち取った1日8時間労働制を顧みず、10時間にしても時間外労働、超過勤務とは言わせないという労働基準法違反の制度です。異常な長時間過密労働が常態化している学校現場での業務や勤務時間を縮減するものではないと文部科学省が認めるこの制度を、地方公務員である教員に労使協定さえ結ばずに条例で押しつけることは許されず、ユネスコ、教員の地位に関する勧告82項及び同勧告89項に沿うべきだとの中根議員の指摘に、82項、89項に沿い、当然のことながら職員団体との交渉などを経て、具体的な制度の内容を決定していくこととなると答弁をしています。

職員団体との交渉は行ったのか、その経過内容はどうか、教育長にお聞きいたします。

学期中における長時間勤務を認めるこの制度は、教職員の体を顧みず、精神をもむしばむものであり、そのツケは結局、対する児童生徒に

回るものとなるであろうことは想像に難くありません。教職員の勤務条件は子供たちの学ぶ環境、学習条件と同義語です。

昨年から今年にかけて、須崎市議会をはじめ多くの市町村議会で、今やるべきことは、ゆとりを持って子供と向き合い、個々の成長発達に寄り添い、学力向上のため授業準備も確保できるゆとりを先生に保障する労働環境の抜本的な改善であり、公立学校に1年単位の変形労働時間制を適用しないようという意見書議案を可決していると聞きます。県政史上極めて異例なこれらの市町村議会の動きは、学校現場が抱える多忙化が深刻であり、この小手先の制度ではその解決にはならないことを多くの市町村議員・議会が見抜いているのです。そして、これらの動きを受け、市町村教委でも導入に反対したりするところが出てきていると聞いています。

この間、変形労働時間制の適用をしないことを求める意見書議案が可決された市町村名と数、また各市町村教委での制度導入に対する姿勢や判断がどう示されているのか、その動向を教育長にお聞きいたします。

この制度の導入に当たって、文科省は国会答弁や導入の手引で、まず学校で検討の上、市町村教委と相談し、市町村教委の意向を踏まえた上で条例整備をととしています。事は子供の学習条件に直結する問題、これら制度の内容など知る由もない教職員や保護者に対して、丁寧に制度の説明をする講習や研修を開催するなど、学校単位で職場実態など併せて学ぶことを進めてきたのか、教育長にお聞きをいたします。

私どもは、それらのことが不十分なままでの制度導入を前提とした条例制定は時期尚早であり、条例化は見送るべきだと考えるものですが、教育長に伺います。

G I G Aスクール構想について教育長に伺います。

情報通信技術、I C Tの学校教育での活用を進める政府のG I G Aスクール構想によって、公立小中学校では子供1人に1台のタブレットやパソコンなどの配備が進み、早い自治体では使用を始めています。I C Tは、感染症による臨時休校などの際に役立ったり、不登校の子供の学びに役立ったり、人前で発言の苦手な子供がしっかり意見を表明できたりなど、役立つ面があります。が、様々な課題もあります。

東京都町田市立小学校の6年生が2020年11月、いじめを受けていたとメモを残し自殺した事件では、G I G Aスクール構想の先進事例として児童に配られたタブレット端末がいじめに使われたことが明らかになっています。パスワードが全員共通で、他の児童に成り済ましてチャットなどに書き込むのが容易な状態だと報道されています。また、いじめ以外にタブレットによるアダルトコンテンツの視聴や授業以外での利用などの問題も指摘されています。

文科省は、端末のアカウントやパスワード管理について、学校が確認すべき項目を盛り込んだチェックリストを示しています。今の子供たちは様々な生活の場面でI C Tに触れていますので、情報化社会とどう向き合っていくのかが問われています。

また、今年2月、コロナ禍で、近視の原因となる眼球の長さが伸びている子供が多くなっていると警鐘を鳴らす番組が放送されました。タブレット使用が危険性を助長すると心配する声が上がっています。

情報モラル教育や健康面の配慮について、課題意識と取組について教育長にお聞きをいたします。

壊れたときや自宅で使う場合の通信費、破損時の保障をはじめ保護者負担を生まないようにすべきです。G I G Aスクール構想に関わり、生徒や保護者に費用負担が生じないよう県とし

て支援すべきではないか、教育長にお伺いをいたします。

昨年11月27日の衆議院文部科学委員会で、我が党の畑野議員の、ICT化で今以上にきめ細かな指導が求められる、少人数学級が絶対必要だの質問に文部科学大臣は、学校教育は人がぬくもりを持って子供たちに接することが大切、少人数学級実現を頑張りたいと答え、デジタル教材の活用は教員の裁量、専門性が基本に据えられるべきだとの指摘にも、御指摘のとおりだと答弁をしています。

そもそも授業の質は、教員自身の深い教材研究や、子供同士や子供たちと教員との生きたやり取りにあります。ICTはあくまでその補助です。教員の得手不得手もあり、どう使うかは個々の教員に委ねなければ、かえって授業の質が落ちかねません。タブレット使用が自己目的化し、一律の使用方法などを徹底するようなことは本末転倒です。

デジタル教材の活用は、教員の裁量、専門性が基本に据えられるべきだと考えますが、教育長に認識をお聞きます。

次に、盛土による災害防止、土砂災害から県民の命、財産を守る県土づくりについて土木部長に伺います。7月3日に発生した静岡県熱海市の大規模土石流被害は、27人の死者・不明者、負傷者3名、全半壊家屋128戸という大惨事になりました。崩壊した土砂のほとんどが不適切に盛土された残土で、人災だと指摘されています。盛土は、静岡県土採取等規制条例の許可基準の3倍以上の約50メートルの高さまで積み、産業廃棄物まで混入するなど違法なものでした。

この災害について難波喬司副知事は、自然要因と不適切な盛土という行為と、それを見抜けなかった行政要因の3つが重なったと述べ、事実上行政の責任を認めています。

また、熱海市は、約10年前に住民の命と財産

に危険を及ぼす可能性があるとして危険性を認識しながら、対策を講じていなかった経緯が明らかになりました。刑事告訴をし、続いて損害賠償の訴訟を起こしている遺族の方たちは、行政の重大な過失、人災だと指摘をしています。

今回のケースは、自然による土砂災害と違い、人的に違法に盛土した土砂が崩落したものです。土砂の管理者、事業者、所有者が第一義的に責任を負うべきは当然です。同時に、安全面から事業者等を監視、監督すべき行政の責任も免れるものではありません。

不適切な土砂の埋立てを規制するいわゆる残土条例は26都府県が制定しています。しかし、多くの知事やブロック知事会等から、条例では限界がある、全国一律に適用される最低限度の基準の設定等が不可欠など法整備の要望、提言が続けられてきていました。日本共産党も2015年3月の参議院国土交通委員会で建設残土を管理する仕組みの法制化を求めるなど、国会からも何度も要請がありましたが、こうした要請を放置してきた国の不作為責任は重大であると指摘しなければなりません。

まず、静岡県熱海市の盛土による大規模土石流被害をどう受け止めているのか、また何を教訓として高知県に生かしていくのか、知事に伺います。

さきの9月議会で報告がありました、盛土による災害防止のための総点検についてです。2021年3月現在で確認されている宅地造成した大規模盛土は、全国5万950か所と発表されています。この大規模盛土造成地以外にも、山林等への盛土があると思います。また、土砂災害警戒区域、いわゆる土石流、急傾斜地崩壊、地滑りが全国約66万か所と推定をされています。

今回の総点検の対象箇所の内容と箇所数について、またスケジュール案では11月に中間報告となっていますが、その結果について土木部長

に伺います。

今回の盛土による大規模土石流被害の最大の要因は、不適切、違法な建設残土の投棄にあることは明らかではないでしょうか。国土交通省の平成30年度、2018年度建設副産物実態調査結果確定値、参考資料によれば、建設発生土発生量は2億8,998万立方メートル、東京ドーム230杯分、有効利用率79.8%、そして全体の発生量のうち公共土木工事が84.2%、2億4,000万立方メートル余と推計をされています。公共工事は、発注者が最終処分場を指定して工事契約する指定処分制度を導入していますが、仮置場を指定先とすることを認めていたり、請負業者に最終処分を任せる事例も少なくありません。

公共工事における建設残土については、工事発注者が最後まで責任を持ち、住民の命と財産に危険を及ぼすことのないよう適切に処理すべきと考えますがどうか、土木部長にお聞きをいたします。

土砂災害警戒区域を中心に、昨年全国で土石流や地滑りなど約1,300件発生、5年連続で1,000件を超えています。全国で66万か所、高知県で1万9,471、約2万か所と推計されている土砂災害警戒区域等の災害防止対策についてであります。

土砂災害警戒区域等の指定や公表について、また住民説明会や避難計画の策定、訓練など住民の命と財産を守るソフト対策の取組について土木部長にお聞きをいたします。

2021年度の防災・安全交付金は、2020年度の補正を含めて1兆2,786億円ですが、これは地方の要望額約2兆円の7割程度です。地方が必要とする防災・老朽化対策の3割を切り捨てたりするのではなく、国民のための公共事業に大転換するときです。

あわせて、計画策定や点検などに対する国の補助制度を拡充するとともに、橋梁やトンネル

などインフラの老朽化対策、長寿命化を推進するに当たって、自治体の技術者の育成・確保に国が支援を強化するよう提言すべきと考えますが、土木部長にお伺いをいたします。

時を同じくして、2つのメディアが自伐型林業を特集、11月29日付高知新聞、見出しは「自伐型林業に挑む若者 山を保全 雇用にも貢献」、近年集中豪雨で土砂災害が多発するが、皆伐地を起点に起きるケースが多いとの指摘もある、自伐型の湾曲した作業道は山を流れる雨水の勢いを軽減する堰堤の役割を果たし、将来高値で売れる一定の木を残して間引く間伐は土壌がむき出しになるのを防ぐと述べています。そして、山の保全に加え、若い人を呼び込む雇用にもつながる自伐型は町にぴったりとの現地町長の談話を紹介しています。

もう一つは、雑誌前衛12月号、「土砂災害を誘発する大規模林業 希望は小規模分散型の自伐型林業」と題する上垣喜寛NPO法人自伐型林業推進協会事務局長の寄稿文です。

9月15日に「クローズアップ現代+」、「宝の山をどう生かす 森林大国・日本 飛躍のカギは」が放送された。番組では、国産材の供給量が増え木材の自給率がアップする一方で、生産性や効率性を高めるために大型の林業機械を森に運び入れ山を丸裸にする皆伐が全国で広がっている様子が映し出された。切りっ放しの山、幅広の道が入った林業現場からは土砂崩れが発生している惨状が報告をされた。それに対して、将来にわたって残したい木を決めて、その支障となる木を間引く間伐を長期にわたって繰り返す、山へのダメージを最小限に抑えて壊れない作業道を整備し災害の起きにくい山づくりを目指す自伐型林業。移住してきた若者やUターン者とそれを支援する自治体の取組が伝えられたと記しています。

また、2020年7月の熊本県球磨川とその支流

の氾濫をドローンなどで調査、崩壊箇所629か所のうち、少なくとも約70%、442か所は皆伐が広がる作業道などの林業施業地からの崩壊と判明、甚大な被害を与えた災害は記録的豪雨だけが原因でなく、多くは林業現場だったということと報告をしています。

こうした事例に学び、皆伐後は野となれば山となれではなく、災害から山と命、暮らしと雇用を守る、まさに持続可能な自伐型・小規模分散型林業に転換すべきと考えますが、林業振興・環境部長の見解を伺います。

次に、介護保険の補足給付制度見直しについてであります。自民・公明政権はこの8月から、介護保険の施設を利用している低所得者の食費、居住費の負担を軽減する補足給付制度を縮小、改悪しました。コロナ禍で暮らしが痛んでいるさなかに、容赦なく負担増を強いるやり方に利用者、家族の不安と怒りが広がっています。

私たちのところにも不安の声と相談が寄せられています。ある御夫婦は、夫が認知症もあり老人保健施設に入所、8月からの利用料が一気に2万円余も値上がりとなり、施設に聞いても、決まったこととの返事、年金月10万円しかないのに合計8万5,000円もの支払いになる、自分の年金は5万円しかなく2人の生活ができないと視力障害のあるパートナーの切実な訴えでありました。御主人の年金収入が年120万円を超えており、今回の補足給付の改悪、食費の負担限度額の見直しとして、1日の食費がこれまでの650円、月2万150円が1,360円、月4万2,160円と、一気に倍の2万2,000円もの負担増になったのであります。

もともと補足給付制度は、2005年の介護保険の改悪で食費、居住費を全額自己負担にしたとき、厚労省が低所得者に配慮するといって導入した仕組みです。ところが、使える要件を厳しくし、利用者、家族に経済的な苦難を押しつけ

てきました。また、2019年に打ち出した8月からの今回の改悪を、新型コロナ危機の下でも見直しませんでした。そして、法改正を経ず施行令の改正だけで済ませたことで国会審議を免れ、多くの国民が知らない間に強行したものであり、許せません。

さて、この制度の対象は、家族全員が住民税非課税世帯であることなどが原則になっています。今、コロナ禍の真ただ中、国は住民税非課税世帯に対し、1世帯10万円の給付金支給を準備しています。こうしたときに一方で、年金収入120万円超えの人も含む低所得者に配慮した補足給付制度を縮小、改悪することは決して許されるものではありません。厚労省によれば、全国で27万人が補足給付の縮小、改悪の影響を受けると推定をしています。

補足給付の対象になっていた人数、8月から給付が縮小、除外となった人数と影響の実態について子ども・福祉政策部長に伺います。

他に例のない容赦なき莫大な負担を強いられたり、退所を余儀なくされたり、また退所を考えざるを得ない等、利用者、県民の痛みと不安をどう受け止めているのか、知事にお聞きをいたします。

今後、経済的理由から施設に入ることを諦める人、入れない人が続出するおそれもあります。社会で支える介護を掲げて導入された介護保険制度、老老介護や年間10万人もの介護離職など、保険あって介護なしの事態を克服することが緊急に求められています。安心の土台を掘り崩す補足給付制度の見直し、改悪は中止、撤回しかありません。

全国知事会とも連携して、国に対して高齢者、家族、県民の実態と暮らしの願いを届け、中止、撤回を提言するよう強く求めるものですが、知事にお聞きをします。

介護保険料滞納による差押えについて、子

も・福祉政策部長にお聞きします。介護保険料の滞納によって預貯金などの財産を差し押さえられた65歳以上の人が2019年度は2万1,578人で、過去最多を更新したことが厚生労働省の調査で分かりました。2万人を超えたのは初めてです。また、差押えのほか、厳しいペナルティー、罰則を強いられますが、保険給付の制限を受けた人は計1万3,883人でした。

65歳以上の方が支払う介護保険料は、年金を年18万円以上受給している場合、年金から強制的に天引きされます。一方、無年金や年18万円未満という低所得層の方は、自ら金融機関などに納める必要があり、滞納するケースが生じています。全体の被保険者数は3,555万人、年金天引きでなく直接納める普通徴収が約1割、350万人です。

差押え処分の増えた背景について、自治体の徴収業務の強化を指摘しますが、より根本的には介護保険料が2倍近くに上がったことも理由と見られる、2000年度は全国平均で月額2,911円だったのが2018年度は5,869円に上昇、2021年度は6,014円になった、コロナ禍もあり低い年金額の高齢者らはさらに介護保険料の支払いが難しくなることが想定されると11月10日付朝日新聞は指摘していますが、ここに問題の本質があるのではないのでしょうか。

高知県の滞納処分の状況、また償還払いや給付の減額など保険給付の制限の状況について子ども・福祉政策部長に併せてお聞きをいたします。

介護保険料は地方税法の例によって滞納処分が行われることになっています。総務省は、滞納処分をすることによって、その生活を著しく急迫するおそれがあるときは滞納処分の執行停止ができるという条文もあるので、その趣旨を踏まえてほしいと説明しています。

現場ではどうなっているのか、子ども・福祉

政策部長に伺います。

保険料を滞納した場合、差押えのほか厳しいペナルティー、罰則が強いられますが、保険給付の制限を受けた人は計1万3,883人でした。そのうち原則1割負担の介護サービス利用料を一旦全額自己負担にして、後から払戻しさせる償還払いとなったのは2,591人、払戻しの一時差止めは56人、自己負担を3割に引き上げる給付の減額等が1万1,236人となるなど、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料に比べても苛酷なものになっています。

経済的困難にある人が必要な介護を受けられない仕組みは見直さなければなりません。国に対して改善を提言すべきと考えますが、子ども・福祉政策部長に伺います。

12月2日付のある全国紙、読売新聞ですが、高齢者の差押え問題を取り上げて、滞納を続けた人には不利益が及ぶことがある、より苦しい状況に陥る可能性があると述べ、岡山市の滞納への早期対応の取組や、東京都中野区の2人世帯の場合年収145万円以下といった基準を設け、低所得者の保険料を半額とする制度を設けていると紹介し、提言をしています。

必要な人が必要なサービスを受けることができるように、介護の社会化を実現するために、各保険者において保険料、利用料双方の減免制度の拡充、創設が緊急に必要です。認識と対応について知事にお聞きします。

現行の介護保険は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善したりすれば、直ちに保険料、利用料の負担増に跳ね返るという根本矛盾を抱えています。保険料、利用料の高騰を抑えながら制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。

自由民主党と公明党は、消費税増税の実施前、増税で財源を得られたら1兆円の国費を投入し、

介護保険の公費負担割合を現行の50%から60%に引き上げると主張をしていました。増税が決まった途端、その公約はほごにされましたが、社会で支える介護を保障する道はこれしかありません。

日本共産党は、介護保険の国庫負担割合、現在は在宅25%、施設20%を直ちに10%引き上げ、将来的には国庫負担50%、公費負担75%に引き上げることを提案しています。国庫負担引き上げで安心できる介護制度には、国民、自治体、多くの政党等の共通する要求であり、願いではないでしょうか。

課題解決先進県を掲げる高知県が提起をして、全国知事会はじめ地方6団体が連携をして国に提言、実現を図るべきだと考えますが、知事の御見解を伺います。

以上、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、残業なしで対応できる医師数が必要ではないかというお尋ねがございました。

医師が健康的に働き続けることのできる環境を整備するということは、医師自身にとってはもとよりでありますけれども、医療の質、安全の確保と持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要であると考えております。

こうしたことから、一般の労働者に比べますと高い水準ではございますけれども、初めて医師の時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用されるということになっております。また、医師の数、全体の増員に関しましては、御指摘にもございましたように、全国的に医学部の定員を増員し、この医師不足に対処をするという対応が取られておりますが、この医師の養成には長い期間を要するということがございます。加えまして、医療は人命を救う重要な業務とい

うこともございますので、ある程度までの時間外労働はやむを得ないというふうに考えられます。

この問題の、より本質的な対策といたしましては、持続可能な医療提供体制の確立を図っていく必要があるということだと考えます。そのためには、医師の偏在の対策、これは診療科あるいは地域などによります偏在ということでございますが、この偏在を正していくという対策ですとか、ただいま申し上げましたような働き方改革の取組、これに加えて、地域医療構想を実現することによります医療機能の分化といった問題に一体的に取り組むことが重要であるというふうに考えております。

今後、国だけでなく各都道府県がその進捗状況を把握いたしまして、総合的な政策として評価をする中で、医師数の在り方も議論がされるべきではないかというふうに受け止めております。

次に、新型コロナウイルス感染症の患者急増時におきましても医療資源が逼迫をしない取組が必要ではないか、この点についての現状と課題はどうかというお尋ねがございました。

このコロナの第5波におきましては、第4波と比べますと、大幅に患者数は増加をいたしましたけれども、重症や中等症の患者数は約3分の2に減少しております。また、患者数に占める重症・中等症化したものの比率で見ますと、この割合は半分以下に減少しているというような状況でございます。

これは、特に第5波の対応までの間に、高齢者を中心にワクチン接種が急速に進んだということが1つ要因として考えられます。あわせて、重症化リスクのある患者に対して積極的に中和抗体薬の投与、いわゆる抗体カクテル療法を行ってきたということが大きく寄与しているというふうに考えているところでございます。

また、多くの入院協力医療機関で中等症患者にも対応いただくということができましたし、また重症患者の対応につきましては、3つの医療機関が連携をして分担するという体制が取れましたことで、通常の医療が逼迫をするというような状況は回避することができたところであります。

一方で、8月中旬以降におきましては、連日100人を超えるような患者の確認が行われた、感染が急増した時期がございました。こうした時期には、重症化リスクの高い患者に医療資源を確保するという趣旨で、やむなく一部について自宅療養をお願いするという判断をいたしたところでございます。

こうした第5波におけます経験を踏まえまして、まずは病床や宿泊療養施設の拡充をしていくということ、そして入退院の調整を迅速化していくということ、さらにやむを得ず自宅療養をお願いする方々に対しては、さらなる不安軽減策を取っていくということ、こういったことが課題であるというふうに考えて、対応を図ってきたところでございます。

このために、今後患者が急増いたしましたときには、県が設置をいたしております新型コロナウイルス感染症医療調整本部に臨床医にも参画をいただくということで入退院調整の迅速化を図る対応を取ることとしております。また、自宅療養者への支援につきましては、感染状況に応じて外部の人材の協力も得ながら、各保健所の体制を計画的に強化し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、広くPCR検査を実施するべきではないかということについてのお尋ねがございました。

早期に治療を開始するというためには、議員から御指摘がありましたように、早期に陽性者を発見するということが重要であるということ

は言うまでもないことだと考えております。

本県では、これまで濃厚接触者以外の接触者につきましても、広くPCR検査の対象として対応してまいりました。特に、高齢者施設などで一例でも患者が発生した場合には、同じフロアまたは施設全体の入所者ですとか職員の方々へのPCR検査を積極的に行ってまいりました。また、第4波、第5波の患者が急増した時期には、無料のPCR検査も臨時で実施をするということに対応いたしました結果、この中では合わせて30名の陽性者が確認されまして、必要な療養につなげることができたという実績もございます。

今後も、感染の拡大時には、感染に不安を感じます無症状の県民の方々を対象として無料のPCR検査を実施することとしたいと考えてまして、今議会に必要な予算案を提出させていただいております。

検査の実施につきましては、対応の目安がいわゆる特別警戒段階以上となる可能性がある場合に、この実施の判断をするということ想定しているところでございます。また、第5波までとは異なりまして、今後はワクチン接種歴のある方も無料検査の対象とするという予定としております。こうした対応によりまして、早期に陽性者を確認して必要な療養につなげ、医療資源の逼迫を回避できるように努力をしてまいりたいと考えております。

次に、静岡県熱海市におきます土石流災害の受け止め、そして教訓についてお尋ねがございました。

熱海市の土石流災害におきましては、上流部の不適切な盛土の崩壊が被害を拡大させた要因の一つとされております。こうした盛土を規制する法制度の必要性を認識したところでございます。

このため、全国知事会を通じまして、全国統

一の基準や規制を早急に設けるように国に対して要望をしまりました。現在、これを受けまして、国のほうでは全国一律の安全基準を策定するという、あるいは違反者への罰則を強化するという、こういった中身を柱といたしました盛土対策を強化する関連法案を来年の通常国会に提出すべく、準備を進めているところというふう聞いております。

加えまして、崩壊をしますと住宅などを巻き込むおそれが高い地域を都道府県が指定し、この区域内での土地造成行為を許可制とすることなどが検討されているというふうに承知しております。

また、静岡県におきましては、盛土に関する行政手続上の問題につきましても検証が進められているということがございます。不適切な盛土を防ぐというために、こうした動向を注視しながら、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

一方で、この熱海市の被害につきましては、土石流災害のおそれがあります区域として指定されておりました土砂災害警戒区域で発生しているという事情もございます。このため、こうした危険区域の住民の皆さんへの周知ですとか、市町村の速やかな避難指示の発令といいました、早めの避難につなげる取組の重要性も改めて認識をいたしたところでございます。

引き続き、国の補正予算も活用いたしまして、砂防堰堤などの整備を進めるということに加え、自主的な避難行動を促すための啓発活動を強化いたしまして、ハード・ソフト一体となりました対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護保険のいわゆる補足給付の見直しに対する受け止めと国への提言についてお尋ねがございました。

お尋ねがございました介護保険におきます補

足給付は、住民税の非課税世帯といった低所得の方が介護施設やショートステイを利用した際に、食費あるいは居住費相当の自己負担を求められる場合にこれを軽減するというための助成制度でございます。この制度は、在宅の方と施設利用者の方々の負担の公平性を確保しようという趣旨で、平成17年度の介護保険法改正によりまして、食費などがこの給付の対象から外れたということがございました際に、低所得者への配慮として創設されたものであります。

このたびの補足給付の制度の見直しそのものは、介護保険制度の持続可能性を高めるために、負担能力に応じた負担をお願いしていくという観点から見直しが行われたというふうに認識をしております。こうした見直し自身は、高齢化が進む中にありまして、介護保険制度を維持していく、そして必要な介護サービスを必要な方に提供していくためには、やむを得ないものだというふうに考えているところでございます。

ただ、一方今回の見直しにつきましては、事前に周知の努力はしてきたところでありますけれども、利用者の方々の中には支払いが増えて困っているというお話、これは議員から御指摘あったとおりでございます。また、負担が急に増えたのはなぜかといったような声が上がっているというふうに報告を受けております。

県といたしましては、利用者が安心してサービスを受けられますように、市町村や事業者に対しまして利用者の方々の疑問には丁寧に対応いただけるようお願いをしております。あわせて、例えば利用者が経済的な困窮の問題を抱えているという場合には適切に福祉の窓口につなぐといった対応も含めまして、関係機関と連携をした支援に努めるよう周知を行ってまいります。

次に、保険料や利用料の減免制度の拡充、創設についてお尋ねがございました。

高齢化が進行する中にありまして、介護保険制度を将来的に安定して運営していくためには、給付と負担のバランスを図りながら、制度の持続可能性を高めていくということが重要であると考えております。

こうした中、保険料につきましては、住民税非課税世帯の高齢者に対して公費により最大で基準額の7割を軽減するという制度が設けられているところでございます。加えて、市町村の条例に基づきまして、長期間入院されている方あるいは新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方などへの減免制度もあるという状況でございます。

こうした支援制度はございますけれども、例えばお話がありましたような保険料の滞納の御相談の中で所得の急減を把握した場合には、福祉の窓口につないでいただくといった形で、市町村が各種の制度を総合的に、また適切に運用していただけるように助言、支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、介護保険の国庫負担割合の引上げについてお尋ねがございました。

高齢化が進む中で、介護保険制度を将来にわたって安定して運営をしていくということが必要な中でありまして、先ほども申し上げましたけれども、給付と負担のバランスを図りながら、制度の持続可能性を高めていくということが何よりも重要だと考えております。

特に、今後高齢者人口がピークとなると見込まれます2040年頃に向けまして、介護保険制度が果たすべき役割は一層大きくなるということでございます。そのため、給付の面では必要とされる方に確実にサービスが提供されるということが必要であるということはもちろんでありますけれども、負担の面では、その能力に応じて軽減を図る必要があるというふうに考えております。

こうした中におきまして、先般来社会保障と税の一体改革が進められており、所得の低い高齢者の保険料軽減などに、消費税率の引上げによります増収分を財源とした公費の投入が行われているところでございます。これによりまして、先ほど申し上げましたように、最大保険料の7割軽減というような、手厚い減免の措置も取られるようになってきているということでございます。

介護保険制度につきましては、全国知事会において、将来にわたり安定したものとなりますように、国、地方の負担の在り方を含めまして、必要な制度の改善を図るように国に提言を行っているところでございます。引き続き、国の動きも注視をしながら、持続的な制度の改善に向けまして、全国知事会などと連携をし取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、新たな感染症に対応するための感染症専門医、集中治療専門医の増員、重症ベッドの確保についてお尋ねがございました。

現在、高知県内の感染症専門医の人数は、人口10万人当たりで全国平均並みの18位、一方集中治療専門医の人数は、人口10万人当たりで全国平均を大きく上回る5位というふうな状況になっております。

また、重症患者への治療に対応する集中治療室——ICUのことですが——やICUに準ずる機能を有するハイケアユニットなどの整備状況は、人口当たりで見ますと全国でもトップレベルになっております。

このように、本県においては、感染症の治療に当たる医師や重症者に対応する病床は他県と比較して相対的に充実してはいるものの、専門性を有する人材のさらなる育成は重要であると

考えております。このため、高知医療再生機構による専門医等養成支援事業などを活用し、関係機関に専門人材の育成を促してまいります。

あわせまして、先般策定しました新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画において構築した医療連携体制を基礎としながら、次期の保健医療計画においては、感染症医療に必要な医療資源の確保方策を検討してまいります。

次に、新型コロナウイルスへの対応の教訓や、有事に備えて予備の人員、施設を事前に準備する考え方を地域医療構想にどのように反映させるのか、お尋ねがございました。

地域医療構想につきましては、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の病床機能別に2025年の医療需要に応じた病床の必要量を定め、再編を進める取組でございます。

県内におきましては、これまで介護医療院への転換を中心に、病床の機能転換や再編、公立・公的医療機関などの担うべき医療機能や病床数の検証などの取組を進めてまいりました。そうした中、コロナ禍においては民間の医療機関も含めて、それぞれの医療機能を踏まえて入院対応を担っていただいております。この夏の状況でも、県内全体として病床を逼迫させることなく乗り越えることができました。

ただ、全国的には病床の逼迫が相次いだことなどから、令和6年度からの第8期医療計画の記載項目として、新興感染症等の感染拡大時における医療が追加され、地域医療構想との整合性を取ることが予定されております。県としましては、今後国から示される考え方を基に、新興感染症などにも対応可能な県内の医療体制の在り方について検討してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教育職員の変形労働時間制について、本県の教育職員の労働時

間が国の指針が示す範囲内であるのかのお尋ねがございました。

教育職員における1年単位の変形労働時間制は、年度初めや学校行事等で業務量が多い時期に限って勤務時間を延長し、延長した時間を長期休業期間等に休日としてまとめて取得することができる制度となっております。教育職員がこの制度を活用するに当たっては、活用前の年度の時間外在校等時間が月45時間、年360時間の範囲内であることが国の指針で定められております。

本県の県立学校における令和2年度の時間外在校等時間の実績では、69%の教育職員がこの指針の範囲内となっております。また、市町村立の小中学校では、校務支援員を配置している35校の実績となりますが、指針の範囲内となる教育職員の割合は23%となっております。

次に、変形労働時間制導入に関する職員団体との交渉についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、変形労働時間制に関して、4つの教職員団体と令和2年12月から制度の趣旨や内容について説明や話し合いを行ってまいりました。

4つのうち1つの団体からは、8時間労働制の原則を壊すものである、制度の導入より、まずすべき取組があるといった理由から反対の意向が示されました。これに対して、制度の適用に当たっては適用期間内——これは1か月を超えて12か月以内ということになりますけれども、適用期間内の1週間当たりの勤務時間の平均を、通常の勤務時間数、1週間38時間45分とすることなど、長時間勤務を助長するものではないこと、そして教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずること、また本制度は市町村や学校単位での活用を強制するものではなく、希望する教育職員が個人単位で活用することのできる休日取得制度の選択肢の一つであ

ることといった内容を説明し、理解を求めたところでは、なお、その他の3つの団体からは、制度の導入に関して御理解をいただいているところでは、

次に、変形労働時間制の適用をしないことを求める意見書議案が可決された市町村名と数、市町村教育委員会での制度導入に対する姿勢や判断についてお尋ねがございました。

変形労働時間制の適用をしないことを求める意見書議案が提出された市町村は、土佐町、須崎市、四万十市、芸西村、馬路村、奈半利町、日高村、四万十町、いの町、安芸市、東洋町の11市町村となっております。

また、本制度の導入に関して、学校組合を含めました35の市町村等教育委員会の意向につきましては、直近の調査では導入する方向で検討しているが6教育委員会、未定が29教育委員会となっております。

なお、未定の教育委員会では、近隣市町村の動向や導入による成果、課題等を検討した上で判断したいや、学校現場との調整がまだ十分でないためといった理由を挙げられておりますので、今後とも制度の理解を深めていただけるよう、十分説明に努めてまいりたいと考えております。

県教育委員会としましては、県立学校の教育職員の35.8%が活用を希望していることや、6教育委員会が本制度を導入する意向を示しておりますことから、条例改正によって本制度を活用するための環境を整備することが必要であるとと考えております。

次に、教職員や保護者に対して講習や研修を開催するなど、制度を学ぶことを進めてきたのかのお尋ねがございました。

県教育委員会では、令和2年8月から順次市町村教育委員会及び県立学校に対して、制度に関する文部科学省からの通知やパンフレットを

送付するとともに、市町村教育長会や県立学校長会及び教頭会、事務長会などにおいて、制度の内容やスケジュールに関して直接説明を行い、教職員への周知についても依頼をしてきたところでは、また、県立学校につきましては、全教育職員を対象にアンケートを実施し、制度の周知と併せ、活用の意向も伺っております。

なお、本議会で条例改正をお認めいただけましたら、改めて県立学校長や各市町村教育委員会に対しまして、本制度の活用に向けた具体的な手順などの周知を行ってまいりたいと考えております。

県立学校の教職員個人に対しては、校務支援システムなどの情報伝達ツールを活用して周知を行うとともに、保護者の皆様に対しても、学校に対して学校通信等による周知を依頼するなど、本制度の理解を深めていただけるよう努めてまいります。

次に、制度導入を前提とした条例制定は時期尚早であり、条例化は見送るべきとお尋ねがございました。

このたびの変形労働時間制は、市町村や学校単位での活用を強制するものではなく、希望する教育職員が個人単位で活用することのできる休日取得制度の選択肢の一つです。県教育委員会としましては、県立学校の教育職員の35.8%が活用を希望していることや、本制度を導入する意向を示している市町村教育委員会があることから、条例改正によって制度を活用するための環境を整備することが必要であるとと考えております。

本制度は、休日をまとめて取得することで教育職員がリフレッシュする時間等を確保し、そのことがひいては児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことに資すると考えております。また、休暇制度の選択肢が増えることにより、教育職員の多様な働き方を促すとともに、教職

の魅力化を図り、意欲と能力のある人材が教員を目指すきっかけになることも期待できます。

今後とも、本制度の導入と併せて教育職員の業務の効率化、削減等にも引き続き取り組み、総合的に働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、GIGAスクール構想に関し、情報モラル教育や健康面の配慮についてお尋ねがございました。

インターネット、SNSが普及し、またGIGAスクール構想の下で1人1台タブレット端末の使用が進む中、子供たちが適切にICTを活用できる能力を身につけ、心身の健康を守っていくことはとても重要な課題だと認識しております。

このため、本県では、授業と関係のない不適切なサイトにアクセスできないよう、全てのタブレット端末でフィルタリングを実施しているほか、チャットにつきましては、教員が参加した体制でのみ運用するように制限を行っております。また、児童生徒のアカウントとパスワードについては、他人に知られないよう管理を徹底することなどを全校に通知しているところです。

一方、情報モラル教育につきましては、発達段階に応じて授業などで学習するほか、インターネットの正しい利用に関する出前講座や、リーフレットを活用した啓発活動も実施しております。さらに、就学前から高校までの各学校等において、家庭や地域と連携しながら情報モラル学習を進めていくため、本年度中に情報モラル教育ハンドブックを作成し、効果的な活用を図っていくこととしております。また、健康面では、長時間のタブレット使用による目の疲れや姿勢の乱れを予防するため、教職員を対象とした研修動画や教室に掲示する教材を作成し、県立学校及び市町村教育委員会での活用を進めている

ところです。

今後とも、情報モラルや健康面に十分留意しながら、GIGAスクール構想を着実に推進していきたいと考えております。

次に、生徒や保護者の費用負担が生じない取組についてお尋ねがございました。

本県の公立学校においては、小中学校だけでなく、高等学校及び特別支援学校についても国の補助事業等を活用し、家庭の負担なく1人1台タブレット端末の導入を進めているところがございます。これらのタブレットに故障や破損が生じた場合、納入業者との保証契約により基本的に無償で対応されることとなっております。

また、本県では、全ての公立学校の児童生徒が無料で利用できるデジタル教材や動画を備えた学習支援プラットフォーム高知家まなびばこを整備し、本年4月から運用を開始しております。この点につきましても、保護者の負担軽減につながっているものと認識しております。

一方、タブレット端末の持ち帰りに伴う通信費につきましては、低所得世帯向けに国の支援制度が設けられており、県としてもこの制度を活用して支援を行っているところです。今後も、国の動きを注視しながら、必要な政策提言等を実施していきたいと考えております。

最後に、デジタル教材の活用についてお尋ねがございました。

現在、公立小中学校では1人1台端末を活用し、児童生徒個々の考えや意見を学級全体でリアルタイムに共有したり、友達と同時編集機能を使って資料や作品を共同して作成する授業が行われております。また、ビデオ通話アプリを使って他校や海外の学校との遠隔授業を行ったり、不登校児童生徒や病気療養児がオンラインで授業に参加したりする取組も見られるようになりました。加えて、教員研修におきましても可能な限りオンラインで行うなど、教員の働き

方改革にもつながっております。

しかしながら、1人1台端末の活用は本年度から本格的にスタートしたところであり、まだまだICTの活用には慣れない教員も見られます。そのため、ICTの活用が苦手だからといって効果的な活用がされなければ、授業の質に差が生じることが懸念されますので、全てを教員の裁量に任せるのは適当ではないというふうに考えております。

授業でのICTの効果的な活用場面や方法については、教科会や学年会などで組織的に検討し、児童生徒の理解度や実態に応じて活用を図っていくことが重要です。特に、これからの学校に求められる個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、授業の中で積極的にICTを活用していく必要があると考えます。

県教育委員会では、授業づくり講座等の中で1人1台端末を効果的に活用した授業を研究、提案するなど、授業の質と教員のICT活用力を高める取組に力を入れております。あわせて、全ての学校で取り入れていただきたい実践事例を教職員向けのポータルサイトに掲載し、その普及と活用に努めているところです。

今後も、1人1台端末が子供の学びのツールとして有効に活用され、あわせて教材の共同利用などにより教員の働き方改革が一層推進されるよう、市町村教育委員会や学校と連携しながら、さらに充実した取組を進めてまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) まず、盛土による災害防止のための総点検の対象箇所の内容、箇所数及び中間報告の結果についてお尋ねがございました。

県では、熱海市の土石流災害を受けて、国から示された総点検の方針に基づき、本年8月から市町村と連携しながら、危険な盛土箇所の抽出や点検を進めてまいりました。

点検については、おおむね2000年以降に形成された盛土のうち、団地開発などの大規模盛土造成地や、土砂災害警戒区域の上流域にある盛土など、土砂災害をもたらすおそれのある盛土を対象に、原則目視によって行っております。

点検対象となった盛土は275か所で、その内訳は、大規模盛土造成地が162か所、土砂災害警戒区域の上流域などにある、砂防法などの各種法令で許可を受けた盛土が93か所、住民からの情報提供などで把握した盛土が20か所となっております。

11月末に国へ中間報告を行った段階では、275か所のうち約7割に当たる205か所の点検が完了しており、残り70か所は令和4年2月末までに点検が完了する予定です。点検が完了した205か所のうち、危険性が確認されなかった箇所が203か所、専門家による詳細調査が必要とされた箇所は、高知市の大規模盛土造成地で2か所となっております。

次に、公共工事における建設残土の適切な処理についてお尋ねがございました。

県では、公共工事で発生する建設残土の処理方法について、まずは現場内利用、次に他事業との利用調整、その次に有用残土としての売却の順に検討し、残土の有効利用に努めております。有効利用できなかった残土は処分場に搬出することになり、この場合は、関係法令に抵触せず適正に処分できる場所を発注者が指定しています。また、工事中は施工計画書や管理資料などにより、適切に処理されていることを確認しています。

引き続き、現場内や事業間で有効利用を進めるとともに、処分場への搬出が必要となった場合は適切に処理を行ってまいります。

次に、土砂災害警戒区域などの指定や公表について、またソフト対策の取組状況についてお尋ねがございました。

本県では、土砂災害の発生のおそれのある区域を把握するための基礎調査を令和元年度に完了し、把握した2万9区域について県のホームページで公表しています。これらの区域については、今年度末までに土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域として指定を完了する予定です。この指定に際しましては、区域内にお住まいの皆様などを対象とした住民説明会等を実施しており、この中で土砂災害の危険性のほか、備えや避難の大切さについても周知を行っております。

また、避難計画の策定や訓練につきましては、市町村が主体的に取り組んでいるところでございますが、県としましても関係部局が連携し、計画の作成や訓練の実施に対する支援などを行っております。さらに、地域の住民の皆様に対しては、土砂災害の防止並びに被害の軽減のため、防災学習会やこども防災キャンプなどの啓発活動を行っており、引き続きこうした取組を通じて地域における防災力の向上に努めてまいります。

最後に、インフラの長寿命化に関する計画策定や点検などに対する国の補助制度を拡充するとともに、自治体の技術者の育成や確保に向けた支援を強化するよう提言すべきではないかとお尋ねがございました。

インフラの老朽化対策並びに長寿命化は全国的な課題となっております。本県におきましても、橋梁やトンネルなどこれまで整備してきた施設の点検、診断、修繕を計画的に行うことで、将来のメンテナンスコストを抑制する予防保全に転換しているところでございます。

しかしながら、これらの点検、修繕は多大な費用を要することから、財政基盤の弱い自治体にとっては大きな負担となっております。このため、これまでも市町村や各種団体などと共に、予算の確保と制度の拡充を国などに訴えてきた

ところでございます。今後も引き続き、あらゆる機会を通じて地域の実情を訴えながら、予算が確保され、補助制度が拡充されるように働きかけてまいります。

また、自治体の技術者の育成・確保につきましては、国土交通省が毎年橋梁やトンネルなどの定期点検に必要な知識と技能の習得を目的に研修を開催しています。さらに、国、県、市町村などで構成する高知県道路メンテナンス会議の場などで、長寿命化対策を実施するための課題の解決策について、関係者間の情報共有や技術支援に取り組んでおります。今後も、若手職員や業務経験の少ない市町村職員が経験を積む機会を継続、充実していただけるよう働きかけてまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) 持続可能な自伐型、小規模分散型の林業への転換につきましてお尋ねがございました。

林業経営におきましては、間伐実施後、皆伐を行う時期の目安として40年から50年程度、長伐期施業でありましても80年から100年が一般的ですが、それ以上の年数を目安として、超長期にわたり搬出間伐を行う森林所有者の方も多くいらっしゃいます。ただ、原木生産量の面では、標準伐期、長伐期による間伐、皆伐がその大半を占めておりまして、超長期の搬出間伐による生産量は限られているという状況でございます。

また、県勢浮揚に向けましたトータルプランである産業振興計画では、山で若者が働く全国有数の国産材産地を目指すべき将来像として取り組んでおりまして、中山間地域でこうした将来像を実現していくためには、一定規模の間伐や皆伐を進めていく必要があると考えております。

一方、こうした一定規模の間伐や皆伐と土砂災害について明確な相関関係を示すものはござ

いませんが、県では平成24年度には災害防止の観点などから、皆伐と更新に関する指針を作成し、また本年度高知県森林作業道作設指針も改正して、排水を考慮した線形や切土高の抑制を明記するなど、風雨に耐え得る作業道の開設など森林保全に努めているところでございます。

議員御指摘のように、森林には土壌の浸食や流失を防ぐ土壌保全機能や、樹木の根が土砂や岩石等を固定するなどの山地災害防止機能がございまして、これを適切に管理していくことは大変重要だと考えております。このため、森林組合等の事業体による森林整備に加えまして、中山間地域への雇用や移住、きめ細かな森林整備や木材供給等に御貢献いただいている自伐型林業の取組も重要であると考えております。その取組に対して県としましては、安全防具の導入や林業機械のレンタルなどの支援を行わせていただいております。

引き続き、林業事業体による原木増産の振興と、小規模な林業者の育成の取組をバランスよく進めることで、林業・木材産業の振興と中山間地域の活性化、さらには森林の適切な保全管理につなげてまいりたいと考えております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、補足給付の対象人数、8月の見直しに伴い給付が縮小、除外となった人数と影響についてお尋ねがございました。

低所得の方が介護施設やショートステイを利用した際、自己負担である食費や居住費を軽減する補足給付につきましては、認定要件の収入額や預貯金額の基準が本年8月から変更となり、食費の負担限度額の見直しが行われたところです。見直し前の補足給付の対象人数は令和3年7月末現在で、介護施設の利用者は3,054人、ショートステイの利用者は6,116人、合計9,170人となっております。

今回の見直しで、給付が縮小、除外となった人数と影響につきましては、令和3年10月末時点で介護施設の利用者は縮小が801人、1人当たり月額2万1,300円の増、除外が338人、月額約2万4,000円の増となっております。ショートステイでは、縮小の対象となった方は10月末時点で4,426人となっております。このうち実際にショートステイのサービスを利用した方は、9月では790人、平均的な利用回数の月9回で試算しますと、月額約5,900円の増となっております。また、除外は87人、利用回数を月9回で試算しますと、月額約7,200円の増となっております。

次に、介護保険料の滞納処分と保険給付の制限の状況についてお尋ねがございました。

県が実施した介護保険事務調査では、令和2年4月1日現在、令和元年度分介護保険料の滞納者は3,775人です。また、令和元年度に実施された差押えによる滞納処分は、18保険者で393人となっております。

次に、保険給付の制限の状況につきましては、介護保険の利用者が1年以上滞納した場合、介護に係る費用を一旦全額で支払う償還払いが適用になった方は、令和元年度では8保険者で47人です。また、介護保険の利用者が2年以上滞納した場合、その未納の期間に応じて、介護保険の利用者負担額が増える保険給付の減額が適用になった方は、令和元年度では13保険者で96人となっております。

次に、滞納処分を行う現場の状況についてお尋ねがございました。

お話のように、介護保険における滞納処分は、地方税法の例によって市町村において実施をしております。市町村が介護保険料の滞納処分を行う際には、総務省の通知を踏まえ、滞納者の個別具体的な事情を調べた上で対応しており、分割納付など生活実態に応じた保険料の徴収に努めているとお聞きをしております。また、資

産や生活の状況によっては、地方税法に基づき滞納処分の執行停止も行っているとお聞きをしております。

最後に、経済的困難にある人が必要な介護を受けられない仕組みを見直すよう国に提言を行うことについてお尋ねがございました。

介護保険料の滞納が1年以上継続すると、費用を一旦全額支払うこととなり、高齢者への負担が生じることとなります。しかしながら、市町村の現場では滞納者と共に分納計画を策定するなど、その方の実情に沿った対応をしてお聞きをしております。

県としましては、困難を抱えた利用者に対しては関係機関などと連携して解決に向けた支援に努めるよう、市町村や事業者に対し周知を行ってまいります。

○36番（米田稔君） それぞれ御答弁ありがとうございました。第2問を行いたいと思います。

最初に、変形労働時間制についてですが、導入した県が今のところ9県ということ聞いています。その9県でこの制度を適用、利用された方は極めて少ないという話も聞いているんですが、例えば四国の高知県以外の3県も導入されていますので、利用実績がもし分かれば、教育長にお聞きしたいと思います。

それから、春の繁忙期の疲れは夏に癒やしてくださいということが目的だといいますが、これは明らかに8時間労働という人類が勝ち取ってきた大原則からいえば、大きな逸脱だというふうに思うんですね。春で疲れたものを夏でどうやってリフレッシュできますか。一番大事なのは、やはり8時間労働を最大限守ると。そして、世界で最大の多忙をしている教職員の働き方を根本から改革するというのが、一番リフレッシュの道だというふうに私は思うんですけど、全く理由にならない制度の導入だというふうに思うんです。この夏休み、夏の長期の休業のと

きですけど、これは改善をすれば現在の制度でも一定の休みは取れるんじゃないでしょうか。

私が思うのは、教育職員の皆さんの年休取得率、大体分かると思うんですけど、それを答えてください。皆さん年休取得が十分できなくて、大変な環境の中で仕事をされているわけですよね。私は、まずここを、休みが取れる条件を整備して、夏にもリフレッシュしてもらおうということをするべきじゃないかというふうに思うんですが、2つ目、それを教育長にお聞きします。取得率、年休のですね。

それから、もう一つは、これは申し訳ない、通告していないんですけど、日本弁護士連合会が10月20日に意見書を出していますよね。これは、日弁連が全国の知事宛てに届けて、政府にも届けたりしているんですけど、学校における働き方改革の在り方に関する意見書というのを出されていますが、仮に県教委としてもこれを受け止めて検討した、あるいは教育長が読んだということであれば、その考え方について感想があればお聞きしたいなというふうに思います。

2つ目は、介護保険です。知事がやむを得ないと言いますが、政治というのはやむを得ないはいかんですよね。知事がよく言われる共感と前進というのは、県民、国民が県政、国に対して共感ではなくて、住民の皆さんに行政が寄り添う、共に共感するという姿勢が大事だと思うんですよね。だから、制度は持続可能になっても、一人一人の暮らし、命は持続可能じゃないから今大変なんですよね。私はその点、共感というならば県民一人一人に対するリスペクト、尊敬、置かれた生活実態についてしっかりとやっぱり学んで、何とかできないかという思いこそ政治の原点だというふうに思うんですけど、これは知事にお聞きしたいと思います。

それと、国の政策が住民税非課税世帯の方に

給付金を出しますよね。それとの整合性をどう思いますか。国は大変だからということで給付金出すんですよ。そういう今の流れからすると、当然この介護保険の補足給付の見直しについてもすべきではないというふうに思うんですが、その点は知事にお伺いしたいと思います。

以上、第2問です。

○教育長（伊藤博明君） まず、変形労働時間制導入に関して他県の状況、特に四国の他の3県という御質問をいただきました。

四国の他の3県につきましては、全てこの条例改正を既に行っております。そのうち愛媛県と香川県につきましては活用がほとんどなくて、香川県では小学校で1名活用しているというような状況でございます。徳島県につきましては、今県立学校のほうで10校で40名程度が活用しておいて、後期にさらに活用を検討している学校があるというような報告をいただいております。

それから、2つ目の教員の年休の取得率ですが、申し訳ありません。現在、手元に詳細のデータを持っておりませんが、本来最低でも5日は取得しようということを目標に取り組んでおたりしておりますので、ちょっとまだそこには届いておらない状況じゃないかなというふうに思っております。

それから、日弁連からの意見書につきましては、届いたときに私も拝見をさせていただきました。内容につきましては、少人数学級の推進であったり、それから教員の1人当たりの持ち時間の減少であったり、それから教員の正規化といえますか、増員を正職員でというような、そういったような概要だったと思います。

そこら辺につきましては、やっぱりそういった取組については、必要性は非常に——そういう方向なんだろうというふうに思っておりまして、県教委といたしましても、そういった部分につきましては、できることから取組を進めてい

きたいというふうに思っております。今、そういった姿勢で取組が進んでおると。全てが日弁連の意見書そのとおりということにはなかなかまいりませんが、今言いました3点は、大体の柱につきましてはそういった取組の必要性というものはあるんだろうと、そういった方向だろうというふうに思っております。

○知事（濱田省司君） 介護保険の補足給付についての再質問にお答えを申し上げます。

ただいま答弁申し上げましたように、介護保険制度ができて20年ほどになりますけれども、やはり高齢化が進行しているという中で、保険料の水準も当初3,000円程度だったのが、今倍の6,000円程度にお願いせざるを得ないという状況になっております。これは国民の皆さんひとしくそれだけの負担をいただかないといけないという状況になっておりますので、今後のさらなる高齢化というのを考えたときに、これを安定的な制度としていくという場合には、見直すべきは見直し、御負担できるところは負担していただくという見直しも、これは避けて通れないという意味で、やむを得ないというふうに申し上げたところでございます。

ただ、ただいま議員からも御指摘ありましたように、対象となっている方、影響のイメージといたしまして、年金収入が月額10万円程度の方で、2万円程度の負担増ということでございますので、これ自身は決して小さい額ではないというのは私自身も感じております。この点についての周知が必ずしも十分でなかったというところは、遺憾なところがあるというふうに思いますし、それぞれの利用者の方々は様々な御事情があると思います。そうした中で、ただいま答弁いたしましたように、これをやむを得ないということで切り捨てるということではなく、そういった方々の御相談に親身になって市町村において応じていただいて、必要であれば福祉

であったり自立支援であったり、そういった窓口も御紹介をして寄り添った対応をしていくということが必要であるし、求められると思っておりますので、その点は私のほうからも改めて担当部に、そういった対応を市町村にお願いするように指示をいたしたいというふうに思います。

また、お話がありましたように、今般の経済対策におきまして、住民税の非課税世帯に対します臨時の給付金が措置をされるという方向で議論がされているということでございます。これは、コロナ禍という臨時、異例の状況、経済状況の中で、経済的な苦境に陥っておられる方々に対する支援策として実施をされるというものと理解をしております。介護保険のほうは、これは一時の問題でなくて、将来にわたって安定的な運営が図られなければいけないという、非常に基礎的なインフラ部分でございまして、この点の問題の制度の見直し、恒久的な見直しとは区別をして判断をされるべきではないかというふうに考える次第であります。

○36番（米田稔君） それぞれありがとうございます。

変形労働時間制については、県内外からたくさんの方の要望が寄せられていまして、その一つに、子供たちの前に立つ教員が笑顔でいられるための条件整備が子供たちへの行政の課題です、変形労働時間制は長時間労働を見えなくし、教員の笑顔さえ奪うものだという声もあります。ぜひ、急ぐべきは教員の多忙をどう解決するかということにありますから、教育行政としての役割をしっかりと果たしていただきたいということを要望して、全ての質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（加藤漠君） 暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩



午後3時再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番野町雅樹君。

（9番野町雅樹君登壇）

○9番（野町雅樹君） 自由民主党の野町です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず、高知版地域包括ケアシステムの構築についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の第5波では、感染力の強いデルタ株の影響などにより、首都圏を含む多くの都道府県で緊急事態宣言などが発令をされました。本県においても、8月中旬以降新規感染者が急増し、8月27日には初めて国のまん延防止等重点措置の適用を受ける事態となりました。濱田知事をはじめ職員の皆様の御尽力と県民の皆様の御協力によりまして、10月には第5波も収束をし、県内ではこの1か月以上新規感染者ゼロの日が続いており、社会経済活動も徐々に再開をされています。

しかしながら、新たな変異株であるオミクロン株が世界的に拡散をし、県内でも一昨日その濃厚接触者が確認をされております。そうした中、今議会においても第6波への万全の備えを進めるべく、医療提供体制の拡充、ワクチン接種の推進、社会経済活動との両立に向けた取組など、多くの議案が提出をされているところであります。こうしたコロナ禍にあっても、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる高知県を実現するために、高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、不断の努力をいただいております関係者の皆様に敬意

を表したいというふうに思います。

現在、あったかふれあいセンターは、31市町村に55か所の拠点施設と283か所のサテライトが設置をされ、高齢者などの身近な集いの場として定着をしております。また、訪問看護・介護などの在宅療養サービスも、県の手厚い支援によりまして利用者が着実に増えているというふうにお聞きをしております。しかしながら、このコロナ禍の2年余りの間には、施設の閉鎖やサービスの停止、また縮小などが余儀なくされ、今、外出自粛などによる高齢者のコロナフレイルや認知機能の低下などが社会問題となっております。こうした中で、事業者や関係団体、また利用者の皆さんは手探りで活動を続けてきたとお聞きをしております。

さらに、知事の提案説明にもありましたように、中山間地域で将来にわたり在宅療養が選択できる環境を維持していくためには、今後オンライン診療の充実や「高知家@ライン」などのデジタル技術の積極的な導入がますます必要になっているというふうに考えます。

そこで、まず高知版地域包括ケアシステムの構築を進める中で、コロナ禍がもたらした住民サービスへの影響と明らかとなった課題、今後の対応について知事にお伺いをいたします。

次に、政府は11月19日、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を閣議決定し、その中で新しい資本主義の分配戦略として、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く看護、介護、保育、幼児教育の職員の皆さんの賃上げを含め、公的価格の在り方を抜本的に見直すこと、また賃上げ効果に継続的に取組を行うということを前提として、収入を3%程度、月額にして9,000円程度引き上げるための措置を来年2月から前倒しで実施するという事としております。県内、特に郡部での介護・看護人材が慢性的に不足をする

中、こうした処遇改善というのは、本県の推進する地域包括ケアシステムに関わる多くの方々のモチベーションを高めることが期待されます。

一方で、看護職ではコロナ医療などで一定の役割を担う医療機関に勤める看護師に限定をされることが示されており、関係団体や現場で働く方々からの不満の声も聞かれるところでもあります。また、同様に介護職でも働く職場によって賃上げに格差が生じるとの懸念の声も上がっております。

そこで、政府が実施をする看護・介護職など、地域包括ケアシステムの最前線で働く方々も含めました賃金引上げに対する評価について知事に御所見をお伺いいたします。

次に、「高知家@ライン」の普及促進についてお伺いをいたします。「高知家@ライン」は、在宅医療・介護に係る多職種間で、患者さんの画像、映像などを含む情報を迅速に共有し、各地域で連携体制を構築することを目的として導入をされております。令和元年から2年度に安芸医療圏域でのモデル事業を実施し、本年度からは、その成果を踏まえて県内での普及拡大に取り組んでおり、現在190施設が加入をしております。

モデル事業では、課題として、使用に当たっての多職種間での合意形成やルールづくりが必要であること、また高知あんしんネットや各事業所が導入しております介護ソフトなどとの互換性がないため入力が二度手間になるなど多くの改善点も指摘をされております。一方で、今後の地域包括ケアシステムの構築には、こうしたデジタル技術の活用は必須でありまして、ましてやコロナ禍での普及拡大には大いに意味があるというふうに期待をしております。

そこで、「高知家@ライン」の普及促進に当たって、特に改善の御要望の多い他の情報システムとの互換性などの改良について今後どのように

進めていくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、知事は提案説明において、東部地域における高知版地域包括ケアシステムの拠点施設として、多機能支援施設を整備することと併せて、民間の看護専門学校で遠隔授業が受けられるサテライト教室を設置すると表明をされました。この課題につきましては、私もこれまで本会議において何度も取り上げさせていただき、特に県東部地域における医療人材の不足などにより、大変厳しい状態となっている医療体制の窮状について訴えてまいりました。

一昨々年の9月議会での私の質問に対して当時の尾崎知事から、東部地域の医療をしっかりと確保していくためにも、東部における看護師の確保、また卒業後その地域に残る方の割合が低いことや、高齢化が進んでいるなどの問題に正面から取り組んでいかなければならない、県全体において地域包括ケアシステムの構築が求められる中で、東部地域こそ地域包括ケアシステムを担う訪問看護とか訪問介護とかの人材を育成する実践フィールドとして最適とも言えるのではないかと力強い御答弁をいただいたところですが、今でも私の中にこのことは高揚感を持って残っております。

なお、この問題の発端となりました室戸市では県の御支援もあり、来年6月の開所を目指して新たな診療所の整備が進められております。将来的には、この多機能支援施設や看護専門学校から優秀な介護士や看護師が巣立ち、多職種連携が進むことで、地域に根差した包括ケアシステムの構築がされることを期待しております。

そこで、看護師養成機能も含めた東部地域への多機能支援施設の設置について改めて知事の決意をお伺いいたします。

次に、今回新たに設置をする看護専門学校はサテライト教室とのことでありますが、学習時

間や肝腎の実習などの実践的カリキュラムに関して、本校の生徒との格差が生じないことが必要であります。一方、魅力的な教室でなければ学生の確保はできませんので、県としても東部地域で包括ケアシステムを担う優れた人材を育成するための魅力的な教室となるよう支援が必要だというふうに考えます。

さらに言えば、昨年2月議会におきまして上治議員の質問に対して当時の岩城副知事から、看護師養成所を設置すれば解決するというわけではなく、学生の確保、卒業後の地元への定着がセットでなければならぬとの答弁もありましたように、設置に当たっては特に東部地域の市町村との連携は欠かせません。

そこで、魅力的なサテライト教室設置への支援と学生の確保、卒業後の地元定着に当たっての市町村との連携についてどのように進めていくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、高知県薬剤師会でも当構想への積極的な参画を希望しているというふうにお聞きをしております。安芸支部では在宅患者への服薬支援である高知家お薬プロジェクトや薬薬連携などの多職種連携にも積極的に取り組んでおり、今回の拠点整備を契機に支部活動の強化が図られるものと期待をしております。

そこで、高知県薬剤師会の支部活動の強化も含め、東部地域での在宅患者に対する服薬支援をどのように強化していくのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

次の項目に移ります。ウイズコロナ下での社会経済活動の再開についてお伺いをいたします。

本県でのワクチン2回接種率は12月5日時点で83.8%となり、12月1日からは医療関係者への3回目の接種も始まったところであります。一方で、2年余り続いてきた社会経済活動の制限などによる地域経済へのダメージは、観光、宿泊、飲食など様々な分野で深刻な状況が続い

ております。

政府は、その出口戦略として、ワクチン・検査パッケージの活用によって、感染拡大下であっても社会経済活動を回していくことを提案し、11月19日には新型コロナウイルス感染症対策本部から、制度の趣旨などを定めた制度要綱が公表をされました。また、先日岸田総理の所信表明演説では、証明書の電子化を12月20日から開始するとの発言があるなど、本格的な運用に向けた準備が進められております。さらに、今議会においてもワクチン・検査パッケージに必要なPCR検査の無料化などの補正予算案が提出をされているところであります。

そこで、次の感染拡大時における本県でのワクチン・検査パッケージの活用場面をどのように想定され、県民への周知をどう図っていくのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、県では、本年8月に高知家あんしん会食推進の店認証制度を創設し、その認証を進めております。しかし、感染状況が落ち着いてきたこともあり、飲食店などでは制度への関心が薄れてきたとの声も聞かれます。

そこで、現状の認証状況と今後の認証推進への取組について健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、商店街の復興支援についてお伺いをいたします。政府は、飲食業などへの需要喚起のため「Go To Eat キャンペーン」を再開し、県でも「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」や観光リカバリーキャンペーンなどを順次再開しており、最近では商店街や夜の街での人出も一定回復していると実感をしております。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大以前から、県内各地の商店街では地域の人口減少、少子高齢化の進行、また大型量販店の進出などによって衰退の一途をたどっており、特に郡部においてはモータリゼーションの進展による高知市などへ

の顧客の流出などによって、商業集積としての機能低下に拍車がかかっていました。また、さらにコロナ禍を契機としまして、国民の間に新しい生活様式が浸透する中で、巣籠もり需要を追い風にネット通販が急速に拡大し、今後地域の商店街への客足がさらに遠のくことも現実問題として受け入れなければなりません。

県では、平成30年度から県内各地の商店街の振興計画策定を支援しているというふうにお聞きをしております。今後、ウイズ・アフターコロナを見据えた中長期的な復興を考えたとき、この取組は大変重要であり、現在広域組織での策定も含めまして13の計画が策定済みというふうにお聞きをしております。

安芸市においても計画策定に向けたワークショップが開催をされており、市内の事業者や団体、金融機関、高校生など30人以上での活発な意見交換が行われております。地元ならではの発想や若い学生の奇抜なアイデアなどが出される中、既に実行に移されたアイデアも出ているなど、商店街活性化に向けた取組に期待をしております。

そこで、県内の商店街におけるコロナ禍の影響をどのように捉え、ウイズ・アフターコロナを見据えた復興支援をどう進めていくのかについて商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、コロナ禍で拡大をいたしましたネット通販は、新しい生活様式の一つとしてさらに進化をし、その市場は今後ともますます拡大していくことは確実であります。内閣府の試算によれば、3年後にはその普及率は欧米並みの8割に達するとも言われており、地域の商店街や事業者との競合は避けられません。一方で、全国には、地元の商店街に来なければ購入できない商品や独特の雰囲気、またそこでしか体験できない対面販売のよさなどをデジタル技術を活用して情報発信するなど、人気を集める商店街や

地域の事業者も数多く存在をします。

そこで、この項の最後に、コロナ禍で拡大したネット通販との競合をどのように捉え、小規模な事業者が圧倒的に多く、高齢化が進む地域の事業者へのデジタル化をどう支援していくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次の項目に移ります。ふるさと納税制度の活用についてお伺いします。平成19年度に始まったふるさと納税ですが、前菅総理が総務大臣の頃、濱田知事も総務官僚としてお仕えをしていた時期に創設をされたものであります。言うまでもなく、この制度は地方で生まれ育ち都会に出てこられた方々が、税制を通じてふるさとに恩返しができる仕組みであります。私は、地方創生の推進にとってこれ以上ない画期的な制度だというふうに考えています。

また、近年は制度の認知度も高まり、当制度の寄附総額は大きく伸びております。総務省のふるさと納税に関する現況調査結果では、令和2年度の全国の寄附金受入れ総額は6,725億円と前年の1.4倍に、また受入れ件数も3,489万件と前年の1.5倍となるなど、コロナ禍での巣籠もり需要の追い風も受け、いずれも過去最高を更新しています。また、本県でもそれぞれ135億円、100万件と過去最高を記録し、本年度もおおむね前年を上回る状況で、この12月は駆け込み寄附シーズンでありますので、各自治体ともその対応に大忙しということでもあります。

さらに、総務省では都市と地方間の財政力格差の是正を念願に、今後のふるさと納税の規模を1兆2,000億円と想定しておりますけれども、その利用者は首都圏を中心に約550万人と、納税義務者の僅か10%に満たず、さらに利用が増えることで、その市場規模は2兆5,000億円になるとも言われております。

一方で、新たな制度であるがゆえに、返礼率などをめぐるトラブルや自治体間の行き過ぎた

競争が、制度の趣旨を逸脱し社会問題化するなど、制度上の綻びも浮き彫りとなってきました。残念ながら、本県の奈半利町がふるさと納税制度から除外される事態も発生してしまいました。

そこで、総務省出身の濱田知事に、奈半利町のふるさと納税制度における指定の取消処分から得られた教訓と、そのことを踏まえた制度の在り方について改めてお伺いをいたします。

平成29年度には、総務省から返礼率30%以内との新たな基準が示されました。また、令和2年度には企業版ふるさと納税制度が拡充、延長されました。この制度の令和2年度の寄附総額は110億円、活用した自治体も641団体と増えてきておりますけれども、今後さらに大きく増えることが期待をされています。そうした新たなルールを遵守しながら、地域産業の振興や自主財源の確保、さらには我が町のPRにと懸命に取り組んでいる自治体や地域の事業者が圧倒的に多く存在することも忘れてはなりません。

本県においても、寄附額の上位を占める須崎市や芸西村、室戸市、四万十町などでは、様々な工夫を凝らし努力を重ねているとお聞きをしております。一方、県では、各市町村の自主的、主体的な取組を促すため、令和2年度の寄附額も1億3,000万円とやや控え目な印象を受けております。

いずれにせよ、各自治体では寄附金額の約5割が自主財源となり、寄附者が希望する住民への医療、福祉、教育、地域産業の振興などのサービスに活用ができますし、地域の事業者にとっては、返礼品などを通して新たな商品開発やインターネットを通じた全国への販路開拓、雇用の拡大などにもつながることから、まさに三方よしであります。

今、SDGsの考え方が浸透する中、社会貢献への意欲が高まっていること、また地域に足を運んでの体験型や、寄附金の使途を明確化し

たクラウドファンディング型の返礼品なども人気を集めているというふうにお聞きをしており、今後各自治体での知恵出しによるさらなる進化が期待されるところであります。

そこで、ふるさと納税制度が本県の地域活性化にどのような効果をもたらし、今後当制度の活用をどう捉えているのか、総務部長に御所見をお伺いいたします。

また、新たな返礼品の開発や地域産業振興の視点から、今後のふるさと納税制度の活用について産業振興推進部長にも併せて御所見をお伺いいたします。

次に、ふるさと納税サイト、ふるさとチョイスでは、競い争う競争から、共に創り出す共創へがテーマとなり、全国でも、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合が設立をされ、自治体同士の学び合いや共同で情報発信を行うなど、自治体間の連携が進んでおります。一方で、近年北海道や宮崎県内など、寄附額上位5位までの自治体が寄附金総額の約6割を占めるなど、自治体による大きな格差が生じており、県内でも同様の傾向が見られます。今後は県内自治体の連携をさらに進めることで、県全体の産業振興や自主財源確保につなげる必要があるのではないかと考えます。

そこで、ふるさと納税制度に関する市町村間のさらなる連携強化に対する支援について総務部長にお伺いいたします。

また、ふるさと納税で頂いた寄附金の使い道の見える化は、寄附者の共感を得ることや参加事業者のモチベーションの向上、さらには国民の制度への理解度を高めるためにも重要なポイントの一つだというふうにご考えます。これまでも各自治体ではホームページなどへの掲載は行っているものの、寄附者や参加事業者、また住民などへの周知は十分とは言えないのではないかとこのように思います。

そこで、この項の最後に、市町村が行っている寄附者や参加事業者に対する寄附金の使い道の見える化の現状とさらなる充実について総務部長に御所見をお伺いいたします。

次に、道路整備に伴う交通渋滞や交通事故への対策についてお伺いをいたします。

12月4日、国道33号高知西バイパスが全線開通し、高知市鴨部からいの町波川までが結ばれ、日高村以西へのアクセスがスムーズとなり、仁淀川流域の観光振興や長年の懸案であった、いの町波川周辺の慢性的な渋滞の解消にもつながると期待をされております。

一方で、県内各地で新たな道路の開通などによって、別の場所で交通渋滞や事故が発生しているとのお話もよくお聞きをしております。私の地元である芸西村から安芸市内にかけても同様に、近年朝の通勤時間帯の交通渋滞が常態化をしており、国道55号からの抜け道となる村道や市道の近隣住民の皆さんから多くの苦情が寄せられております。

芸西村では、国道55号の流れが悪いことから、狭い村道が抜け道となり、猛スピードでの走行や一時停止違反などが横行し、最近も通学路でもある村道での交通事故が立て続けに発生をするなど、住民の方々の不安の声が日増しに大きくなっております。これまで、芸西村でも安芸警察署や高知県渋滞対策検討部会などと連携し、渋滞緩和に向けた協議を重ねており、11月18日には国土交通省による交通渋滞緩和に向けた社会実験も実施をされたところであります。

そこで、新たな道路整備などに伴う交通渋滞や交通事故防止などの安全対策について、住民などからの要望を踏まえてどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いをいたします。

今回の社会実験では、安芸市など周辺自治体や国、県の出先機関、学校、病院、さらには主な民間事業所などに対して、公共交通機関の活

用や時差出勤などの呼びかけを実施したとのことであります。当日、私も渋滞が最も激しい時間帯に現地調査を行い、周辺住民や交通量調査に御協力をいただいた高知工科大学の皆さんにもお話をお伺いしました。交通量などのデータ分析はまだできていないということでもありますけれども、それぞれの御意見や私自身の感覚も含めて、その時間帯の渋滞は少なく、交通量が分散され、一定の効果を感じました。

今回の社会実験には、県東部の出先機関や公立病院、学校などにも御参加をいただきましたけれども、これらの職場に勤務する職員数は約1,000人とのことで、そのうち高知市方面から自家用車通勤が最も多いとのことであります。県では、これまでもこうち520運動などを通じた職員の公共交通機関の利用促進、また働き方改革やコロナ感染拡大防止対策の一環として時差出勤も奨励をしております。もちろん、抜本的な解決策は高規格道路の延伸ということでもありますけれども、当面の対策として、こうした取組が例えば芸西村から安芸市での交通渋滞の緩和につながるということであれば、県内における同様の交通渋滞緩和にも少なからず効果があるのではないかというふうなことが想定をされます。

折しも、コロナ禍で大変厳しい経営が続いている公共交通機関への支援、またこうち520運動が、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたアクションプランにも位置づけられるという観点からも、ぜひ今回の社会実験の結果にも御注目をいただき、県庁を挙げての実効の上がる取組を続けていただきたいというふうに思います。

そこで、まず尾下部長も自ら、ごめん・なはり線で通勤するなど、率先垂範していただいておりますけれども、コロナ禍で厳しい経営が続く、ごめん・なはり線や路面電車などの公共交

通機関の通勤・通学利用者を増やす取組について中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、交通渋滞の解消に向けた取組について、交通渋滞問題も所管をする土木部長に併せて御所見をお伺いいたします。

最後に、農業振興についてお伺いをいたします。

農林水産省は今年の5月25日に、人・農地など関連施策の見直しを公表し、この見直しの方向に基づき、年内をめどに関連施策のパッケージを取りまとめることとしております。見直しの総論として、高齢化や人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化をし、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念をされる、今後食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、米から高収益作物への転換、スマート農業の実装、マーケットインによる生産、販売、環境と調和の取れた生産など、農業の成長産業化や所得増大を進めていくためには、生産基盤である農地について健全性を図りながら持続性を持って最大限利用されるよう、人・農地及びその関連施策を検討していく必要があるとしております。また、その重要施策として、人・農地プランを引き続きそのツールとして位置づけ、法定化も含めて地域住民への理解の浸透を図るとしております。

そこで、まず本年度末が期限となる県内市町村における人・農地プランの実質化の進捗状況及びいまだに実質化が完了していない市町村に対する支援について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、現時点で実質化の完了した人・農地プランから明らかとなった課題、そのことを踏まえた今後の取組について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、県の園芸用ハウスの面積は年々減少し

ており、県によりますと、令和2年度には1,309ヘクタールとなり、10年前から217ヘクタール減少、また施設園芸農家も5,015戸となり、1,325戸減少するなど厳しい状況が続いております。

こうした中、県では本県農業の屋台骨である施設園芸農業を発展させるため、I o Pなどの先端技術の導入による生産性の向上を重点施策として推進しており、近年若い担い手や企業の参入も増加をしております。また、県では、その受皿として一定のまとまりのある園芸ハウス用地を積極的に生み出す仕組みを構築し、その整備を進めております。

そこで、園芸ハウス団地の用地確保の取組の状況と今後の推進策について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、令和元年度の全国の荒廃農地は、農林水産省によると28万4,000ヘクタールで、そのうち約7割の19万2,000ヘクタールが再生利用困難と判断される農地と言われており、近年増加傾向にあります。本県においても荒廃農地が1,949ヘクタールと、耕地面積の約7%となっております。

一方で、人口減少やコロナ禍による景気低迷などで米の消費が減少、2年連続で米価が低迷し、大量の余剰米が発生する事態となっております。そのため、次年度の主食用米の作付面積も需給安定のためには、さらに3万9,000ヘクタール削減することが必要とされております。こうしたことから、今後荒廃農地のさらなる増加が懸念をされ、園芸農業の推進だけでは農地の有効利用には限界があることは明らかであります。

県では、これまでも農地の基盤整備による多様な担い手への農地の集約や、施設園芸品目以外の露地園芸作物の有望品目の探索などにも取り組んでいますが、今後ユズなどに続く有望な露地園芸品目の選定やその導入に本格的に取り

組むことも喫緊の課題だというふうに考えております。

そこで、今後増えてくる荒廃農地対策として、露地園芸作物をどのように振興していくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、農業分野における燃油高騰対策についてお伺いをいたします。コロナ禍からの世界的な景気回復やコンテナ不足による物流の停滞、また脱炭素に向けた世界の動きに危機感を抱く産油国と消費国との駆け引きなど様々な要因によって、燃油価格が8年ぶりに高騰し、シントウやピーマンなど高温作物を栽培する農家が悲鳴を上げております。また、施設園芸の増収技術として普及した炭酸ガス発生装置に主に使われる灯油の販売価格も跳ね上がり、導入農家からもその使用をちゅうちょする声も聞かれるなど、技術導入の足かせになることも心配をされます。

また、高知県農協農政会議と自民党県議団との政策懇談会の中でも、燃油高騰対策への強い要請があったところですが、県ではJAと連携をして、国の施設園芸セーフティーネット構築事業や、収入保険制度への加入促進にも精力的に取り組んでいただいているというふうにお聞きをしております。

そこで、国の施設園芸セーフティーネット構築事業や収入保険制度への施設園芸農家の加入状況とその割合がどの程度なのか、また国の取組に加えて県独自の支援策が検討できないか、農業振興部長に併せてお伺いをいたします。

次に、園芸用ハウスの整備コスト低減対策についてお伺いをいたします。このことについては、過去の本会議でも何度か取り上げ、当時の農業振興部長からは、整備コストの上昇は、生産者の皆様の負担増につながることから、入札時期の前倒しや複数ハウスの一括入札の推進、JAグループの統合によるスケールメリットを

生かした発注方法やハウスの基本仕様の統一への指導、また国庫補助事業による高強度ハウス整備の要件緩和についての国への提言など、整備コスト低減への前向きな御答弁をいただいたところであります。しかし、近年園芸用ハウスの整備費は下がるどころか年々上昇しており、今回のコロナ禍での高騰というのは別物と考えても、農家や関係者からは厳しい声が上がっております。

また、今後JA全農グループなど参入企業との連携による大規模経営体の育成なども考えられ、その栽培システムの普及や施設整備での連携などについても、今後しっかりと検討していくべきというふうに考えております。

そこで、園芸用ハウスの整備コスト低減に向けたこれまでの成果と今後の取組について、改めて農業振興部長にお伺いをいたします。

最後に、農業分野のグリーン化に向けた取組についてお伺いをいたします。令和元年12月議会において、濱田知事から2050年のカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言をされ、現在具体的な道筋を示すアクションプランの策定が進められております。農業分野においては、これまでも園芸用ハウスへの重油代替加温機の導入を進めてきており、令和2年度にはヒートポンプが3,942台、155ヘクタール、また木質バイオマスボイラーも233台、45ヘクタールに導入をされております。これは、加温ハウス面積の約15%に当たり、導入面積では日本一とのことあります。

しかしながら、数年周期で繰り返される原油価格高騰時には、エネルギー転換への関心は高まるものの、重油価格が落ち着き、補助制度などの支援策が下火になると、農家の導入意欲も薄れ、その普及面積は伸び悩んできました。一方、本山町では、県の支援を受けて、民間企業による木質バイオマス発電と約1.1ヘクタールの

次世代型園芸用ハウスを組み合わせたトリジェネレーションシステムによるパブリカ栽培が始まろうとしております。さらに、高知工科大学においてもIOPプロジェクトの一環として、小規模木質バイオマス発電と総合管理システムの構築に向けた研究が進むなど、先端技術を活用したエネルギー転換への取組が進んでおります。

そこで、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、本県の農業分野では特に施設園芸におけるエネルギー転換を大胆に進めていく必要があるのではないかと考えますが、農業振興部長に御所見をお伺いし、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 野町議員の御質問にお答えをいたします。

まず、コロナ禍での介護サービスなどへの影響などにつきましてお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの感染拡大期におきましては、あつたかふれあいセンターにおいては集いの機能を休止し、訪問や電話による見守りに重点を置いた支援を行っておりました。また、通所介護におきましては事業所の休止や利用自粛などもございまして、通常のサービスに代えて電話による健康状態の確認などで対応したケースもあったというふうにお聞きをしております。

こうした集いの場や通所介護でのサービス提供が難しくなった場合、高齢者の生活全般の活動が少なくなるということによりまして、心身の機能が低下をすることなどが懸念をされております。また、県内の市町村からは、認知症カフェなどの集いの場が休止となったことで、認知機能の低下が見られまじたり、精神面で不安定な状態になった方もいたといった話もお聞きをしているところであります。

こうしたことから、これまで介護予防体操の

チラシの配布でございますとか、動画をインターネット上で公開するといったことなどによりまして、自宅で運動を続けていただくための取組を行ってまいりました。現在は、感染状況が落ち着いていること、またワクチン接種が進んだことなどもありまして、十分な感染防止対策を実施した上で、継続的に必要なサービスや支援が行われている状況でございます。

県といたしましては、今後とも市町村や関係団体と連携をして、感染拡大時においても必要な支援が行えますよう、ICTのさらなる活用環境の整備といった点も含めまして対応してまいりたいと考えております。

次に、政府が実施を予定しております看護・介護職などの賃金の引上げに対する評価についてお尋ねがございました。

このたびの国の補正予算案におきまして、現場の最前線で働いております看護あるいは介護の職員などにつきまして、収入の引上げによる処遇改善が図られる予定となりました。今回の引上げは離職の防止のみならず、新たな人材確保にも大きく寄与するものと期待をいたしております。

また、民間の春闘に先駆けまして、来年2月から実施をするということなど、コロナ禍で御尽力をいただいております看護師などに配慮した、スピード感を持った対応となっていると考えておりまして、この点についても高く評価をしているところでございます。

一方、問題点といたしまして、対象者や対象施設が限定されるといったような指摘もございます。日本看護協会などの関係団体からも国に対して、対象者の拡大などの要望書が提出されているというふうにお聞きをしているところでございます。

今後、国の公的価格の見直しの議論でございますとか、令和4年度の当初予算編成の過程な

どを通じまして、この対象者の範囲の考え方についても整理がされてくるというふうに思われますので、まずはその動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

次に、東部地域の多機能支援施設の設置についての決意はどうかというお尋ねがございました。

本県の東部地域におきましては、医療・介護人材の不足が大きな課題となっており、これまで看護学校の設立などにつきまして様々な議論がございました。また、東部地域は県内の他の地域と比べまして、人口当たりの病床数あるいは介護施設が少ないなどといった課題があり、在宅療養の推進が重要となっております。そのため、地元に着をいたします医療・介護人材の確保とサービス提供事業者への支援が必要だというふうに考えております。

まず、人材の確保におきましては、看護学校のサテライト教室を設置して、地元出身者などを対象に看護師の養成に取り組んでまいります。また、あわせまして看護師の復職支援や就職あっせんなどを行いますナースセンターを設置することにより、看護師の確保に努めてまいります。加えて、この施設におきましては、課題となっております介護人材の養成にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

事業者の方々の支援といたしましては、訪問看護支援センターや在宅服薬支援の拠点を新たに設けるといことといたしております。さらに、在宅歯科連携室や社会福祉協議会なども施設内に配置をするということによりまして、医療・介護・福祉関係団体の連携拠点としての役割も果たしていけるものにしていきたいというふうに考えているところでございます。

この看護学校のサテライト教室を含みます多機能支援施設につきましては、これまでの経過も十分に踏まえて、県がしっかりと前面に立ち

まして、市町村と関係機関と連携を図りながら、できるだけ早期に整備ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、奈半利町のふるさと納税におきます指定の取消処分から得られた教訓、そしてこれを踏まえた制度の在り方についてのお尋ねがございました。

全国的に返礼品の競争が過熱をする中で、奈半利町におきましては返礼品の選定が恣意的に行われるというようなこと、あるいは寄附額の設定についても同様に恣意的な設定が行われたのではないかといったような問題、さらには決裁手続が形骸化をしている、そして組織内での情報共有が不足をしているといったような事態が生じていたというふうに承知をいたしております。

こうしたことが制度のルールや趣旨を逸脱した基準違反の返礼品の提供へとつながったというふうに考えておきまして、例えば地場産品の提供ですとか、いわゆる3割ルールといったルール違反の基準違反の返礼品の提供というこの理由をもちまして、昨年7月に指定の取消処分が行われるということに至ったものであります。

県におきましては、この教訓を踏まえ、各市町村を訪問いたしましたの实地調査や意見交換などを行います中で、返礼品の選定手続が適正に行われているか、また意思決定が組織的に行われているかといった点などを確認することとしております。また、国の調査と併せまして、ただいま申し上げましたようないわゆる地場産品基準、そして返礼品割合の状況を確認いたしますほか、必要に応じまして個別に市町村にヒアリングや助言も行って、適正な制度運用を期しているところでございます。

改めて申し上げるまでもございませんけれども、ふるさと納税制度は納税者が税制を通じてふるさとへ貢献できる仕組みができないかとい

う思いの下に導入をされたものであります。したがって、納税者は寄附をきっかけに地方行政への関心と参加意識を高めていくということ、そして各自治体は納税者の志に応えられる施策の向上に努めていくということが期待をされます。これによって地域に活力が生まれてくることが念頭に置かれて、そういったことを意図された制度だというふうに認識をしているところでございます。

こうしたふるさと納税制度の趣旨は、奈半利町の事案をもって否定されるべきでは決してないと考えております。各自治体におきまして良識のある運用によって、こうした制度の趣旨に沿った適正な取組を進めていただきたいというふうに考えているところであります。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、「高知家@ライン」の改良について今後どのように進めていくのか、お尋ねがございました。

「高知家@ライン」につきましては、安芸医療圏をモデルとした取組の成果を踏まえ本年度他の医療圏での導入を進めており、令和4年度には県下全域への普及を図るよう取組を進めているところでございます。医療・介護サービス関係者の間で、在宅患者、療養者の情報を写真や動画で迅速かつ正確に共有できることから、例えば医師が本人に会えない状態でも病状の確認ができるなど、効率的な医療や介護サービスの提供につながっております。

一方で、議員からお話のありましたように、入力方法など使い勝手の面で課題があると指摘されているところでございます。こうした指摘を踏まえまして、今後高知あんしんネットや、はたまるねつとなど他の関連するシステムとの連携促進などについて、関係団体等との協議の場を設けて、システムの利便性を高める手段な

どについて検討してまいりたいと考えております。

次に、魅力あるサテライト教室設置への支援と、学生の確保や卒業後の地元定着に当たっての市町村との連携についてお尋ねがございました。

今回の看護師の養成は、民間の看護学校が遠隔教育システムを用いて授業を行うという、看護教育においては全国初のスタイルとなっております。さらに、本県初の試みである地域包括ケアの構築に資する医療・介護の多機能施設の中に併設し、遠隔教育に必要なICT機器等をあらかじめ整備いたします。

このような設置スタイルにより、学生の時期から身近で医療や福祉の関係者などとの交流を図りながら学ぶことができることは、看護を志す方にとって大きな魅力になると考えております。こうした魅力を強みとして、市町村と連携して東部地域の中高生はもとより社会人の方の入学も意識して、東部地域以外にも幅広く情報発信しながら学生の確保に努めてまいります。また、関係市町村とは高知県東部地域医療確保対策協議会で情報共有に努めるとともに、東部地域での統一的な奨学金制度の創設を併せてお願いしており、県の制度と連動した形で卒業後地元定着への支援策となるよう、引き続き協議検討を進めてまいります。

次に、高知県薬剤師会の支部活動の強化も含め、東部地域での在宅患者に対する服薬支援についてお尋ねがございました。

薬を服用している在宅患者の療養体制を充実させていくためには、薬剤師と医療・介護関係者の連携は欠かせないものだと考えております。しかしながら、東部地域では薬剤師が1人の小規模薬局が多く、患者宅を訪問することが十分にできないなどの課題があり、医療・介護資源の乏しい東部地域ほど、多職種との連携を深め

ていくことが重要になります。

県では、これまでも高知県薬剤師会安芸支部の薬局と、「高知家@ライン」を活用した多職種連携のモデル的な取組や在宅服薬支援、高知家お薬プロジェクトを進めてまいりました。また、今年度からは安芸支部の協力を得て、在宅訪問薬剤師養成研修を安芸市で開催するとともに、来年度はICTを活用して、地域の集いの場と薬局をつないだオンラインでのお薬相談会などの実施を検討しております。

今後は、東部地域への多機能支援施設の設置も見据えて、高知県薬剤師会や安芸支部と連携した取組をさらに進めることで、小規模薬局でも在宅患者の服薬支援に関わることができる体制が整備され、在宅の服薬支援の強化にもつながるものと考えております。

最後に、高知家あんしん会食推進の店認証制度の認証状況と今後の認証推進への取組についてお尋ねがございました。

昨日、12月14日現在の申請数は2,288件、このうち認証済みが1,989件となっております。申請の期限を12月28日から2月14日に延長しまして、より多くの飲食店に認証取得をいただけますよう取り組んでまいります。

来年度についても制度を継続するとともに、SNSなどを活用した新たな広報を行い、さらなる浸透に取り組んでまいりたいと考えております。加えて、既に認証を取得された店舗に対しましては、感染防止対策の基準がしっかり守られているかを再確認するなど、認証店の質の担保を図ってまいりたいと考えております。

こうした取組により、県民の皆様が安心して利用できる、飲食できる環境整備を整えてまいります。

(危機管理部長浦田敏郎君登壇)

○危機管理部長(浦田敏郎君) 次の感染拡大時におけるワクチン・検査パッケージの活用と県

民への周知についてお尋ねがございました。

国内では、新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、デルタ株が猛威を振るった第5波においても、2回の接種を終えた方の重症化や感染防止に対する効果が明らかになっています。こうした中、国は感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、移動における行動制限の緩和を可能とするワクチン・検査パッケージを制度化いたしました。

本県といたしましても、次の感染拡大時には、第三者認証を受けた飲食店における利用人数や、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けたイベントの収容人数、県をまたぐ移動などについて、パッケージ制度の適用により制限を緩和できるよう、先月県の対応の目安を変更したところであります。

感染防止と社会経済活動の両立を目指し、この制度をより効果的なものにしていくためには、適用を受ける側の事業者の皆様と、利用する側の県民の皆様の双方に、制度への理解を深めていただくことが重要になります。このため、今後の感染拡大時におけるパッケージ制度の適用に当たりましては、市町村や業界団体とも連携し、県民、事業者の皆様には制度が分かりやすく伝わるよう工夫の上、しっかりと事前の周知を図っていきたいと考えております。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、県内の商店街におけるコロナ禍の影響をどのように捉え、支援をどう進めていくのかとお尋ねがございました。

県内各地域の商店街は、新型コロナウイルス感染症拡大によるネット通販の拡大や人出の激減などにより、商店街全体が大きな影響を受けてまいりました。直近の聞き取り調査では、人通りは一定回復傾向にあるものの、コロナ前の状況には程遠く、商店街の個々の事業者には、

長引くコロナ禍の影響が蓄積されているものと認識しております。

このため、県では、これまで商店街振興組合や商店街等の事業者の皆さんへの聞き取りを定期的に行い、融資制度やコロナ禍での商店街のにぎわい創出に向けた支援策を創設するとともに、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた商店街等振興計画の策定見直しについても支援を行ってきたところです。

今後、計画に位置づけられた商店街のにぎわい創出に向けた取組などが着実かつ効果的に実行されますよう、市町村とも連携しながらしっかりとサポートすることで、商店街の復興につなげてまいりたいと考えております。

次に、ネット通信販売との競合の受け止めと、地域の事業者のデジタル化の支援についてお尋ねがございました。

近年、インターネットの普及と相まって商品の販売や流通の形態が大きく変化してきた中コロナ禍で人との接触を避けるため、ネット販売の利用増加に拍車がかかってまいりました。地域の事業者においてもこうしたデジタル化の流れに対応し、新たな顧客の開拓など、事業の継続と成長に向けて取り組んでいくことは大変重要であると認識しております。

このため、県では、本年4月に産業振興センターにデジタル化推進部を新設し、デジタル化を支援する専門人材を配置するなど、県内企業のデジタル化の取組の支援策を一段強化したところです。

お話のありました地域の商店街や小規模事業者においてもデジタル技術を活用し、情報発信力の強化や経営の効率化、顧客サービスの向上などを図ることは重要です。このため、商工会の経営指導員等を対象に、デジタル化のメリットや具体的な事例を学ぶセミナーを開催し、講座の受講者である経営指導員などから経営者に

対して、デジタル化に取り組む必要性や意義を伝えていただくことで、高齢化が進む地域の小規模事業者などのデジタル化を促進する取組も進めているところです。

今後、来年度予算の編成過程におきましても、小規模事業者に対するデジタル化の促進や、経営指導員のスキル向上につながる施策のさらなる強化について協議をしております。今後も産業振興センターや商工会等と連携しながら、地域の事業者など小規模事業者も含めた県内企業全般のデジタル化の取組を強化、促進してまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、ふるさと納税制度が本県の地域活性化にどのような効果をもたらしたか、今後の当制度の活用をどのように捉えているのかについてお尋ねがございました。

県内市町村では、ふるさと納税による寄附金収入が寄附金控除を大きく上回っており、収入の増につながっております。また、議員のお話にもありましたように、こうした寄附金は貴重な自主財源として、子育ての支援、防災対策、観光振興などに活用され、住民の安全確保や雇用の創出といったプラスの効果を生んでいると考えております。

今後、人口減に伴い税収の減も見込まれる本県の市町村にとって、地域活性化策の自主財源を確保するためにもふるさと納税制度の活用は有効であり、ルールを守る中で創意工夫にあふれた取組を一層進めていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税制度の市町村間のさらなる連携強化に対する支援についてお尋ねがございました。

全国でふるさと納税の取組が盛んになり、一部の団体に人気集中する傾向にある中で、納税者の方に県内市町村を寄附先として選んでいただくためには、その制度の趣旨である、各自

自治体における地域の魅力を高める継続的な取組が重要となります。

そのため、県内においても市町村が連携する取組が行われております。具体的には、12市町村で構成する高知県ふるさと納税自治体連携協議会において、各市町村の特産品を順番に送付する定期便の提供や勉強会の定期的な開催、市町村間でお互いの同意の下近隣の複数市町村による共通返礼品の提供など、市町村が連携して地域の魅力を高める取組が進んでいるところでございます。

県といたしましても、各市町村において魅力的な取組が進むよう、まずは制度本来の趣旨やルールの徹底などについて周知をしております。また、県内または他県の市町村における先進事例を紹介することで、市町村間の情報共有や連携強化を図り、県全体としてふるさと納税制度の取組が進むようサポートしております。

最後に、市町村が行っている寄附者や参加事業者に対する寄附金の使い道の見える化の現状とさらなる充実についてお尋ねがございました。

ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果を明確にお示しすることは、寄附者や参加事業者にとって、より共感が得られるものであり、ふるさと納税の継続的な利用や交流人口の増加、ひいては将来の移住、定住につながっていくことも期待されるものと考えております。

このため、県内のほとんどの市町村では、ふるさと納税の受入額や活用状況等について広報紙やホームページなどで公表し、見える化を実施しているところです。また、寄附していただいた方に対しては、お礼状やメールマガジンなどを通じて継続的な関係を構築するよう取り組んでいる団体もございます。さらに、一部の団体ではふるさと納税新聞として、参加事業者に対し、人気の返礼品やキーワード検索などの情報を定期的に提供している事例もございます。

こうしたふるさと納税を契機とした寄附者、参加事業者と各自治体との縁を継続的なものとする取組がふるさと納税の裾野を広げ、ひいては制度の健全な発展につながるものと考えております。県といたしましては、説明会や実地調査などの機会を通じて、情報発信や情報提供についての優良事例の横展開を図るなど、市町村の見える化のより一層の充実を図ってまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 今後のふるさと納税制度の活用についてお尋ねがございました。

ふるさと納税制度では、地域の特産品などが返礼品として活用され、魅力ある返礼品を有する自治体が多く寄附を集めております。お話にもありましたように、昨年度はその総額が過去最高となるなど、年々国民の関心が高まっているというふうに言えます。

そのため、この制度を活用するには、地域の持つ資源を生かした新たな特産品の開発や、既存の地場産品の磨き上げが重要となります。また、返礼品の中には自然体験メニューなどを加えることもできますことから、地域に人を呼び込む効果も期待ができます。さらに、全国的に運用されておりますふるさと納税サイトを活用することによりまして、特産品のPRができるだけではなく、その自治体の魅力をPRするコーナーもありますことから、幅広い情報発信が可能となります。

このように、ふるさと納税制度は単に寄附による収入増のみならず、特産品のPRや交流人口の増加など様々なメリットが期待できます。議員御指摘のとおり、まさに三方よしの制度でありますことから、地域で頑張っている意欲ある事業者に対しましてアドバイザー派遣などの支援を行い、魅力ある返礼品となる特産品の開

発などを促していくことで、全体の底上げを図ってまいりたいというふうに考えております。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) 交通渋滞や交通事故防止などの安全対策について、住民からの要望を踏まえどのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

芸西村における交通渋滞対策については、渋滞箇所はもとより、周辺道路を含めた信号周期を見直すとともに、交通安全対策として、抜け道となる国道と並行する道路における交通指導取締りや街頭指導を強化してきたところであります。

県警察としましては、東部自動車道や高知西バイパスなど新たな道路整備を行うに当たっては、事前に関係機関と協議して交通渋滞などが発生しないよう対策を講じているほか、開通後に交通渋滞などが発生した場合には、信号周期を含めた交通規制の見直しや交通指導取締りなど、必要な交通安全対策を講じているところであります。その際には地域住民の意見等も十分に踏まえて行っているところであります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) ごめん・なはり線や路面電車などの公共交通機関での通勤、通学の利用者を増やす取組についてお尋ねがございました。

今年度上半期のごめん・なはり線の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年度に比べ15%の減少、同じくとさでん交通の路面電車は、31%の減少となっております。このうち、通勤、通学の定期利用者数は、ごめん・なはり線で3.1%の減少、路面電車では8.2%の減少となっており、コロナからの回復には至っていない状況です。

こうした中、土佐くろしお鉄道やとさでん交通では、定期利用者の獲得のため、パーク・ア

ンド・ライドをごめん・なはり線沿線で5か所、路面電車沿線で4か所設置し、現在合わせて279台が利用しているところです。また、ごめん・なはり線では、新たに列車での通勤を検討される方を対象に、通勤お試しキャンペーンとして6日間無料で列車通勤を体験できる取組を実施しておりますし、とさでん交通では、路面電車だけでなく路線バスも利用できるお得な通学定期を発売しております。

さらに、県の取組といたしましては、今年度テレビCMや新聞広告などを活用して、県民の皆さんに公共交通に関心を持っていただく公共交通応援キャンペーンを実施したところです。また、議員のお話にもありました、県職員が毎月5日と20日に公共交通を積極的に利用するうち520運動の取組のほか、安芸総合庁舎に勤務している職員に向けて、列車通勤の呼びかけを行っております。

今後も引き続き、交通事業者などとも連携して、交通渋滞の緩和やカーボンニュートラルにもつながる、通勤、通学での公共交通の利用を促す取組を進めてまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) 芸西村から安芸市にかけての交通渋滞の解消に向けた取組についてお尋ねがございました。

現在、高知東部自動車道の最終出口である芸西インターチェンジがある芸西村周辺において、通勤時に国道55号東行きで慢性的な交通渋滞が発生しています。当該渋滞箇所の抜本的な対策は、高知東部自動車道のさらなる延伸であります。当面の対策を求める芸西村などからの要望を受け、学識者や行政機関等で構成される高知県渋滞対策協議会において、渋滞緩和に向けた検討が行われてきたところでございます。

当協議会での具体的な取組として、お話にありましたように、先月18日、芸西村や安芸市に

ある国や県などの行政機関や関係事業所への通勤者を対象に、時差出勤、在宅勤務、公共交通機関の利用などの呼びかけを行う社会実験が実施されました。この社会実験による効果の詳細は、現在事務局の土佐国道事務所において検証中でございますが、県としましては今回の対策は一定有効であったと考えており、高知県渋滞対策協議会とも連携の上、このような取組を進めてまいりたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、人・農地プランの実質化の進捗状況と、完了していない市町村に対する支援についてお尋ねがございました。

令和元年度から始まりました人・農地プランの実質化の進捗状況は、本年3月末時点で123地区、1万3,368ヘクタールで実質化されております。市町村別では、6市町村で全地区の実質化が完了、11市町村で一部の地区が完了となっております。現在の状況は、完了していない市町村においても、農業者の意見の集約や地図化による現状の把握は完了しており、おおむね順調に進んでおります。今後の工程としましては、地図を基にした将来の農地の在り方を検討する地域での話し合いとその取りまとめが残っております。

引き続き、市町村の進捗状況を確認しながら、地域での話し合いを農業振興センターがサポートするなど、年度末には全市町村でプランの実質化が完了するよう、しっかりと支援してまいります。

次に、現時点で実質化された人・農地プランから明らかになった課題を踏まえた今後の取組についてお尋ねがございました。

実質化された123地区の人・農地プランでは、5年から10年後に後継者がいない農地面積が13.2%あり、またその農地に対し担い手の引受け意

向のある面積は、僅かに33.5%にとどまっております。その結果、1,000ヘクタールを超える農地において、将来の担い手が未定となっており、新規就農者など新たな担い手確保が、地域における喫緊の課題であることが明らかとなっております。

県としては、今後新たな担い手の確保に向けた取組はもちろんのこと、実質化された人・農地プランをより具体化させ、農業振興の様々な施策へ有効活用していきたいと考えております。そのため、まずは農業振興部の関係各課によるプロジェクトチームを設置し、具体的なプランの活用方法などを検討してまいります。また、市町村やJAなどの関係機関との一体的な取組が必要でありますので、県域の協議会を設立するなど、推進体制を整備してまいりたいと考えております。

次に、園芸ハウス団地の用地確保の取組状況と今後の推進策についてお尋ねがございました。

直近の取組としまして、まず南国市植田地区では、昨年3月に3.6ヘクタールの用地が確保され、公募の結果、四国電力やイチネンホールディングスなど4事業者が参入し、そのうち2者は本年9月からシシトウの栽培が開始されたところでございます。また、南国市能間地区では、国営緊急農地再編整備事業により3.8ヘクタールの用地を確保し、年度内には参入事業者の公募が開始される予定でございます。さらに、栽培に必要な地下水の確保などの条件の整った候補地を持つ香南市と四万十市の2市では、現在地権者などへの説明を行っており、安芸市と高知市の2市では、候補地の絞り込みに向けた地元調整を開始するなど、具体的な取組が進んでいるところでございます。

今後の推進策としては、まずこの4市での取組が着実に進むよう積極的に支援を行ってまいります。また、こうした成功事例の横展開を図っ

ていくためには、市町村とも連携し、地域のニーズや地形条件を踏まえた候補地選定を進めるとともに、今年度末に実質化が完了する人・農地プランも有効に活用し、園芸ハウス団地の用地確保に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

次に、荒廃農地対策として、露地園芸作物をどのように振興していくのかについてお尋ねがございました。

本県は温暖な気象条件を強みとして、これまで施設野菜のみならず、ショウガやユズなどの露地園芸作物を含め、地域地域で多種多様な作物を生産することで、農地の有効利用に努めてまいりました。その取組は、結果として荒廃農地の発生防止にも寄与しているものと考えております。

県では、これまで露地園芸作物の生産振興として、ショウガでは土壌の病害防除の新技术による被害の防止、ユズでは優良系統への転換などによる生産性の向上に取り組んでまいりました。一方、さらなる生産振興に向けては、企業参入も含めた多様な担い手を確保し、まとまった規模で露地園芸作物を推進していく必要があると考えております。そのため、現在国営圃場整備事業で進めている南国市では、関係機関と連携し、キャベツやサツマイモなどの大規模な産地化に向けて取り組んでいるところでございます。

さらには、今後実質化される人・農地プランにより、明らかになる中心経営体が地域の実情に応じた営農を展開できるよう、農地の集約や有望品目の導入、省力化や効率化を図るスマート農業の推進などによりまして、露地園芸作物のさらなる振興を図ってまいります。

次に、農業分野における燃油高騰対策についてお尋ねがございました。

ハウスの加温燃料として使用されています重

油は、10月の全国平均価格が昨年同時期に比べて約30%上昇しており、農業経営への影響が懸念されています。

県ではこれまでJAと連携し、燃油価格の高騰時に補填金が支払われる施設園芸セーフティーネット構築事業への加入を推進してまいりました。本事業では、1リットル当たりの重油の全国平均価格が発動基準価格の83.1円を上回った月ごとにその差額が補填されます。重油の価格が高騰している今年は、国の2次、3次募集への参加を推進したことで新たに432戸が加わり、現在の加入者は2,563戸、加温面積の約81%となっております。また、農家の収入が過去5年間の平均収入を基に設定した基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限として補填される収入保険制度の加入者は、11月末時点で894戸、うち施設園芸農家が76%となっております。

一方、国ではこのたびの重油価格の高騰を受け、緊急の経済対策として重油の使用量の削減につながるヒートポンプ等の省エネ機器の導入支援を検討しております。県としては、この国の緊急経済対策を積極的に活用するとともに、国の支援対象とならない農家への支援策について早急に検討してまいりたいと考えております。

次に、園芸用ハウスの整備コストの低減に向けたこれまでの成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、これまで入札時期を前倒しすることにより工期に余裕を持たすことや、複数のハウスを一括入札する取組に加え、経営に見合った設備投資の目安を示す冊子の作成などにより、整備コストの低減に努めてまいりました。中でも、園芸用ハウス整備事業における複数ハウスの一括入札については、令和2年度から要件化したところ、落札率は単独入札に比べ5%から19%低減するなど、一定の成果につながって

るところでございます。

しかしながら、近年の資材費の高騰に加え、環境制御機器や自動化・省力化装置などの農業者が求める附帯設備費の増加や、工期が短期間で、かつ一時期に集中することによる労務費のアップなど、整備コストは依然として上昇傾向にあります。こうしたことから、県内のハウス業者7社とコスト低減に向けた意見交換を行ったところ、これまでの農地の形状に合わせて整備していたハウスの形を、長方形などの単純な形に見直すことや、発注時期を分散し十分な工期を確保することなどにより、低コスト化が可能ではないかとの御提案をいただいたところでございます。

今後は、複数ハウスの一括入札など、これまでの取組を継続するとともに、従来のオーダーメイド型ではなく、ハウス業者の提案による低コストハウスをモデル的に整備し、その効果の検証を行うなど、さらなる整備コスト低減に向けた取組を進めてまいります。

最後に、施設園芸におけるエネルギー転換についてお尋ねがございました。

国は、みどりの食料システム戦略におきまして、2050年までに化石燃料を使用しない施設園芸への完全移行を目指し、2030年までに高速加温型のヒートポンプや高効率の蓄熱、放熱制御などの革新的な技術開発に取り組むこととしております。

施設園芸の盛んな本県にとりましては、施設園芸における化石燃料からのエネルギー転換は重要な課題だと認識しております。このため県では、国の技術開発を待つのではなく、すぐにも取り組めるCO₂の削減効果の高いヒートポンプや木質バイオマスボイラーの導入のほか、より低温でも栽培が可能なピーマンなどの品種開発と普及を進めております。加えて、新たな省エネルギー技術の導入に向け、民間が開発し

た蓄熱材を活用した廃熱利用技術を施設園芸分野へ応用する実証に取り組んでいきたいと考えております。

こうした取組を一つ一つ積み重ねることで、脱炭素社会に向けた施設園芸のエネルギー転換を図ってまいります。

○9番（野町雅樹君） それぞれ御丁寧な御答弁をいただきまして大変ありがとうございました。

2問を1つしたいと思います。総務部長に、ふるさと納税の市町村連携の件です。私が聞き逃したかもしれませんが、市町村の自主性に任せるということではなくて、県としてもっと積極的に関わってほしいということだったんですが、その点についてもう一回お願いします。

○総務部長（徳重覚君） ふるさと納税制度の市町村間のさらなる連携についてでございますが、御紹介申し上げたのが、既に12市町村で構成している自治体の連携協議会などでいろいろな全国にも先駆けた取組をしておりますので、その場にも県の担当者が参加をさせていただいて、一緒に研究などをして支援をさせていただいているところでございます。そのような取組を今後とも続けさせていただきたいと思っております。

○9番（野町雅樹君） ありがとうございます。

それでは、最後に1つ要請をさせていただきたいと思います。施設園芸農業のエネルギー転換につきまして、先ほど御答弁をいただきましたけれども、当面ヒートポンプ、木質バイオマスというお話がございました。ヒートポンプにつきましては、日本の電力の7割以上がまだまだ火力発電に頼っているということもございます。今後、日本一の森林県としては、木質バイオマスの活用というのもさらに注力をいただくことが重要なんではないかというふうに思っております。

そのためには、ボトルネックであります原材

料の安定供給というのは極めて重要であります。林業振興・環境部あるいは農業振興部の重要施策の一つとして推進をしているということであれば、このカーボンニュートラルの実現に向けてまして、重油価格の乱高下に左右されないバイオマスの供給、サプライチェーンの構築に期待をしておりますので、何とぞよろしくお願いをしたいと思います。

これで、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明16日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時29分散会

令和3年12月16日（木曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 小田切 泰 禎 君
- 公職代理者 熊 坂 隆 君
- 警察本部長 植 田 茂 君
- 代表監査委員 中 村 知 佐 君
- 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政 策 調 査 課 長 川 村 和 敏 君
議 事 課 長 補 佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年12月16日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和3年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県ホストタウン新型コロナウイルス

ルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 令和4年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 15 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 県有財産(南国日章産業団地)の処分に関する議案
- 第 18 号 (新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 20 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 21 号 令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第 2 一般質問
(2人)



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理人として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」から第21号「令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」、以上22件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

4番今城誠司君。

（4番今城誠司君登壇）

○4番（今城誠司君） 自由民主党、宿毛市・大月町・三原村選挙区選出の今城誠司でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

さて、本日は令和3年の一般質問の最終日です。本日は県下の西の端の私と、東の端の弘田県議の2人です。県下の端っこの思いを3年目の県議会に臨まれる濱田知事に対しまして、その政治姿勢から順次質問に入らせていただきます。

2年前、濱田知事の就任直後のこの12月定例会において質問をさせていただきました。あれから早くも2年という歳月が流れ、任期の折り返しの年に入りました。8割前後の県政満足度を誇った前任の尾崎知事の成果を上げている基本政策を継承し、さらなる発展を掲げて濱田県政がスタートいたしました。新型コロナウイ

ルス感染拡大により危機管理対応に翻弄されたこの2年間であります。スピードが求められる新型コロナウイルス対応において、売上げが落ち込む事業者向けに、いち早く県独自の融資制度を創設するなど、スピード感ある対応により、多くの県民からの評価につながっております。

先日、高知新聞社が実施をした濱田県政についての県民世論調査結果によりますと、大いに満足14.5%、ある程度満足59.2%、合わせて73.7%の方々が満足という高い評価が公表され、同じ質問で行った尾崎県政の1期目とほぼ同じ水準であったと報道されております。

知事御自身が就任からこの2年間の実績にどのような感想を持ち、1期目の任期の折り返しとなり、今後残された2年間についてどのような反転攻勢で成果につなげていくのか、知事にお伺いをいたします。

次に、都道府県魅力度ランキングについてお伺いをいたします。民間調査会社ブランド総合研究所が発表した今年の都道府県魅力度ランキングが10月9日発表されました。北海道が13年連続で1位となり、前年は7年連続の最下位から脱出した茨城県が再び最下位の結果となり、前年最下位の栃木県は41位に上昇し、群馬県は44位、埼玉県は45位の結果が公表されました。群馬県知事は2019年の知事選に初出馬したときから、群馬県が都道府県魅力度ランキングで最下位グループにあることによって、県民の郷土愛が低くなっていると指摘をし、重点施策の一つとして県民の誇りを育成することを掲げております。県庁内に検証チームを結成し、この民間調査会社の調査法を検証し統計学的な見地から、多角的な指標による総合的な評価が行われておらず、魅力度を適切に示すとは言えないと批判をしております。

先日、11月29日の群馬県議会一般質問にお

いて、自身の対応の是非を問う県民対象の世論調査を行ったことを明らかにしました。山本知事によると、このアンケートは11月下旬に私費で山本県政の評価を問う趣旨で行い、魅力度ランキングにおける知事の対応という質問項目も設けました。対象者1,500人のうち3割は、大人げないなどとなりましたが、半数以上は知事の対応を評価すると答え、県民の多くがこのランキングに違和感を持っているとされています。

高知県は、この都道府県魅力度ランキングにおいて、昨年度36位から今年は29位と上昇しておりますが、この調査をどのように評価し、高知県の魅力度アップに取り組んでいくのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、公務員65歳定年引上げについてお伺いをいたします。今年の通常国会において、公務員の定年年齢引上げに関わる国家公務員法改正法と地方公務員法改正法が6月4日可決され、成立いたしました。令和5年度から令和13年度に完成形となる定年の段階的引上げ、役職定年制の導入、60歳に達した職員の給与の7割水準、高齢期における多様な職業生活設計の支援として定年前再任用短時間勤務制等の導入が主な柱とされた改正となっております。

8年間の定年の段階的引上げにより、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、60歳を超えた正規職員が混在した状況での業務となります。また、定年退職者が出ない年が2年に1度発生し、新規採用にも影響し、中長期的な採用・退職管理に留意が必要とされています。

2年後の施行となりますが、段階的な定年65歳引上げ制度導入に対する課題をどのように捉えて、どのように工夫をして取り組んでいくのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、教育行政について、初めに産業振興に貢献する産業教育についてお伺いをいたします。

令和2年度県立高校全日制の全募集定員のう

ち、産業系専門学科の定員は29.9%であり、県東部に1校、県中部に8校、県西部に2校設置をされております。産業系専門学科の入学定員に対する充足率は68.1%であり、志願者が著しく低迷している課題のある学校や学科もあります。産業系専門学科の生徒の約半数が卒業後すぐ就職しており、そのうち約6割が県内企業に就職をしております。しかしながら、せっかく学んだ産業系専門教育を生かすことなく、他業種への就職も数多いとお聞きをしております。

少子高齢化や生産年齢人口の減少で、担い手不足に直面している県内の産業系事業者からは、時代に合った産業系専門教育を受けた人材の採用を希望しております。郷土や県内企業に対し愛着や魅力を感じてもらい、新しい技術にも触れる実習や体験的な学習に意欲的に取り組み、高度な専門力を身につけ、一人でも多くの生徒に県内で活躍してもらえるような産業教育の魅力化を一層推進し、さらに産業系専門高校の生徒数を十分に確保することについてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、人材不足が顕著な産業への対応についてお伺いをいたします。高知労働局の10月分の雇用資料によりますと、専門的・技術的職業の正社員の求人倍率について、高い順番に建築・土木技術者等で7.47倍、医師、薬剤師等が4.33倍、社会福祉の専門的職業が1.65倍、保健師、助産師、看護師等は1.33倍となっております。建設業は、頻発する、激甚化する自然災害への対応や、インフラの整備や維持管理など、県民の皆様の生活や安全・安心を守るために必要不可欠な存在ではありますが、建設業の従事者は大きく減少し、高齢化が進行する一方、次世代を担う若者の入職者が少ない状況が続いております。そのため、地域の守り手として建設業に求められている社会的役割を今後も安定して果た

していくためにも、人材確保が喫緊の課題となっており、土木部では建設業活性化プランに取り組んでいるところでもあります。

県内の土木建設系学科の定員は全体で140名ですが、進学者は100名前後で推移をしており、毎年定員を下回っている状況であります。しかしながら、志願者の多い学校と著しく志願者が低迷する学校の差は大きく、学科の改編等も課題となっているところでもあります。また、志願者の多い学校では公務員志望の生徒も多く、地域の建設業者は何年も採用できていない会社も多数存在をしております。

著しく担い手不足が顕著な産業に対して、人材を供給できる専門学科の定員の見直しと、県全体のバランスを考えた計画的な改編についてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、警察行政について。

初めに、コロナ給付金詐欺についてお伺いをいたします。国の新型コロナ対策の給付金をだまし取った詐欺の罪で、経済産業省のキャリア官僚2人の初公判が10月11日、東京地裁で開かれ、2人はいずれも起訴内容を認めていると報道されました。だまし取られたのは、感染拡大で窮地の個人事業主に救いの手を差し伸べる家賃支援給付金、持続化給付金であります。国民を助けるための給付金を担当官庁の官僚が自らの懐に入れるという、国民の信頼を二重に損ねる事態となり、詐欺に加え、公務員としての倫理が厳しく問われた事件となりました。

また、先日は県内において、高幡消防組合の20代消防士が不正受給した報道もありました。持続化給付金詐欺は、社会的にも注目を集めている犯罪であります。全国的に数が多く、警察の捜査が追いついていない状況とも言われています。政府は、経済対策として検討している新たな事業者向けの給付金制度は対象を拡大

し、不正対策を大幅に強化すると報道されております。

新型コロナ給付金詐欺犯罪の摘発に向けて、関係省庁とも協力をしてどのように取り組んでいるのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、薬物乱用の低年齢化についてお伺いをいたします。警察庁によりますと、全国で2020年に警察が大麻事件で検挙した人数が、前年比713人増の5,034人となり、4年連続で過去最多を更新したと公表されました。20代が590人増の2,540人で半数を占め、20歳未満は278人増の887人、各年代のうち大学生は87人増の219人、高校生は50人増の159人でいずれも過去最多となり、中学生も8人いたとされております。

本県においても、2020年までの5年間に摘発した10代、20代は計59人、2011年から2015年に比べると、20代は8人から39人へと約5倍に、10代は2人から20人と10倍に急増傾向にあり、薬物乱用の低年齢化が危惧されております。その背景には、大麻はSNSを通じて他の薬物よりも入手しやすく、その及ぼす影響が過小評価をされ、また昨今では芸能人の薬物事犯によるニュースが多く見受けられることから、安易に使用している可能性があることと分析、指摘されております。

薬物乱用の低年齢化を食い止めるためにどのような取組を行っているのか、警察本部長にお伺いをいたします。

また、大麻を含めた薬物の危険性について、学校では児童生徒に対してどのように指導、教育しているのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、安全運転サポートカー限定免許の普及啓発についてお伺いをいたします。本県のほとんどの地域の公共機関が十分に稼働していない条件不利地域では、車が生活の足なのでどうしても手放すことができません。高齢者の免許返納率も全国最下位グループであり、返納したい

けれども、免許の返納に踏み切れないとの意見も数多くお聞きをしております。高齢者ドライバーによる相次ぐ事故をめぐり、警察庁が11月4日、自動ブレーキ機能などを備えた安全運転サポート車に限り運転のできる免許を来年5月に創設すると表明いたしました。対象となる車種は今年中に決まる見通しですが、切替は運転者の意思に委ねられており、地方の交通網が十分に発達していない地域に返納をためらう高齢者は多く、この限定免許は日々の生活を支える新たな選択肢となります。

高齢者や家族が運転に不安を覚えたとき、その安全運転対策のためにサポカーとセットで選択することにより、事故防止につながります。社会の高齢化で事故のリスクは今後も避けられませんが、限定免許に対する事故の抑止効果への期待は大きく、免許の切替は任意の申請によるため、どこまで普及が進むかは不透明な状況であります。

安全運転サポートカー限定免許創設に向けて、その制度の普及についてどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次に、水産振興について。

初めに、ブリ天然種苗の確保対策についてお伺いをいたします。今年、ブリ養殖の種苗でありますモジャコの採捕が、国内主力産地を合わせた計画に対して、その充足率は38.7%にとどまり、歴史的な不漁になったと報道されております。県内においても、全国で最も早い3月23日から操業を開始し、期間を4回延長したにもかかわらず、充足率は58.1%にとどまったとお聞きをしております。

私の地元の水産関係者によりますと、長く養殖業をやっているが、ここまでの不漁は経験がないと言われております。この影響により、来年秋以降に出荷をされる養殖ブリの供給量が約

半数になり、その価格は高騰することが想定され、地域の養殖魚を中心とする産業クラスターにも大きなダメージになることも予想されております。

県内における近年のモジャコの充足率の推移とブリの資源量の評価、今年著しい不漁の原因をどのように分析され、来年度の天然種苗の確保に向けてどのように取り組んでいくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、ブリ人工種苗の今後の活用についてお伺いをいたします。モジャコの採捕の確保数に左右されることなく、養殖ブリを安定的に生産するためには、天然種苗に100%依存するのではなく、人工種苗の活用比率を確保することが重要になります。県では、県内でモジャコ採捕をなりわいにされている漁業者に配慮しつつ、海外から需要の高い人工種苗由来の養殖ブリの生産拡大に向け、ブリ人工種苗生産技術や中間育成技術の確立に取り組んでいるとお聞きをしております。

SDGsへの取組が求められる中、稚魚から製品、販売におけるトレーサビリティを強化し、生産履歴が明らかになることにより高付加価値化につながり、生産の安定化を図るためにも、人工種苗の今後の計画的な生産が必要不可欠であります。

現在のブリ人工種苗生産の状況と今後の活用の方向性について水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、水産物の輸出振興についてお伺いをいたします。県産水産物の輸出額は平成26年に1,000万円程度であったものが、産業振興計画の取組の強化により、平成30年には3億1,000万円、令和2年には3億9,000万円と順調に推移し、宿毛市で整備をされた大型の水産加工施設のフル稼働により大幅な拡大も期待をし、令和5年度の目標を17億円に設定し取り組んでおりましたが、

新型コロナの影響により厳しい状況が続いております。

市場対応力のある産地加工体制の構築では、輸出に対応した海外HACCP対応型加工場の整備や、既存加工施設の機能強化に向けて引き続き必要な支援に取り組んでいとお聞きをしております。新型コロナウイルス感染症の影響により取引環境は厳しい状況にありますが、コロナの影響が明けたときには、水産物の輸出は地域の希望の光になると思っております。

アフターコロナに向けて輸出の拡大にどのように取り組んでいくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、水産業の労働力不足についてお伺いをいたします。平成30年の県内の海面漁業就業者数は3,295人で、平成25年に比べて675人、17%減少し、依然として漁業者の減少と高齢化が続いております。宿毛湾を代表する漁業である中型まき網漁業でも深刻な人手不足の状況の中、インドネシアからの外国人技能実習生を3年前から受け入れ、操業継続にはなくてはならない存在となっております。明るく素直で仕事熱心な彼らは、地区の住民からも大変評価が高く、集落のにぎわいにもつながり、地区の活性化にも期待をされております。

外国人技能実習生は大月町の成人式にも招待されており、大月町に来てよかったと大変評価をされております。この技能実習終了後には特定技能を取得して、再度この大月町で働きたいという実習生もいとお聞きをしております。しかしながら、新型コロナの渡航制限の影響を受け、新規入国ができない状況が続き、先月の緩和処置が実施されましたが、オミクロン株に対する水際措置の強化により、技能実習生の入国できる時期は不透明となり、操業の継続に支障が出ると関係者は危惧しております。

また、宿毛湾の魚類養殖業においても、深刻

な就労者不足と高齢化は同様ですが、外国人技能実習生を受入れできる職種ではなく、魚類養殖業者からは導入の要望が数多く寄せられております。

県内の水産業の労働力不足に対して、外国人技能実習生及び外国人労働力をどのように確保し活用していくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、外国人技能実習生の受入れ体制についてお伺いをいたします。外国人技能実習生の入国後講習については、技能実習生監理団体が指導監督して実施することを規定されております。漁業関係については、室戸市の高知県外国人漁業研修センターで実施をされておりますが、幡多地域からは大変遠方であり、次回入国の実習生については、愛媛県松野町にある民間の森の国国際学院での実施を検討しております。今後、県内の事業者において多くの職種に外国人技能実習生制度の活用が見込まれる中で、県下の複数箇所に入国後講習が実施できる機関の必要性があると思います。

県内における入国後講習を実施できる機関の必要性について商工労働部長の御所見をお伺いをいたします。

次に、土木行政について。

初めに、四国横断自動車道、宿毛一内海間の新規事業化についてお伺いをいたします。大規模災害時の備えを高め、地域経済の活性化に不可欠な四国8の字ネットワークの整備は急務であり、計画段階評価完了区間の早期事業化について、これまでも愛媛県とも連携をし政策提言に取り組んでいただいております。先月には、都市計画審議会の審査が完了し、都市計画決定に向けて最終段階に入ったとお聞きをしております。予算化に向けて、費用対効果分析を含む総合的な評価によって決定をされる新規事業採択時評価をクリアする必要があります。全線事

業化となるのか、分割して事業化となり未事業化区間が残されるのか確定はされておられません。

最終段階に入った四国横断自動車道、宿毛―内海間について、早期の事業化に向けてどのように取り組んでいるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、新広域道路交通計画についてお伺いをいたします。本県の道路整備は、高規格道路の整備率は約61%と四国でも最下位の状況であり、県道の改良率は約41%と全国最下位の状況が続いております。一方で、全国的には高規格道路の整備が終盤に近づき、それ以外の広域道路網を含めた再編が望まれる中、1998年にまとめられた広域道路整備基本計画が見直しされました。これまでの環境変化を踏まえた今後20から30年の中長期的な展望を基に、全国各ブロックが新しい広域道路交通計画を策定し、広域道路網の充実を図るとされております。

広域道路網は、主要都市や物流拠点を結ぶ幹線道路ネットワークを指し、高規格幹線道路や直轄国道など主要な道路がつながっております。平常時の物流だけでなく災害時の緊急輸送にとっても、安全な通行を確保するための機能を強化した交通基盤となっております。

本県の新広域道路交通計画においては、現在整備促進に取り組んでいる路線に加えて、新たに構想路線として高知広域環状道路、奈半利室戸道路、幡多西南地域道路を盛り込んだ計画を策定しております。

今回、構想路線に位置づけられた幡多西南地域道路について、その期待される整備効果を土木部長にお伺いいたします。

次に、河川整備計画の進捗管理についてお伺いをいたします。平成9年の河川法の改正により、河川改良工事等の河川整備を行う場合は、河川整備基本方針として長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を策定し、それを踏ま

えた河川整備計画として20年、30年後の河川整備の目標を明確にし、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにするとされております。

しかしながら、各河川で策定された計画に対して、その進捗状況は公開をされておられません。国の方針は、社会資本整備に対して中長期的な見通しの下、安定的な、持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的、計画的な取組を進めるとされており、昨年は県内の道路整備に関して、今後の道路整備の基本方針や大規模事業箇所を明らかにし、道路整備をより計画的に効率的に進めることを目的として、主な事業箇所の全体事業費と事業実施目標が示されている道路の整備に関するプログラムが策定されております。

河川事業について、河川整備計画における治水対策の進捗状況をどのように管理されているのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、道路の適切な管理についてお伺いをいたします。直轄国道については、平成21年、当時の橋下徹大阪府知事は、直轄負担金制度に対し、ぼったくりバーでもやらないなどと強く批判をし、国直轄事業負担金の要求に対して強い抗議を行いました。その後、直轄国道の道路維持管理については地方の負担が廃止をされました。この平成21年までは年間複数回実施をされていた道路除草は原則1回とされ、以後明らかに道路維持水準が大きく低下をし、道路利用者からの意見・要望件数は大幅に増加をした状況があります。

県管理の道路についても、基本的に路線ごとに道路維持業務委託により対応しており、中には地域委託として年2回ほど地元の方々に除草していただく形で対応した箇所もあるとお聞きをしております。しかしながら、業者の人手不足は深刻であり、低収益でもある道路維持委託の受注は敬遠をされ、地域の過疎化も著しく、

共同作業の継続が困難になりつつあります。このため草刈りなどの頻度も少ないため、草木が生い茂っている区間も数多く存在をしております。

県管理道路の適切な維持管理についてどのように取り組んでいるのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、県立病院におけるサイバー攻撃対策についてお伺いをいたします。

国内外でランサムウェアと言われる、感染すると端末等に保存をされているデータを暗号化して、使用できない状態にした上で、そのデータの復元を対価として金銭を要求する不正プログラムであり、企業のネットワーク等のインフラが狙われております。警察庁の令和3年上半期における、このランサムウェアの情勢は61件報告をされており、前年下半期は21件であり、大幅な増加傾向となっております。

この10月末には、徳島県つるぎ町の町立半田病院において、突然数十台あるプリンターが勝手に印刷を始め、紙が尽きるまで続き、データを盗んで暗号化した、データは公開される、復元してほしいければ連絡しろと脅迫文が記され、約8万5,000人分の電子カルテの閲覧ができなくなり、新規患者の受入れを停止し、会計システムも使用できず、災害レベルの非常事態となっております。病院へのサイバー攻撃は世界でも相次いでおり、昨年5月には英国の複数の病院が攻撃を受けてシステムが停止し、手術のキャンセルに追い込まれたほか、9月にはドイツの大学病院が攻撃をされ、患者を別の病院に搬送するという事態も発生しております。

地域医療を支える本県の県立病院について、サイバー攻撃からの防御対策をどのように実施し、システムの脆弱性に対してどのように取り組んでいるのか、公営企業局長にお伺いをいたします。

最後に、情報システムの甚大な障害を想定した業務継続計画についてお伺いをいたします。徳島県の半田病院では、電子カルテや会計などの全てのシステムがダウンし、南海トラフ巨大地震を想定した非常事態と同じ対応をしていると言われております。患者の受付、カルテは全て手書きで対応し、氏名や治療経過などを一から聞き取るため、ふだんの倍以上の時間がかかる状況が続いております。病院は11月26日に犯人側の要求に応じず、身代金を支払わない方針を25日までに決めたと発表され、約2億円をかけてカルテのシステムを改めて構築して、来年1月4日に通常診療の再開を目指すと報道されております。

病院における業務継続計画は、地震などの大規模自然災害やパンデミック等を想定して策定されると言われておりますが、大規模自然災害を想定した現状の業務継続計画に加えて、サイバー攻撃等で日常的に発生する可能性の高い情報システムの甚大な障害を想定した業務継続計画を併せて策定しておく必要があると思っておりますが、本県の県立病院の取組について公営企業局長にお伺いをいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 今城議員の御質問にお答えをいたします。

まず、知事就任から2年間の感想と今後の反転攻勢に向けた方策についてお尋ねがございました。

この2年間の県政運営は、新型コロナウイルス感染症への対応を中心にせざるを得ない状況でありました。県民の皆様の安全・安心を第一に感染防止対策を進めるということと同時に、経済影響対策、そしてコロナ禍を契機といたしました社会経済構造の変化への対応などに全力で取り組んでまいりました。その結果、県民の

皆さん、事業者の皆さん、さらには保健・医療関係者の皆さんの御協力と御尽力によりまして、これまでの感染拡大の波を何とか乗り越えることができたものというふうに考えております。

また、5つの基本政策と3つの横断的な政策につきましても、コロナの影響により、必ずしも当初の予定どおりに進められない場面がございました。そうした中でも工夫を凝らしながら、例えば各分野でのデジタル技術の導入でございますとか、糖尿病性腎症の対策、そして小中学生の学力向上といった施策を着実に進めまして、一定の手応えを感じているところです。

しかしながら、私が公約に掲げました関西圏との経済連携の強化の取組におきましては、特にインバウンド観光の誘致、あるいは飲食店への外商拡大などが思うように進捗をしておらない状況であります。これらはまだ道半ばというところまでも到達をしていない状況だというふうに認識をしております、残念な思いでいっぱいあります。

現在、新型コロナは全国的に落ち着きを見せておりまして、新たな変異株の発生といったリスクはございますけれども、社会経済活動の回復に軸足を移していくべき状況でございます。加えて、関西圏におきましては、令和7年の大阪・関西万博に向けた動きが徐々に本格化をしていくことが期待をされます。今後の反転攻勢に向けましては、まずはこうした機を逃すことなく、関西・高知経済連携強化戦略に基づきまず取組をこれまで以上に大きく動かしてまいりたいと考えております。

また、10年ぶりとなります集落实態調査の結果を踏まえまして、集落の維持・活性化に向けまして中山間対策を抜本強化し、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。さらに、5つの基本政策などにつきましても、ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据えまして、

デジタル化、グリーン化などといった視点から取組を一層進化させてまいります。

任期後半の2年間では、これらの施策をより一層スピード感を持って進めまして、県民の皆さんの目に見える具体的な成果を上げてまいりたいというふうに考えております。

次に、都道府県魅力度ランキングの調査への評価、そして本県の魅力度アップに向けた取組についてお尋ねがございました。

お話がございました都道府県魅力度ランキングは、民間調査会社のモニターの方々に各県の魅力度を5段階で評価をしていただきまして、それを点数化して順位をつけた、そういった形のランキングであるというふうに承知をしております。

議員のお話にもございましたように、今回の調査におきまして本県の順位が前年度の36位から29位へと上昇いたしました。もとより魅力度と言われるものでありますから、低いよりは高いと出るほうが私自身もありがたく思いますし、そのことはうれしいことは確かであります。

一方で、各県の魅力の評価する要素は様々にあると考えますけれども、この調査では単純にモニターの方々に魅力があるかどうかということで、5段階評価をするということ、その問いに対する答えだけが点数化をされたというような評価のされ方がされているところでございます。

したがって、順位が上がった下がったといった場合に、これがどの要因が利いて上がったのか下がったのかといったことを分析することは極めて難しいものとなっております。私自身といたしましては、この調査の順位につきましてもあくまで一種の人気投票的な調査の結果として、冷静に受け止めるべきものだというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、各都道府県がその

特色を生かして、創意工夫を凝らしながら魅力を高めていくということが大切であると考えております。本県におきましても、豊かな自然、親しみやすい人懐っこい県民性など高知の強みを存分に生かした取組を進める、そのことで地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。その結果として、本県全体の魅力が一層高まっていく、そういった関係にあるものと考えております。

私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 公務員の定年引上げの課題と取組についてお尋ねがございました。

職員の定年年齢の引上げ制度の導入に当たりましては、中長期的な観点に立った定員管理や、60歳を超えた職員の職務内容などが課題だと考えております。

まず、定員管理に関しましては、議員からお話がございましたように、制度の移行期間は定年の年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げるため、2年に1度、定年退職者がいない年度が発生いたします。一般的には退職者数を勘案して、新規採用者数を決定しますが、年度によって大幅に変動させるということになりますと、職員全体の年齢構成に偏りが生じ、職員の新陳代謝の維持や計画的な人員配置、人材育成が困難となってまいります。

今回の制度移行に当たりましては、知事部局においては再任用職員が段階的に減少していくことなどから、年度によって新規採用者数を大幅に抑制しなければならない状況ではございませんが、年度間で一定の偏りが出てくることを見込んでおります。このため、知事部局を3,400人以内の体制とする県政運営指針の下、新規採用者数の年度による変動をできる限り少なくなるよう、計画的な採用を行ってまいります。

次に、60歳を超えた職員が継続してよりよい

パフォーマンスを発揮できるようにすることも重要でございます。そのため、職員が培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるよう、職務や配置などに意を用いてまいりたいと考えております。

今後、国で検討が進められている国家公務員の制度設計や他の都道府県の状況を注視しながら、こうした課題への対応も含め、さらに具体的な制度の検討を進めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、産業教育の魅力化と産業系専門高校の生徒数確保についてお尋ねがございました。

高等学校における産業教育には、社会を支え産業の発展を担う職業人の育成が求められているため、産業系専門高校の魅力化を図るとともに、その社会的意義や役割を広く伝えることが非常に重要であると考えております。

近年の技術革新の進展に伴い、育成すべき生徒の資質・能力や教員に求められる力が変化していることから、本年3月には県産業教育審議会より、これからの本県産業教育の在り方についての答申をいただきました。この中では、生徒の資質・能力の育成、教員の指導力向上、学校の関係機関との連携、そして専門高校・魅力化の4つの観点から、本県の産業教育が進むべき方向性を示していただいたところです。

この答申に基づき、各学校では現在導入を進めています新しい時代に対応した最先端の産業教育機器を活用することなどにより、高度な専門力の育成に取り組んでいるところです。また、地域の産業界との連携により、インターンシップや技術者による専門技術の講習、ロボット制御回路の開発などの共同研究を通じて、高校生が実践的な知識、技術を習得するとともに、地元企業の魅力を知ること、卒業後の地元定着につなげていく取組も推進しております。

あわせて、産業系専門高校の生徒の確保に向け、高校生に自分の通っている学校の魅力を発信してもらうCMコンテストやPRイベントを開催し、中学生をはじめとして広く県民に産業教育や産業系専門高校の魅力を伝える取組を行っております。

県教育委員会としましては、生徒が郷土への愛着や県内産業に対する魅力を感じ、高知県産業界の次代を担う人材となるよう、県産業教育審議会から御意見をいただきながら、各学校の取組の進捗管理も行い、産業教育の魅力化を一層推進してまいります。

次に、専門学科の定員の見直しと計画的な改編についてお尋ねがございました。

産業系専門高校は、建設業をはじめ地域や地元企業で活躍できる人材育成等の要望に応える必要があると考えております。そのため、議員御指摘の土木建設系学科においては、これまで学科の在り方や教育内容について地域社会の変化に対応した改編を行ってまいりました。

しかし、一部の学科において、教育課程や進路に関する情報の周知が十分でなかったなどの理由から、入学者数が定員を下回る状況が続いております。また、土木建設系学科の就職希望者は公務員を希望する傾向が見られるとともに、高知市近辺の事業所を選択する生徒も多く、必ずしも地元企業への就職につながっていないという課題もあります。

その改善策として、まずは土木建設系学科において、先ほども申しあげました県産業教育審議会の答申に基づいた魅力化を推進し、入学者定員の確保に向けた取組を進めてまいります。加えて、地元の土木・建設業協会等の協力の下、県土木部が策定しております高知県建設業活性化プランに基づき実施されます地元企業への見学会に、生徒や保護者の参加を促すなど、地域産業への理解促進を図ることで、卒業後の地元

企業への就職率向上につなげていきたいと考えております。

本年3月には学校教育法施行規則等が改正され、令和6年度末までに各高等学校に期待される社会的役割、いわゆるスクールミッションを再定義することになりました。それぞれの産業系専門高校においては、地域人材の育成を図る仕組みづくりなどについて地元産業界と協議の場を設けることを予定しており、県教育委員会としては、この協議の場でいただいた意見も踏まえ、産業系専門高校のスクールミッションを再定義する中で、入学定員等についても検討していきたいと考えております。

最後に、大麻を含めた薬物の危険性について、学校では児童生徒に対する指導、教育にどのように取り組んでいるのかについてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたとおり、大麻による薬物事件で検挙される人数が増加し、その低年齢化が進んでいることについては大変危機感を抱いており、学校教育においても児童生徒に対する指導をしっかりと行う必要があると考えております。

学校においては、保健体育の時間に学習指導要領に基づき、薬物の害や依存症などについての薬物乱用防止に関する指導を行っております。その際、県健康政策部と連携して作成しました健康教育副読本を活用し、違法性や心身への影響などについて、具体的な事例も踏まえながら指導を行っております。また、ほぼ全ての公立中学校及び高等学校では、県警察、学校薬剤師、保健所などの外部講師による薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置づけて毎年実施しております。

県教育委員会としましては、今後も学校における薬物乱用防止教育の充実に向けて、保健主事を対象とした悉皆研修や健康教育副読本の改

訂などについて、関係部局と連携し取り組んでまいります。あわせて、学校におけます薬物乱用防止教室につきましても、引き続き県警察など関係機関の協力を得て継続的に実施するなど、子供たちを薬物から守るための取組を徹底してまいります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) まず、新型コロナ給付金に係る詐欺の摘発に向けて、関係省庁とも協力してどのように取り組んでいるのか、お尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対策の各種支援は、経済産業省や関係省庁が主体となって個人や事業者の支援を実施しているところですが、これらの制度は必要とする者に対して支援を早急に行き届かせることが何よりも重要とされており、必要な書類や審査について厳し過ぎるものとするにはできないところであります。そこに付け込んだ金銭をだまし取る犯罪行為が問題となっております。

特に、持続化給付金に関しましては不正受給者が全国に多数存在するなど、事件として立件されるものや、速やかな返還を促すものまで、警察庁において制度を主管する中小企業庁と必要な情報共有を図っており、県警察としまして、全国的な情報も踏まえて迅速な事件処理に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、関係機関との連携を図りつつ、摘発に向けて活動してまいります。

次に、薬物乱用の低年齢化への対応についてどのような取組を行っているのかとお尋ねがございました。

本県の令和2年中の大麻の検挙状況は28人となっており、そのうち30歳未満が16人で全体の約57%を占めるなど、若者における広がりが深刻な状況となっております。こうした状況を踏まえ、違法薬物の危険性、有害性について認識

させるため、薬物乱用防止教室を実施し、令和2年中、小学校、中学校、高等学校で計148回実施しているところ、さらに専門学校や大学等への実施拡大を計画しております。

違法薬物の密売実態については、近年匿名性の高いSNSを用いるなど、手口は一層巧妙化、潜在化しており、若者への違法薬物の流通を阻止するには、密売人を摘発し、違法薬物の供給源を遮断する必要があります。県警察では、密売人をターゲットとした取締りを強化するとともに、本年4月から県民に薬物犯罪の現状を周知し注意喚起するため、捜査への影響を勘案しつつ、積極的に広報を実施しているところでございます。

県警察としては、今後とも啓発活動と取締りを両輪として、引き続き取組を徹底してまいりたいと考えております。

最後に、安全運転サポートカー限定免許の創設に向けて、制度の普及に向けてどのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

今回の制度は、身体機能が低下した高齢ドライバー等に対し、安全運転支援装置を備えた自動車に限定して運転できる仕組みを設けるものであります。この仕組みを利用することによって運転を継続することができるようになる方もいると思われることから、県民の足を確保する一つの手段として活用できるよう、制度の導入に当たっては各種広報媒体等を活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、ブリ養殖用の天然種苗であるモジャコの今年の不漁の原因と来年の確保の対策についてお尋ねがございました。

県内における近年のモジャコ採捕の計画に対する充足率は、平成30年以降100%前後で推移していましたが、本年は58.1%と、この5年間

で最低となっております。一方で、ブリの資源につきましても国の研究機関の分析では、ここ10年間は高い水準にあると評価されております。

モジャコの採捕は例年3月から5月に行われておりますが、操業開始日につきましても、水産試験場が実施するモジャコの分布調査や、他県の調査の結果を参考に決定をしております。本年は3月23日としておりました。今年の不漁の原因といたしましては、モジャコが黒潮に乗って流れてくる時期が例年より早く、操業開始前に本県沖合で漁場が形成されていたものと推測をしております。

次の漁期に向けましては、今年のような早期の漁場の形成にも対応できるよう、水産試験場の調査船による調査をこれまでの3月から2月に前倒しして実施いたします。加えまして、モジャコ採捕漁業者にも来遊状況の調査に参加していただくことで、より多くのデータを基に操業開始日を設定したいと考えております。こうした対策を行い、本県においてブリ養殖用の天然種苗が確保できるよう努めてまいります。

次に、現在のブリ人工種苗の生産の状況と今後の活用についてお尋ねがございました。

本県におけるブリ養殖業は、令和元年ではおよそ8,000トンを生産し全国第5位となっている重要な漁業でございます。世界的な水産物需要の高まりを見据えますと、今後輸出の増大による生産の拡大が見込める有望な漁業の一つであると認識をしております。

ブリ輸出の最大の市場である米国などでは、生産履歴が明らかな人工種苗のニーズが高く、今後の輸出拡大のためには人工種苗の活用が必要となっております。このため県では、これまで県内のブリ人工種苗生産体制の確立に向け、県内の種苗生産企業と連携し、生産技術の開発を行い、当該企業が生産体制を確立し供給を開始しておるところでございます。

養殖業者が人工種苗を導入するためには、生産された4センチメートルサイズの種苗を10センチメートルサイズまで育てる中間育成を行う必要があります。これまで中間育成時に疾病が発生することが課題となっておりますが、昨年度から実施している飼育試験によりまして、疾病の発生の可能性が低い海域の選定や飼育方法の開発にめどが立ちつつあります。また、この中間育成を安定的に行っていくためには、これまで天然のブリ稚魚の採捕、飼育を行ってこられたモジャコ採捕漁業者との連携が必要であるというふうにも考えております。

県といたしましては、関係する皆様と連携しながら、天然種苗、人工種苗ともに安定的に供給することで、ブリ養殖の経営安定と生産拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、水産物の輸出拡大についてお尋ねがございました。

我が国では、人口の減少や少子高齢化などにより国内マーケットは縮小しており、県産水産物の販路拡大において海外での販路開拓は重要であると考えております。

これまで輸出に対応した産地での加工体制の整備や海外見本市への出展による販路開拓など、ハード・ソフト両面の取組を行ってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う海外への渡航制限などにより、新たな販路開拓、販売拡大が厳しい状況となっております。

一方で、社会構造や生活様式の変化により、冷凍食品など新たな食品へのニーズが高まっております。現在、県内で冷凍設備を備えた水産加工施設の整備への支援を行っており、引き続きこうした施設の整備を進めていくことで、海外での新たな需要に対応してまいりたいと考えております。

また、大規模市場である米国や中国に県が配

置しております食品海外ビジネスサポーターと連携し、現地での機動力を生かしたプロモーションや、商談後のフォローによる県内事業者とのマッチングを強化することで、輸出の拡大を図ってまいります。

最後に、水産業の労働力不足に対する外国人材の確保、活用についてお尋ねがございました。

漁業就業者の減少と高齢化が進む中、漁業の担い手の確保は重要かつ喫緊の課題であると認識をしております。

県では、本県のカツオ一本釣り漁業などにおいて技能を習得する外国人技能実習生の受入れを行うに当たり、日本語や生活習慣の習得に向けた支援を行ってまいりました。こうした実習生は、お話にもございましたように、操業の貴重な人材としての役割を果たしている側面もあります。

また、平成31年から一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れる特定技能制度が導入され、県内ではカツオ一本釣り漁業で受入れが始まっており、養殖や定置網漁業でも制度の活用に向けた準備が行われておるところでございます。

県では、外国人材の確保に向けて本年3月、外国人材確保・活躍戦略を策定し、海外から優秀な人材を確保、県内における就労・相談体制の充実、地域の一員としての受入れ態勢の充実の3つの柱の下、取組を進めているところでございます。

水産業分野におきましては、戦略の方向性に基つき、漁業経営体のニーズをお聞きしながら、引き続き技能実習生の受入れへの支援を行いますとともに、外国人材の受入れに関する情報の提供や、受入れ支援を行う団体の紹介などを行い、操業の継続に大きな役割を果たしている外国人材の確保を図ってまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 県内における入国後講習を実施できる機関の必要性についてお尋ねがございました。

入国後講習は、技能実習生が日本へ入国後、日本語や日本で生活するために必要な知識を習得するために、監理団体が実施することを義務づけられているものでございます。現在、県内には25の監理団体がございまして、このうち9団体は自ら講習を実施し、漁業分野の3団体については高知県外国人漁業研修センターに委託実施しておりますが、残りの13団体は県内に委託できる機関がないことから、県外の民間機関に委託し実施する状況にございます。

今後、少子高齢化による人口減少が進んでいく中、本県のみならず、全国的にも外国人技能実習生の受入れが増加していくことを考えますと、県内においても入国後講習を実施できる機関が設置され、良好な講習環境が整っていくことが望ましいと考えております。

このことにつきましては、県内の監理団体を支援する高知県中小企業団体中央会も複数の監理団体を交えた勉強会を開催するなど、課題意識を持っておりますことから、共に検討を進めていきたいと考えております。

入国後講習を実施していくためには、宿泊可能な施設や講習を行う場所、さらには講師の確保などが必要となってまいります。これらの費用は受入れ事業者の負担となりますことから、できるだけ軽減していくことが重要でございます。このため、例えば市町村の廃校などの利活用も含め、幅広く検討を進めてまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) まず、四国横断自動車道の宿毛から内海間の早期事業化に向けてどのように取り組んでいるのかのお尋ねがございました。

四国横断自動車道は地域産業の活性化や観光

振興を下支えする基盤として、また南海トラフ地震時には救援物資等を円滑に受け入れるための命の道として、大変重要な役割を果たす道路でございます。このため県では、四国横断自動車道の整備を最重要課題の一つとして位置づけ、早期完成を目指し国などに政策提言を行ってまいりました。その結果、昨年度四国横断自動車道の一部である中村宿毛道路が全線開通するなど、着実に整備が進められているところでございます。

愛媛県との県境部に残る未事業化区間、宿毛一内海間につきましては、本年4月から高知県、愛媛県の両県においてそれぞれ都市計画決定に向けた手続を進めてまいりました。このうち本県分は、先月開催された高知県都市計画審議会において、本線とアクセス道路となる宿毛新港インター線が原案どおり議決され、今月10日都市計画決定の告示を行いました。

このように事業化に向けた準備が整ったことから、引き続き地元の経済団体や沿線自治体などと連携し、国などに対して早期の事業化に向けて積極的に働きかけてまいります。

次に、新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた幡多西南地域道路に期待される整備効果についてお尋ねがございました。

土佐清水市や大月町などの沿岸部を走る国道321号は、南海トラフ地震時に津波による浸水や落橋等により寸断されることが想定されます。こうした背景を踏まえ、本年6月に幡多西南地域道路が広域道路ネットワークの構想路線として位置づけられました。この道路が完成しますと、国道321号に代わり災害時に迅速な救急救命活動に資する命の道としての役割を担うこととなります。

また、昨年オープンした県立足摺海洋館SATO UMIや沿線に多数あるキャンプ場などへの誘客等、幡多周遊観光を後押しし、地域の交流人口

拡大に寄与します。さらには、大月町の養殖マグロや土佐清水市の清水サバ等の安定した輸送が可能になるなど、幡多地域の観光振興、産業振興を力強く下支えすることが期待されます。

次に、河川整備計画における治水対策についてどのように進捗管理しているのかとお尋ねがございました。

河川整備計画における治水対策の進捗状況は、担当者が測量設計、用地買収、護岸整備並びに河床掘削など、それぞれの工種ごとに事業費換算で管理をしており、一般には公表をしておりません。しかしながら、流域の皆様に進捗状況などを御理解いただくことは、事業への協力を得るためにも大切なことと考えます。このため、今後は大規模特定河川事業など主要な河川事業の整備内容や進捗状況について、図面等を使った分かりやすい公表方法の検討を行ってまいります。

最後に、県管理道路の適切な維持管理についてどのように取り組んでいるのかとお尋ねがございました。

県が管理する道路は現在199路線、延長2,765キロメートルあり、安全な通行を確保するため、原則地元の建設事業者による道路維持委託業務を発注し、維持管理を行っております。道路の除草は、交差点などの見通しや走行の安全性、快適性の確保のために重要であることから、維持委託業務の中で年間2回程度の草刈りを実施しています。

また、山間部の路線などでは、道路への愛着心の醸成と費用の低減を目的として、地域委託により除草を実施していますが、過疎化と高齢化により、受託していただける草刈りの範囲が年々少なくなってきています。地域委託できなくなったところは、道路維持委託業務で対応することとしておりますが、この業務も建設事業者の労働力不足などの影響で受託意欲が低く

なっています。

このため、地域の建設事業者の実情に合わせて発注規模を調整するなど、道路維持委託業務を受注しやすい環境を整えて、継続的に受注していただけるように努めておるところでございます。あわせて、防草シートを設置するなど作業の省力化に努めることで、効率的な道路の維持管理に向け取り組んでいるところでございます。

(公営企業局長橋口欣二君登壇)

○公営企業局長(橋口欣二君) まず、県立病院のサイバー攻撃からの防御対策とシステムの脆弱性に対する取組についてお尋ねがありました。

県立病院の電子カルテを含む医療情報システムは、事務系やインターネット系のシステムとは分離した形で運用を行っており、メンテナンスやバックアップなどのために外部と通信する際には、専用線や暗号化された仮想の専用線技術、VPNを介しております。あわせて、ファイアウォール、アンチウイルスソフトの導入などによりまして、外部からの不正アクセスによる情報流出やデータの消失等を防止する対策を講じているところでございます。

今回の徳島県での事案を受けまして、外部から接続するための院内システム上の機器について、古い形式のものがいないか確認をしたところ、該当するものはありませんでした。しかしながら、サイバー攻撃の手口は日々進化しておりますため、ソフトウェアや機器の脆弱性に対しましては、システム事業者や自治体病院の全国組織などから提供される情報に基づき、その都度点検をし、機器の更新やシステムのアップデートなどの対策を取るなど、セキュリティの強化に引き続き取り組んでまいります。

次に、情報システムの甚大な障害を想定した業務継続計画の策定についてお尋ねがございました。

情報システムの障害対応としては、業務継続計画のほか、システム障害対応規程や医療情報システムに特化した非常時の対応マニュアルを策定しております。この中で、例えば電子カルテが使用できなくなった場合には代替手段を取ることや、バックアップからデータを速やかに復旧することなど、障害に応じた対応を定めているところでございます。

ただ、議員のお話にもありましたように、これらは大規模自然災害などでシステムが使用できなくなった場合を想定したものであるために、日常的に起こり得るサイバー攻撃によるダメージに対する具体的な手順や対応等につきまして、より分かりやすく明示するよう、規程等の見直しを行うこととしております。

引き続き、サイバー攻撃などに対するセキュリティ対策の向上と併せまして、仮に障害が発生した場合であっても、地域の中核病院として求められる医療提供が途絶えることのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○4番(今城誠司君) 執行部の皆さんにはそれぞれ丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。第2問はありません。

今年は、濱田知事の危機管理対応は十分評価をされました。来年は濱田知事のすばらしいかじ取りで、ウイズコロナ、アフターコロナ時代の県勢の浮揚に向けて道筋が見える年となることを心から御祈念申し上げまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(森田英二君) 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午後1時再開

○議長(森田英二君) 休憩前に引き続き会議を

開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

15番弘田兼一君。

(15番弘田兼一君登壇)

○15番(弘田兼一君) 自由民主党の弘田です。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。今議会も私が最後の質問者となりました。質問内容が重なる部分もあろうかと思いますが、知事をはじめ執行部の皆様、よろしくお願いをいたします。

令和3年もあつという間に師走を迎えました。今年もコロナ禍の中、議員としての活動を大幅に自粛し、思うような活動ができなかったことを残念に思います。個人的にうれしかったことは、県議会議員として10年経過し自治功労者表彰をいただいたことです。これも私を高知県議会に送り込んでくれました室戸市、東洋町の皆様、私を支えてくれました全ての皆様のおかげであります。感謝を申し上げます。

この10年間は、私にとってあつという間の出来事だったように感じます。政治家は公約を掲げて選挙を戦い、当選すればその実現に全力を注ぎます。私も当選以来、公約の実現に向け努力を続けてまいりました。この10年間で実現できた公約もあります。まだまだ取組を進めていかなければならない公約もあります。

その一つが、室戸市と東洋町に暮らす人が、国道55号を使わなくても県庁や医療センターなど拠点となる施設に行くことができるようになるということです。道路は住民の生活を支える非常に大切なインフラです。室戸市民と東洋町民は国道55号だけが地域住民の命を支えています。毎年のように発生をする台風の被害や、いつ起こるか分からない南海トラフ地震のことを考えると、2つ目の命の道がどうしても必要ということで、私はこの公約を考え、発信をし続

けています。

東洋町民は、四国8の字の高規格道路が完成すれば、命の道を2ルート持つことができます。室戸市民が2つ目の命の道を持つためには、四国8の字の奈半利インター、野根インターに接続する国道55号とは別の道を造る必要があります。四国8の字ネットワークでは、野根安倉道路が直轄代行で事業化されました。南国安芸道路や安芸道路でも構造物が次々にできています。一日でも早い完成を望んでいる東部地域で暮らす私たちも、高規格道路の実現を肌で感じることができるようになり、国や県など関係者の皆様に感謝をしているところです。

しかしながら、事業完成のためには、まだまだ多くの予算の確保が必要です。先月17日に、道路財源確保を求める都道府県議会議員の会の世話人会が参議院議員会館で開催され、その後国土交通省と財務省に要望活動を行いました。要望内容は、地方創生、国土強靱化を推進するための道路予算の満額確保や、道路機能の維持が持続的、計画的に進められるよう新たな財源を確保することなどです。

知事にお伺いをいたします。高知県のような道路整備後進県は、これからも県勢浮揚のためにも道路整備を進めていかなければなりませんし、これまでに完成している道路の維持修繕にも多くの予算が必要となってきます。道路整備に必要な予算を確保するために、一般財源化された道路特定財源に代わる新たな道路財源が必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

3月17日の高知新聞に、「室戸と清水に高規格道路を」の見出しで、高知県版の新広域道路交通計画に、四国8の字ネットワークに加え奈半利室戸道路、幡多西南地域道路の整備を盛り込んだと産業振興土木委員会で執行部が報告したという記事が載っていました。この報告は、私にとって本当にうれしいことでした。室戸市民

が2つ目の命の道を持つことができるようになります。私の大切な公約の実現へ向けての足がかりができました。

この計画にある奈半利室戸道路について期待される整備効果と、幡多西南地域道路を含めた今後の取組について土木部長にお伺いをいたします。

高知県は、四国8の字ネットワークのミッションリンクの早期解消など、政策提言という形で高知県の課題について国や関係機関に要望しています。提言の成果として、1.5車線で整備する道路事業や水産庁のリース事業などがあります。県単独では予算の制約もあり、なかなか大きな事業ができません。国が政策として取り入れることにより、大きな事業につなぐことができます。

知事は、政策提言を続けていくことの意義と効果をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

私が室戸に国道55号とは別の命の道を造るといふ公約を考えたのは15年前、高知県議会議員に室戸市・東洋町選挙区から出馬を決意したときです。私なりに実現への道筋を考えていました。農林水産省構造改善局の大規模農道整備事業を活用し、西山台地などの海岸段丘を通る道を、四国8の字ルートの奈半利インターまで造るといふものです。県が事業主体になれば、室戸市の負担も少なく済みます。この方法で実現できると思っていたのですが、残念なことに民主党が政権を取ったときに農道整備事業自体がなくなってしまいました。地方道として整備するしかありませんが、室戸市は財政力が弱く、県道で整備するためには新たに県道の指定が必要になります。越えなければならぬハードルが非常に高くなりましたが、私はこの公約の実現のために訴え続けることを決心いたしました。

私たち県議会議員は、公約実現のため知事や関係部局長に定例会で質問したり、地元住民と共に陳情したりします。知事にお伺いをいたします。このことをどのように受け止め、対応されているのか、お聞かせをお願いいたします。

国道55号とは別の命の道という私の公約は、実は3年ほど封印をしておりました。それは、私の政治活動の中で、四国8の字ネットワーク野根—安倉間の事業化のためのBバイCを育てる必要があるが、私の訴えがマイナスの影響を及ぼすと聞いたからです。民主党政権時代、公共事業仕分けで大活躍したのがBバイCで、費用便益分析とも呼ばれ、便益—ベネフィットと費用—コストの比を考えるものです。

元財務官僚の高橋洋一氏は、費用と便益の比が1を上回れば、つまり費用を便益が上回るなら、その事業は幾らでもやっつけたいはずだとメディアで発言をしています。私たちの暮らす過疎地域では、もともと自動車の交通量が少なく、便益をなかなか育てることができません。BバイCが1を超えないと事業化できないということであれば、過疎地域では道路は造れないということになります。

17日に開催された、道路財源確保を求める都道府県議会議員の会でも意見を申し上げました。国土交通省道路局企画課長からも見直しが必要である旨の回答をいただきました。

私は、BバイCについて都市部と過疎地に違いを設けるか、便益—ベネフィットに新たな指標を加えるべきだと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

令和2年国勢調査によると、高知県の人口は69万1,527人と70万人を下回りました。室戸市は1万1,742人、5年間で13.2%減少していますし、5,000人まで減少するとの予測が出ています。人口の減少を止めるためには、若者の働く場所をつくる必要があります。この若者の働く場所を

つくるということも私の大切な公約です。この10年間、私は働く場所をつくるということより、守るということに力を注がざるを得ませんでした。

室戸にも、数は少ないですが、優秀な会社があります。その一つが、世界を相手に建設機械から風力発電関連製品まで多種多様な製品を手がける富士鍛工株式会社です。東日本大震災を教訓として、富士鍛工はBCPを策定し、その一環で吉良川工場の高台移転に取りかかりました。当時、県の企業誘致担当者から、富士鍛工の要望もあり、県内各地を案内しているとのお話を伺いました。私は、その足で当時の商工労働部長、高松さんのところに行って、今室戸市役所が適地を探している。室戸市が諦めるまで少し待ってもらいたいと申し入れました。結果として、室戸の羽根川沿いに用地を確保し、今に至っています。

室戸市は、50人の働く場所を守りました。県内の企業も生き残るための努力を続けています。工場移転など立地場所を移動しなければならない場合があります。過疎地の市町村では、小さな企業でも地域からいなくなると、人口の減や税収の面など大きな影響が出ます。

県内の企業が移転を希望する場合は、立地している市町村を基本として県にも対応してほしいと思いますが、県はどのように考えておられるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

富士鍛工吉良川工場の羽根への移転については、県商工労働部も室戸市役所も本当に頑張りました。短い期間で候補地を決め、用地を買収し、工業団地を造り、このプロジェクトを完成させました。すんなりできたわけではありません。用地については、室戸市は現役時代用地交渉に当たっていたOB職員を雇い、交渉を進めました。最後の地権者との交渉が難航し、期間内に竣工できない可能性があるとのことで、知

り合いの市議会議員に交渉を頼み何とか了承を得ました。ぎりぎりのタイミングでした。県の担当課から、もう間に合わないと何度か電話もありました。その都度私は、室戸市役所の職員が頑張っているから大丈夫と答えたところがあります。

このプロジェクトを進める上で感じたことは、もう少し早く手が打てたのではないかということです。普通の市町村であれば、自分のところに立地している企業の移転は阻止しようとすると思います。例えば、室戸市が用地を探していることを県と市が共有できていたか、最後まで残った地権者は初めから難航することが予見できたのではないか、何らかの対応ができていたのではないかなどです。

商工労働部長にお伺いします。特に、県内移転の場合、当該市町村と意識を共有する必要があると思いますが、意識の共有についてどのような対応を取られているのか、また今後どのようにしていくのか、お伺いをいたします。

高岡大敷も突発的な急潮により大敷網全体が流されるという大きな被害を受け、存亡の危機に陥りました。平成25年10月のことです。事業を続けるためには、1年ほどの時間と4億円を超える資金が必要とのことでした。大敷が潰れると、乗組員が働く場を失うということだけではなく、高岡漁協の市場もなくなります。40名ほどの働く場所がなくなるということです。

大敷は、単に働く場を提供しているだけではなく、その地域を支える大切な存在です。私は、高岡大敷を存続させなければいけないと考えました。この話を聞いた次の日に当時の水産振興部長、東さんを訪ね、存続させるためには新たな融資制度をつくる必要があることと、信用力の強化や経営の合理化のため法人化を進める用意がある、このことをお話をさせていただきました。その後、県、室戸市、JF、信連など関

係者の御尽力、何より当時の小笠原高岡大敷組合長の頑張りにより存続することができました。

今現在、三津地域における大敷の存続に取り組んでおりますが、その進捗状況と今後の見通しを水産振興部長にお伺いいたします。

大敷は、室戸市や土佐清水市の沿岸を中心に35か所免許されています。今でも県内沿岸漁業の約4割を占める基幹漁業ですが、これからはもっと地域を支える産業として重要な位置づけとなってくると思います。しかし、コロナ禍の中多くの大敷が苦しい経営を続けています。

地域に根差した産業を守り、将来につなげていくために県はどのような取組を進めていくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

このような取組を進める上で、次のような言葉をよく聞きました。室戸市の職員から民間企業、民間のことだから支援できないと言われたという言葉です。残念に思うとともに、違和感を覚えました。私はそのたび、県は必ず支援するから大丈夫ですと話をさせてもらいました。私は、民の力が強くない高知県のようなところは、行政が地域を引っ張っていかなければいけないと思っています。県は地域産業振興監を各地に置き、各市町村には地域支援企画員を配置し、産学官民の連携により地域振興を力強く支援をする体制をしいています。

産業振興推進部長にお伺いをいたします。地域を振興しようとする思いは、県職員も市町村職員も同じレベルであるべきだと思うし、施策についても同じ方向で進めていくべきだと思います。県の地域振興への思いをどのように市町村に伝えているのか、また市町村と施策を共有しているのか、お聞かせください。

12月6日、我が会派の政務活動調査で嶺北に行ってきました。10時に議事堂を出発し、午前中おおとよ製材、昼食をモンベルアウトドアヴィレッジ本山、午後1時30分からエフビットファ-

ムこうち株式会社、午後3時から丸和林業と大豊森林組合の貯木場、午後5時に議事堂に帰ってきました。久しぶりの政務活動で少し疲れましたが、木が地域を支えていることが実感できた一日でした。

新しくスタートするエフビットファームこうち株式会社では、吉本社長自ら熱い思いを話してくれました。この施設の特徴は、バイオマス発電と次世代型園芸施設を合体して運営するということです。バイオマス発電所で売電事業を行うだけでなく、発生する二酸化炭素や熱水をシステムで管理し農園で再利用することで、作物の安定的な成長を促します。農園で冷やした熱水は、再度バイオマス発電所に供給し冷却に利用する、究極のエコシステムが実現されます。また、収穫した作物は地元農協と協力して特産物として販売するとのこと。嶺北の特色を生かした地域産業の育成が期待できます。

吉本社長は室戸市出身で、現在京都に住んでいます。その御縁もあり、時々いろいろなお話をお聞きすることがありました。京都高知県人会の話、室戸でバイオマス発電を行い地域貢献したい、そういった話などです。室戸でのバイオマス発電は送電線の容量不足で断念しましたが、県の中央部で適地を探し、この事業につなげたということ。です。

吉本社長の説明の中で、少し気になる部分があります。燃料となる木材の確保が大変だと感じました。この規模のバイオマス発電を動かすためには、年間100町歩ほどの山から木を切り出し木材を確保し、チップ化する必要があるとのこと。既存の木材チップを作る企業は、既にそれぞれ取引先が決まっており、エフビットファームこうちのバイオマス発電所のような新たな需要への対応に苦勞しているとのこと。吉本社長は、200町歩ほど山林を購入し、自社でも燃料の一部を供給するようになりたいと言って

おられました。

今後、エフビットファームこうちが取り組んでいるようなバイオマス発電の売電事業と、発生する二酸化炭素や廃熱を利用する事業が増えてくると思います。新たな需要が生まれますし、こうした取組に対して何らかの支援が必要と考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

12月9日、高知工科大学の地域連携機構の先生方のお話を聞く勉強会がありました。その中で、Next次世代型施設園芸ハウスの説明もありました。考え方は、本山でエフビットファームこうちが取り組んでいるものと同じですが、規模が小さいということです。木質バイオマス燃料による小型熱電併給システムを活用した環境制御型の施設園芸ハウスを導入するというものです。香美キャンパスの隣接地に実験施設をつくり、新たな農業の研究開発に取り組んでおり、ハウスの中では日々多くのデータを集め、デジタル化しインターネット上に集約、活用する仕組みをつくっているとのこと。導入や運営についても支援ができるということです。

園芸ハウスは燃油を燃やしてハウス内を暖めます。木質バイオマス燃料による小型熱電併給システムを活用し売電収入を得ることにより、燃料費ゼロの園芸ハウスにしたいとのことでした。農家の収入アップにつなげることができません。室戸市のような送電線の容量が不足しているところでは大規模な発電施設はできません。小規模であれば、域内で電気を利用することにより可能となります。また、南海トラフ地震や台風などで電気が止まった場合、この施設があればバックアップ用の電源として利用できます。危機管理上大切なことです。

高知県に新たな農業を導入するためにも、高知県のグリーン化を進める上でも、施設園芸ハウスへの木質バイオマス燃料による小型熱電併

給システムの導入が必要と考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

11月27日、第2回室津港釣り大会が開催されました。12月11日にも、第1回室戸市長杯のどぐろジギング祭が佐喜浜港で開催されました。同じ釣り大会ですが、2つの大会はスタートに至った経緯が違っています。

室津港は、ふだん立入禁止となっています。避難港のヤードを地域の活力を生み出すために利用させてもらいたいとの地元住民の思いを中谷元衆議院議員が受け止め、国土交通省と協議し室津港釣り大会という形にしてくれたものです。

第1回ノドグロ釣り大会、室戸市長杯は、ジグ製作を主体としている高知市の釣り具メーカー、シーフロアコントロールからの話を形にしたものです。三石会長からシーフロアコントロール代表弘田一博さんの話を聞いてちゃってくれと紹介をされました。宇佐で知事杯の釣り大会を行い、多くの人に参加してくれた。室戸が大好きだから同じような大会を室戸で開きたいといった話でした。私は知らなかったのですが、弘田代表はその世界では非常に有名な方で、全国各地に仲間がいるとのことでした。弘田代表は、既に椎名大敷や室戸の漁師と親交があり、度々室戸に来ているとのこと、人や船の手配は比較的スムーズにいきました。釣り大会の参加者は全国各地から集まります。これも弘田代表が声をかけてくれました。賞品は、室戸の産物や大敷で取れた魚を使ったということであり、県外からの参加者は前泊しますので、民宿や料亭が潤います。

また、来年にはビルフィッシュ大会を開催予定です。セントラルグループから話があり、室戸市観光協会の主催で開催します。クルーザーでカジキやマグロを狙う大会です。コロナ禍で大会が延び延びになりましたが、来年は何とか

開催につなげるということでもあります。

私は、このような地域の有形無形の資源を活用したイベントを積み重ねていくことによって地域を活発にし、働く場所の確保につなげていきたいと考えています。昨年は12月議会でDMVの利活用の質問をさせていただきました。この12月25日に東洋町で運行開始のセレモニーがあり、私も出席をさせていただきます。少しずつではありますが、東部地域でも活性化の種となるアイテムや、それを生かすことのできる人が育ってきているように感じています。

しかし、過疎地の市町村は人材が不足しており、県の力をまだまだ借りなければ、地域を振興させることができづらい状況です。このような市町村と連携して、どのように支援していくおつもりか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

集落实態調査の取りまとめ状況の中間報告をお聞きいたしました。5割を超える集落がIターンを受け入れたいと答えています。集落住民の考え方が少し変わってきたようです。最近、室戸発のよい話題がテレビで流れたり新聞に載ったりしています。9月5日、「世界の果てまでイッテQ!」で松尾拓哉君が放送されました。彼は室戸市佐喜浜在住でキンメダイの漁師です。彼も大阪出身でIターン組です。インターネットでは、水族館を造りたいと移住してきたのが松尾拓哉さんだ、職業は漁師、だが捕まえるのは食べない魚、室戸の沖合で捕った深海魚を全国各地の水族館に届ける、全国的にも珍しいフリーランスの漁師として活躍すると紹介されています。

彼は、キンメダイはもちろんオオグソクムシやサメなど深海で捕れる魚を捕まえ、アクアファーム裏の海洋深層水かけ流しの水槽で畜養し、東京の葛西水族館や大阪の海遊館などに出荷しています。魚は、釣り上げるとすぐに死ん

でしまいますが、不思議なことに海洋深層水で飼うとなかなか死にません。私もキンメダイが泳いでいるところや、オオグソクムシが動いているところを松尾君の水槽で初めて見ました。彼は、誰も思いつかなかったことを考え実行しています。今はまだ小さな活動ですが、私は事業として成立すると考えています。

彼は今、海洋深層水を活用し、見学できる畜養施設をアクアファーム付近に建て、子供たちの学習や研修に供するという計画を室戸市役所に提出しています。計画実現のためには、市役所が主体にならなければいけません、県や国の支援が必要だと考えます。産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

松尾君は室戸市の移住者の会、室戸生活亀鶴の会長もしています。室戸生活亀鶴は、移住希望者への室戸市内の案内や説明、室戸での移住者の交流イベントの開催などを行っているそうです。松尾君も移住希望者を自分の船に案内し、仕事の紹介や交流イベントに参加をしているとのことです。

その際、松尾君が気をつけているのは、仲間として仲よくなるように心がけるということだそうです。移住者は海が好き、山が好き、漁師になりたい、農業がしたいなどそれぞれ夢を持って移り住みます。しかし、暮らしていけるだろうか、地域の人とうまくやっていけるだろうかなど不安がいっぱいです。教育など生活環境についても不安を感じる方も多いでしょう。また、実際に移住してからも、日常生活を送る中で様々な困り事も出てくると思います。夢破れ去っていく人もいます。室戸生活亀鶴の活動は、このような様々な相談に寄り添うものであり、移住希望者の不安を和らげ、移住者同士の情報を交換することにより、安心感を醸成していると思います。

このような移住希望者や移住者の思いを受け

止め、移住、定住を支援する取組は大切であると考えます。一義的には市町村が中心となって進めるものと思いますが、県として移住者へのアフターフォローも含め、市町村と連携してどのように取り組んでいくのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

私も移住者やその関係者から相談を受けることがよくあります。一番多いのが住居の問題です。空き家は多いが貸してくれない、お風呂とトイレが旧式で若い人は嫌がる、空き家を確保しても修理に時間がかかるなどです。最近聞いたのは、大学の学生寮のような移住者用の住宅を整備ができれば助かるのだがという相談です。若い移住者は、多くの場合独りで高知に入ってきます。田舎の空き家は広い家が多く、独りで大きな家に住むのは孤独だし寂しくなります。大学の寮みたいな移住者同士と一緒に住める住居があれば、孤独感を和らげることができるということです。私は、県の土木部住宅課に補助制度があるので、市役所に相談してみたらよいのではと答えましたが、ハードルが高いみたいです。

このように、空き家を活用した住まい方にも様々なニーズがあることから、ニーズに見合った支援制度が必要と考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

全国日台国際交流大会、日台交流サミットin神戸が11月12日、ホテルオークラ神戸で開催されました。コロナ禍の中ではありましたが、500人を超える大きな大会となりました。高知県からも県議会、高知市議会などから20人を超える参加者がありました。1部サミットでは、開会セレモニーの後、ロバート・D・エルドリッジ博士の基調講演、「アメリカから見た日台関係 ～自由と民主主義の繁栄のために～」があり、その後、日本と台湾の経済、文化、教育、観光、医療、防災などの分野で交流、連携・協力の促

進、日台の外交・安全保障政策のため、日台関係に関する基本法を速やかに制定することなど5項目の提言をし、日台の友好親善の絆を永遠につなげていくことをここに宣言する旨の第7回日台交流サミットin神戸、神戸宣言を満場一致で採択をいたしました。

そして、参加をした高知県議会議員全員が登壇をし、森田議長が来年は高知で開催をしますのでぜひ参加をしてほしい、お待ちしておりますと次回開催都市を代表して挨拶をいたしました。

神戸サミットでは台湾政府関係者、国会議員、県知事、県議会議員、神戸市長など多くの関係者が参加し、大変華やかな大会となりました。現在、私たち県議会議員を中心に実行委員会を立ち上げ、大会に向けた準備を始めたところです。高知の大会も神戸と同様に華やかな大会にしたいと考えています。日本と台湾は今でも相思相愛の国と言われていますが、このような大会を開催することによって交流をさらに深め、連携していかなければならないと思っています。

知事にお伺いをいたします。このような大会を含め、日本と台湾の友好、交流を深めていくことの意義と、高知県はどのように交流を進めていくのか、御所見をお聞かせください。

11月26日、台湾情勢について、中西哲参議院議員から防衛省の資料などで最新の状況の説明をしていただきました。私が不思議に感じていたことが中西先生の説明で、なるほどと理解することができました。11月6日産経新聞の1面で、「日欧 対中連携を強化 独艦艇 20年ぶり寄港」という記事が載っていました。確かに今年の5月にはフランス、9月にはイギリス、そして11月にはドイツの艦艇が日本に寄港しました。中国の覇権主義や香港、ウイグルの人権問題に対応するための連携は大切なことだと思います。艦船の派遣まで必要かなと不思議に思っていま

した。中西先生は、中国軍の弾道ミサイルはヨーロッパも射程内である、フランス、イギリス、ドイツは自国に中国が弾道ミサイルを発射すれば、反撃する用意があることを中国に伝えているということです。これらの国は、自国民の生命と財産を守るためにきちんと対応していると感じました。

日本はどうでしょう。北朝鮮の前の委員長は、東京を火の海にすると発言しています。中国は、尖閣で毎日のように領海侵犯を繰り返しています。このような国がお隣にいます。日本国民の命と財産を守るため、日本国土が戦火に巻き込まれないためにも、危機に対応できるよう憲法を改正する必要があると私は思います。今年の12月議会で憲法改正の議論を進めることについて知事の御所見をお伺いいたしました。知事には、参議院の合区制度の解消を中心に、憲法改正の必要性の声を地方から上げてまいりたいなどと御答弁をいただきました。

改めて、安全保障の面も含め憲法改正の必要性の声を地方から上げていただくよう要請をいたしまして、私からの第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新たな道路財源の必要性についてお尋ねがございました。

国土交通省が平成30年に行いました維持管理・更新費の推計によりますと、国や地方自治体などが管理をいたします全国の道路の修繕などに要する費用が示されております。それによりますと、平成30年度の1.9兆円に対しまして、20年後には1.5倍の3兆円に迫るとの推計がなされております。本県におきましても、建設から50年を経過いたしました橋梁の割合が高まっております。20年前の約18%から大きく増加をいたしまして、現在は約55%に至っております。

これは修繕に要する費用が年々増加をするということが見込まれることを意味しているわけがあります。

一方で、高規格道路の整備でございますとか中山間地域に至る道路の整備、さらには緊急輸送道路上の橋梁の耐震化、落石対策などにつきましても着実に進めていく必要がございます。こうしたことから、昨年国土交通省の諮問機関であります社会資本整備審議会が取りまとめた提言におきましても、受益と負担の考え方にのっとり、その費用を賄うために必要な予算、財源を確保することを検討する必要があるというふうに明記をされているところでございます。

私といたしましても、道路の維持修繕とその更新、そして新しい道路整備に必要な予算や財源の確保が重要であるというふうに考えております。このため、先月全国高速道路建設協議会副会長といたしまして、内閣総理大臣をはじめ政府・与党の幹部に対しまして、新たな財源の創設について強く訴えたところであります。

引き続き、道路整備の促進を訴える団体の皆さんとも連携をしながら、国に対しまして新たな財源の創設に向けた検討が進められますよう、しっかりと働きかけをしてまいります。

次に、政策提言を続けていくことの意義と効果についてお尋ねがございました。

自主財源に乏しい本県にとりまして、国への政策提言は県勢浮揚を成し遂げるための極めて重要な取組の一つであるというふうに考えております。政策提言を通じまして、本県の課題をしっかりと国に伝える、そしてその解決策を提案していくということにより、国の制度、事業が我々にとってより効果的なものになっていくというふうに認識をしております。

こうした考え方の下、全国知事会や他県とも連携をしながら、これまで積極的に提言活動を行ってまいったところであります。その結果、

議員から御指摘がありました1.5車線化といった成果のほかに、例えば南海トラフ地震対策特別措置法の制定が実現をしております。この法律の制定によりまして国の補助率のかさ上げなどにより、国の財政支援が大幅に拡充をされました。これにより本県の地震対策が大きく後押しされることになったわけであります。

また、全国に先駆けて取り組んでまいりました本県の集落活動センターが、国の地方創生施策の中に小さな拠点として盛り込まれまして、全国規模で進められることとなりました。このことによりまして、本県におきますセンターの設置も一層促進をされるという力になったところでもございます。加えまして、四国8の字ネットワークの整備においては、ここ3年間連続をいたしまして新たな区間が事業化をされるというような形で、完成に向けて着実に前進をしております。

このように、提言を通じて国を動かすということで、本県の県勢浮揚に向けた取組は大きく前進をしているというふうに考えます。当然、難しい課題もありまして、1回の提言ではすぐに実現しないことのほうが多いわけでありませうけれども、粘り強く提言を続けていくということが大切だというふうに考えております。

さらに、全国に先駆けて少子高齢化が進み、人口減少に転じました本県におきます課題は、近い将来におきます全国の課題でもあるわけでありませう。このため、本県の提言活動は後々の全国の課題解決にも資する、そういう側面も持っているというふうに考えます。本県から全国の課題解決に向けた処方箋を示すべく、国などに対しまして引き続き積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、県議会議員の議会質問あるいは陳情活動に対する受け止め、対応はどうかというお尋ねがございました。

県民の皆さんを代表いたします県議会議員の皆様と我々執行部が、県政の課題や目指すべき方向性を共有し、様々な施策を練り上げていくと、このことが県勢浮揚にとって大変重要な取組だというふうに理解をいたしております。

このため、県議会での質問を通じました緊張感のある、また建設的な議論は、施策の実効性や効果を高めまして、県政全体の質を向上させていくと、そういったものだというふうに捉えております。また、議員の皆様と地域の方々から行っていただきます陳情につきましても、私や関係部局が地域の実情を直接に把握できる、非常に貴重な機会であるというふうに認識をしております。

こうした認識の下で、私ども執行部といたしましては、県議会における議員の皆様からの御質問あるいはいただいた地域のお声に正面から向き合ひまして、施策の形成に生かしてまいりました。例えば、室戸市の例で言いますと、室戸広域公園におきます防災拠点の機能を併せ持つ屋内運動場の整備というのは、そうした事例が実った一つの例であるというふうに考えております。

改めて申し上げるまでもございませうけれども、議員の皆様と執行部は県勢を発展させていくための言わば車の両輪の関係にあると考えております。引き続き、議員の皆様と一緒に一層深い議論が行えますように努めますとともに、これまで以上に地域の実情の把握に気を配りながら、県勢浮揚に向けて取り組んでまいる考えであります。

最後に、台湾との友好交流を深めていくことの意義と交流の進め方への所見についてお尋ねがございました。

日本と台湾は、貿易や観光などの経済的なつながりのみならず、コロナ禍におきましては物資の相互支援を行うといった形で、お互いに助

け合う大変緊密な関係を有しております。

本県も台湾に対しては、これまでも食料品、防災製品、木材製品などの輸出でございますとか、インバウンドの重点市場といたしまして、積極的な販路開拓やプロモーションに取り組んでまいりました。さらに、文化交流の面で見ましても、よさこいのチームの相互派遣でございますとか、まんが甲子園などを通じた文化交流を活発に行っておりまして、こうした様々な分野の交流を通じまして、友好的な関係を築いてまいったところでございます。

こうした交流に加えまして、日台交流サミットのような人的交流の大会が本県で行われますことは、台湾との交流を活性化していく上で大変意義深いことだというふうに思っております。県といたしましても、今後とも台湾オフィスなどを活用して、経済、文化など様々な分野での交流を促進いたしまして、台湾との友好関係をさらに深めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) まず、新広域道路交通計画にある奈半利室戸道路に期待される整備効果と、幡多西南地域道路を含めた今後の取組についてお尋ねがございました。

本年6月、四国地域新広域道路交通計画が策定され、この中で本県の広域道路ネットワークに構想路線として奈半利室戸道路が位置づけられました。この道路には、南海トラフ地震時の津波などで交通途絶が懸念される国道55号に代わる新たな幹線道路としての役割が期待されるところでございます。

また、四国8の字ネットワークと連結して広域観光ルートが形成されることで、室戸ユネスコ世界ジオパークなど東部の観光振興を支え、地域経済の活性化にも寄与いたします。この奈半利室戸道路や幡多西南地域道路などの構想路

線は、将来高規格道路として調査が進められることとなります。

一方、県は現在一日も早い四国8の字ネットワークの完成に向け、全力で取り組んでいるところでございます。このため、まずは8の字ネットワークの整備を優先し、この整備に一定のめどがつかましたら、構想路線の調査、着手に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道路整備を行う際に使用されるBバイCについて、便益に新たな指標を加えるべきではないかとお尋ねがございました。

国の費用便益分析マニュアルによりますと、道路整備に伴う効果は、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益の3つの便益の合計で算出することとなっております。これらは、いずれも交通量に比例して増加することから、交通量が多く見込めない地域ではおのずと便益は低い値となります。

近年、高規格道路において便益を新規事業化区間だけで算出するのではなく、この区間を含むネットワーク全体で算出する手法が取り入れられるようになりました。例えば、北川道路を評価する場合に、高知ジャンクションから徳島ジャンクションまでといった長い区間で押しなべたBバイCを使うことができるようになったため、BバイCは1.0を超えやすくなりました。

しかしながら、ネットワークでの評価が困難な地方の一般道路では、依然としてBバイCが1.0を超えにくい状況に変わりはありません。このため、新たな指標を取り入れていくことも視野に入れつつ、多くの人々に納得していただけるような評価手法を国に提案できるように研究してまいりたいと考えております。

最後に、空き家を活用した住まいのニーズに見合った支援制度についてお尋ねがございました。

空き家を活用した様々な住まい方に柔軟に対

応していくことは、空き家対策を進める上で重要であると認識しております。県が空き家対策に取り組む市町村を支援するために設けている補助制度は、空き家を住居として活用する多様なニーズに柔軟に対応できるようにしております。例えば、この制度を利用して、使われなくなった校舎を共同住宅のように改修している事例もございます。

市町村にはこういった事例も紹介しながら、この制度が多様なニーズに対応できることをお知らせしているところでございますが、まだ十分に普及している状況にはありません。このため、担当者説明会や市町村訪問などの機会を通じて、より一層制度の周知に努め、様々なニーズに対応した空き家の活用に取り組んでまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長（松岡孝和君） 県内企業の移転への対応と市町村との意識の共有についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

企業の他の市町村への転出は、操業してきた市町村の雇用や経済に与える影響が大きいため、まずは現在操業している市町村の中で候補地を探していただくことが基本中の基本であると考えております。

このため、県がそうした情報を把握した場合には、移転を検討している企業に可能な限り同一市町村での操業を継続していただくよう、まずはお願いしているところです。と同時に、直ちに地元市町村と情報を共有し、市町村内の遊休地等の紹介や、場合によっては室戸市の例のように新たな団地開発も含めて検討いただくなど、市町村と緊密な連携を取りながら対応しております。その上で、用地の確保が難しく市町村も断念せざるを得ない場合には、従業員が通勤可能な近隣の市町村、あるいは少なくとも県

内での操業が継続されるよう、県内の他の候補地を紹介するよう努めているところです。

今後においても、県が把握した企業の事業活動の状況や課題については、地元市町村と情報をしっかり共有するとともに、連携を密にして企業の地域内での成長を目指して対応してまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長（松村晃充君） まず、室戸市三津地区における大型定置網漁業の存続に向けた取組の進捗状況と今後の見通しにつきましてお尋ねがございました。

室戸市三津地区で大型定置網漁業を営んでいる三津大敷組合は、近年の水揚げの減少により非常に厳しい経営状況となっております。このため、本年3月に高知県漁協、信漁連、基金協会、室戸市及び県で支援チームを立ち上げ、三津大敷組合と共に事業の存続に向けて、法人化あるいは事業承継などについて検討を進めてまいりました。

そうした中で、県外で大型定置網漁業や養殖業などを多角的に経営している企業から、現地で新たな法人を設立し、現在の従業員の雇用を継続する形で事業を承継したいという御提案がございました。御提案を受けまして、これまで企業と大敷組合との協議の場を設け、双方の意見の調整を行ってまいりました。現在、漁業権の免許や事業承継に向けた手続が進められており、来年春から新たな法人による操業が開始される見通しとなっております。

今回の事業承継は、三津地区で定置網漁業が将来にわたって安定的に継続されることが期待されるものであり、地域経済や雇用の維持に大きく貢献するものと考えております。県といたしましては、引き続き円滑な承継と操業の開始に向けて支援を行ってまいります。

次に、定置網漁業を将来につなげるための取

組についてお尋ねがございました。

本県の定置網漁業は、生産量の確保や地域の雇用の維持にとって大変重要な漁業でございます。加えまして、操業地域が近いということもあり、生産量当たりの燃油使用量が少なく環境にも優しいという側面もあり、大変重要な漁業であると認識をしております。

しかしながら、近年は人手不足や海況の変化による水揚げの減少などにより経営が悪化をしてきており、新型コロナウイルスの影響も相まって、優良な漁場であっても廃業を余儀なくされる事例も出てきております。

こうした状況において、定置網漁業の振興を図っていくためには、現状の操業や経営状況の詳細な分析による事業戦略づくりと、戦略の目標達成に向けてデジタル技術の導入などによる操業方法の構造改革を行っていくことが必要であるというふうにも考えております。また、遊休漁場への新規参入や経営の継続が困難な経営体の事業承継を進めていくことも重要であります。さらには、担い手の確保や急潮対策などの取組も併せて総合的に取組を進めていくことで、定置網漁業の持続的な発展につなげてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、地域振興への思いに関する市町村への伝達及び施策の共有に関するお尋ねがございました。

県では、これまで中山間地域の振興なくして県勢浮揚なしとの強い思いの下、地域アクションプランの推進や集落活動センターの立ち上げと運営支援、さらに移住促進の取組へのサポートなど地域振興策に積極的に取り組んでまいりました。

こうした取組を進めるに当たっては、当事者となります地元市町村との連携・協調が不可欠となります。そのため、市町村長や幹部職員と

の意見交換の場を持ち、県の考え方をお伝えするとともに、市町村の御意向を伺い、方向性を共有することが大変重要だと考えております。

私も就任直後に各地域本部を回りまして、可能な限り市町村長とお会いをし、率直な意見交換をさせていただきました。しかしながら、そうした取組を行う中で、県と市町村の考え方が相違することもございます。その場合は、お互いに過去の前例や固定観念、またそれぞれの都合にとらわれるのではなく、何より地域住民の皆様にとってどうあるべきかといった視点で十分な議論を交わすことで、解決策を見いだすように努めております。

今後も市町村職員の皆様とは、住民の福祉の向上や地域の振興といった共通の目的を目指して、共に考え、共に行動することができますよう、常日頃から緊密なコミュニケーションを図ってまいります。

次に、海洋深層水を活用した深海水族館の実現に向けた支援についてお尋ねがございました。

室戸市では本年3月、地域アクションプランの中で室戸市海洋深層水推進構想を策定し、海洋深層水のPRにつながる事業といたしまして深海水族館を位置づけ、その可能性について検討がなされております。この深海水族館は、海洋深層水で室戸を活性化させたいという熱い思いを持った移住者の方からの提案であるというふうに向っております。県といたしましては、こうした地域の発展に熱い思いを持って移住してくださった方の夢の実現に対しましては、できる限り支援、協力を惜しまないつもりです。

今回の移住者の提案は、廃校水族館との相乗効果によります交流人口の拡大や、海洋深層水の新たなプロモーションにつながる可能性もございます。このため、室戸市はこのたびの12月議会におきまして、今後高知海洋深層水企業クラブや高知大学などの支援も受けながら、深海

水族館の整備の可能性について検討を行う意向である旨を表明されました。

県といたしましては、現段階では整備に関する具体的な支援策をお示しすることは難しく、国の支援策についても同様でございますけれども、地域アクションプランとして検討段階から積極的に関与させていただき、支援の在り方について議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) 木質バイオマスに対する支援についてお尋ねがございました。

御質問にありました木質バイオマス発電による売電と併せ、発生した熱なども利用する事業、これはエネルギーの効率利用だけでなく、収益確保の観点からも効果的であり、県の産業振興計画にも位置づけ、その推進に取り組むこととしております。こうした熱電併給事業は、地域内で熱利用を行う施設の規模あるいは発電燃料となる原木の調達可能量などを考慮しながら進める必要がありますので、比較的小規模なものから取り組む事例、これが多くなるものと考えております。

その支援でございますが、これらの施設を中小企業等が整備する場合は、日本政策金融公庫あるいは県の制度融資が活用できます。これに加えて、FIT認定以外の発電施設については、国の補助制度も活用いただけます。また、発電施設本体への支援ではございませんが、例えばチップやペレットなどの発電用燃料を加工、供給する施設を整備する場合も、国の補助制度の対象となる場合がございます。こちらの活用も検討できますので、御相談いただければと考えております。

一方、こうした取組を進めるに当たりましては、計画段階から木質バイオマスを安定的に確

保することが必要となってまいります。このため、全体の原木生産量の拡大を図る中で、低質材の出荷量も増加するよう、引き続き搬出間伐や皆伐施業への支援を行ってまいります。あわせて、発電燃料としての活用が期待できます早生樹、コウヨウザンの導入も進めてまいります。

木質バイオマス発電事業の推進は、余すことなく木材を活用することで、中山間地域の雇用確保、所得の向上につながるものと考えられますので、こうした川上から川下にわたりまして総合的な支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) 施設園芸ハウスへの木質バイオマス燃料による小型熱電併給システムの導入についてお尋ねがございました。

現在、高知工科大学では、令和元年度に設置されました小型熱電併給システムを活用した施設園芸ハウスにおいて、技術面、コスト面での検証や、環境データだけでなくエネルギーや木材チップのデータなどを統合的に管理するための研究を進めております。このシステムはエネルギーコストの削減につながることや、余剰電力の売電が可能となることなどのメリットがあります。また、県としましては、カーボンニュートラルの実現や、お話にありました災害時の電力供給も含めた、循環型の地域社会の構築につながるものと期待しているものでございます。

一方、現状では化石燃料のハウス加温システムに比べて25倍以上の導入コストがかかりますし、木質バイオマス燃料の安定的な確保にも課題がございます。このため、導入に向けましては、ランニングコストも含めたトータルのコストを見ていく必要がありますし、また個々の農家に導入ではなく、一定規模の農業経営体も含めた地域を挙げた取組が必要ではないかと考え

ております。

今後、高知工科大学の研究成果や、本山町での企業参入による最先端の取組などを踏まえ、地域での施設園芸ハウスへの小型熱電併給システムの導入の可能性を検討してまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、市町村と連携した地域振興への支援についてお尋ねがございました。

人口減少や高齢化が著しい過疎地域においては、地域の担い手不足や集落の活力の低下が大きな課題となっております。このことは、今年度実施しております集落实態調査の集計にも表れております。また、調査では集落を活性化する取組として、地域の祭りやイベントを通じた交流や移住者の受入れなど、地域外からの人材を求める声も数多くいただいております。

私自身も集落实態調査に参加をしまして、御高齢の地区長さんから生活の実態や集落の現状をお聞きする中で、衰退していく集落の姿を目の当たりにし、強い危機感を抱きました。一方で、それでもこの集落に生きていくんだという強い思いも語っていただき、改めて何とかしなければという中山間地域への思いを強くしたところです。

調査でもお聞きをしました地域の抱える課題やニーズに対して、県ではこれまでも市町村と連携して、地域づくりや集落活動などの担い手である地域おこし協力隊など、地域外からの人材の確保や育成に取り組んでまいりました。また、産業の担い手の確保に向けましては、昨年度制度がスタートした特定地域づくり事業を推進しておりまして、今月東洋町において県内第1号となる特定地域づくり事業協同組合が誕生いたしました。今後、3名の職員を組合で雇用して、町内の農業、製炭業、宿泊業などの事業者に派遣を行い、産業の担い手として地域を支

えていかれるとお聞きをしております。

県としましては、東洋町の取組をモデルとして、各市町村に事例を紹介し、勉強会などを開催することで、県内各地に特定地域づくり事業の輪を広げていきたいと考えております。担い手の確保は、中山間地域の一番の課題であります。今後とも市町村と一体となって、こうした国の制度などを活用しながら、移住促進の取組とも連動させることで、地域や産業の担い手をさらに確保し、地域の活性化につなげてまいります。

次に、市町村と連携した移住、定住を支援する取組についてお尋ねがございました。

本県に移住し、移住後もその地域になじんで定住していただくためには、移住前から移住後までのそれぞれの段階で、地域での暮らしに関する様々な疑問に答え、不安に寄り添うなど、相談体制が重要となっております。

本県の相談体制としましては、移住前の段階では県の移住・交流コンシェルジュが窓口となり、移住希望者の意向を確認した上で、市町村とのマッチングを行っております。コンシェルジュからバトンを受けた市町村では、移住希望者に地域の魅力と併せて生活環境や慣習などをお伝えし、移住へと導いているところです。

また、移住後のアフターフォローとしましては、市町村の移住相談窓口のほか、移住者の身近な相談役として、県が地域移住サポーターを委嘱しております。サポーターには市町村との連携の下で移住者相互の、あるいは地域の方々との交流の場にも参加し、定住に向けたアドバイスなどを行っていただいております。

議員のお話にありました室戸生活亀鶴の活動は、このような行政の取組に相乗効果を生むものです。先輩移住者としての経験を踏まえ、移住前から移住後まで相談者に寄り添い、移住者と地域をつなぐ非常に大切な取組であると感じ

ております。県としましては、このような好事例を市町村に紹介するなど、行政と地域が一体となって相談者に寄り添うことができる相談体制の充実を図り、地域の担い手ともなる移住者の確保をさらに進めてまいります。

○15番（弘田兼一君） それぞれ御丁寧で前向きな御答弁ありがとうございます。

私は質問を作るときに、自分の活動で地域の人と話ししたこととか、そういった経験を基に質問を作らせていただいております。そういった意味で、私は地元の声を県議会を通じて執行部の皆さんにお伝えできているんじゃないかというふうに思っております。

今日は2問はいたしません。I ターンの話をしたんですけど、ほかにも例えば廃校水族館の横に、たのしいなという集落活動センターがあるんです。そこで高知新聞によく載るんですけど、その活動がですね。その活動の中心となっているのが、やっぱり家族でI ターンをしてくれて、椎名で暮らしてくれている御家族が中心となつての活動であります。ですから、今過疎地、私たちのところであつては、I ターンで夢を持って来てくれた人が地域を引っ張ってくれる存在になってくれているように感じておりますし、それをこれからもできる限り助けなければいけないというふうに思っておりますので、県もこれからもさらに御協力のほどお願いをいたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（森田英二君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表及び請願文書表配付）

○議長（森田英二君） ただいま議題となっている第1号から第21号まで及び報第1号、以上22件の議案を、お手元にお配りいたしてあります。議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末221ページに掲載〕



請願の付託

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第2-2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで、以上4件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末225ページに掲載〕



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明17日から22日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月23日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月23日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時16分散会

令和3年12月23日（木曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 上 治 堂 司 君
- 2番 土 森 正 一 君
- 3番 上 田 貢太郎 君
- 4番 今 城 誠 司 君
- 5番 金 岡 佳 時 君
- 6番 下 村 勝 幸 君
- 7番 田 中 徹 君
- 8番 土 居 央 君
- 9番 野 町 雅 樹 君
- 10番 浜 田 豪 太 君
- 11番 横 山 文 人 君
- 12番 西 内 隆 純 君
- 13番 加 藤 漠 君
- 14番 西 内 健 君
- 15番 弘 田 兼 一 君
- 16番 明 神 健 夫 君
- 17番 依 光 晃一郎 君
- 18番 梶 原 大 介 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 大 石 宗 君
- 26番 武 石 利 彦 君
- 27番 田 所 裕 介 君
- 28番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

38番 桑 鶴 太 朗 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 公安委員長 西 山 彰 一 君
- 警察本部長 熊 坂 隆 君
- 代表監査委員 植 田 茂 君
- 監査委員局長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
総 務 課 長 濱 口 栄 喜 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
議 事 課 長 補 佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君



議 事 日 程 (第 5 号)

令和3年12月23日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和3年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改

正する条例議案

- 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 令和4年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 15 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 県有財産(南国日章産業団地)の処分に関する議案
- 第 18 号 (新)安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道の路線の変更に関する議案
- 第 20 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 21 号 令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 請第1-1号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について
- 請第1-2号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について
- 請第2-1号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
- 請第2-2号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について
- 追加
- 第 22 号 高知県公安委員会の委員の任命につ

いての同意議案

追加

議発第1号 原油価格・エネルギー価格の安定化・低廉化を求める意見書議案

追加

議発第2号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書議案

第2 議員辞職の件

追加 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任

追加 継続審査の件

追加 議席の一部変更の件



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末242ページに掲載〕



委員長報告

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第21号まで及び報第1号並びに請第1—1号から請第2—2号まで、以上26件の議案並びに請願を一括議題といたし

ます。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長西森雅和君。

（危機管理文化厚生委員長西森雅和君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（西森雅和君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案から第6号議案、第9号議案、第10号議案、第15号議案、第20号議案、以上8件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第20号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、臨時医療施設運営等委託料について、執行部から、新型コロナウイルスの感染拡大が今後も中長期的に反復する可能性があることを前提として、県内の総合的な保健・医療提供体制を強化する。患者急増時の緊急的な対応として、高知医療センターに隣接するやまももに設置する、臨時医療施設の運営に係る経費であるとの説明がありました。

委員から、臨時医療施設の開設後速やかに対応ができるよう、あらかじめ訓練を行う必要があるのではないかとの質疑がありました。執行

部からは、事務については一定ノウハウのある業者を予定している。医療従事者については、事前に臨時医療施設となるやまももで研修が必要ではないかという話を医師会ともしており、今後検討していくとの答弁がありました。

保健・医療提供体制の強化に関連し、別の委員から、入院病床等の拡充は心強く思うが、対応する医療従事者の確保についてはどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、確保病床をフル活用しようとする、それなりの人員が必要になる。急激な感染拡大時には、一般医療に従事する医師や看護師等を新型コロナウイルス対応に振り分ける対策も必要になると考えているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、東部や幡多圏域での宿泊療養施設の整備についてどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、県を大きく西部と東部に分けて考えざるを得ない。通常の医療についても、安芸・高幡圏域はかなり中央圏域の医療機関への依存が強いが、幡多圏域は独立性が強い。宿泊療養施設については、規模や設備など様々な問題があり、なかなか確保しづらいが、幡多圏域については、高知市まで2時間程度かかることもあり、できれば確保したいと考え、関係機関と協議しているところであるとの答弁がありました。

次に、感染症対策事業費により実施するPCR等検査の無料化について、執行部から、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、ワクチン・検査パッケージなどの利用を促進することとし、健康上の理由などによりワクチン接種ができない方を対象に、薬局や民間検査機関等で無料の検査を実施する。あわせて、感染拡大の傾向が見られる場合には、ワクチン接種者も含めて、感染不安を感じている無症状の方を対象として、幅広く無料で検査を実施するとの説明がありました。

委員から、どのように県民に周知していくのか。検査の趣旨を踏まえると、風邪症状などがあれば、医療機関へ行っていただくことも含めて理解してもらう必要がある。内容をどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、第4波、第5波の感染拡大時にも、無症状の方を対象として無料の検査を実施しており、広報に当たっては、症状のある方は検査協力医療機関を受診していただきたいということを強く説明してきた。今回の検査でもこのことを分かりやすく説明していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、検査の実施に当たっては、県外からの旅行者を対象とするかどうかなど、ルールを明確にしておく必要がある。国に対して、ルールを示すよう求めることが大切ではないかとの質疑がありました。執行部からは、疑問点については国にしっかりと確認し、委託先や県民にも周知を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、健康政策部であります。

新型コロナワクチン接種について、執行部から、現時点での実施状況と、12月1日から開始した3回目のワクチン接種のスケジュール等について説明がありました。

委員から、3回目の接種に必要なワクチンは要求どおり国から配分されるのかとの質問がありました。執行部からは、今のところ、3月までに8か月経過して対象となる方の分が示されており、その分については総量確保できているとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

執行部から、8月に実施した高知県ひとり親家庭等実態調査の結果と今後の取組の方向性について説明がありました。

委員から、独り親家庭を取り巻く様々な課題に対しては、子供の側からの支援にも力を入れることが大切だが、どのように進めていくのかとの質問がありました。執行部からは、スクールソーシャルワーカーと福祉部門との連携が重要だと考えている。子供の情報を共有し、家庭については、状況に応じて福祉部門が市町村の関係部署につなぎながら支援することを進めていきたい。また、来年度子供向けに実施するヤングケアラーの実態調査に併せて、各種支援制度を子供たちに周知する取組も行いたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、今後の取組については、市町村との連携が重要になる。各市町村における取組が進むよう、調査で明らかになった実態を市町村とも共有することが必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、市町村には今回の調査に協力もいただいております、調査結果を分析した上で、情報共有していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

高知工科大学新学群検討会の開催状況について、執行部から、これまで3回の検討会を開催し、第1回では高知工科大学から大学の現状や新学群の概要、施設整備について説明を受けた。その後2回にわたり各産業・関連分野からのヒアリングを実施し、それぞれ意見交換を行ったとの説明がありました。

委員から、ヒアリングの結果、設置に反対する意見はなかったかとの質問がありました。執行部からは、デジタル化、DXの推進は本県にとっても重要であり、新学群は必要であるとする意見や、期待するという意見が多かった。検討会には、工科大学の学長や、新学群の検討を進めている教員が出席しており、検討会からいただいた意見を踏まえた取組が進むものと考え

ているとの答弁がありました。

別の委員から、高知県全体のDXという意味では、工科大学だけでなく、県内の他大学との連携も含めて考えていくべきではないかとの質問がありました。執行部からは、ヒアリングでもデジタル化に向けた構想の下、連携して進めていくべきではないかとの意見もいただいております、検討したいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 商工農林水産委員長野町雅樹君。

（商工農林水産委員長野町雅樹君登壇）

○商工農林水産委員長（野町雅樹君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第16号議案、第17号議案、第20号議案、報第1号議案、以上6件については全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第20号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、中小企業制度金融貸付金保証料補給金について、執行部から、国は令和3年4月からスタートさせた金融機関の伴走支援型特別保証制度を、経済対策として大幅な拡充を図る予定であることから、県としてもこの機会に県制度融資のメニューとして位置づけ、保証料ゼロで新規または借換えの融資を可能とすることで利用を促進し、事業者の資金繰り支援と経営改善に向けた取組を積極的に推進していこうとするものであるとの説明がありました。

委員から、コロナ関連融資の出口戦略としてよい制度であり、また事業者の資金繰りの面では効果があると思うが、経営改善ができなければ結局は返済の先延ばしに終わってしまう。一番大事なことは金融機関の積極的な伴走支援であり、県としてもしっかりと連携することが求められると思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、原則として四半期に1度、金融機関が事業者の経営状況等を確認することを求める制度であり、事務の負担が増す部分があるが、前向きに協力していただける意向を確認しており、県としても連携を取りながら支援していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第20号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、県営ため池等整備事業費について、執行部から、国の経済対策補正予算を活用し、農業ため池の老朽化対策や耐震補強対策などの促進を図るものであるとの説明がありました。

委員から、防災重点ため池等の整備事業を加速していると思うが、耐震調査や整備事業は順調に推移しているかとの質疑がありました。執行部からは、防災重点ため池は222か所あり、事業完了分等を除いた調査対象163か所のうち、98か所は調査の結果対策が必要であることが判明したため、残る65か所について今年度から調査を実施しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、南海トラフ地震対策は重要であり、スピード感を持ってしっかり進めてもらいたいですが、対策が必要な箇所については市町村と連携して順調に進んでいるかとの質疑がありました。執行部からは、堤高15メートル以上のものは全て着手済みであるので、残る箇所については、下流に人家が多いものや貯水量が多いものを優先し、順次整備事業に着手していくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、林業振興・環境部についてであります。

執行部から、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、本年度策定している高知県脱炭素社会推進アクションプランの素案について報告がありました。

委員から、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、2030年の中期目標の達成は必須であり、しっかりと進捗管理が求められる。現場での取組は非常に重要であり、特に産業現場にこうした取組を徹底しないとなかなか実効性が上がっていかないと思うが、進捗管理体制はどうかとの質問がありました。執行部からは、県庁内の体制を見直して、来年度は知事をトップとした推進本部を立ち上げ、進捗管理を行っていく。また、外部委員会である高知県脱炭素社会推進協議会には、産業部門の団体も参加しており、連携を取りながら強化していくとの答弁がありました。

別の委員から、このアクションプランの重要性を県民や事業者に伝えるためには、工夫が必要だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、アクションプランは県民の共感を得て進めることが大事だと考える。そのためには、メディア等を活用したアクションプランのPRに取り組むとともに、産業振興や雇用にもつながる取組であることも含めてしっかりと県民に示していくとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

執行部から、小笠原諸島の海底火山、福德岡ノ場の噴火に伴う高知県沿岸への軽石の漂着に備えた港湾、漁港における軽石流入防止対策について報告がありました。

委員から、軽石が港などに滞留し出漁ができない場合は、漁業補償があるのかとの質問がありました。執行部からは、減少した漁業収入は漁獲共済で対応するとの国の方針が示されてい

るが、県内漁業者の加入者は少ない現状があるとの答弁がありました。

別の委員から、漁業収入が減少した未加入者については、軽石の撤去・処分作業に従事してもらうなど仕事の補償、あるいは県単独補助金などで支援することの検討が必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、沖縄県など他県の取組や国の動向を注視し、未加入者への減少した漁業収入に対する支援について検討していきたいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 産業振興土木委員長金岡佳時君。

（産業振興土木委員長金岡佳時君登壇）

○産業振興土木委員長（金岡佳時君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第11号議案、第19号議案から第21号議案、以上5件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、観光振興部についてであります。

第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算」のうち、債務負担行為に計上している観光振興推進事業費補助金について、執行部から、高知県観光コンベンション協会に対する補助金のうち、令和4年度のこうち旅広場の運営に係る民間事業者への委託に関する経費である。こうち旅広場の観光案内機能を強化するため、来年度から観光案内の業務は観光コンベンション協会の直営により行うよう改め、施設の管理運営やイベントの実施、龍馬パスポート窓口業務は従前どおり委託するよう計画しているとの説明が

ありました。

委員から、観光案内業務を観光コンベンション協会の直営にするに当たっては、中山間地域にも足を延ばしてもらうとか、公共交通機関を利用してもらうなど、県の課題と連動したきめ細かな情報を発信するよう望む。また、県内各地の観光案内所の魅力や機能の底上げを見据えて、地域と連携して取り組んでいてもらいたいとの意見がありました。執行部からは、観光案内を行うスタッフとの意思疎通を保てる利点により、同じ方向性で対処し、観光客の声を政策に反映するようにもしたい。また、こうち旅広場とほかの観光案内所をオンラインで結ぶとか、地域でつくられる旅行商品を案内し、誘導するといったことにも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、議案に関連し、執行部から説明があったリョーマの休日キャンペーンの今後の展開に関し、委員から、食を前面に打ち出した誘客戦略は賛同するが、一方で観光の目的は多様化しており、それぞれのニーズにきめ細かく応えていくためのビジョンはどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、その点は非常に重要なポイントで、コロナ禍で観光の価値観、楽しみ方が随分変わり、多様化してきており、今後もそういう動きは広がっていくと思われる。しっかりとマーケティング、ターゲティングして対応することが大きなミッションだと考えているとの答弁がありました。

続いて、報告事項についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

大阪の職員宿舎に係る使用料改定事務の遺漏と今後の対応について、執行部から報告がありました。平成28年度から29年度にかけて、風呂や台所などを新しくする営繕工事を行ったことに伴い、平成30年4月から増額改定した使用料を徴収すべきところ、この事務に遺漏があった。

今年11月分から改定した使用料を徴収しているが、この間において本来徴収すべき額と、実際の徴収額との差額は319万9,236円、対象者は21名となっている。この差額について、対象者に法的な支払い義務はないものの、宿舍改修の便益を受けた職員には、県への寄附の協力を依頼して受け入れることとしている。この寄附で差額が賄えない場合は、使用料改定業務に携わっていた職員による対応を検討していくとの説明でした。また、事務の遺漏が発生した原因の詳細と、再発防止策についても説明を受けました。

これに対し、複数の委員から、事務処理のミスは二度と起こさないよう反省し、再発防止を図らないといけないが、瑕疵のない入居者に遡って逸失利益分を寄附してもらおうという対応はいかがなものか。寄附の協力とはいえ、対象職員にとっては無言の圧力となり、強制的なものと同じ考えになるのではないかといった意見が相次ぎました。執行部からは、決して寄附を強制するつもりはないし、当時の業務に関わった職員から、何らかの責任を取りたいとの申出もあった。事務の遺漏によって逸失利益が発生しており、穴埋めする方策を検討したものの、委員の意見を踏まえ、対応を再検討するとの答弁がありました。

この件については、後日執行部から、再検討した対応方針について改めて報告を受けました。県民感情を考えると、やはり何らかの補填は必要であり、事務の遺漏が発生した当時の管理職員による補填を原則として対応したい。入居者には寄附は決して強制でないことを再度徹底し、それでもなお寄附の意向があった場合には尊重することとしたいとの説明でした。

委員から、この事案の責任の所在は当時の管理者にあるという整理かとの質問がありました。執行部からは、基本的に責任の所在は当時の管理職員にあると考えている。ただ、当時の管理

職員だけに補填を求めるのかに関しては、過度な負担とならないよう、補填方法のさらなる検討を行っていくとの答弁がありました。

複数の委員から、法的に求償できない事案を県庁職員だけに当てはめることには違和感が残るので、圧力を感じることがないように説明を尽くしてほしいとの意見がありました。

今回の逸失利益の補填の方策については、執行部としても、なお検討の余地を残している部分もありますので、当委員会として今後の経緯を注視していくこととします。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の経営状況と現在策定中の中期経営計画の進捗状況について、執行部から報告がありました。中期経営計画の詳細については、現在関係自治体と共に精査しており、コロナ禍により非常に厳しい経営が続いているとさでん交通に対し、公共交通の維持のため、関係自治体が一体となって、今後の行政支援の在り方を検討しているとの説明がありました。

委員から、とさでん交通に求める自助努力が過度なものになってしまうと、従業員の処遇面にしわ寄せが行き、社員がやめてしまうという懸念もある。そうしたことは絶対に避けるべきだと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、特に運転業務は土日・祝日勤務がある上、朝から夜までのローテーション勤務を担っており、継続的な経営には社員のモチベーションの維持が不可欠である。会社が将来に向けて安定的に経営ができることを社員に示すということも含め、モチベーションを下げることのないように留意して話し合っていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、公共交通を利用することは地球環境に優しいものであるという啓発についても取り組んでもらいたいとの意見がありました。

執行部からは、県全体でカーボンニュートラルの取組も進めており、今後県民への広報を強化し、公共交通機関が持つ環境面での強みについても情報発信していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、公共交通は道路などと同様、地域に必要な社会インフラであり、国に対して支援の在り方を強く求めていくに当たっては、アプローチの仕方をしっかり考えて取り組むことが重要であるとの意見がありました。執行部からは、特に赤字路線バスの場合、国庫補助を含めた現行の行政支援では十分でないことが明らかになっている。これまでは、高速バスなどの収益部門で公共交通部門の赤字を補うことができたが、それが成り立たなくなっている。この現状を国に伝え、国庫補助制度の在り方について改善してもらえるよう要望を続けている。また、鉄軌道についても、現在の国の支援が施設整備に限られており、運行に係る補助がないことから、地方負担が増大している現状を具体の数字でも示した上で政策提言しているとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

建設業活性化プランVer. 3の最終報告案について、執行部から、9月の当委員会が出た意見等も踏まえて取りまとめたもので、今後細部を調整の上、年度末までの早い時期に策定を完了し、取組を順次進める。来年度以降は検証委員会を開催して進捗管理と達成状況の検証を行い、必要な見直しも行いながら取り組んでいくとの説明がありました。

取組を強化することとしている人材確保策とデジタル化による生産性の向上について、委員から、プランの実効性を高めるためには、予算の確保と支援体制の構築をしっかりと行う必要があると思うが、その状況はどうかとの質問がありました。執行部からは、県と一体となって取

り組んでいく県建設業協会に対する補助金を増額して、活動しやすい状況をつくっていきたいと考えている。また、今年度建設事業者によるデジタル化推進の取組に対する補助金を約5,400万円計上しているが、要望も多く、来年度も同程度の予算額を要求しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、新たな取組への支援の窓口は県建設業協会のみでなく、より幅広く建設事業者が気軽に相談し、指導を受けることができる体制の整備が重要ではないかとの質問がありました。執行部からは、県においても本庁だけでなく、各土木事務所でも気軽に相談できるようにしていきたい。デジタル化に関しては、一部建設事業者で先進的な取組が行われている一方、県職員ではデジタル化の理解度に差があり、デジタル化の有用性を肌で感じる機会を増やして関心を高め、事業者における普及につなげていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 総務委員長下村勝幸君。

（総務委員長下村勝幸君登壇）

○総務委員長（下村勝幸君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第7号議案、第8号議案、第13号議案、第14号議案、第18号議案、第20号議案、報第1号議案、以上9件については全会一致をもって、また第12号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

なお、第12号議案に対し、委員から附帯決議案が提出され、採決の結果、賛成少数をもって否決されました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」について、執行部から、新型コロナウイルス感染症対策における臨時給付金に要する経費について、急施を要したため11月26日付で専決処分を行ったものであるとの説明がありました。

委員から、コロナ対応に係る専決処分報告については、これまでも数回ある中で、地方自治法第180条の規定により知事の権限により専決処分を行った上で議会に報告をすることで対応可能な事例についても、同法第179条の規定により議会に報告の上で承認を求めているが、その意図はどういったものかとの質疑がありました。執行部からは、財源を全額国庫支出金とする歳入歳出予算の追加または更正については、同法第180条の規定により知事が専決処分できる事項とされているが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、自治体によって比較的柔軟に活用できることから、より丁寧な対応が必要であると判断し、同法第179条を適用した手続を行っているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第12号「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国においていわゆる給特法の一部が改正され、休日の

まとめ取りのための1年単位の變形労働時間制の適用が示され、各地方公共団体の判断により選択的な導入及び活用が可能となったことから、制度活用のため条例改正するものであるとの説明がありました。

委員から、教員の多忙化の中でこの制度を取り入れることは、長時間労働の抜本的改善につながるものでなく、教育現場の実態に沿っていないとの声も聞かれているが、どのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、教員の働き方改革については、県としても全力で取り組んでいるところである。本制度については、県立学校の教育職員への意向調査において35.8%の方が活用を希望されており、また市町村立学校の教育職員が活用するためには県の条例改正が必要であることから、選択的な活用を可能とするための条件を整備することが県としての役割だと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、意向調査は教育職員が内容を熟慮できる状態で行った上で、結果についても判断すべきであるが、制度について十分に説明を行い周知がなされているのかとの質疑がありました。執行部からは、県立学校や市町村には文部科学省からの通知やパンフレットを送付し、機会を捉えて制度の内容等について説明を行い、教育職員への周知についてもお願いしてきており、意向調査実施の際には制度の概要など、その時点での情報を提示した上で回答いただいている。制度導入に当たっては、活用は選択制であることから、きちんと制度を理解されるよう、今後さらに情報提供を行うとともに、説明をしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校全体で教育に取り組んでいる中で、個人の判断で働き方を変えていく状況をつくることは難しいのではないかと。全国でも導入は少なく活用例も少ないが、どのよ

うに考えているかとの質疑がありました。執行部からは、現在全国では9道県が条例制定しており、四国内のほか3県も制定済みである。実際に活用されている例もあり、教育職員の希望によって取得できるものであることから、希望者が活用できるよう、県として環境整備をしていくものであるとの答弁がありました。

別の委員から、制度の対象となるには前年度の時間外在校等時間が上限時間の範囲内であることとされるが、制度導入にかかわらず、実効性のある働き方改革と長時間労働の縮減は目指すべきことである。制度導入によってその成果はどのように図られるのかとの質疑がありました。執行部からは、この制度の導入自体が勤務時間の縮減などにつながるものではないが、活用に向けては上限時間の範囲内に勤務時間を縮減していくことが必要である。働き方改革を進めていく中で、教員自身も働き方を見直す一つのきっかけとなるのではないかと考えている。また、教育職員の多様な働き方を促進し、教育職員の希望によって勤務時間を動かしやすくすることで負担の軽減につながり、ひいては教育職の魅力の向上につながるものであると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、教育職員や学校に対して活用の強制や市町村への制度導入の強制はあってはならない。それぞれの選択によって活用されることが前提であるが、学校により本人の意思に反して活用を促すことになりはしないかと懸念するが、その点についてはどのように担保されるのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村や学校単位での活用を強制するものではなく、教育職員個人の単位でも希望により活用できる、休日取得制度の選択肢の一つとするものである。制度の活用に当たっては、教育委員会、校長及び希望する教育職員が共通認識を持つことが重要で、教育職員の健康及び福祉

の確保を図るための措置を講ずることが活用の前提となっている。決して制度の活用を強要するものではないことを学校には説明をしている。また、市町村立学校については、本制度の導入自体が選択制であることから、各市町村教育委員会で学校の状況や教育職員の意向等を踏まえて検討していただくものであるとの答弁がありました。

別の委員から、これまで他県が取り組んでいる中での課題や今後の改善点について議論をして、制度を生かせるようにしていくべきだと思いがどう考えるかとの質疑がありました。執行部からは、既に導入している他県の事例については今後とも情報を収集し、制度を有効に活用していけるよう検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、これまでも教員の負担軽減に向けて様々な取組を行ってきており、今回は新たな選択肢を増やすということである。活用を強制するものでなく、教育職員、学校、教育委員会が連携しながら計画的に実施するということを担保された上で、他県の例も参考にしながら、多くの方に活用いただける、また現場の状況を改善するような運用となるよう、しっかりと取り組んでいただきたいとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第11号議案まで、第13号議案から第19号議案まで及び第21号議案、以上18件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、以上18件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は承認であります。委員長報告の

とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり承認されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とする

ことに決しました。

次に、請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第22号)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末231ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第22号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたし

ました議案について御説明を申し上げます。

第22号議案は、高知県公安委員会委員の小田切泰禎氏の任期が今年25日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第22号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決(議発第1号 意見書議案)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号 巻末232ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「原油価格・エネルギー価格の安定化・低廉化を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「原油価格・エネルギー価格の安定化・低廉化を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第2号 意見書議案)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末234ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番(坂本茂雄君) お許しをいただきましたので、ただいま議題となりました議発第2号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書議案」について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

戦後76年を経過した今、戦没者の遺骨収集という問題を通じて、戦争は終わっていないことが私たちに突きつけられています。それは、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた沖縄県においてです。

昨年4月、防衛省は改良工事等の必要から沖縄県に対して設計変更申請を行い、その中の埋立土砂計画には候補地の沖縄県内調達可能量として、南部地区で東京ドーム25個分の調達可能量を明らかにしました。

沖縄島南部は凄惨な地上戦となった沖縄戦の激戦地であり、沖縄県民のみならず、日本兵、朝鮮半島出身者、米兵など様々な戦没者の御遺骨が今もその地に眠られています。戦没者の遺骨収集が終わっていない当地から採取した土砂を埋立てに利用することは、戦没者を冒瀆し、

御遺族の心情を踏みにじる重大な人権問題であると言えます。

ここでは、12月17日の危機管理文化厚生委員会で意見書不一致の理由として出された御意見などを踏まえて、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求めることについて述べさせていただきます。

まず、政府はどこの土を埋立てに使うか決めていないとの御意見があったようですが、南部地区での採取が始まってからでは遅いのです。防衛省や政府も、遺骨混じりの土砂採取に関して、具体的な調達先は決まっていなが、仮に南部地区から行われるとしても、採取業者において御遺骨に配慮した採取が行われるとの考えを繰り返されています。しかし、遺骨に配慮した採取とはどういうことなのでしょうか。

土砂採取の際に、遺骨が混入していないことを確認した上で行うということは、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって実施する戦没者の遺骨収集を終えてからのことではないのでしょうか。それを行わずに、御遺骨に配慮した採取などは困難であり、12月14日の衆議院予算委員会で岸田首相も、沖縄においていまだ御遺骨の収集が進められているとき、御遺骨問題は大変重要な問題であるとの認識を示されており、政府・防衛省は戦没者の遺骨等に配慮し、南部地区の土砂は埋立てに使用しませんと明言することが求められているのではないのでしょうか。

また、沖縄では掘削で出た遺骨は吊っているとの御意見もあったようですが、それは当然のことです。むしろ、先ほど述べたように、大量の土砂を掘削しながら、その中から遺骨を分別することは不可能なのではないかと思わせるを得ません。

糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある平和の礎には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄

戦などで亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘され、中には本県出身者が1,008名も含まれています。その糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の沖縄戦跡国定公園として指定されています。

同地域では、沖縄戦で犠牲となった県民や命を落とされた兵士の約3,000人近い遺骨が残されているとされ、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

本県においても、沖縄戦戦没者832人や南方諸地域戦没者1万7,713人の御霊を弔うため、県民の浄財と郷土産の石材をもって土佐之塔が糸満市の隣接町である八重瀬町具志頭の丘に建立されています。そして、全国の沖縄以外の46都道府県全ての慰霊碑が周辺に存在するということは、沖縄だけの問題ではなく、全ての都道府県、国民の課題であります。

さらに、事業を速やかに進めたいからとの御意見も述べられたようですが、埋立事業の加速化が遺骨収集の推進に優先するのかと問わざるを得ません。さらに、防衛省の言う南部地区からの土砂調達可能量は、南部地区の13業者にアンケート調査をした回答にすぎず、義務づけられている採掘後の埋め戻し及び植栽などを無視して、事業を速やかに進めることなど考えられません。

沖縄県戦没者遺骨収集情報センターの沖縄での遺骨収集状況によると、2013年から2019年の集計では収容数は677柱であり、そのうち約7割の469柱が南部地区からのものであることが報告されています。未収骨数が2,800柱余と言われている中、2016年4月に施行された戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づく遺骨収集こそが、丁寧に進められるべきであります。

法第3条で、国の責務として、国は、戦没者

の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有するとして、第2項では、国は戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成28年度から平成36年度、つまり令和6年度までの間を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとするとしています。

そして、第5条では、この集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。

集中実施期間における地域ごとの取組方針は、一柱でも多くの遺骨を早期に収容または本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、この取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進するものとされています。このことこそが、沖縄県の皆さんはもちろん、沖縄戦での戦没者を多く出した本県をはじめ、全国の御遺族に思いをはせるときに取り組むべきことであると言わざるを得ません。

そのためにも、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨が混入している可能性がある土砂の埋立てへの使用は行わないなど、沖縄県民の心情に寄り添う丁寧な対応を行い、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施することを求める本意見書に対して、議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第2号「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

(17番依光晃一郎君退場)



議員辞職の件

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員依光晃一郎君から議員辞職願が提出されております。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、令和3年12月23日をもって議員を辞職したいので許可願います
令和3年12月17日

高知県議会議員 依光晃一郎

高知県議会議長 森田 英二様

○議長(森田英二君) 日程第2、議員辞職の件を議題といたします。

これより、依光晃一郎君の議員辞職の件を採決いたします。

依光晃一郎君の議員辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、依光晃一郎君の議員辞職を許可することに決しました。

依光晃一郎君の御挨拶があります。

(依光晃一郎君入場、登壇)

○(依光晃一郎君) まずもって、このような機

会をつくっていただきましたことに関しまして、森田議長をはじめ皆様方に感謝を申し上げます。

さて、私は高知県議会の一員であることに大きな誇りを持ってこれまで活動をしてまいりました。私は、政治とは未来をよりよいものに変えるための活動であり、議会とはよりよい未来を決めるための大切な場であると考えています。そして、その前提に立ち、私は議会での質問について、多くの県民の皆様から教えていただいたことを基に、独自に調べたことを盛り込んで、議会での議論に少しでも広がりを与えられればと努力をしてまいりました。

今、この場に立つ私は、全てやり切ったという思いでおります。私の県政への思いは全て議会の議事録に残しました。今後御参照いただけることがあればうれしく思います。

最後に、日本の民主主義は土佐の先人によって切り開かれたのだという話をさせていただきます。私がそう考える根拠は、慶応3年、薩摩藩と土佐藩で結ばれた薩土盟約の、議事院上・下を分ち、議事官は上は公卿より下は陪臣・庶民に至るまで正義純粹の者を選挙し、なほかつ諸侯も自らその職掌に因て上院の任に充つという条項によってです。封建社会で生きてきた土佐の先人が、庶民への政治参加の道を開いたのだと平成29年12月定例会で取り上げさせていただきました。この土佐人の民主主義への情熱は、五箇条の御誓文、また自由民権運動の中心人物であった初代高知県議会議長、片岡健吉先生を通じて、この高知県議会に受け継がれています。

私は、この輝かしい高知県議会の一員として、約11年間活動させていただいたことを誇りとして、これからの人生を歩んでいきたいと思っております。先輩議員、同僚議員、知事はじめ執行部の皆様、そして議会事務局の皆様に感謝を申し上げまして、私のお礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

(依光晃一郎君退場)



新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

議員の辞職に伴い、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により野町雅樹君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員に野町雅樹君を選任することに決しました。



継続審査の件

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末237ページ〕
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ∞∞∞ —————

議席の一部変更

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

議員の辞職及び所属会派の変更に伴い、議席の一部変更を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議席の一部変更の件を議題といたします。

〔議席の一部変更(案) 巻末239ページ〕
に掲載

お諮りいたします。議席の一部変更の件については、お手元にお配りいたしてあります議席の一部変更案のとおり議席を変更することに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、議席の一部変更案のとおり議席を変更することに決しました。

なお、決定後の議席につきましては、次に開催される本会議からということで、御了承願います。

————— ∞∞∞ —————

○議長(森田英二君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

————— ∞∞∞ —————

閉会の挨拶

○議長(森田英二君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、県政の喫緊の課題である新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止を一層進めていくため、医療体制の強化や、ワクチン・検査パッケージの定着のための予算などが提案をされました。またあわせて、国の経済対策補正予算を活用した社会経済活動の本格的な回復に向けた当面の強化策等も提案をされました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事はじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、今、今年を振り返ってみますと、この

1年間を通じて終始新型コロナウイルス対策に明け暮れた一年であったと言っても過言ではありません。そうした中で、6月には議員提案による新型コロナウイルス感染症に関連した条例が可決されました。この条例は、全国的に見てもまれな、ワクチン未接種者への差別的な取扱いや誹謗中傷の禁止が盛り込まれるなど、先進的で誇り高い条例と言えます。また、県と県民と事業者が一致団結してこの災禍を乗り越えていこうとする力強く、そして明確なメッセージを打ち出したものとなりました。

しかし、その一方で、8月には1日に100人を超える新規感染者の発表や、国のまん延防止等重点措置の適用地域に指定されるなど、新型コロナウイルスの第5波が本県を襲いました。このことで、コロナ感染者用に確保しておりました宿泊療養施設の収容能力が逼迫する状況となり、また町のにぎわいも再び冷え込むこととなりました。しかし、一方そうした中でも、夏に開催されました東京オリンピック・パラリンピック競技大会での本県選手たちの活躍や、本県を舞台としたアニメーション映画の公開、また明治4年廃藩置県から150年の節目の年を迎えるという明るい話題などもありました。

幸いなことに、年末年始を目前にした今、新規コロナ感染の発生が40日間なく、本県ではほぼ完全に鎮静化をいたしました。引き続き、十分な感染予防対策を取りながらも、経済の回復に向けた積極的な活動が今や大切な局面となっております。執行部におかれましても、どうか皆様方の英知を絞り、新型コロナウイルス感染の完全な収束と社会経済活動の早期回復による県勢浮揚を目指し、積極的で、そして前向きな取組を精力的に進めていただきますようお願いを申し上げます。

さて、今年も残り僅かとなりました。議員各位をはじめ執行部、報道関係の皆様方におかれ

ましては、くれぐれも感染予防に留意され、御自愛の上、皆様お元気で新春を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆さんにとって希望あふれる明るい年となりますよう心から御祈念を申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和3年12月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、新型コロナウイルス感染症対策や経済影響対策をはじめ、高知版地域包括ケアシステム、中山間地域の振興、さらには教育政策などに関して数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気を引き締めて今後の県政の運営に努めてまいります。

今月7日で私の任期の折り返しを迎えましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及びまして、日々その対応に力を注いだ2年間でありました。その間、繰り返し訪れず感染の波に対しまして、県民の皆様、事業者の皆様、医療関係の皆様と一丸となって対策に取り組んでまいりました。皆様の御協力と御尽力によりまして、県内の感染状況はここ2か月余り落ち着きを見せておりますけれども、気を緩めることなく、次なる感染拡大に備えて保健・医療提供体制を強化してまいります。

同時に、社会経済活動の回復に向けた取組を前へ前へと進めてまいりますとともに、将来に向かって県経済の持続的な成長を実現していくために、コロナ禍後の社会構造の変化を的確に捉えまして、県の各施策を進化させてまいりたいと考えております。さらなる県勢浮揚に向けて、新しい時代の潮流を見極めながら、成長の原動力となることを見込まれますデジタル化、グリーン化、グローバル化といった視点に立ちまして、新しい産業の創出に向けた取組などに挑戦をしてまいります。

今後、県政運営を進めていきます上で、人口減少や中山間対策といった本県が直面をいたします構造的な課題に対しまして、しっかり腰を据えて取り組んでいく必要がございます。そのためには、対話を通じて県民の皆様と心をつたえて、共に立ち向かうことが何よりも重要であると考えます。そして、県民の皆様の共感を得ながら、産業振興計画や南海トラフ地震対策、日本一の健康長寿県構想など、これまで構築をしてまいりました政策群を一層磨き上げ、強化をし発展させてまいる所存であります。議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうかよろしくお祈りを申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなりましたが、議員の皆様方には御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。



○議長（森田英二君） これをもちまして、令和3年12月高知県議会定例会を閉会いたします。
午前11時18分閉会